

令和4年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

地域	開催日	時間
大船地域	7月4日（月）	午後 2時～4時
深沢地域	7月7日（木）	午後 2時～4時
玉縄地域	7月11日（月）	午後 2時～4時
鎌倉地域（南地区）	7月25日（月）	午後 2時～4時
鎌倉地域（東地区）	7月26日（火）	午前 10時～正午
鎌倉地域（西地区）	7月26日（火）	午後 2時～4時
腰越地域	8月4日（木）	午後 2時～4時
西鎌倉地域	8月5日（金）	午後 2時～4時

第1部：市長からの報告

「共生社会の取組み、本庁舎整備について」

第2部：地域の懸案事項に関する報告

第3部：本年度の地域の課題に関する懇談

令和5年1月 市民防災部 地域のつながり課

目 次

全地域共通

第1部：市長からの報告（全地域共通）	P. 1
「共生社会の取組み、本庁舎整備について」	

大船地域	P. 22
------	-------

第2部：地域の懸案事項に関する報告	P. 25
-------------------	-------

① 北鎌倉裏トンネルの現状について

② JR 引込線の活用について

③ 防災活動の支援について

第3部：本年度の地域の議題に関する懇談	P. 31
---------------------	-------

① ごみ問題について

② がけ地対策について

③ 災害時の治水について

④ 大船地域の郷土資料館について

⑤ 大船体育館について

⑥ 空き家対策について

深沢地域	P. 56
------	-------

第2部：地域の懸案事項に関する報告	P. 58
-------------------	-------

① 梶原四丁目用地利活用事業について

② 笛田地域の風水害時一時避難所について

③ 深沢地域整備事業の進捗状況について

④ JR 引込線の活用について

第3部：本年度の地域の議題に関する懇談	P. 64
---------------------	-------

① 市役所本庁舎移転計画の進捗状況と、今後のスケジュールについて

② 深沢地域整備事業及び新駅設置の進捗状況と、今後のスケジュールについて

③ 避難行動要支援者名簿について

④ 中外製薬(株)鎌倉研究所跡地の土地利用について

玉縄地域	P. 89
------	-------

第2部：地域の懸案事項に関する報告	P. 92
-------------------	-------

① 岡本二丁目マンション跡地について

- ② 県道 304 号線、山崎跨線橋南～鎌倉武道館東側の渋滞問題 に関して
- ③ 市庁舎と（仮）村岡新駅について
- 第 3 部：本年度の地域の議題に関する懇談 P. 97
- ① 本庁舎づくりと深沢地区の都市計画について
- ② 民生委員と児童委員の選出について
- ③ 鎌倉 13 人の PR について
- ④ 玉縄支所の地域支援機能について

鎌倉地域 - 南地区 P. 121

- 第 2 部：地域の懸案事項に関する報告 P. 123
- ① 自治会・町内会活動の今後の対応について
- ② 旧材木座保育園跡地を公的津波避難施設の建設用地として活用すること

- 第 3 部：本年度の地域の議題に関する懇談 P. 127
- ① 庭木の道路上への張り出しについて
- ② ゴミ回収業者の変更時には引継ぎをきちんとして
- ③ 旧材木座保育園跡地に災害時の公的避難施設建設を求める件
- ④ 高潮ハザードマップの沿岸部地域への印刷物早期配布の要望
- ⑤ 青少年指導員等候補者の推薦について
- ⑥ 道路の注意書について
- ⑦ 防犯灯管理の自治会から鎌倉市の移管について
- ⑧ 小坪トンネル工事の鎌倉市分の早期工事着工を

鎌倉地域 - 東地区 P. 166

- 第 2 部：地域の懸案事項に関する報告 P. 168
- ① ゴミ焼却施設を市内に建設する
- ② 観光行政（マナー等）について
- 第 3 部：本年度の地域の議題に関する懇談 P. 176
- ① 浄明寺五丁目広場の井戸について
- ② 市道等のセットバック敷地の管理（維持）は誰か
- ③ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について
- ④ 住宅地におけるコインパーキングについて

鎌倉地域 - 西地区 P. 202

- 第 2 部：地域の懸案事項に関する報告 P. 204
- ① 由比ガ浜四丁目開発計画について
- ② 観光地における交通渋滞の解消について

- ③ 可燃ゴミの減量・資源化事業について
- 第3部：本年度の地域の議題に関する懇談 P. 213
- ① 長谷（大仏方面）銭洗弁天方面観光客用公衆トイレの新設
- ② 住民を主体とした陸・海での行政展開を市内の交通問題と総合的に観察して
- ③ 空き家対策について
- ④ 鎌倉海水浴場運営について

腰越地域 P. 235

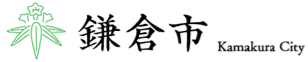
- 第2部：地域の懸案事項に関する報告 P. 237
- ① 諏訪ヶ谷の崖について
- ② 腰越なごやかセンター周辺道路整備について
- ③ 不法に駐輪する自転車の対策について
- ④ 津西一丁目31番のT字路での危険防止措置について
- ⑤ 民泊業者への規制について
- ⑥ 青少年広場の滑り台の撤去及び新設について
- 第3部：本年度の地域の議題に関する懇談 P. 248
- ① 公共エリアにおける防災井戸の新設について
- ② 神戸川沿いの閉鎖道路の開通について
- ③ 地域活動活性化のための補助金の創設について

西鎌倉地域 P. 268

- 第2部：地域の懸案事項に関する報告 P. 270
- ① 防犯カメラ設置費補助申請の問題
- ② 電動車椅子が走り難い歩道の改善要望
- 第3部：本年度の地域の議題に関する懇談 P. 297
- ① 市道における制限速度遵守への働き掛け
- ② 地域の空き家と崖のリスクについて
- ③ 小中学校の統合計画の現状と今後の進め方（西鎌小、手広中学が腰越小学校と腰越中学校へ統合？）
- ④ ふれあい地域懇談会のあり方と市の広報のあり方・全市的あるいは地域別の行政課題の集約と対応等の発信方法整備
- ⑤ やまゆり坂のがけ地（市有地部分）の防護
- ⑥ 手広4丁目30-6下水道占有料の納付についての疑問
- ⑦ 道路のフェンス更新依頼

第1部 市長からの説明

【全地域共通】



令和4年度 ふれあい地域懇談会

第1部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

○屋外・屋内でのマスク着用について

【屋外】		距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク必要なし 目安2m以上	マスク着用推奨	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必要なし	マスク必要なし	マスク必要なし
		公園での散歩やランニング、サイクリングなど	徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面



目安 2m 以上

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。



【屋内】		距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク着用推奨 目安2m以上 ※十分な換気などの対策が実施されている場合は外すことも可	マスク着用推奨	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必要なし 目安2m以上	マスク着用推奨	マスク着用推奨
		飲食店や娯楽施設、図書館での読書、芸術鑑賞	

1

共生社会の実現に向けて

取組① 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例 制定

背景) 多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、「生きにくさ」や「居心地の悪さ」を感じる人がいる。

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

すべての人が、お互いを尊重し合い、
支え合い、多様性を認め、
自らが望む形で社会との関わりを持ち、
生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現をめざす条例

平成31年4月施行

2

共生社会の実現に向けて

取組② くらしと福祉の相談窓口の開設

- 背景) 1.どこに相談へ行けばいいのかわからない。
2.自分のことをうまく伝えられないかも。
3.福祉の相談と生活の相談はわけにくい。



窓口開設後
相談件数
約3倍！！

3

共生社会の実現に向けて

取組からみえた新たな問題

- ・複数の課や機関と連携して対応する必要のある複合的な課題
- ・世帯の困りごとに丸ごと対応する包括的な支援体制の必要性
→8050問題、ダブルケア・ヤングケアラー等

4

共生社会の実現に向けて

問題解決のため、「包括的支援体制」を推進

- ・ 分野を問わない相談対応
- ・ 多機関・多分野によるチームでの対応

高齢者のよろず相談を中心に対応してきた身近な地域の**地域包括支援センター**、生活困窮者に対応してきた**インクル相談室鎌倉**などで、分野を問わず**ご本人以外の家族の困りごと**もお伺いします

お話を受け止めた上で、適した場所に今まで以上におつなぎできるよう、バックアップ体制を整えています

5

共生社会の実現に向けて

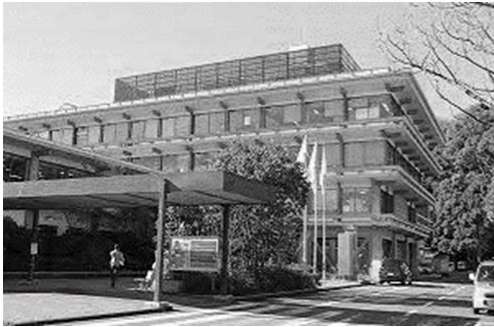
今後の取組

- ・ (仮称) 鎌倉市ケアラー支援条例の制定
- ・ さまざまな分野の担い手が連携して地域活動を展開する場づくり (地域共生プラットフォームの構築等)



6

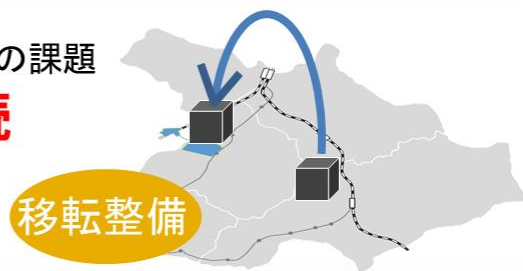
本庁舎の抱える課題



築53年 本庁舎
建物・設備の老朽化、バリアフリー等の課題
さらに**災害時の業務継続**



熊本地震の被災庁舎

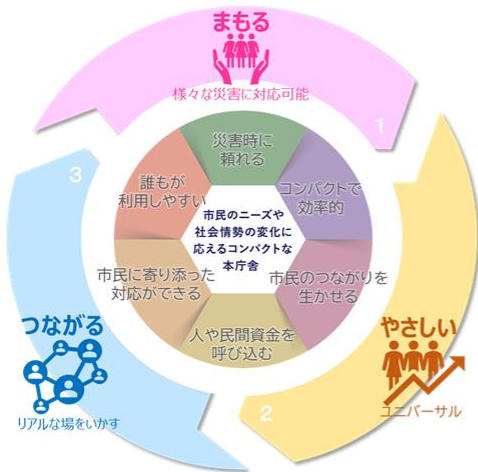


新庁舎整備と本市の抱える課題解決 + 価値創造



新庁舎等整備基本計画(素案)

基本理念(ビジョン)と基本計画の3つのポイント



1 まもる ~災害に強くなります~

- 耐震性能を備える
大地震発生時も災害対応拠点として機能!
- オンラインでの業務体制を備える
様々な災害発生時も業務継続可能!
- 受援力を備える
自衛隊、支援物資などの大規模な受入れ可能!
- エネルギー・給水を備える
ライフライン途絶でも概ね3日間自走可能!

2 やさしい ~サービスの提供方法が変わります~

- 全ての手続き・相談が原則オンライン可能
自宅等からスマホで簡単!
- 対面型の窓口も設置
オンラインが苦手な人も安心!
- ワンストップ・サービスの導入
一か所で全て完結!
- 予約制も導入
待ち時間短縮!

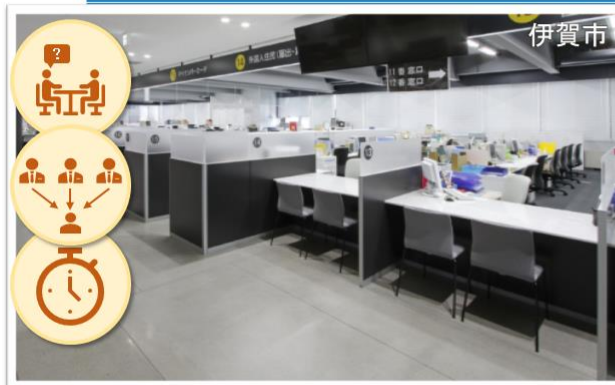
3 つながる ~市民活動スペースが充実します~

- 深沢図書館・学習センターの複合化!
- カフェ等のほかフリースペースを導入!
- まちづくり情報などを発信!
- 市民活動・市民交流スペースを大幅拡充!

9

新庁舎等の整備について

新しい市役所が目指すサービス



対面で寄り添う
ワンストップ
丁寧な相談
一人ひとりのニーズに対応

さらに手軽に
スマートフォンで簡単
忙しくても便利
夜でも休日でも可能



出典(左画像): (株)オカムラHP

10

新庁舎等整備基本計画(素案)

1～3階の構成：モデルプラン等

災害に強くなります 3階

サービスの提供方法が変わります 2階

市民活動スペースが充実します 1階

モデルプランの各階構成イメージ

施設規模

約**24,300㎡**

新庁舎	約20,000㎡
消防	約3,000㎡
図書館・学習センター	約1,300㎡

✓基本構想時(25,000㎡)よりもコンパクトに

施設整備費

約**170億円(税込)**

※工事、外構、調査・設計、備品、移転費用

事業手法

基本設計先行型
官民連携手法
(維持管理を含む設計施工一括発注等)

市庁舎現在地利活用基本構想(素案)

基本理念 (ビジョン)

支え合いを大切にすまちに

安心してできる行政窓口機能

歴史文化の発信

ひらいて むすんで 知恵うむ “ふみくら” (文庫)

知識を万人に“ひらく”
多様な交流を“むすぶ”
まちや社会にいきる知恵を共創する拠点

鎌倉の情報発信

地域への参加・貢献

市庁舎現在地地利活用基本構想(素案)

市庁舎現在地の利活用のイメージ

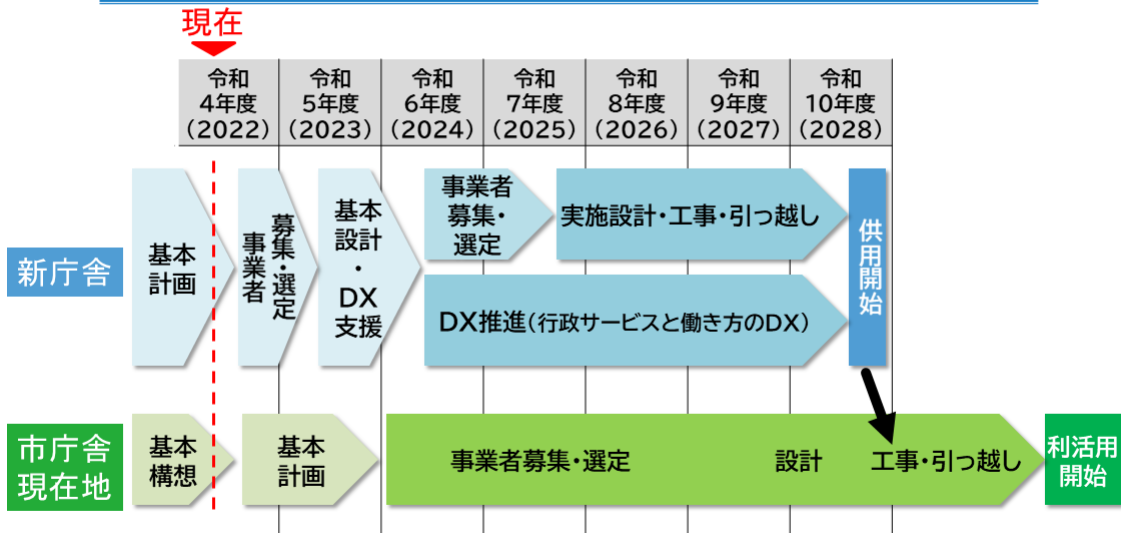


※ 画像は全て参考例(他自治体事例)です。

出典 (左):おひさまテラス”おひさまテラスとは”千葉県旭市の多世代交流施設”おひさまテラス” 旭市多世代交流施設おひさまテラス。https://ohisama-terrace.jp/about/(参照2022-06-16) (左下-右下):豊島区”公園案内 | 南池袋公園” 豊島区 2022-05-16。https://www.city.toshima.lg.jp/040/shisetsu/koen/026.html/(参照2022-06-16) (右):大宮図書館”フロアマップ | 大宮図書館” 大宮図書館。https://www.omiya-library.jp/floor/(参照2022-06-16) 13

新庁舎等の整備と市庁舎現在地の利活用

今後の進め方



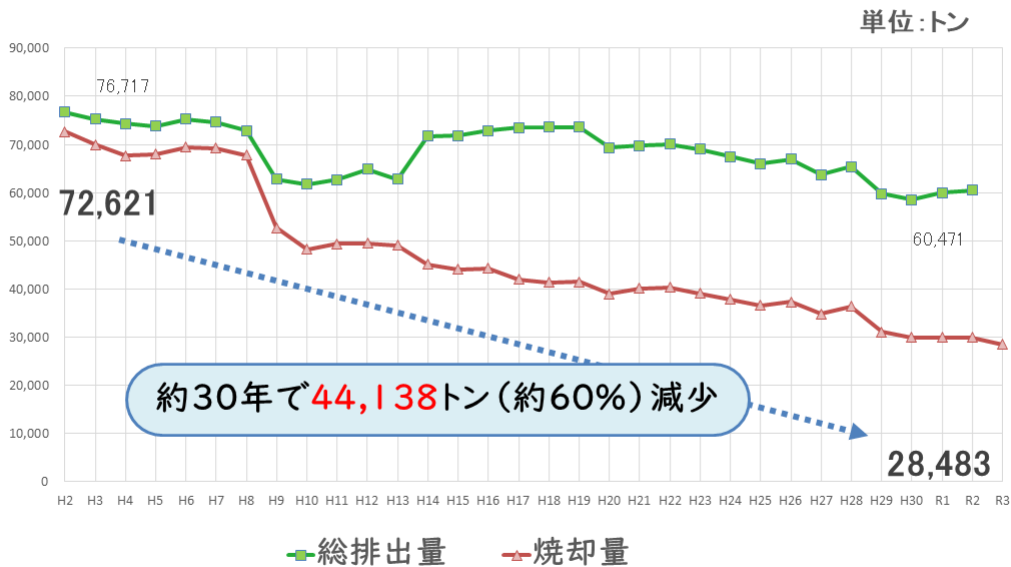
廃棄物政策の基本理念

「ゼロ・ウェイストかまくら」

市民、事業者、市が連携・協働して3Rを推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざします

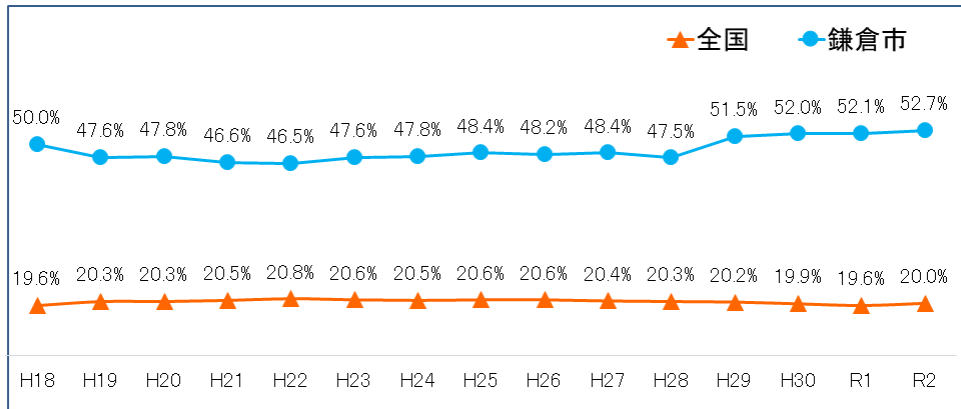
15

廃棄物の発生量と焼却量



16

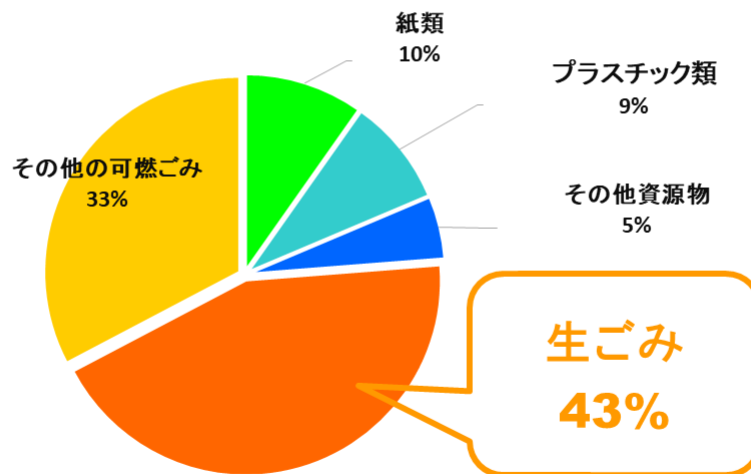
リサイクル率の推移



鎌倉市のリサイクル率 (人口10万人以上50万人未満の市)	H26年度～H28年度	全国3位
全国2位 東京都小金井市 (46.0%)	H29年度	全国2位
全国3位 岡山県倉敷市 (44.3%)	H30年度～令和2年度	全国1位

家庭から出る燃やすごみの中身

令和3年度家庭系ごみ質組成調査(湿重量ベース)



今後のごみ処理方針

令和3年(2021年)6月 第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画改定

- 新焼却施設を建設せず、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざして、ごみの減量・資源化を実施。
- 家庭系燃やすごみの約半分を占める生ごみや紙おむつの資源化、事業系ごみの資源化により令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間で、年間3万トンある燃やすごみを1万トンまで削減をめざす。

※令和11年度(2029年度)想定

燃やすごみ合計	28,708t	削減量合計	18,853t	焼却量合計	9,855t
家庭系ごみ	18,643t	家庭系ごみ計	8,788t	家庭系ごみ	9,855t
事業系ごみ	10,065t	・生ごみ	6,371t	事業系ごみ	0t
		・紙おむつ	1,485t		
		・分別徹底	932t		
		事業系ごみ	10,065t		
		・生ごみ	2,253t		
		・紙おむつ	762t		
		・分別徹底	393t		
		・混合ごみ	6,657t		

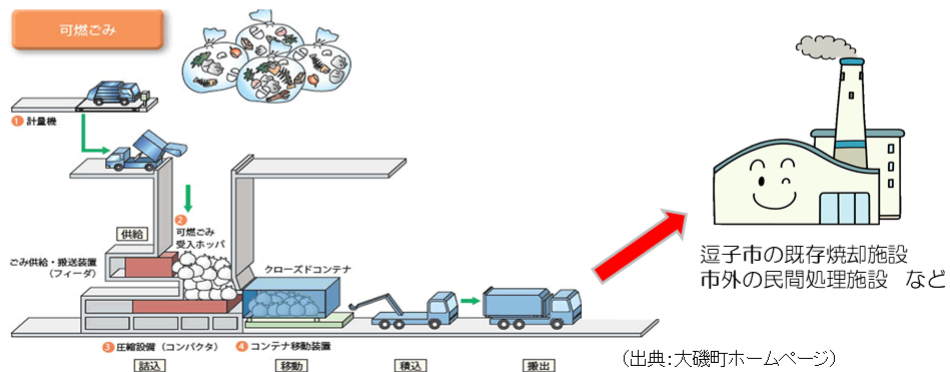
19

方針を実現するための施策～燃やすごみ1万トン達成に向けて～

- 新たな資源化(事業系ごみ・家庭系生ごみ・使用済み紙おむつ)の実施
- 中継施設を整備し、広域連携によるごみ処理体制を構築

【中継施設の整備】

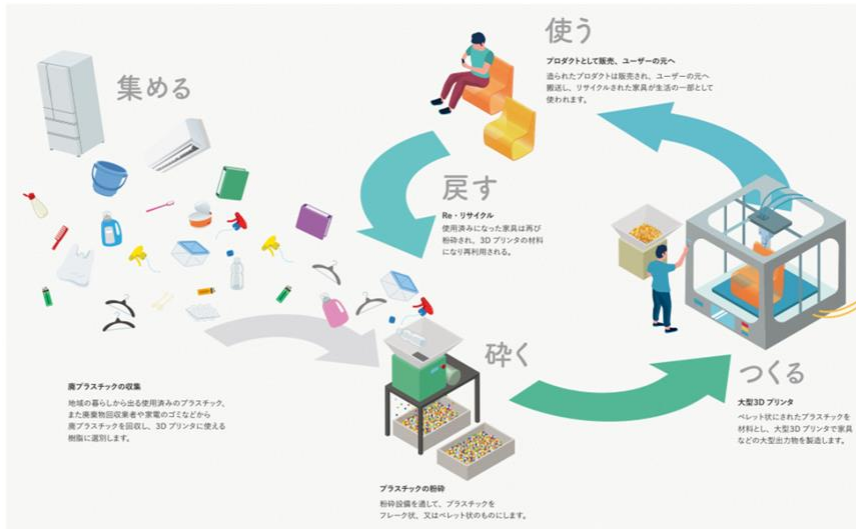
- 燃やすごみを逗子市焼却施設や民間処理施設に効率良く運搬
- 名越クリーンセンター稼働停止後の跡地に整備予定



20

産官学民が連携した取組

「ごみを、資源に。資源を、まちの資産に。」を目指して



今ではこんなものをつくることができます



遊具・兼・ベンチ

企画：慶應義塾大学
3Dプリント：エス.ラボ(株)
デザイン：積彩



バランスボールチェア

企画：慶應義塾大学
株式会社オカムラ



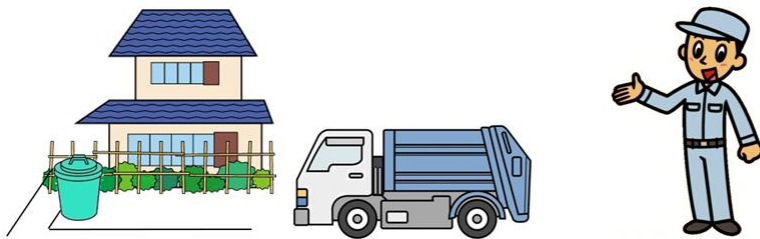
防災用シューズ

企画：慶應義塾大学
株式会社ORPHE



戸別収集の実施検討について

- 戸別収集は、ごみの減量のみならず、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、クリーンステーション管理に係る市民負担の軽減に寄与することが期待される
- 過去に全市実施に至らなかった経過や他自治体の状況を踏まえ、効率的な収集方法や経費の抑制策の整理を行い、実施に向けた具体的な検討を進める



ご清聴ありがとうございました

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

【大船地域】

<鎌倉市第七地区民生委員児童委員協議会 川田副会長>

市役所の整備の中で大船消防署の複合化がありますが、大船地域に代わりに出張所を設けるお考えはありますか。それともそういう計画は、今のところないということなのでしょうか。その辺りをお聞かせください。防災というのは、一刻一時を争うわけですから、今の消防署がそっくりなくなって代わりに何も無いのは非常にまずいと思うので、当然そのあたりは検討されていることとは思いますが、一応確認させていただければと思います。

<松尾市長>

消防の基本的な考え方としましては、消防署もしくは出張所から何分以内にきちんと到着できるかを基準にして、市内に整備をしてきているところがございます。その中におきましては、現在の大船の部分が集約されても、今の消防体制において十分にカバーできるという考え方で進めておりますので、どこかに新しく造るという検討は現在のところはしていない状況です。

<鎌倉市第七地区民生委員児童委員協議会 川田副会長>

そのこのところをもう一度検討していただければと思うのですが、大船には飲食店とか、だからといって火元になるというわけではないですけども、非常に可能性としては高いと思う。火急の場合にすぐ駆けつけていただける、そういう部分もぜひ、置いていただきたいと要望いたします。

<まちづくり計画部 林部長>

本日、消防長が出席をしてございませんので、詳細のところまでは私からは至らないかもしれませんが、庁舎の整備を担当しています。小袋谷に大船の立体交差ができて、道の利便性の向上がかなり図られていることを消防でも確認をしまして、現地への到達時間、救急もそうですけれど、そういったものについては確認をした上で、この新庁舎のところに大船の消防署と消防本部を集約すると。当然、今泉につきましてはそのまま残ることになりますけれども、そのような計画でございます。

<小袋谷町内会 朝香会長>

新しい道路ができて、非常に動きがよくなったということは分かります。特に、湘南鎌倉総合病院にほとんどの救急車が、横浜市の方からも来ます。ですから、あの道路ができたことによって、利便性が高まったのは分かるのですが、消防に関して言えば、特にあの道路ができたから、今ある大船消防署が管轄している部分に対して、あそこになくても問題ないという理屈にちょっとならないような気がします。あの新しい道路ができたことによって、今の大船消防署がなくても大丈夫になるという根拠というか、そのあたりはどうなのでしょう。

<松尾市長>

大船の新しい立体交差ができる前は、強度の問題がございまして、そこを消防車両は通らないで迂回をしなければいけない状況でした。それが新しい立体交差ができたというところで、今現在の今泉の消防と玉縄の消防、深沢の今度新しくできるところが本署となるこの体制の中で、しっかりとこの大船地域での消防体制が十分に対応できるというのが、現在消防の考え方になっているところです。

<大船仲通町内会 権頭会長>

少し前にも仲通りのほうで火事があったりもしましたが、この大船消防署がなくなるというのは、今初めて聞いた話なので、これについては近隣とも話し合い、例えば自町連の大船地区の役員会に来て説明してもらうとか、そんな形で進めていただけると。今ここで話しても消防署の人が居ないので、このままこの問題を終わるのではなくて、今後につなげるという形にしておいていただけるとありがたいと思います。

<松尾市長>

かしこまりました。今後消防にも共有しまして、丁寧に計画、説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【深沢地域】

※第1部から第3部まで市からの一括説明後質疑、懇談

【玉縄地域】

<坂本町町内会 市川会長>

新庁舎等整備基本計画の中で新しい市役所が目指すサービスということで「対面で寄り添う」、IT利用の「さらに手軽に」ということですけれども、最終的に市民にとって一番大事なのは、職員が市民に対してのサービス精神をしっかりと持つということが前提にないと、機械化したりIT化したり、箱を作っても、結局市民の満足度というのは上がっていかないのかなと思うんです。

私も、本庁舎ですとか、いろいろな手続とかで行かせていただいているんですが、職員の対応レベルにちょっと差があるのかなと思うときもあるんです。個々に言うと、すごい親切な、それが職員から自然に出てきていると思える方もいれば、こちらの受け止め方として、そっけないというか、もう少し言葉を添えてもいいんじゃないかなと思うときもあるんです。平均的にはいいと思うんですけれども。根幹はやはりそういう職員の人材育成、そういった面が背景にないと、幾ら箱だ、物だ、システムだといっても、行政サービス、いいものは提供できないと思うので、その辺もしっかり押さえながら進めていただけたらいいかなと思っています。

<松尾市長>

おっしゃるとおりだと思います。窓口でトラブルが全くないというわけではございません。ご指摘のとおり、対応がよくなかったということがあれば、それを一つの参考として庁内で共有をして改めていくことも

しておりますけれども、できる限り対応に差が出ないように、市民の皆さんの願い、もしくは課題解決というところに向けて、しっかり対応できるような体制を取ってまいりたいと思います。

<鎌倉グランマークス自治会 朽津会長>

2点ご質問をさせていただきます。

1点目は、家庭から出る燃やすごみの中身の重量ベースでの表があったかと思うんですが、こちら体積といますか量というか、重さではなくて、そういった表というのを把握されているのかを確認してみたいと思っております。実はマンション内でプラスチックのごみがリモートワーク中に非常に多くなっているという指摘がかなりありまして、ごみ袋の詰め方とかですね、そういうところの工夫はしているんですけど、市としてはどれぐらいそれを把握しているのかというのが1点です。

もう1点は、ごみの焼却量合計、この事業系ごみを今後ゼロトンにするという、資源化を進めるということなんですけど、これは具体的にはこういった形でゼロまで目指すのかというのを、これは参考まででいいので、教えていただければと思います。お願いします。

<松尾市長>

ごみは重量ベースで出しております、いわゆる体積ベースでは出してはけません。ですので、重量ベースでのご説明ということでご理解をいただきたいところです。ただ、ご指摘のように容器包装プラスチックの日につきましては、網をはみ出すような量が出ているということについては認識をさせていただくところです。ステーションで課題があれば環境部で相談に乗らせていただきますので、何かあればご相談いただければと思っています。

また、グランマークスの中でごみの集積場所を作っていただいていると思いますので、どうできるかというのは分かりませんが、こういう課題があるということがございましたら、ご相談いただければと思います。

事業系ごみにつきましては乾式メタン発酵という方式で資源化をするということを今年から開始をしているところです。また、今現在、事業系の一部にとどめていますが、こちらを拡大して行って、最終的にはこの1万トン全て、そういう形で資源化して処理をしていくということも計画しています。

<第九地区民生委員児童委員協議会 深見会長>

触れられた問題ではないんですけど、先日KDDIの通信障害がかなり長時間にわたって発生したわけですが、このとき、この通信障害が実際に鎌倉市で起きたのかどうか。また起きたのであれば、どんな障害であったのか。それから、こういった通信障害に対して、今後どのような対策を講じていくのかということをお聞きしたいと思います。

<松尾市長>

鎌倉市役所としては何か機能がストップしたということとはございませんでしたが、ご質問にあった鎌倉市内の中でどういうことが起きていたかということについては、まだ我々としても把握できていないという状況でございます。

<第九地区民生委員児童委員協議会 深見会長>

対策というのはあるのでしょうか。

<松尾市長>

具体的にまだ対策というところまではできてないという状況です。ただ、今回こういう事案が起こって、様々な通信インフラのお話を聞く中では、いつ同じようなことが起きてもおかしくない状況の中で、綱渡りで運営をしている部分が少なからずあるというところからすると、やはり1社だけに頼り切るということについては危険が伴うと、リスクがあると改めて認識をしたところです。

鎌倉市の中で使っている回線に起きたときに、フォローができるかどうかということについては検討をして、様々な予定外、想定外のことにについて対応できる体制は検討してまいりたいというところです。

【鎌倉南地域】

質疑なし

【鎌倉東地域】

<山王台自治会 岩田会長>

2点質問したいんですが、市役所の移転と現庁舎の利活用について説明があったんですけど、先日パブリックコメントが募集を締め切られまして、今、それに対する市の見解を示す文章を作っているところだと思っておりますが、これのパブコメの寄せられた数ですね。新庁舎、それから現庁舎、概数は大体聞いているんですけど、正確な数ももし出ていたら教えていただきたいというのが1点です。反対、賛成の内訳はまだかもしれない。もし分かったら教えていただきたい。

もう1点は、例の市役所の移転については、地方自治法の第4条第1項の条例によって地方公共団体の事務所の位置を定めるとなっているんですけど、この条例の改正ということになると思うんですが、今のこの御成から深沢へ持っていくというこの条例を市議会に上程する時期ですね。これはいつ頃を考えているかをお聞きしたい。この2点、お願いします。

<まちづくり計画部 林部長>

パブリックコメントは6月11日から7月10日まで1か月間受付をいたしました。新庁舎の整備に関する基本計画、これに対するコメントとしては、108件ありました。108通ですね。しかしながら、氏名、住所が分からない方もおりますので、正規に回答できるのが恐らく105通になると思います。それから、現庁舎の利活用に関してのパブリックコメントは、80通です。80件。しかしながら、こちらも氏名等が分からないという方もいらっしゃるようで、79通に対して、市としての回答をする予定ということでございます。

<松尾市長>

条例改正の時期ですけれども、まだ、ここは明確には決まっておられません。しかしながら、現時点ですぐに条例が出せるかということ、そういう状況にはありませんので、深沢のまちづくりというところが進んでい

くというところと、現庁舎の新たな形というところが見えてくる中で、時期も決定していきたいと考えています。大体の目安ですけれども、今後2～4年、このぐらいになるかなというところはございます。

<山王台自治会 岩田会長>

1点だけ、希望なんですけど、要するにまだ2、3年、あるいは4年という目安というように市長がおっしゃったんですけど、やはり議会の承認ということが大事なポイントになると思うので、既成事実ばかり進んでどんどん予算を消化して、もう後戻りできないというようなところで議会の議決を諮ったのでは、議会が軽視されたことになってしまうので、しかもこれは特別議決で、出席議員の3分の2以上が賛成しないと可決されませんので、非常に大事なものだと思うんですね。各地方公共団体によって、いつ条例を制定するかというのは早いところもあるし、結構ぎりぎりになっているところもありますけれども、ぜひ、鎌倉市ではできるだけ早く、議会の意見を聞いていただきたいということを要望いたします。

<雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長>

何か市の広報が、あたかも決まったような形で表現をして各家庭にこれはこうなりましたよと、例えば、新庁舎が深沢に決まりました、など、そのようなことを活字で見せて、何となく分からせて馴染ませていこうと、そういうような作戦に思えてしょうがないです。その辺、本当に決まるまでは広報の費用をたくさん使って市民に知らせるとするのは、何か少し間違っているように私は思っています。

話がもう一つありまして、これからお話があると思うんですけど、鎌倉市にごみの焼却炉が2年後ですか、なくなってしまうということについて、今こうして話をしている間もごみはどんどん出ているということを見ると、新庁舎以前に私たちの日々の生活にとって一番に考えなきゃいけないことが、ごみの処理場を市内にまず作ろうということだと思います。例えば、野村総研の跡地に作るとかということを確認に出していただいて、それについてみんな市民全体が協力すると、そういうような方向に進めていただきたい。そんなふうに思っています。

<松尾市長>

ご意見としては承らせていただきます。ありがとうございます。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

ごみの中継施設の整備に関して、これは名越だと思いますが、この整備に伴う搬出、搬入のトラフィックのシミュレーションはできているんですか。

<環境部 能條部長>

ごみの量の推計は当然していますので、その推計をした中で、どういう規模の施設が必要ということや、投入口が何口必要で、車の待機場所をどうすべきか、車の台数がどうなるかというのは、市でシミュレーションできている部分と、施設の設計の中でこれから行う部分がございます。施設の設計に入る前にいろんな測量ですとか、土地の利用条件とか、施設の基本的な計画といった、施設建設に向けたその計画を作るので

すけれども、その計画づくりの部分については、コンサルに委託する予定で、先日コンサルの業者が決まりましたので、業者と一緒にこれから住民とも協議しながら作り上げていくという予定でございます。

【鎌倉西地域】

＜稲村ガ崎自治会 和久井会長＞

今ご説明いただいた内容が市民の皆様にとどれくらい浸透しているのか、そんなものを感じておられたらお答えいただきたい。私、いろいろな市会に携わってまいりましたが、市長が今ご説明いただいた内容は市会の会員の皆さんに浸透していないんじゃないかと、せっかく大変素晴らしい計画なのに市民の皆様浸透していないのは非常に残念に思うわけですね。

＜松尾市長＞

どれくらい浸透しているかというのは、特に調査的なものはありませんのでなかなか難しい部分があるんですけれども、今、新庁舎の基本計画、この現在地の基本構想は全部パブリックコメントを募集しています。また、併せて市内で10回直接市民の皆さんに説明をさせていただき、私が8回直接説明をさせていただいたんですけれども、なかなか参加者もすごく多いというわけでもございませんので、まだまだ全ての方に伝わっているというところまでは難しいのかなと思っています。ただこれは繰り返しこうしたことを説明して、その都度疑問にもお答えしていくことだと思っていますので、今回、10回やりましたけれども、今後も引き続き機会を設けて、こうしたさまざまな事業についての説明を行ってまいりたいと思っています。

【腰越地域】

＜七里ガ浜町内会 中原会長＞

戸別収集の件で、再確認とお願いです。最後の戸別収集の件なんですけれども、七里ガ浜地区はクリーンステーションでネットのコンテナを使っているんですけれども、コンテナを使ってもカラスの被害が非常に多いんですね。道路に食い散らかしたものが広がって、1週間に1回は自分で掃いて戻してというような感じでやっておりますので、この戸別収集は本当にスピードをアップしていただいて、実現をしていただきたいなと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

＜松尾市長＞

かしこまりました。

【西鎌倉地域】

＜西鎌倉山自治会 川口会長＞

鎌倉市でのコンポストの助成金9割というのはすばらしいことだと私も思っております、利用させていただいているんですけれども、もっともっと普及させればと思う。生ごみが一番多いということで、それをキエーロのように全てなくなっていくようなタイプのコンポストでしたら、それはそれでいいかと思うのですけれども。

例えば、それを循環という形でたい肥にするというような取組をした場合に、たい肥を皆さんに言われたい

限りは使うこともないかと思うんですが、この辺りのグリーンベルトであったり、植込みって作りがなかなかきれいな手入れが行き届いていないかなと。鎌倉市だけではなく、それはどこもそうだと思うんですね、なかなか難しい問題なのかなと思うんですけども。

そういうところをもっと市民が介助するような、みんな好きなように食べられるものを植えたりだとか、欧米ですとエディブルタウンとか言ってそのような活動していますよね。今、これが食糧事情の問題もありますし、そういった取組の仕方ということによって、ごみをそちらのほうに循環されればよりいいなというように考えていましたので、そちらのほうも考えていただけたらいいなと思います。

<松尾市長>

そうですね。食べられる実のなるような木を地域で植えていくというのが、イギリスなどでも積極的に行われているというところは存じ上げるところです。ご提案として受け止めさせていただいて、そういうところを地域の皆さんとも連携して何かできることによって、ごみの問題も一部解決できる場所があればいいなと思います。ありがとうございます。

<御所ヶ丘自治会 西田会長>

戸別収集について検討中ということですが、これは具体的に何年度を目指すとか、そういったことはあるのでしょうか。

<松尾市長>

まだ明確に何年度スタートというところまでは決まっていないという状況ですが、今年度中には一定程度の仕組み・方向性のようなところは皆さんに説明できるような形にして、それがご理解得られればなるべく早い段階でスタートできるように取組んでいきたいと考えております。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

プラスチックごみの関連で、都市部だと東京や横浜など、ほかの都市はプラスチックをそのまま全部まとめて捨てることが多い。鎌倉は容器・包装に関するものだけ分別をするという形になってはいますが、収集後のことについての情報というのは何かお持ちでしょうか。

というのは、プラスチックのごみと言いますか、容器というか、汚れているものも多くて、どこまで洗おうかとか、洗って捨てたほうがいいのだろうかとか、その後どうしたらいいのだろうかというようなこと、それからそういうあまりきれいに洗えていないものが集められた後、かびが生えていたり、いろんな状況があるというように伺っております。とりあえずどこまでやるのかとか、あるいはそれを集めた結果どういう形になっているのか、どういう処理方法になっているのかというあたり、お分かりになっていたら教えていただきたいと思います。

<松尾市長>

本当にそこが一番頭の痛いところでもございまして、容器包装プラスチックにつきましては、これは言い訳するわけではないのですが、国がつくった枠組みという形になりますので、実はこれ、プラスチックであれば

何でも容器包装プラスチックになるかという、ならないという、こういう状況で分別していただくのはすごく悩みが多いものだと思認識します。

ただ、ここの枠組みはなかなか市のほうで独自で変えるというわけにはいきませんので、容器・包装プラスチックに当たるものは、できれば分けていただいて、それを収集したいと考えています。おっしゃるようにその後どうなっているのというところについては、説明が足りなかった部分ありまして、実際には手作業で一つ一つ仕分けしています。

ですので、汚れているものがあると、それは避けて燃やすごみに回さざるを得ませんし、よく良かれと思ってプラスチックの中に小さいプラスチックを詰めていただく方がいらっしゃるんですが、あれも実は全部そこから手作業で分けているという状況もあります。

今後、その辺りをお伝えできるように工夫をしていきたいと思っています。よく街中で聞くのは、容器プラを出しても全部燃やしているのじゃないかなんて言われるのですが、決してそんなことはございませんので、その辺りも含めてちゃんとご理解いただけるようにしたいと思います。

令和4年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 大船地域 ＞

日 時	令和4年7月4日（月） 午後2時～4時
場 所	鎌倉芸術館 集会室
出 席 者	自治会・町内会代表 21名 地域団体代表 1名 計22名 鎌倉市 10名
内 容	<p>第 1 部 市長からの説明 「共生社会の取組み、本庁舎整備について」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告 ① 北鎌倉裏トンネルの現状について ② JR 引込線の活用について ③ 防災活動の支援について</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談 ① ごみ問題について ② がけ地対策について ③ 災害時の治水について ④ 大船地域の郷土資料館について ⑤ 大船体育館について ⑥ 空き家対策について</p>

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	山ノ内瓜ヶ谷町内会	庄司 淳	会長
2	山ノ内明月会町内会	勢 直樹	会計
3	山ノ内中町北町内会	古川 均	会長
4	山ノ内中町南町内会	松田 登茂子	会長
5	山ノ内下町下町内会	小泉 権七	会長
6	富士見町町内会	武藤 博久	副会長
7	末広町町内会	梅澤 清	会長
8	鎌倉市大船自治町内会連合会 (大船地区社会福祉協議会) (戸ヶ崎町内会)	伊勢 拓人	副会長 (会長) (会長)
9	市場町内会	北村 充成	会長
10	台町内会	山ノ井 信弘	会長
11	鎌倉市大船自治町内会連合会 (つるまい町内会)	秦 豊昭	副会長 (会長)
12	田園町内会	水島 三千夫	会長
13	大船仲通町内会	権頭 泰雄	会長
14	松竹前町内会	岩崎 安男	会長
15	小袋谷町内会	朝香 富士夫	会長
16	南ヶ丘自治会	菅 暉夫	会長
17	鎌倉市大船自治町内会連合会 (大船町内会)	田子 祐司	会長 (会長)
18	岩瀬町内会	安増 裕治	会長
19	今泉町内会	高橋 育雄	会長
20	今泉台町内会	山本 昭夫	会長
21	コープ野村鎌倉・台自治会	清水 由美子	会長

【その他の団体等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	鎌倉市第七地区民生委員児童委員協議会	川田 順一	副会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	総務部長	内海 正彦	
4	健康福祉部長	濱本 正行	
5	環境部長	能條 裕子	
6	まちづくり計画部長	林 浩一	
7	都市景観部長	古賀 久貴	
8	都市整備部長	森 明彦	
9	教育文化財部次長	森 啓匡	
10	大船支所長	小澤 圭介	

第2部

地域の懸案事項に関する報告

04 大船2-1	北鎌倉裏トンネルの現状について
04 大船2-2	JR 引込線の活用について
04 大船2-3	防災活動の支援について

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 大船2-1
テ ー マ	北鎌倉裏トンネルの現状について
概 要	進捗状況と今後の予定について
担 当 部 課	都市整備部 道路課

議題に対する回答等

北鎌倉隧道については、「車両の通行について」整理を行うため、関係地権者と継続的に調整を行っています。

調整が整い次第、隧道の一部を所有する関係地権者に「第3回関係地権者等意見交換会」の内容及び市が考えている安全対策工法案を説明し、理解を求め、早期の詳細設計の実施を目指していきます。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 大船2-2
テ ー マ	JR 引込線の活用について
概 要	進捗状況と今後の予定について。
担 当 部 課	総務部 公的不動産活用課 まちづくり計画部 市街地整備課 まちづくり計画部 深沢地域整備課 都市整備部 道路課

議題に対する回答等

JR引込線跡地につきましては、地域課題の解決に向けた活用を図ることとしており、現在、山崎跨線橋南交差点の腰越方面から大船方面への直進車線と山崎跨線橋への右折車線が対面する構造の解消や道路の拡幅整備、並びに、三菱電機株式会社鎌倉製作所（以下「三菱電機」という。）の東側道路及び南側に位置する県道腰越大船までの道路（以下「三菱電機周辺道路」という。）の整備に関する検討等を進めています。

山崎跨線橋南交差点付近の道路改良につきましては、県道を管理する神奈川県藤沢土木事務所が、令和3年度に詳細設計を行っており、令和4年度以降に整備工事等を行う予定と聞いています。

三菱電機周辺道路につきましては、道路用地の確保に向け、三菱電機敷地内に所在する市有地と三菱電機所有地の交換等に関して、三菱電機と協議を行っています。このうち、東側道路については、令和3年度、地元町内会と現地の確認を行い、現道と三菱電機敷地との著しい高低差や三菱電機の既存建物への影響などの課題を共有しました。更に、早期に実施可能な安全対策として路面標示の新設を行いました。今後も継続的に、三菱電機と協議を行うとともに、進捗状況等については、適宜地元町内会等と共有してまいります。

なお、その他のJR引込線跡地の活用につきましても、引き続き検討を行ってまいります。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 大船 2-3
テ ー マ	防災活動の支援について
概 要	補助制度の見直し等の進捗状況及び今後の予定について。
担 当 部 課	市民防災部 総合防災課

議題に対する回答等

令和4年（2022年）4月1日、鎌倉市自主防災活動費補助金交付要綱を、従前の内容に加え、これまでの自主防災組織ごとの申請から、複数の自主防災組織が連携した連合組織も申請可能としました。このことから、避難所運営マニュアルに基づいた活動等、自主防災組織が連携した活動に対して、補助金を交付できるようになりました。

添付資料

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

①北鎌倉トンネルの現状について

②JR引込線の活用について

③防災活動の支援について

<山ノ内下町下町内会 小泉会長>

北鎌倉裏トンネルの件で質問させてください。通行止めになって7年も8年も経ちますが、何が問題で通行止めのまま今に至ったのでしょうか。

<松尾市長>

問題につきましては、関係者の合意が取れていないところが、最大の課題です。議会の答弁でもお話をさせていただいておりますが、市が主体となって、関係地権者の協議の会議体を設けました。1回目の会議の中で、一人の地権者の方から、あそこの通行についての合意が課題として残っているのではないかと、投げかけがありました。その課題について、きちんと解決をしていかないと、この問題は先に進むことができないという投げかけをいただく中で、まずはその課題解決に向けて取組をしてきたところです。それが解決できれば、全体の関係者の方の合意が取れる見込みがあると考えておまして、現在そこに向けて進めている状況です。

<山ノ内下町下町内会 小泉会長>

その課題というのはどういう課題ですか。

<松尾市長>

トンネルの前後における通行ということなのですが、トンネルに至るところの土地の所有者の方が、そこを車両が通行するということにつきましては認めていないという発言が協議会の中でもございました。認めていないのに通られているという課題をきちんと解決していくのが、一つ目の解決しなければならない課題でございます。

<山ノ内下町下町内会 小泉会長>

それでは、車ではなくて人が通れるというのであれば、皆さん合意は得られるわけですか。

<松尾市長>

はい。車を通さないで歩行者だけが通れるということであれば、工事することに反対はしないというのが、当初からいただいていたご意見でした。一方で、あそこの場所を車両で通らなければならないという方もいらっしゃるしまして、車両を通すべきというご意見もございました。ここについての相反する意見を調整していくのが、行政としての課題になってきました。

<山ノ内下町下町内会 小泉会長>

それで、市としては、どういう関わり合いを今後していくのでしょうか。

<松尾市長>

関係者の方々に、これまでも丁寧にお話を伺う中で、皆様が合意できる着地点を目指して進めてきているところです。そこにつきましては、一定程度この案であれば皆さんが合意できるのではないかと我々としては考えている部分がございます、そこを基にこれまで関係者と話し合いを進めてきたところです。

<山ノ内下町下町内会 小泉会長>

定期的にそういう会を設けているということですが、この7年、8年間の間に何回行われて、今後どのようなスパンで、どのようなビジョンで住民は待っていればよろしいのですか。

<都市整備部 森部長>

関係地権者全員の方との協議は3回行われております。また令和4年3月以降には関係地権者の方と6回程度の面談、もしくは現場での話し合いを行っております。今後につきましては、関係地権者の方と引き続きお話、対応を進めまして、秋頃には話をまとめていきたいと思っています。

<山ノ内下町下町内会 小泉会長>

住民としては、町内会でいつになったら通れるのだという話が、しょっちゅう電話なり、来訪されて言われるわけです。私としても、住民に対して何と答えていいのか分からない。何か秘訣を教えていただければと思うのですけれど。

<都市整備部 森部長>

市といたしましては、今年度には詳細設計に入りまして、令和5年の4月には工事に着手をしていきたいと考えております。最終的には、工事完了は令和5年12月を目指しておりますので、そのことをお伝えしていただければありがたいと思います。

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

04 大船3-1	ごみ問題について
04 大船3-2	がけ地対策について
04 大船3-3	災害時の治水について
04 大船3-4	大船地域の郷土資料館について
04 大船3-5	大船体育館について
04 大船3-6	空き家対策について

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 大船3-1
テーマ	ごみ問題について
内容詳細	今後のごみ処理の方針と今泉クリーンセンターのあり方について伺う。
担当部課	環境部ごみ減量対策課、環境施設課

議題に対する回答等

本市では、限られた資源やエネルギーの有効利用による環境負荷の少ない循環型社会の形成のため、焼却量や最終処分場量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざしています。

燃やすごみについては、徹底した減量・資源化（家庭系生ごみ・事業系可燃ごみ・使用済み紙おむつ）を進めた上で、第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設を中心に処理することとしています。

進捗状況及び今後の予定は、次のとおりです。

①家庭系生ごみの資源化（資源化施設の建設）

令和11年度の生ごみ資源化施設稼働を目指し、施設候補地周辺の自治町内会で構成する協議会において、施設建設に向けた協議の継続を依頼しています。また、生ごみ資源化の検証に係る御意見を受け、民間施設を活用した実証実験についても検討を行っています。

②事業系可燃ごみの資源化

事業系可燃ごみを混合ごみのまま資源化処理を行うことができる乾式メタン発酵施設での実証実験（令和3年度(2021年度)：約1,800t）を実施しました。令和4年度(2022年度)には、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行い、令和4年(2022年)6月から資源化処理を実施する予定です。

③使用済み紙おむつの資源化

市内の施設整備及び民間委託による資源化の判断にあたっては、引き続き、国や民間事業者の動向を注視していきます。また、事業系紙おむつは、排出事業者が

限られているため、施設整備によらない設備機器による資源化処理について、民間事業者と連携して検討を進めていきます。

④ごみ処理体制の構築

令和7年度(2025年度)以降、逗子市既存焼却施設を中心に処理を行うため、逗子市と共同処理に向けた協議を進めるとともに、民間事業者4者とのバックアップ体制を構築しています。

また、名越クリーンセンターは、稼働停止後に解体し、本市で排出された可燃ごみを集約し、大型車両に積み替えて処理施設に運搬するための中継施設を整備する予定です。施設建設候補地周辺の自治町内会で構成する協議会の了承を得て、令和4年度(2022年度)から中継施設整備に向け、施設概要や方式、施設に求められる機能・要件等の整理を進めています。

中継施設は、令和9年度(2027年度)の稼働を目指しており、整備工事期間中(令和7年度(2025年度)～令和8年度(2026年度))は、市内で排出される可燃ごみを今泉クリーンセンターに集約する計画としていることから、今泉クリーンセンター周辺の自治町内会で構成する協議会と協議を行っているところです。

引き続き、安定的かつ適正なごみ処理を推進するため、取り組んでまいります。

添付資料

第3部 本年度の地域の議題に関する懇談

①ごみ問題について

<今泉台町内会 山本会長>

まず一番目の家庭系生ごみの資源化施設というのは、具体的には、以前は生ごみの堆肥化という言葉を使っていたらっしゃったと思うのですが、この生ごみを堆肥化すること、これ自体の現実性をどの程度見ていらっしゃいますか。それから二番目の事業系可燃ごみの資源化。乾式メタン発酵施設での実証実験を実施したと。それで、公募型プロポーザル方式で事業所を選定し、令和4年6月から資源化処理を実施する予定だと書いていますね。もう既に7月になっているのですが、6月の段階での予定という言葉は、現在もう7月に入っているものですから、文章的にこの懇談会で資料として出すには、この書き方じゃ問題ありますよね。既に実施しているのか、していないのか。この二つの確認をしたいと思います、よろしくお願いします。

<松尾市長>

当初鎌倉市で生ごみの処理として計画をしていますのが、減量化という形で生ごみが減っていく、そこで出てくるのが堆肥で、その活用も含めた施設という形になっています。こちらにつきましては、他自治体でも事例があるということと、現在、葉山のほうに生ごみの減量化施設の施設整備を予定しておりまして、そこでは葉山と逗子の生ごみの処理をしていく予定になっています。このような流れの中から、実現はできると考えておりますけれども、ただニオイの問題ですとか、この計画を作ったときにはいろいろと課題を、ご指摘もいただいたところ。より皆様にご理解いただけるような処理方法につきましては、少し検討の幅を広げて現在共有させていただいていると認識をしております、そのような中で進めてまいりたいと考えております。

<環境部 能條部長>

資料について、一部修正をこの場でさせていただきたいと思います。申し訳ございません。事業系可燃ごみの資源化につきましては、6月にオリックス資源循環株式会社と契約が整いまして、既に資源化をしております。資料の提出期限との関係で、少し前の状況の資料になっております。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 大船3-2
テーマ	がけ地対策について
内容詳細	大船地域のがけ地対策について、現在の状況を伺う。
担当部課	都市景観部みどり公園課

議題に対する回答等

がけ地対策につきましては、神奈川県が、急傾斜地法に基づく、「急傾斜地崩壊対策事業」による防災工事を実施しており、国・県・市が費用を負担しています。

現在、鎌倉市域では、96区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、その内訳は鎌倉66、大船15、玉縄6、深沢7、腰越2区域となっています。

本市では、この事業の周知を図り、指定の条件に合致する土地の所有者が指定を受けるための申請にあたっては、手続き等の支援を行ってきたところです。

その他、これまで行ってきたがけ地の所有者等が行う防災工事や伐採工事に対し市が資金を助成する「既成宅地等防災工事資金助成事業」の活用や、令和3年4月から新たに開始した緑地を将来にわたり良好に保全する行為に対して市が助成を行う「民有緑地維持管理助成事業」を通じて、民有がけ地及び緑地の維持管理を支援する取組を進めております。

令和3年度は、既成宅地等防災工事資金助成事業については、市全域で11件実施されたうち、大船地域は3件実施されました。

また、民有緑地維持管理事業については、市全域で79件実施されたうち、大船地域は26件実施されました。

今後も引き続き安全対策が進むよう広報かまくら等を通じて当該制度の周知に努めてまいります。

添付資料

②がけ地対策について

<山ノ内下町下町内会 小泉会長>

がけ地対策ですが、2、3年前の大雨のときに斜面地が崩れて、住人に対しての説明会を開きたかったのにコロナになって説明会が先延ばしになり、未だにそのがけ地が工事できない状況になっている場所があります。それについて、市としては説明会をこのコロナの中でのタイミングとしては、どのようにお考えなのでしょうか。

<都市景観部 古賀部長>

すみませんが、どこの場所で、工事の主体というのはどちらになるのかを教えてくださいませんか。

<山ノ内下町下町内会 小泉会長>

斉藤建設で浄明寺です。

<都市景観部 古賀部長>

浄明寺で斉藤建設ということですが、工事の主体というのはどちらになっていますでしょうか。県ですとか、市ですとか、個人の方ですとか。

<山ノ内下町下町内会 小泉会長>

県土木です。

<都市景観部 古賀部長>

戻りまして、県土木に状況を確認した上で改めてご説明したいと思います。

《後日回答 都市景観部 みどり公園課》

急傾斜地崩壊危険区域の指定について相談されている場所であることを、市がけ地対策担当が確認しました。県土木と調整し、説明会を開催する準備を行います。

(町内会長には、がけ地対策担当が電話連絡し、上記内容を説明済みです)

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 大船3-3
テーマ	災害時の治水について
内容詳細	大船駅周辺の治水はどうなっているのか。また、大船地域の調整池、大船駅西口の貯水槽及び東口ロータリーのポンプはどこが管理しているのか。
担当部課	都市整備部下水道河川課、都市整備部浄化センター

議題に対する回答等

大船駅周辺の治水について回答します。

本市の公共下水道は雨水整備基準を時間雨量 57.1mm の降雨に対応できるように定めており、令和4年3月時点での整備率は大船排水区域では 84.1%となっています。

また、準用河川小袋谷川、砂押川については大船駅周辺区域において同様の基準にて整備が完了しています。

なお、県管理の二級河川柏尾川の整備については鎌倉市域では時間雨量 60mm の降雨に対応した整備が完了しています。

さらにソフト対策として、遠隔監視による河川の状況把握や豪雨時の市民の安全・安心を確保するため、本市管理河川にカメラと水位計を設置（準用河川小袋谷川落合橋付近・準用河川砂押川砂押橋付近）し、迅速な災害予防対応を図っています。

次に大船地域の調整池、大船駅西口の貯水槽及び東口ロータリーのポンプについて回答します。

柏尾川に流入している排水区において流入を抑制する対策として、調整池を 33 箇所設置しており、本市が管理しています。

また、大船駅西口の貯水槽とは、台調整池のことかと思いますが、本市が管理しています。

東口ロータリーのポンプについては、大船駅東口市街地再開発事業で整備した交

通広場内に排水ポンプを設置していましたが、台調整池の供用開始後は同調整池に雨水が流れ込むように整備したため、現在東口交通広場にポンプはありません。

今後も日常管理として、下水道施設や河川において流れの障害となる堆積土砂等の状況を確認し、必要に応じて浚渫や草刈りを実施してまいります。

添付資料	
------	--

③災害時の治水について

<大船仲通町内会 権頭会長>

場所的には駅前近辺に特化されるのかなとは思いますが、今聞いて、この文書を会議が始まる前に読んで初めて、東口ロータリーのポンプはもうないのかということも、うちの役員の誰もが、あるものはみんな知っていて、なくなったのは全然分かっていなかった。昔からいる役員、全員知らないと思います。ただ、現状、調整池が今泉だとかいろんなところであって、山から流れてくるのを一回そこで溜めて、ある程度になってから流していくとなっているのが、あるとき駅前の方で冠水したときは、ある役員が見に行ったら全く溜まっていなくて、どんどん流れてきていたということがありました。それも含めて別に責任問題とかどうこうということではなくて、災害についてはもう仕方がないという諦めもありますけども、少なくともよく言われている人災みたいな誰かが忘れたためにこっちへ来てしまったというようなことだけは防いでいただきたい。この管理については小まめに自動で扉が開いたり閉まったりするのか、誰かが行って手動で開けたり閉めたりするのか、その辺はどうなのでしょう。

<都市整備部 森部長>

雨水調整池に入る水ですが、一定の水位の場合には、真っすぐ流れるようになります。ただ、大雨が降って水位が上がるとオーバー部分が調整池に入る形で、人が行ってゲートを開け閉めするというのではなくて、一定の水位で、大雨が来て水位が上がれば調整池に入る構造になっています。令和3年度から、水路から調整池に入る高さを調整し始めました。これは少し時間をいただきたいのですが、どの位の降雨量で調整池に入ったらいいのかというような、先ほどあったように、降ったときに空になっているということがないように、順次調整池に入る流入口の高さを検討しながら変更しているところです。

<大船仲通町内会 権頭会長>

ということは、人為的に作業するという事ではないということですよね。自動的にというか、その高さだけは今調整しているということで、誰かが行って手動で開けたり閉めたりするという事ではないという解釈でいいのですよね。

<都市整備部 森部長>

はい。調整池に関しましては、自然に流入するようになっております。

<大船仲通町内会 権頭会長>

それからもう一点なのですが、山崎の貯水場がありますよね。山崎の、基本的に最後柏尾川へ流すところのポンプについて、あるときカメラで見て、柏尾川は全然大丈夫だと。でも、仲通りのマンホールは、蓋が持ち上げられてどんどん水が溢れているという状況で、ただ水は溜まっていないのですけれど。聞いたところ、もう山崎の貯水場のポンプは性能これで目いっぱいですと。ある人から聞いたら、そういう大雨、豪雨のときの状況で排水できるポンプの性能ではないと言っていたので、これが何ミリのときに流れるように、あるいはどの位流れたらいいのかというのは私は分かりませんが、ポンプの性能をもっと上げることができるのか否か分かりませんが、今後の治水対策、テレビなどで見ても想定外のことが起きている状況でありますよね。

だから本当の想定外で致し方ない災害は仕方がないですけども、ある程度対策をとれば防げたということであれば、その辺の対策をやっていただきたいなと思っていますので、併せてお願いします。

<都市整備部 森部長>

鎌倉市の場合は、下水は雨の水と汚水、皆さんが使われた水を分けて処理しております。山崎の浄化センターは、皆様の使った水、トイレの水ですとか台所の水を集めて、きれいにして川に流すところですが、おっしゃるように大雨が降ると地面に浸透した地下水からどこかの下水の管に入ったり、マンホールの中に雨水が入ったりという、我々が想定していなかった雨水量が汚水に入り込んでいるというのが現状です。対策といたしましては、浄化センターのポンプ場というのは距離が、揚程が決まっておりますので、現在私たちはその不明水というのですが、その地下水等が入らないような、元を絶とうという処置を行っております。広範囲になりますので、少しずつ的を絞りながら、順次やっているところでございます。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 大船3-4
テーマ	大船地域の郷土資料館について
内容詳細	大船地域に郷土資料館を設置してはいかがか。
担当部課	教育文化財部生涯学習課、中央図書館、文化財課

議題に対する回答等

郷土資料につきましては、本市では、幕末前のものは文化財課や生涯学習課で、幕末以降の近現代以降のものを中央図書館で、調査、資料としての保存を目的に収集を行っています。

現状の郷土資料の展示について、文化財課では、市内の発掘調査で出土した土器などの出土品を庁舎内等で展示しています。また、生涯学習課においては、所管する鎌倉歴史文化交流館での一部常設展示のほか、鎌倉国宝館においても有形民俗作品を不定期に展示しています。さらには、中央図書館では、随時図書館内や鎌倉駅地下道ギャラリー等での企画展示を行っています。

ご提案の郷土資料館の設置につきましては、本市では、現在、郷土資料館を建てる計画はございませんが、エコミュージアムの考え方を軸に、地域に点在する歴史、文化または自然といった地域資源にそれぞれ有機的に繋がりを持たせ、市域全体を博物館としてとらえる「鎌倉にふさわしい博物館基本構想」を策定しました。その構築に向けて推進しており、大船地域も含めた鎌倉市全体の博物館の中で、鎌倉市の郷土資料も現地で紹介していき、それぞれの地域にある歴史や文化、自然などを未来へ継承する意識の醸成を図りたいと考えています。

添付資料

④大船地域の郷土資料館について

<市場町内会 北村会長>

郷土資料館という非常に仰々しい名前になりましたけれども、私がこれを提案させていただいたきっかけは、大船図書館とか、玉縄図書館とかに何か地元のことが分かる資料がないかなと思って、提案しました。あることはあるのですが、三、四十センチくらいで、ファイルに綴じたような、非常に貧弱と言えば言葉が過ぎるのですが、そういうものが置いてあって、あまり活用もされていないと。大船について、幕末以降と言いますと、例えば、町内、大船町がどのように形成されたかとか、あるいは大船町というものがあつたとか、それから様々な大船の都市計画ですよ。東口開発がとん挫していますけれども、当初どういう計画であつたとか、そういうものが地元で見られるようにしておくことが大事だと思います。

文化というのは、確かに文化資料という、歴史というと、教科書に載ったりするような色々なことであるのかもしれないのですが、そういった現実にあつたこの近年のことだとか、あるいは今の人たちがそういう発掘をするというか、郷土史家という方が大勢おられて、色々なものを出しておられます。

例えば私どもの近くの水堰橋は、もともと「せい志く橋」だといって、あそこに鎌倉のときに色々な部隊が集まって、「静粛に」といって鎌倉入りをしたのだとか、そういう土地にちりばめられた様々な言い伝えだとか史実だとか、そういったことを収集したりされている人がどこにでも大勢おられると思うのです。

そういうものを資料館とかよりは、まず図書館なり学習センターなりにコーナーを作って、きちんとその地域の人が見られる。もちろん中央図書館で学術的にきちんと収集されることは、使命だと思うのだけれども、地元の人たち、子供たちが見られる、そういうことがその地域への愛着になるということをつくり出すのが非常に大事ではないかなと私は思います。

だから何もないというか、計画はありませんということじゃなくて、そういう姿勢の在り方では、図書館側の在り方ですよ。何となく鎌倉市内の図書館は寂しいです。時間があって読んだり、CDを借りたりするにはありがたいけれども、ちょっと調べて、調べるを手伝ってほしいなといったときの対応とか、そういうことを中々してくれないような状況になっていますよね。だからもうちょっと司書というか、そういう人たちが自分たちの魅力というか、もともと持っている専門性を生かせるような環境をつくって、やってほしいなと思います。

<教育文化財部 森次長>

ご意見ありがとうございます。大船地域に、郷土資料に親しむ場所づくりができれば良いのではないかとのご意見として解釈させていただきました。大船行政センターは、先ほど市長も申し上げたように、施設としては狭小であることから、あらたな場所づくりは少しばかり難しい課題もございます。

先日、私も大船図書館や大船学習センターに伺いましたが、確かにコーナーができるようなスペースすら中々見つからない状況を確認しております。例えば、大船図書館入ってすぐにエントランスがございますが、そこにはパネルを1枚か2枚を貼れる程度のスペースがあるだけの状況です。そのようなところもうまく活用できないものかと、中央図書館では検討しているところです。

狭小な施設で難しい部分もございますが、中央図書館では、小規模の特集的な展示などの機会を捉えて実施することを検討しておりますので、このような形で大船地域での郷土資料を公開させていただく中で、郷土の学びを深めていきたいと考えております。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 大船3-5
テーマ	大船体育館について
内容詳細	大船体育館の外壁は劣化が激しいようだが、修繕の計画はあるのか。
担当部課	健康福祉部スポーツ課

議題に対する回答等	
<p>市のスポーツ施設では老朽化が進んでおり、現在、令和6年度までを期間設定とするスポーツ施設修繕計画を作成し、順次修繕を実施しているところです。</p> <p>修繕計画上、大船体育館の外壁は、令和6年度に修繕を実施する予定です。</p> <p>引き続きスポーツ施設の設備更新等の予防保全を行いながら、維持修繕を計画的に進めてまいります。</p>	
添付資料	

⑤大船体育館について

<末広町町内会 梅澤会長>

体育館を取り上げたのは、小袋谷の跨線橋がとてもきれいになったもので、あそこを利用している率が多くなっているのですね。それで大分汚いのが気になって、深沢のほうに移転するのかなという考えがあって、その辺を聞きたかったのです。

あと、これに付随して引込線の件なのですが、今日の2部で説明されましたが、三菱と武道館の周りの県道、これは県から話を進めているというのは聞いていますけれども、駐輪場の件がどうなっているのか。住宅と住宅に挟まれたところは利用するのに大変だと思うのですが、私の考えた案なのですが、体育館のところ、引込線とつながっていて、市の土地ですよ。それでしたら、あそこを全部体育館と繋げて公園みたいな施設にしたらいいのではないかと思います。今あの状態ですと草が出ている状態ですよ。あと、台交番のところ、引込線が前は踏切がありましたが、歩道が若干狭いです。あそこの道路は信号がほとんどないので車が結構飛ばしてきます。歩いていても結構危険だなと感じます。あそこだけ引込線のところちょっと出っ張っているのですよね。その辺を一緒に整備されたらいいと思うのです。

案としては、住宅との間、これは市民農園とか、そういう感じにしたらいいのではないかと思います。あと幼稚園児とか、デイサービスとかの農園、花壇みたいな形に活用できれば、今言われている協議体とか、共生とかいう意味で活用できるんじゃないかという案ですけれども、すみません、私の意見を勝手に述べさせてもらいました。

<健康福祉部 濱本部長>

1点目のご質問でいただきました大船体育館の移転等があるのではないかというお話についてお答えをいたします。まず、大船体育館につきましては、市の大きな計画として、深沢地域への総合体育館をつくるという計画の一環の中で、鎌倉と大船の体育館を統合する形で深沢地域に再編をしていきたいという大きな計画として一つ考えている部分がございます。その移転の話は今後具体的な形としてお示しをしたいと思いますが、外壁の修理に関しましては、先ほど市長がお話ししましたとおり、令和6年度の中で、外壁の落下等の危険な部分がないかが中心になっていくかとは思いますが、修繕を実施していきたいと考えております。

<まちづくり計画部 林部長>

駐輪場のところについては、富士見町駅の近くで引込線の用地があるということで、モノレールの富士見町駅の下のところがいっぱいになってしまっていて、整備のご要望をいただいているのは承知をしています。実は、山崎の跨線橋のところの南側の県道のところの目違いの改修を神奈川県が実施するのですが、それに当たって資材等の置場が必要だというお話があって、今駐輪場に予定をしたいと思っている周辺が、そちらのヤードとしてお貸しすることになっております。工事が終わった後、その資材置場がなくなった後に活用ということになってくるとお思いますので、駐輪場の整備が必要であって、用地があることも承知しておりますので、これについては引き続きの検討をしてみたいと思っております。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 大船3-6
テーマ	空き家対策について
内容詳細	空き家対策の現状はどうなっているか。
担当部課	都市整備部都市整備総務課

議題に対する回答等

「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、空家等とは、「概ね1年間を通じて居住や使用がされていない、戸建て住宅や全室が使用されていないアパート等及びその敷地」と定義されています。

空き家対策の担当課が把握している市内の空家等の総数は、令和4年(2022年)4月1日時点で1291戸です。

管理不全の空家等について、市にご相談が寄せられますが、空家等は個人の財産であるため、所有者または管理者の責任で適切に管理することが前提であり、行政としてできることは限られているのが現状です。

従って、本市の空家等対策においては、市民からの通報等があった際は、職員が現地調査を実施し、「空家等」であることが確認でき次第、所有者等の連絡先を調べ、適切な管理をするよう書面にて指導しています。

また、空家等の発生を抑制するために、弁護士会や不動産団体等の専門機関と「空家等対策に関する協定」を締結し、空家等の所有者に対する相談体制を構築しています。

添付資料	令和4年度空き家対策リーフレット
------	------------------

あなたの家は 適正に管理されていますか？



令和6年4月から不動産の相続登記が義務化されます。

相続した不動産は、相続登記して所有者を明確にしましょう。



相続(遺言含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。(不動産登記法：令和6年4月1日施行)

家の点検ポイント



空き家になっている場合は、雨漏りの確認と換気もしよう！
点検の際には、ご近所に挨拶すると、ご近所の皆さんも安心するね。



家の点検項目

- 樹木、生垣、雑草が繁茂していませんか？
- 屋根や外壁が破損していませんか？
- スズメバチが巣を作っていませんか？
- ごみ等を放置していませんか？
- ポストが郵便物等であふれていませんか？
- 塀にヒビが入っていませんか？
- 窓ガラスが割れていませんか？
- 雨樋が詰まっていますか？
- 敷地内のがけが崩れる心配はありませんか？

スズメバチの巣
駆除費補助金交付制度
個人が所有する建物等に営巣したスズメバチの巣の駆除を事業者に依頼し実施した場合、その費用の一部を市で補助しています。
環境保全課…内線2282

危険なブロック塀等の
除却費用補助制度
危険なブロック塀等の除却及びフェンス設置工事に係る費用の一部を市で助成しています。
建築指導課…内線2528

既存宅地等防災工事費
資金助成制度
がけ崩れ災害を未然に防ぐために、木の伐採・防災工事資金の一部を市で助成しています。
みどり公園課…内線2579

あなたの家について専門家が相談に応じます

住宅の空き家化の防止や空き家となった住宅の適正管理などの取組みを推進するため、市と各専門家団体とで「空家等対策に関する協定」を締結しています。

各団体では、空き家の売買、相続、改修、登記、法律等に関する相談を行うことができます。



法律に関するご相談

神奈川県弁護士会
横浜市中区日本大通9番地
Tel.045-201-1881
<https://www.kanaben.or.jp/index.html>



売却や賃貸等に関するご相談

公益社団法人全日本不動産協会
神奈川県本部湘南支部
藤沢市朝日町5-7藤沢市建設会館3階
Tel.0466-28-1445
<https://kanagawa.zennichi.or.jp/shonan/>



相続に関するご相談

神奈川県司法書士会無料電話相談
司法書士相続ホットライン(鎌倉エリア対応)
Tel.050-5212-0628
受付時間：平日13時～16時
<https://www.shiho.or.jp/>



公益社団法人
神奈川県宅地建物取引業協会
鎌倉支部
鎌倉市大町2-1-10
Tel.0467-23-2085
<https://www.kanagawa-takken.or.jp/chiiki/a-21.html>



神奈川県行政書士会鎌倉支部
鎌倉市小町1-3-7大石ビル301
Tel.0467-84-7499
<https://gyosei-kamakura.com/>



改修に関するご相談
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
鎌倉支部
鎌倉市大船5-2-4 Tel.0467-43-1431

不動産登記、境界に関するご相談

神奈川県土地家屋調査士会
横浜西区楠町18番地
Tel.045-312-1177
<http://www.kanagawa-chousashi.or.jp/>



ご相談の内容によっては有償になる場合や、相談先が異なる場合があります。

その他の空き家に関するご相談

被相続人居住用家屋等確認書 (3,000万控除)に関するご相談

鎌倉市役所都市整備総務課
市役所本庁舎4階
Tel.0467-23-3000(内線2824)



家財整理に関するご相談

公益社団法人
かながわ住まいまちづくり協会
横浜市中区太田町2-22
神奈川県建設会館4階
Tel.045-664-6896



空き家に関するご相談全般

- ・所有している空き家などを福祉や地域活動に活用したい方
- ・その他、空き家の管理でお困りの方

鎌倉市役所都市整備総務課 Tel.0467-23-3000(内線2824)



市の空き家対策のホームページで、過去に配布したリーフレットを掲載しています。
http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kenchiku/akiya_taisaku.html

ご相談ください!



⑥空き家対策について

<山ノ内中町北町内会 古川会長>

資料の中で、今年の4月1日現在、市全体で1,291戸、住民登録をされている方で空き家というところの数が対象外だと思うのですが、どのようなところを根拠にした数字なのでしょうか。

<都市整備部 森部長>

こちらは、この空き家対策計画を策定したとき、平成25年から27年にかけて調査をしました。実際、現場におきまして水道メーターが使われていないですとか、1年以上入居している形跡がないとか、そういった戸数を挙げたものに加え、その後の調査により新たに空き家と判断したものの数が1,291戸になります。住民票がある、なしというわけではなくて、実際生活していらっしゃらないという実数でございます。

<山ノ内中町北町内会 古川会長>

分かりました。それでは、現実的なところのお話になりますけれども、いわゆる町内会の各ブロックでそれぞれ管理されている班構成とか組構成で正確な数値を把握している町内会があるかと思いますが、その辺とコミュニケーションを取って、半期に一度とか、情報の更新はされていらっしゃるのですか。町内会とはノーコンタクトでしょうか。

<都市整備部 森部長>

町内会の方、もしくはご近所の方から、この家は人もいないようだし、どうなっているかという問合せを受けた時点で市のほうで調査に参ります。皆様から要望をいただきまして、我々職員が現場を確認して、その数字の上下分を加えている、動かしているところで、直接皆様、町内会長、もしくは町内会の方と連携してブロックごとに更新をしているわけではございません。

<山ノ内中町北町内会 古川会長>

分かりました。少し細かいところを質問させていただいたのは、実を言うと私自身昨年12月からシルバー人材センターで植木剪定班という業務というか仕事につきまして、約6か月間植木剪定、鎌倉全市を管轄しています。山ノ内地区とか大船地区に限らず回っておりますけれども、大体今の私の感触では、ざっと3割がいわゆる空き家のところの剪定依頼。息子さんたちが管理されていて、隣近所から草が伸び放題になっているので刈っていただきたい。親御さんたちが施設に入られたとか、他界されているとか、色々なご事情がありますけれども、そういう状況の中で、果たしてこの1,291が、丁寧に取られた数字かと思いますが、的確な数値を把握するには、町内会とかその辺と連携する一つの方法も検討されるべきではなからうかと。というのは、私のご近所の方も、おそらく病院から施設のほうに入られているのだと思いますが、貸家を持っていたりしますと、不動産会社から非常に多くの問合せが来るのですね。大手の企業と貸家契約されている不動産会社が、不動産会社自身も高齢化が進んで廃業していると。

しかし、幾ら大手の企業といえども問合せがきても更新手続は廃業しているからできません。契約はそのままの状態なので、大手の企業が私に、地主と交渉したいのですと訪ねて来ても、個人情報もありますから

どこにいらっしゃるのか想定範囲のところを申し上げることも出来ません。細かいところの諸事情にしましては、やはり近隣の方々が非常に問題を抱えているところもあろうかと思しますので、ケースバイケースで対応されているのであろうかと思しますが、この辺を具体的な広報において、どのような諸トラブルがあるのかという事例集的なものは、公表できる段階までデータは集めていらっしゃるのでしょうか。

<都市整備部 森部長>

個々にいろいろな状況がございます。個人情報のかたまりですから、皆様に教えていいこと、言えること、言えないことがございます。ただ、この家を適正に管理してくださいというお話に関しましては、毎年皆様のお手元にも届いているかもしれないのですが、固定資産税の納入通知書の中に、家を適正に管理されていますかといったことや、できない場合の相談先などを記載したパンフレットを入れているところでございます。都市整備総務課で取り扱っておりますので、申し訳ないのですが、個別に相談をしていただく形が一番よろしいかと思っております。

その他

<鎌倉市大船自治町内会連合会 伊勢副会長>

自町連の懇談会で、私どもの大船地区の町内会の方、全員はできなかったのですが、今大船で何が一番困っているかという議論が始まりまして、やはり山ノ内地区の北鎌倉交番を台交番に統合するというのが、一番山ノ内地区の方々にとって大きな問題でありまして、またそれに対して周りの町内会もやっぱりそうだよなということで、ぜひこの機会を捉えてお伺いしたい。

松尾市長としては安全・安心のまちづくり鎌倉ですとずっとやられてきていると思いますし、鎌倉市としてもやはり安全・安心な鎌倉であると思います。この交番がなくなるということは、台に移るのであれば台のお巡りさんが山ノ内のほうを定期的に回ってくれば安全ということは、少しは担保できるのかなと思うのですね。

ただし、安心という面からすると、これは心、気持ちの問題ですから、あそこになくなってしまうということは安心という気持ちに対してはどうしようもないわけです。

そこについて鎌倉市が安全・安心のまちづくりと言っていることに対して、どのようにお考えになっているのかということと、それをまず市長がどのようにお考えになっているのかということと、鎌倉市としてこの問題を、ご存じだと思いますけれども、警察が決めたことだから市議も市議会も県議会も何もできないと。全部門前払いで、本当に不安だけが残っている状態ではないかと思うのですね。市のスローガンと実態が大きくかけ離れているということで、それについて松尾市長、鎌倉市はどのように山ノ内の不安に対して寄り添っていただけるのかということについて、この場を借りてお伺いしたいと思いました。

<松尾市長>

北鎌倉の交番につきましては、地域の皆さん、大変なご不安という中で、ここまで話し合い等も行われていると認識をしております。今、伊勢会長がおっしゃっていただいたように、鎌倉市としての判断は今回一連の中には入っておりませんので、そういう意味では鎌倉市として何ができるかについての難しさがあることは一定程度ございます。

しかしながら、神奈川県では、きちんと住民の方と話し合いを継続していると伺っています。これがもし、強引に地域との話し合いを一方向的に打ち切って進めていくということだとすると、我々もちょっとそれは待つてほしいと。住民の皆さんの声をきちんと受け止めていただきたいともちろんお伝えをしていくところだと思いますけれども、現時点ではきちんとした話し合いが行われている中で、神奈川県のお話、姿勢とすると、できる限り地域住民の皆さんのそうした不安に寄り添った形で今後進めていきたいというご意向も大きな方向性としては感じられる部分がございますので、今後の状況、展開を見て、必要があればもちろん動きたいと思いますが、現状はそういう意味では推移を見守らせていただきたいと考えているところです。

<鎌倉市大船自治町内会連合会 伊勢副会長>

推移を見守るといえるのは、何もやっていないということに等しいのではないかと思います。見守っているだけですから。住民がこれだけ思っているのだから、そういうことを聞いてくれないかと、そのアプローチみたいなものを聞きたいです。

<松尾市長>

見守っているというのは決して何もしないということではなくて、今の話合いの状況、神奈川県、そういうところをお伺いしながら住民の皆さんのご意向がきちんと大切にされているかどうかについて注視をしている状況です。鎌倉市としては、権限、予算がない中で、とはいえ皆さんのご不安がありますから、きちんとそこを見させていただいています。何もしていないということでは決してなく、そういう状況でございますから、今、話合いが決裂するといったことではないと認識をすることで、市としては対応していることご理解を賜ればと思っています。

<山ノ内下町下町内会 小泉会長>

住民の説明会を2回開きました。ただ参加される住民の中には、もう決まったことなのだから、説明会を開く意味があるのかと言っている住民もいます。要は、統廃合ありきで、残すことは全く考えていない。その話を聞きに何で自分たちはこの集まりに来なきゃいけないのかという質問が逆に来るのですね。県警から、もう統廃合ありきなので何年にはここはなくなります、とはっきり言っていたらいいし、大船警察署に対しては安心・安全をどう担保するのですかという話をしているのです。

県道のあの道を見ていただければ、このアジサイのシーズンだと大渋滞をしているのですよね。それがアクティブ交番というミニパトの出来損ないみたいなのが町内のところを移動しながら、何時間おきにそこに行きますからということだけであれば、こんな大渋滞をしている県道のところでそんなのがいるよりも、バイクで警らをしてもらったほうがよっぽど安心・安全はあるのではないかと質問も出ています。だけどそれに対して大船警察署も何も言っていないし、県警もどう担保するという話を何もしていない。それでその説明会を開く意味があるのかと言われていたのです。それに対してはどう答えればいいですか。

<松尾市長>

その前後の背景を私が詳細まで分かっていない部分がありますので、なかなか一概にお答えできない部分もあるかと思うのですけれども、県警としてそこについてきちんと答えるつもりがあるのか、もしくはもうこれ以上話合いをしないということなのかというところだと思います。私が認識している中では、引き続き住民の皆さんとの話合いを継続する中で皆さんからいただいているところ、何が実現できるかというところを県警としては検討していると認識をしておりますので、そのような中での継続した話合いをすることの意味というのはあるのではないかと考えています。

<鎌倉市大船自治町内会連合会 伊勢副会長>

継続しているという認識はほとんどないと思います。住民が納得するとか、諦めて引き下がるか。継続はしていないと思うのです。

<山ノ内下町下町内会 小泉会長>

県警の説明会に来ている担当者は、統廃合をやいなさいと言われていた課の人間が来ているわけです。470か所神奈川県下に交番があって、それを1割削減するという命題を何年間で処理をしろと言われて、その部署が来ているのです。だから何を言っても、反対運動をしたって、署名活動をしたって、意見書を出した

って、全く聞く耳を持たないのですよね。説明会には来ていただけるし、こういう理由で統合しますと、ご理解くださいという説明はしてもらえます。

ただこちら側がこうしてくださいという話は一切聞いてくれていないわけです。市の方も前任の市民安全課の課長さんとかは来ていただいたのですが、また町内会としてももう一回住民説明会を開くつもりでいますけれど、おそらくまた埒が明かない。

例えば、明月の踏切を渡ってすぐ左側、明月院に行くところの小さい公園、市が公衆便所を造ろうとして公園になったと思うのですが、例えばそこは市の土地ですからそこはどうでしょうかとか、何かそういうアクションを市は起こしていたのでしょうか。

<松尾市長>

神奈川県警からは、当初の計画予定としては、あの辺りどこか適地がないかというのは、いろいろ探されたと聞いております。そういう中で市への打診があれば、当然それにお応えしていくというところがあります。ただ現状、そういう土地を探すということになっているのかいないのかという中においては、市のほうから積極的に土地の話をするということは、現時点ではしていません。

<山ノ内下町下町内会 小泉会長>

先ほど、大船消防署が深沢の新庁舎の中に一緒になるというお話を聞いていたので、それが警察署のほうも山ノ内じゃなくて台交番のほうに統合すれば、その道がつながるわけですから、利便性があるとか、そのような話というのは、市庁舎の中で事前に話は出ていたわけですか。

<松尾市長>

県警からそういう話があったかということでしょうか。それはありません。

<小袋谷町内会 朝香会長>

この件に関しては、おそらく県がもう決定したことを地域の方たちに説明する説明会ということだと思うのですよね。だから地元の人に説明する会であって、どうしようということを知る会ではないと思うのです。

ただ住民側からすると、その説明を聞くときにこちらの要望も聞いてもらえる会だろうと思ってしまいますよね。誤解だと思うのですが、だからこの件に関して、先ほどの話とつながるのですが、これは市の対応をあまり問い詰めることはできないと思うのです。ほかの件と関わってくるので。

行政の場合は何かしら決断する場合に、その地域の人たちに説明するのですが、どの時期で説明するか、要するに合意を求めるか、その辺の判断というのは、能力というか、行政にかかってくると思います。交番をなくす、移転も含めてなくす、消防署をなくす、そのほかにいろんな行政サービスをなくすといったものを、いいでしょうねという住民はまずいないと思います。それをいかにコンセンサスを取って短い期間にやり遂げるか。

ところがこれを行政の中で話が出たときに、あまり早い時期から話し始めてしまうと反対がどんどん出てしまうじゃないですか。だからその辺がいつ頃からということだと思うのですが、私は早くからその方向でい

くことが決まっているのであれば、早くから地元の人たちとの話し合いを進めるべきで、今回の場合はそうすべきだったと思います。この消防署の件とか、そういったものもこれから出てくると思うので、それはぜひ地元の町内会でもいいですし、地元の人たちと話し合うことを早めに始めてほしいのです。そうすると結果は、きっと最終的にはスムーズに行くと思います。先ほどの北鎌倉のトンネルの問題でもそうですよね。早めに対応していかないと、もうにっちもさっちもいなくなってしまうので、消防署の話とまた関係するのですが、この交番のような形に、消防署は市のほうの問題ですから、この交番のことを考えて、ほかのことにも考慮していただければと思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。

<鎌倉市大船自治町内会連合会 秦副会長>

最後の交番の話は皆さんご存じだと思うのですが、直接の管轄ではないとはいえ、市としての、あるいは市長としてのお考えをぜひお聞きしたいと思い、あえて最後に出しました。先ほどから何回も言いましたが、消防署の話、これは大事な話ですね。今の経過だとおそらなくなるのではないかと。それでいいのかということが少し分かったということと、それから再度交番についても、市として最大限に何かアクションを起こして、少しでもいい方向に変わるのであればやっていただきたいと思っております。

<市場町内会 北村会長>

市庁舎を移されるということは、これは非常に大きな市全体、あるいは市民、あるいは住民と言ってもいいのですが、問題で、非常に熱意をもって、しかも高い理想を持って計画されていることはよく分かりますが、先ほどから出ている色々な問題ですね。消防署がそういう計画の中でどうなるのかという問題。要するに中央というか、庁舎の移転のことを考えると同時に、各地区、大船なら大船がどうなるのかとか、そのことによって大船の在り方をどう維持していくのか。やはり住民のことをどのように考えていくのかとか、そういうことを含めて考えていただかないと、新しく庁舎ができるところは非常に予算が集中されて色々なことが行われるけれども、他地域は歯が抜けるようにいろんなものがなくなっていく、不便になっていくということになりかねないと思うのですね。

そうすると庁舎移転なんて何だったのだろうという話になると思いますので、こういうときこそ大船地域であれば大船についてどう考えるのかということ、こういう場所を出していただきたいと思います。もう何年も前から言っていますように、大船の行政センターは非常に狭いし、古いし、しかも頻繁に改修を繰り返しています。今年の秋も学習センターの改修工事に伴って、大船福祉まつりがこの場所でできないとか、そういうことが起こるわけです。工事も冷暖房の工事だとか、防水の工事だとか、様々な工事が行われている。そのたびに市民活動に使えない状況が起こっているわけです。だからもうちょっとそこに暮らしている住民のことを考えて、もちろん市の予算の執行の具合や管轄している部署のやり方だとか、いろいろあると思うのですが、住民の側に立っていろんなことを進めていただきたいと思います。いつまで大船支所をあのままにしておくのか、住民にとって非常に使いづらい、先ほどの図書館、非常に狭小であるとおっしゃいましたけれども、狭いなら広くしてほしいです。現状そのまま考えて、何もできませんという、そんな姿勢では本当に情け

ない気がします。ぜひもうちょっとしっかりと大船のこと、あるいは各地区のことを考えた姿勢で進めていただきたいと思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。

<山ノ内瓜ヶ谷町内会 庄司会長>

先ほどの交番の話のときに、私たちも町内会で回覧板を回すと、説明会が過ぎた日に回覧板が届きましたみたいなことがよくありまして、紙での運用が正直限界かなと思っています。やはり情報の即時性が必要になってきますし、私も町内会長、去年から始めさせていただいて、鎌倉市から届く紙が各部署からたくさん届きまして、管理が行き届いていないのも事実でございます。

そういった面でスマートシティを考えている鎌倉市として、町内会運営に関してもそういったところを推進していくような心がけといいますか、取組をしていただけないかなと思っています。

私は今瓜ヶ谷で、そういった町内会の回覧板などを回すアプリケーションみたいなものでテストをさせていただいてまして、その中には将来的には絶対鎌倉市からの情報発信などもそこに入ってくるべきだと思っています。取り急ぎそのテストを行う上で、別にお金をかけてやるということではなくて、そのアカウントをお渡しして、そこから情報発信してもらおうというようなテストをしていただくようなことをお願いしたいと思うのですが、そういったご相談は可能でしょうか。

<松尾市長>

ぜひ連携をさせていただいて、できるところについてはしっかりとやらせていただきたいと思います。今、市内の自治町内会の中ではラインワークスを使って回覧板の代わりに全てそれでやっているところもあり、ラインワークスは社の方針もあって、自治町内会であれば無料（一部制限あり）で活用できることになっているということのようです。

実際導入するに当たっても、半年位は使い慣れない方には寄り添って使い方を全部教えてあげて、それで何とか全世帯に向けて実施、という事例も先日お聞きすることができました。

まさに即時性というところについては、市としても防災という観点からは非常に重要でありまして、その辺りは行政から押しつけるということよりも、地域発でこうやりたいと言っていたのが一番ありがたいところですから、ぜひご相談させていただければと思います。

<山ノ内瓜ヶ谷町内会 庄司会長>

ラインワークスでなければやらないということではないですよ。

<松尾市長>

そうではないです。

<山ノ内瓜ヶ谷町内会 庄司会長>

私がいろいろ調べた中で、どうしてもアカウント、個人情報を出したくないという町民の声があるので、そういったところで今考えているのは、個人がアカウントを出さなくても情報を取得できる、もしくは発信できる、でも町内会にいることを担保できているというような、そういったものを考えています。取得もできるし町内でも発信できるという、コミュニケーションモデルのようなものを考えているので、そういった面でどうしてもラインにこだわっているということはないですけど、そういったことであればぜひお願いできればと思います。

<松尾市長>

よろしく願いいたします。

令和4年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 深沢地域 ＞

日 時	令和4年7月7日（木） 午後2時～4時
場 所	深沢学習センター ホール
出 席 者	自治会・町内会代表 20名 地域団体代表 2名 計22名 鎌倉市 6名
内 容	<p>第 1 部 市長からの説明 「共生社会の取組み、本庁舎整備について」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告 ① 梶原四丁目用地利活用事業について ② 笛田地域の風水害時一時避難所について ③ 深沢地域整備事業の進捗状況について ④ JR引込線の活用について</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談 ① 市役所本庁舎移転計画の進捗状況と、今後のスケジュールについて ② 深沢地域整備事業及び新駅設置の進捗状況と、今後のスケジュールについて ③ 避難行動要支援者名簿について ④ 中外製薬(株)鎌倉研究所跡地の土地利用について</p>

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	梶原町内会	安田 敏雄	会長
2	梶原山町内会	須藤 清志	会長
3	鎌倉グリーンハイツ自治会	石井 揚子	会長
4	いづみ自治会	富田 孚	会長
5	寺分町内会	岩壁 勇	会長
6	大平山丸山町内会	赤羽 大四郎	会長
7	西寺分自治会	矢沢 英夫	会長
8	大船ダイヤハイツ管理組合	福田 静子	
9	深沢地区連合町内会 (山崎町内会)	高井 久雄	会長 (会長)
10	レーベンスガルテン山崎自治会	橋本 堅治	会長
11	ダイヤハイツ鎌倉自治会	飯島 義雄	会長
12	笛田町内会	田島 重雄	会長
13	深沢地区連合町内会 (琵琶苑自治会)	佐々木 紀一	副会長 (会長)
14	打越町内会	椎原 克己	会長
15	常盤町内会	漆原 晃	会長
16	住友常盤自治会	田村 祥子	会長(オンライン)
17	湘南常盤マンション管理組合	岡沢 剛	理事長
18	深沢地区連合町内会 (山崎西町内会)	檜山 宏	副会長 (会長)
19	フォルム鎌倉常盤管理組合	川添 滯	会長(オンライン)
20	サウスアリーナ鎌倉大船自治会	藤井 徹	会長

【その他の団体等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	深沢地区社会福祉協議会	加藤 晃	会長
2	鎌倉市第六地区民生委員児童委員協議会	宮田 進	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	総務部長	内海 正彦	
4	まちづくり計画部長	林 浩一	
5	都市整備部長	森 明彦	
6	深沢支所長	下平 和彦	

第 2 部

地域の懸案事項に関する報告

04 深沢 2-1	梶原四丁目用地利活用事業について
04 深沢 2-2	笛田地域の風水害時一時避難所について
04 深沢 2-3	深沢地域整備事業の進捗状況について
04 深沢 2-4	JR 引込線の活用について

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 深沢 2-1
テ ー マ	梶原四丁目用地利活用事業について
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	総務部 公的不動産活用課

議題に対する回答等

梶原四丁目用地（野村総合研究所跡地）の利活用については、令和2年度に事業者の公募を行い、事業者を選定したところですが、優先交渉権者、次点交渉権者ともに交渉権を辞退することとなり、令和2年度の公募における交渉権者が不在となりました。

このため、本事業については、鎌倉市公的不動産利活用推進方針（平成30年3月策定）に定める利活用の基本方針「自然環境を生かした利活用（市民への開放を含む）と企業誘致」に沿って、改めて事業者公募に向けた検討を進めています。

事業の進捗状況等につきましては、適宜、情報発信を行ってまいります。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 深沢 2-2
テ ー マ	笛田地域の風水害時一時避難所について
概 要	検討状況及び今後の予定について。
担 当 部 課	市民防災部 総合防災課

議題に対する回答等

令和3年10月に、市と避難場所の候補となる施設の関係者と打合せを実施し、令和4年度中に、地域住民との打合せを行う予定です。また、その他の避難場所の確保についても、引き続き、検討を行って参ります。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 深沢 2-3
テ ー マ	深沢地域整備事業の進捗状況について
概 要	進捗状況及び今後の予定について。
担 当 部 課	まちづくり計画部 深沢地域整備課

議題に対する回答等

深沢地区の都市計画については、令和4年3月に土地区画整理事業区域、地区計画区域・整備方針をそれぞれ決定するとともに、新駅につながるシンボル道路の一部となる柏尾川に「新たにかける橋」となる深沢村岡線の決定及び柏尾川沿いの「県道腰越大船」の拡幅、県道拡幅に伴う鎌倉青果地方卸売市場の縮小について変更を行いました。

柏尾川沿いの県道拡幅については、土地区画整理事業による土地利用転換に対応するための歩道の拡幅や右折レーンの設置を目的としたものです。また、湘南モノレール下の市道や梶原川沿いの市道の拡幅のほか、古館橋交差点の目違い交差点の解消など、土地区画整理事業区域に隣接する道路についても、事業に併せて整備を行う計画としています。

また、平成16年策定の「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」において、三菱電機鎌倉製作所（以下「三菱電機」という。）の南側の道路について、県道腰越大船とモノレール下市道を結ぶラダー状の道路として、補助幹線道路に位置づけており、令和元年度に実施した概略設計を基に、三菱電機鎌倉製作所と意見交換を行っており、周辺道路の整備が進むことで交通渋滞が緩和されるものと考えています。

深沢地区のまちづくりは、神奈川県が定める都市計画の整備方針において、藤沢市村岡地区の新駅を中心としたまちづくりと連携を図りながら整備する旨が記載されています。新駅から深沢地区までは、新設する道路で接続し、まちづくりの中で深沢地区と村岡地区の連携を図り公共交通の利用を促進させることを検討しています。

深沢地区のまちづくりの目指す姿を描く、まちづくりガイドラインについて、令和4年度末の策定に向けて進めています。策定前には、パブリックコメントを実施して、皆様から様々な意見を頂きたいと考えています。

さらに、令和4年3月に、JR 東日本、神奈川県、藤沢市、鎌倉市の4者で、JR 東海道本線の大船駅・藤沢駅間に新駅を設置することなどについて、「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」を締結しました。

新駅整備における費用の負担割合は、JR 東日本が15%、神奈川県が30%、そして本市と藤沢市がそれぞれ27.5%ずつを負担することとしています。

最後に、今後の予定につきましては、令和4年度中の国土交通大臣からの土地区画整理事業の事業計画認可を目指し、令和6年度にはまちの土台を整える道路等のインフラ工事に着手し、その後、令和10年度中に新庁舎を開庁する予定です。また、新駅の開業は、令和14年度頃を見込んでおります。

なお、説明会開催の御要望があった自治会町内会への説明を随時行っており、引き続き、市民への周知を行ってまいります。

引き続き、深沢地域整備事業の着実な推進を図ってまいります。

添付資料	
------	--

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 深沢 2-4
テ ー マ	JR引込線の活用について
概 要	進捗状況及び今後の予定について。
担 当 部 課	総務部 公的不動産活用課 まちづくり計画部 市街地整備課 まちづくり計画部 深沢地域整備課 都市整備部 道路課

議題に対する回答等

JR引込線跡地につきましては、地域課題の解決に向けた活用を図ることとしており、現在、山崎跨線橋南交差点の腰越方面から大船方面への直進車線と山崎跨線橋への右折車線が対面する構造の解消や道路の拡幅整備、並びに、三菱電機株式会社鎌倉製作所（以下「三菱電機」という。）の東側道路及び南側に位置する県道腰越大船線までの道路（以下「三菱電機周辺道路」という。）の整備に関する検討等を進めています。

山崎跨線橋南交差点付近の道路改良につきましては、県道を管理する神奈川県藤沢土木事務所が、令和3年度に詳細設計を行っており、令和4年度以降に整備工事等を行う予定と聞いています。

三菱電機周辺道路につきましては、道路用地の確保に向け、三菱電機敷地内に所在する市有地と三菱電機所有地の交換等に関して、三菱電機と協議を行ってまいります。このうち、東側道路については、令和3年度、地元町内会と現地の確認を行い、現道と三菱電機敷地との著しい高低差や三菱電機の既存建物への影響などの課題を共有しました。更に、早期に実施可能な安全対策として路面標示の新設を行いました。今後も継続的に、三菱電機と協議を行うとともに、進捗状況等については、適宜地元町内会等と共有してまいります。

なお、その他のJR引込線跡地の活用につきましても、引き続き検討を行ってまいります。

添付資料

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

04 深沢3-1	市役所本庁舎移転計画の進捗状況と、今後のスケジュールについて
04 深沢3-2	深沢地域整備事業及び新駅設置の進捗状況と、今後のスケジュールについて
04 深沢3-3	市営住宅集約化事業の進捗状況と、今後のスケジュールについて
04 深沢3-4	避難行動要支援者名簿について
04 深沢3-5	中外製薬(株)鎌倉研究所跡地の土地利用について

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 深沢3-1
テーマ	市役所本庁舎移転計画の進捗状況と、今後のスケジュールについて
内容詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗状況と今後のスケジュールについて教えてほしい。 ・事業実施にあたり課題になっていることは何か。
担当部課	まちづくり計画部 市街地整備課

議題に対する回答等

令和10年度の開庁を予定している新庁舎整備の取組について、現在は、新庁舎の設計業務の前段階となる基本計画の策定に向けて検討を行っています。この基本計画は、新たな課題となった新型コロナウイルス感染拡大が社会に与えた影響などの社会情勢の変化も踏まえ、行政サービスのオンライン提供に対応することなど、感染症等の拡大に伴い建物（庁舎）が利用できなくなった場合でも行政サービスの提供を継続できることや利用者のさらなる利便性の向上を目指すなど、①「様々な災害に対応可能であること」、②「ユニバーサルであること」、③「リアルな場の価値をいかすこと」の3つを重視するポイントとして位置付け、検討を進めています。

この基本計画の素案について、7月10日までパブリックコメント（意見公募）を実施しています。

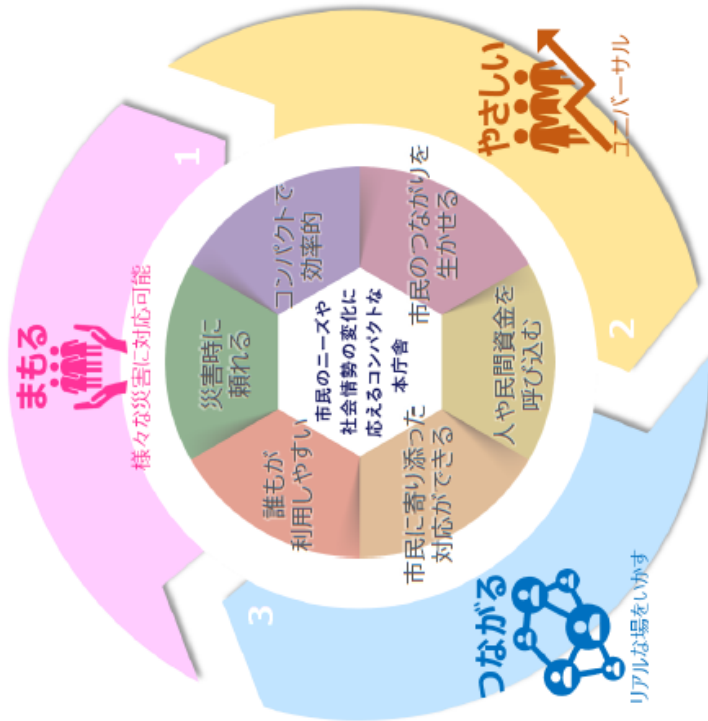
今後については、当該基本計画を令和4年（2022年）9月頃に策定し、令和5年度（2023年度）に基本設計に着手することを予定しています。その後は、実施設計や工事などを一括して行う事業者と令和7年度（2025年度）に契約を締結し、実施設計に着手、令和8年度（2026年度）頃の工事着工、令和10年度（2028年度）の新庁舎開庁を目指しています。

添付資料	鎌倉市新庁舎等整備基本計画（素案）概要版
------	----------------------

基本理念と基本計画の3つのポイント
(第1章・第3章)

新庁舎で実現を目指すこと(第3章)

次の時代を見据えた本庁舎づくりに取り組んでいます



1 まもる ～災害に強くなります～

耐震性能を備える
大地震発生時も災害対応拠点として機能!

オンラインでの業務体制を備える
様々な災害発生時も業務継続可能!

受援力を備える
自衛隊、支援物資などの大規模な受入れ可能!

エネルギー・給水を備える
ライフライン途絶でも概ね3日間自走可能!

2 やさしい ～サービスの提供方法が変わります～

全ての手續・相談が原則オンライン可能

対面型の窓口も設置
オンラインが苦手な人も安心!

ワンストップ・サービスの導入
一か所で全て完結!

予約制も導入
待ち時間短縮!

3 つながる ～市民活動スペースが充実します～

深沢図書館・学習センターの複合化!

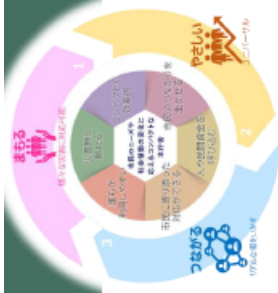
カフェ等のほかフリースペースを導入!

まちづくり情報などを発信!

市民活動・市民交流スペースを大幅拡充!

- 基本構想策定後に発生した新型コロナウイルスの感染拡大等により、本事業を取り巻く社会情勢が大きく変化しました。
- そのため、基本構想における「基本理念と6つの要素」に沿って、環境の変化に柔軟に対応するための3つのポイントを示しました。
- 市民対話や有識者等からなる「鎌倉市本庁舎等整備委員会」などから幅広い意見を聴き、本計画をまとめました。

鎌倉市 新庁舎等 整備基本計画 (素案)



1～3階の構成: モデルプラン(第5章)

3階 災害に強くなります

- 防災関連部署や災害対策本部室、消防本部を配置
 - ➡ 非常時の迅速な連携対応
- 耐震性能を備え、災害リスクに十分対応できる施設
 - ➡ 非常時も業務継続

2階 サービスの提供方法が変わります

- 待合ロビーを集約 ➡ 来店する方にとって分かりやすい空間
- 手続と相談の窓口を広く ➡ 快適性や利便性の高い窓口
- ワンストップ型窓口の導入 ➡ 市民に寄り添ったサービス提供

1階 市民活動スペースが充実します

- 図書館・学習センターと交流・創造機能のスペースを一体的に配置
 - ➡ 市民活動や市民交流の促進 / 地域課題の解決に向けた取組の促進
- 図書館等と屋外空間(駐車場等)との一体的な配置
 - ➡ 屋外空間を生かしたイベント等の開催
 - 災害時には活動スペースとして利用

施設規模(第3章)

約24,300㎡

新庁舎	約20,000㎡
消防	約3,000㎡
図書館・学習センター	約1,300㎡

✓ 新庁舎は、デジタル化の推進等によって、基本構想時(25,000㎡)よりもコンパクトに

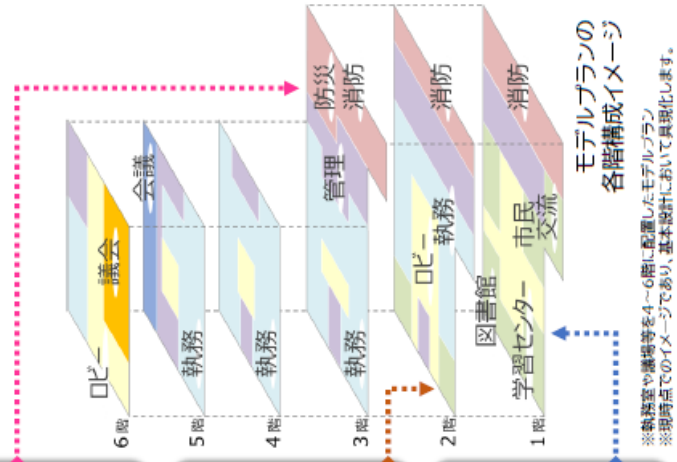
施設整備費(第5章)

約170億円(税込)

事業手法(第6章)

- ✓ 深沢地域整備事業の進捗、行政DXに関する国等の方針、働き方改革の方向性等を踏まえた市民や職員の意見の基本設計への反映
- ✓ 民間企業のノウハウ等を十分に取り入れ、コストや事業リスク等の低減を図る

基本設計先行型
官民連携手法
(維持管理を含む設計施工一括発注等)



今後の進め方(第7章)



もっと詳しく知りたい方は



本編では、執務機能や環境性能などについても掲載しています。
詳しくはこちらをご覧ください。
<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chousuya-seibi/pubcom.keikakukousou.html>

発行者:鎌倉市 まちづくり計画部 市街地整備課 庁舎整備担当
電話:0467-23-3000(内線2687)

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 深沢3-2
テーマ	深沢地域整備事業及び新駅設置の進捗状況と、今後のスケジュールについて
内容詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗状況と今後のスケジュールについて教えてほしい。 ・事業実施にあたり課題になっていることは何か。 ・市有地及びJR所有地の暫定利用状況について、現状と今後の予定を教えてほしい。
担当部課	まちづくり計画部 深沢地域整備課

議題に対する回答等

深沢地域整備事業及び新駅設置の進捗状況と今後のスケジュールについて

深沢地区の都市計画については、令和4年3月に土地区画整理事業区域、地区計画区域・整備方針をそれぞれ決定するとともに、新駅につながるシンボル道路の一部となる柏尾川に「新たにかける橋」となる深沢村岡線の決定及び柏尾川沿いの「県道腰越大船」の拡幅、県道拡幅に伴う鎌倉青果地方卸売市場の縮小について変更を行いました。

柏尾川沿いの県道拡幅については、土地区画整理事業による土地利用転換に対応するための歩道の拡幅や右折レーンの設置を目的としたものです。また、湘南モノレール下の市道や梶原川沿いの市道の拡幅のほか、古館橋交差点の目違い交差点の解消など、土地区画整理事業区域に隣接する道路についても、事業に併せて整備を行う計画としています。

また、平成16年策定の「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」において、三菱電機鎌倉製作所（以下「三菱電機」という。）の南側の道路について、県道腰越大船とモノレール下市道を結ぶラダー状の道路として、補助幹線道路に位置づけており、令和元年度に実施した概略設計を基に、三菱電機鎌倉製作所と意見交換を行っており、周辺道路の整備が進むことで交通渋滞が緩和されるものと考えています。

深沢地区のまちづくりは、神奈川県が定める都市計画の整備方針において、藤沢市村岡地区の新駅を中心としたまちづくりと連携を図りながら整備する旨が記載されています。新駅から深沢地区までは、新設する道路で接続し、まちづくりの中で深沢地区と村岡地区の連携を図り公共交通の利用を促進させることを検討しています。

深沢地区のまちづくりの目指す姿を描く、まちづくりガイドラインについて、令和4年度末の策定に向けて進めています。策定前には、パブリックコメントを実施して、皆様から様々な意見を頂きたいと考えています。

さらに、令和4年3月に、JR東日本、神奈川県、藤沢市、鎌倉市の4者で、JR東海道本線の大船駅・藤沢駅間に新駅を設置することなどについて、「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」を締結しました。

新駅整備における費用の負担割合は、JR東日本が15%、神奈川県が30%、そして本市と藤沢市がそれぞれ27.5%ずつを負担することとしています。

最後に、今後の予定につきましては、令和4年度中の国土交通大臣からの土地区画整理事業の事業計画認可を目指し、令和6年度にはまちの土台を整える道路等のインフラ工事に着手し、その後、令和10年度中に新庁舎を開庁する予定です。また、新駅の開業は、令和14年度頃を見込んでおります。

なお、説明会開催の御要望があった自治会町内会への説明を随時行っており、引き続き、市民への周知を行っていきます。

引き続き、深沢地域整備事業の着実な推進を図って行きます。

事業実施にあたっての課題について

新駅整備を含む、藤沢市村岡地区との一体施行による土地区画整理事業の事業計画認可に向け、遅延することなく進めていきたいと思っております。

市有地及びJR所有地の暫定利用状況について

市が所有している事業用地については、多目的広場として自ら活用するほか、スポーツ施設や駐車場など、民間事業者による暫定利用を行っています。

この暫定利用は、令和6年度に着工を計画している深沢地区のまちづくりに係る道路や宅盤等の基盤整備工事までの期間において、市が民間事業者等に暫定的に土地を貸付けているものであるため、基盤整備工事の着工までには各施設を撤去していただき、土地を原状回復した上で、市に返還していただくこととなっています。

また、JR東日本の所有地については、民間事業者がJR東日本の所有地を借用し、運営をされており、上記と同様に基盤整備工事の着工までには施設を撤去し、土地を原状回復するものと聞いています。

添付資料	
------	--

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 深沢3-3
テーマ	市営住宅集約化事業の進捗状況と、今後のスケジュールについて
内容詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況と今後のスケジュールについて教えてほしい。 ・令和4年度「かまくら住宅ニュース」の年間発行スケジュールはどのように計画しているのか。
担当部課	都市整備部 都市整備総務課

議題に対する回答等

市営住宅集約化事業につきましては、令和4年（2022年）3月に、新たに整備する市営住宅の設計、建設及び現入居者の移転支援を行う事業者と契約を締結しました。

本事業は、2期に分けて合計353戸の住宅等を整備する計画であり、第1期では深沢クリーンセンター西側用地に住宅1棟・55戸を、第2期では深沢クリーンセンター東側用地及び笛田住宅用地に住宅4棟・298戸及び広場や集会所等を整備する予定です。

今後のスケジュールにつきましては、令和4年度に敷地の地盤調査と併せて、敷地全体や建物の設計を行います。令和5年度から西側用地で住宅等の整備を開始し、令和6年度に現在の笛田住宅入居者の移転を行う予定です。また、令和6年度から東側用地及び笛田住宅用地で住宅等の整備を開始し、令和8年度には、深沢住宅、梶原住宅、梶原東住宅及び一部の岡本住宅の入居者の移転を行い、全ての事業が完了する予定です。

なお、「かまくら住宅ニュース」の発行につきましては、契約締結の内容と事業スケジュール等を掲載した「第7号」を、3月に市ホームページに掲載するとともに、5月に集約化対象の居住者全戸に配付しました。今後、入居者向けの移転に関する説明会の内容をまとめたものなどを、事業の進捗に応じて、随時発行していく予定です。

添付資料	かまくら住宅ニュース第7号
------	---------------

かまくら住宅ニュース 第7号

令和4年(2022年)3月

鎌倉市営住宅の集約化事業 その⑤ についてお知らせします

市営住宅集約化事業について、令和4年3月に事業者3社と市営住宅整備及び入居者移転支援を行う特定事業契約を締結しましたので、その概要をお知らせします。

【契約内容】

事業場所：鎌倉市笛田三丁目 445 番 5 外

事業内容：市営住宅の整備、入居者支援業務

契約期間：令和4年3月から令和9年3月まで

契約金額：90 億 2 千万円

契約相手：青木あすなろ建設株式会社（代表企業・設計・工事監理・建設・解体撤去）
株式会社市浦ハウジング&プランニング東京支店（設計・工事監理）
ウスイホーム株式会社（入居者移転支援）

【整備する建替住宅等】

事業	用地	住棟	構造	階数	戸数
第1期	深沢クリーンセンター 西側用地	A棟	鉄筋コン クリート 造	5階建	55戸
第2期	笛田住宅用地	B棟			54戸
		C棟			89戸
	深沢クリーンセンター 東側用地	D棟・集会所			30戸
		E棟			125戸
計			—	—	353戸



※整備イメージであり、今後の進捗のなかで変更する可能性があります。

【事業スケジュール】

市営住宅集約化事業の第1次事業として深沢クリーンセンター西側用地、東側用地と笛田住宅用地に、新たに市営住宅を整備し、既存住宅の入居者移転を2期に分けて行います。

事業者選定の過程で事業者から工期短縮に係る提案があり、第1期の建替住宅（A棟）への移転は令和6年度、第2期の建替住宅（B棟、C棟、D棟、E棟）への移転は令和8年度となる予定です。

第1期事業



- ①既存施設の解体・撤去
(令和4年度～令和5年度)
- ②建替住宅等を整備
(令和5年度～令和6年度)
- ③笛田住宅から入居者移転
(令和6年度)

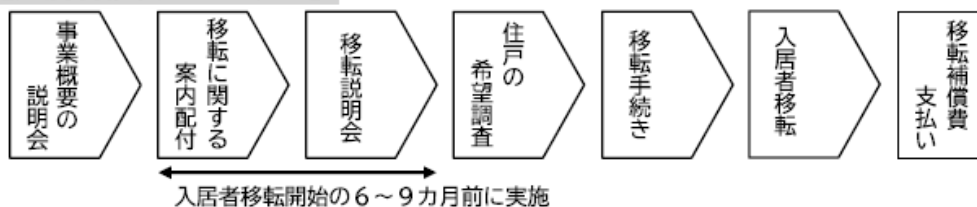
第2期事業



- ①既存施設の解体・撤去
(令和5年度～令和7年度)
- ②建替住宅等を整備
(令和6年度～令和8年度)
- ③他の市営住宅（深沢住宅、梶原住宅、梶原東住宅及び岡本住宅の一部）から入居者移転
(令和8年度)

※深沢住宅の入居者のうち、深沢地区で行う土地区画整理事業区域の影響範囲内に居住されている方については、令和8年度より前に他の市営住宅に移転いただく場合があります。

【入居者移転までの流れ】



※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、今後、説明会の開催等についてお知らせします。

お問い合わせは 鎌倉市 都市整備部 都市整備総務課 住宅担当
 電話 0467-23-3000 (内線2554、2824)
 Mail jyutaku@city.kamakura.kanagawa.jp

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 深沢3-4
テーマ	避難行動要支援者名簿について
内容詳細	毎年、自治町内会で名簿の差替作業を行っているが、未だに使い勝手が悪く自治町内会の作業負担が大きい。 「新規」分の欄には「○」印を表示させたとのことであるが、「変更」分の抽出はできておらず、今後もシステム改修などで更なる改善はできないか。
担当部課	市民防災部 総合防災課

議題に対する回答等

自治会・町内会へ提供している避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）は、令和元年度のシステム更新により、避難行動要支援者登録台帳の「新規」欄に「○」印を表示させることで名簿に新規掲載された方が分かるようになったところですが、「変更」分の抽出は既存のシステムでは対応しておらず、現時点では変更情報の提供はできない状況です。

名簿を提供している他団体からも名簿管理・提供体制についての御意見をいただいていることから、今後これらの意見を反映した運用方法の見直しやシステムの改修について、他社のシステムへの切り替えなども含め、使いやすいシステムとなるよう、今後も引き続き検討してまいります。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 深沢 3-5
テーマ	中外製薬(株)鎌倉研究所跡地の土地利用について
内容詳細	<p>令和4年(2022年)8月に、梶原にある中外製薬(株)の鎌倉研究所は、戸塚に建設中の新研究所に集約・閉鎖されるとのことであるが、跡地の売却や土地利用などについて、市は把握しているか。</p> <p>また、跡地は土地区画整理事業の区域に隣接しているが、深沢地域のまちづくりに影響はないか。</p>
担当部課	まちづくり計画部 土地利用政策課、深沢地域整備課

議題に対する回答等

市では、事業区域が5,000平方メートル以上の土地で行う土地取引や開発事業を行おうとする事業者には、当該開発事業の内容を市に届け出ることを「鎌倉市まちづくり条例」で義務づけています。

指摘の中外製薬株式会社の跡地については、上記届出がなされており、市では土地取引等を把握しています。

深沢地区のまちづくりと、相乗効果が得られるように、調整、検討を進めていきたいと考えています。

添付資料

第2部から第3部まで市からの一括説明後、質疑、懇談

<梶原山町内会 須藤会長>

梶原四丁目用地利活用事業について、昨年の交渉権辞退というもののすぐ後ではありますけれども、今後どうするかは未定ということですが、例えば、何か市から条件を下げる交渉をして、前より少し条件をよくするとか、そういった変化はございますでしょうか。もし、今答えられるものがあれば結構ですが、お願いいたします。

<松尾市長>

まだ、具体的にこの部分をというところまでは最終決定していませんけれども、2者応募があった中で、結果的にいろいろなことがありまして辞退ということになったわけですが、もう少し事業者の方に応募しやすいような形にどうできるかというところは一つ検討の中にあります。また、地域の方からやはり住民の意向も反映してほしいというお声をたくさんいただいてきた部分がございますので、どのようにそれを反映していくかというところも一つ検討事項という形にしております。

<深沢地区社会福祉協議会 加藤会長>

私が地域で気になっていることを一つお聞きしたいと思います。昨年2月15日に笛田のバス停から10メートルぐらい離れたところで道路の崖崩れがございまして、何日か片側通行だったんですね。そののひとり暮らしの高齢者の方と3、4軒ぐらいの家に土砂が流れ込んだ、そういう崖崩れがございまして、今日来るときに見てきたのですが、まだ仮の工事みたいな感じなんですね。予算等の関係もあると思うので、いつ頃の予定で完全に直されるのか、その辺がもしお分かりになればお聞きしたいのですが。

<都市整備部 森部長>

今おっしゃったように、現在は仮工事のみで、崩れたときに止めたまま残っています。昨年度に詳細設計の測量を行いまして、今年度、発注の準備しております。今年度工事に入っていきたいと考えております。

<深沢地区社会福祉協議会 加藤会長>

ありがとうございます。ここは昨年度から深沢中学の1年生が地域の防災などの授業として取り上げ、地域の人たちが水害・内水・崖崩れ等の授業に協力させていただいたので、その辺がいつ頃直るのが気になったものですから、お聞きしました。ありがとうございます。

<大船ダイヤハイツ管理組合 福田氏>

新庁舎の説明の中にあつたワンストップ・サービスの導入というところですが、別に新庁舎ができなくても、今すぐにでも役所でこれをやってもらいたいと思っています。私が住んでいる大船ダイヤハイツは、モノレール下の道路に接しているのですが、そのマンションと道路の間に市の土地の雑木林があるんです。一昨年の台風19号のときにそこが倒木して道路側に10本ぐらいの雑木が倒れて、すぐに伐採に来て片づけたんですけど、伐採した木をいまだに全部その森の中に突っ込んであるんです。前からずっと片づけてもらいたいと言っているんですが、そのままなんですね。どこから来るのか分からないけれども、そこにゴ

ミを捨ててもいいんだと思ってごみが捨てられるんです。もう一つ、ずっと倒れかかっている木も1本あって、それについても私たちの管理組合の方から何回も市役所に申入れしたんですが、対応がないんです。

つい3月にもその雑木林の中に梱包された荷物のようなものが捨ててあって、何か恐ろしくて。非常に危険な感じがするので、すぐ片づけてもらいたいと話したんですけれども、どこに話していいか分からなくて、環境保全課というところに話したんです。そうしたら、管轄外だからと言われましたが、市民にとって管轄外という説明は何の役にも立たないんですよ。どうすればいいんですかと言ったら、そこが市の土地がどうかは分からないから、まず確認するところから始めると言って、その後もう今7月に入ったんですが、そのごみは片付いていないし、不法投棄されるんです。

先月不法投棄された工事用のヘルメットとかブルーシートなども突っ込んであったので、私が取り除いて、そのときは道路課の人から取りに行きますと言われて、私は自分の住所と場所を言って、電話番号も伝えてそのごみを確保しているから取りに来てくれと。その後、何にもないんです。だから、いまだにそのヘルメットとブルーシートは私の家の裏にある。

市民にとってどこの窓口が管轄外だとかいうのは言われてもどうしようもないので、ちゃんと対処してもらいたいと考えるんです。それは庁舎が新しくなるかどうかということとは関係なくて、今すぐやってもらいたいんですよ。台風19号は一昨年の話です。それをずっと引きずっていて、申し入れても全然解決しないというのが何か情けないんですよ。

窓口に行くときに出てくる方は大抵臨時の方で、こういうことで来ましたと言うと、下げている名札を見せて私は臨時なのでよく分かりませんからと言って後ろのほうに行かれて何か相談して、また帰ってきて、何回もそういうやり取りがあって、最後にその後ろの上役の方が出てきて、お話をさるんですけど、また最初から全部話をし直さなければならない。それは私の経験ばかりじゃなくて、いろいろそういう話は聞くので、ワンストップ・サービスというのは今すぐできるので、前に松戸のほうですぐやる課というのが話題になったことがありますよね。ああいうふうに、何でも困り事にすぐ対応してもらいたいんです。それをぜひお願いしたいんです。

<松尾市長>

ご連絡をいただいている対応をしていないということであれば、誠に申し訳ございません。お話を受ければ、そこでお話を聞いて必要な部署につなげるか、もしくは連携をして対応するというのが基本的にやらなければならないことではありますが、それができていないということです。できていないならできない理由をちゃんとご説明しなければならないんですけど、もしそれさえしていないとしたら、それはもう全く市役所の責任でございまして、そんな市役所では信頼が全くなくなるなというところです。本当に申し訳ございません。戻りまして、対応させていただきますので、至急ご連絡させていただきます。

《後日回答 都市整備部 道水路管理課》

令和4年(2022年)7月8日に、福田様宅を訪問し、今回の対応について謝罪しました。なお、同日付で、福田様に保管していただいた不法投棄物を回収いたしました。また、質問・意見で挙げられていた伐採された樹木の放置について、福田様お立会いのもと現場確認を行いました。樹木はなくなっております。

<鎌倉グリーンハイツ自治会 石井会長>

今、新庁舎移転のことなどについて非常に耳障りのいい、とてもいい基本計画を拝聴したんですが、図書館なども老朽化しているので、それも建て替えるというのでしたら期待したいと思いますが、図書館の予算というのが非常に少ないと聞いていて、リクエストしても本もなかなか買ってもらえない。横浜や藤沢などに行って私たちは借りたりしているのですが、こういうビッグプロジェクトにお金をかける、器の話はあるんですけど、その後の運営、ソフトの面ですね。お金を使ってしまったから予算はない、入れるものは何もないというようなことというのは、どのようにお考えでしょうか。

<松尾市長>

ご指摘のとおり、決して器だけきれいにしてそれでいいということは全く考えておりません。少し前からの話になりますけれども、ご案内のとおり、鎌倉市の公共施設、中央図書館もそうですが、支所、市役所本庁も同様に、戦後高度経済成長の昭和30年、40年ぐらいに集中して造ってきたものが、一斉に老朽化をしております。

市民の皆さんからは、なくなると大変困るというお声をたくさんいただく一方で、人口も減る、税収も減るという中で、どのようにこれを継続していくかということが将来的に大きな課題となっています。そんな中、公共施設再編計画というものを作りまして、今の同じ場所で全てを新しく造り替えたり、リニューアルしたりというところでは、なかなか予算的にはもたないというところから、この再編計画では、ある程度集約を行い、機能としては質を落とさずにやっていくという整理をしているところです。

あわせて、インフラ、道路や下水道につきましても、大変老朽化をしており、こちらも市民の皆さんの生活を維持していくためにはしっかりと維持・修繕していかなければなりません。こちらについては、インフラマネジメント計画というものを作り、対応しているところです。この市役所、大船にあります消防署、深沢の消防出張所、生涯学習センターを集約して新しい市役所にしていきますし、今の市役所があるところにつきましても、周辺の老朽化している図書館や生涯学習センターを集約しつつ、財政的に工面しながら持続可能な形に整えて、中身については当然できる限り質を落とさないような形で進めていけるように、トータルで考えていくということが基本的な考え方になります。

具体的に図書館の予算が足りないんじゃないかと、そういうお気持ちだと受け止めます。そういうお声もいただくところではあります。図書館については教育委員会の管轄ではありますけれども、そんなに予算を削っているということではなくて、十分市民の皆さんのご要望にこれからも応えていけるように、図書館の機能についても進めてまいりたいと考えておりますので、具体的なお要望がございましたら、別途いただければと思います。

<大船ダイヤハイツ管理組合 福田氏>

図書館のことは、どこに要望すれば、例えば本の種類のことなどは応えていただけるんですか。

<松尾市長>

直接図書館にお声をいただければ、皆さんのご要望を踏まえ、蔵書を購入するという対応をしております。

<大船ダイヤハイツ管理組合 福田氏>

新着図書の本、例えばお料理の本とか、大工仕事の本とか、パソコンの扱いとか、そういうノウハウの本がすごく多いんです。ちゃんとした図書というのがあまり入ってこないんですよ。私は藤沢の図書カードも持っていますし、逗子の図書カードも手に入れているんです。そちらのほうがずっといい本があるんです。だから、それは残念でしょうがないんです。文化都市鎌倉というのだったら、やっぱり図書の内容ももっと充実してもらいたいといつも思っているんです。予約してもなかなかそういう高い本は買ってもらえないことがあるので、図書館に言ってもあまり話が進まないんです。ですから、今市長に聞いてもらえば、すごくいいかと思います。

<松尾市長>

いただきましたご意見はしっかりと図書館のほうに伝えてまいりたいと思います。具体的なことを申し上げますと、図書館の蔵書、購入する本については私が口を出すということはありませんので、大卒のところで今いただいたご意見というのはしっかりと教育委員会を通じて図書館には伝えてまいりたいと思います。

<大平山丸山町内会 赤羽会長>

図書館の件ですけど、今、本も高いですよ。それから、蔵書も置くところがあまりない。場所の確保というのはどこの図書館でも苦労しているわけです。特にコロナ禍でかなり税金を使っていてお金がないんですよ。じゃあ、どうすればいいかと言ったら、各図書館に置くんじゃなくて、いかにして効率的に県内全体の図書館をうまく回すべきかだと思うんです。ネットワークというのかな。もちろん、お金があれば買ってもらえるのは構わないし、場所があればいいんですけど、それがなかなかしにくいとなるならば、ほかの市とどううまく交流するという、そういうシステムをつくったらどうかと思うんです。

<松尾市長>

ありがとうございます。今お話いただいたように逗子と藤沢市の図書館に関しては、鎌倉市民の方でも借りられるはず。市民の方がそこで借りられるというような連携をしていますけれども、蔵書についての交流というところまでは現在できていない状況です。図書館の中身についてどのように充実していくかというところについては、引き続き検討してまいりたいと思います。

<大平山丸山町内会 赤羽会長>

いつも思うのですが、もっと連携を強くすることはできないのでしょうか。やっぱり藤沢なら藤沢の税金で買っているから、なかなか市外に貸したくないという、そういう傾向はあるのでしょうか。

<鎌倉グリーンハイツ自治会 石井会長>

連携はできています。

<大平山丸山町内会 赤羽会長>

連携はできているけど、そこですよ。利用期間は2週間ですよ。それで、たしか更新ができないんですよ。それは仕方のないことかもしれないけど、鎌倉の図書をほかに貸していいと思うし、ほかから来ても

いいんじゃないかなと。その辺りをもう少し効率的にできれば、低予算で貸してもらえるとすることができるんじゃないのかな。単なる提案となりますが。

<松尾市長>

引き続き検討してまいりたいと思います。

<西寺分自治会 矢沢会長>

住宅ニュースに関してなんですけどね。これ住宅課時代からもう代々3人ぐらいの課長と付き合っていましたけど、最初情報が全然なかった。それで、どうだと言ったら、では住宅ニュースを作りますと。そこから始まっているんですよ。

今回、まちづくりのために市営住宅の一部を2年以内に移転せざるを得ないという説明会がありまして、そのときに発行されたのが2月分です。6月にそういうものが資料として出てきたんですよ。おかしいでしょうと。住宅ニュースを作って、すぐに流せばいいものを、必要なときに作ってくれない。

住宅ニュースの発行時期は決まっていとおっしゃいましたが、はっきりと具体的な進捗を報告することが必要だと思います。

<松尾市長>

情報がきちんと伝わるように、こまめに今後も対応してまいりたいと思いますので、今日いただきましたご意見を改めて担当とも共有しながら、この住宅ニュースを活用していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<サウスアリーナ鎌倉大船自治会 藤井会長>

ちょっと話題が変わるんですけど、スケジュールを見ている限りで言うと、令和10年に新庁舎ができるという計画で、この新庁舎というのはこの行政施設というエリアにできるのかなと思っているんですが、それ以外のエリアにはいろんな施設の予定地みたいなものが書かれているんですけど、ここに関してのビジョンというのは何か見えているものでしょうか。令和10年から矢印が始まっているので、新庁舎ができてから建設がいろいろこつこつ始まったら、いつまでたっても市庁舎と広大な空き地ばかりみたいな世界が見えてしまうので、ここに関しての何らかのビジョンがあるのかなというのが1点です。

もう1点が、これに伴ってアクセスですね。湘南モノレールもいろいろバリアフリーをやっていただいているんですけど、多分深沢だけバリアフリーができていなくて、ここに市庁舎ができるに当たっては湘南モノレールだけのアクセスで何とか頑張れる見込みなのかという、その辺の調査とか見込みがあったらお知らせいただきたいと思います。

<松尾市長>

まちづくりガイドラインというものを現在深沢のまちづくりとしては進めているところです。それに沿いまして、おっしゃっていただいたように、令和10年の本庁舎に始まり、令和15年度にかけて、オフィス、商業、住宅などの建設が順次進んでいく形になっております。ですので、この令和15年度のところに「第2次まちびらき」という書き方をしておりますけれども、一つ、ここが目標になってまいります。

<まちづくり計画部 林部長>

お配りしたスケジュールですが、本庁舎に始まり、オフィス、商業、住宅などの建設とあります。深沢の区画整理事業につきましては、令和6年度から工事を予定しております、9年間かけて基盤整備をやっていきます。ここでは、道路、雨水調整池、公園や駅前広場などの基盤の整備をやってまいります。この中で、まず一番に市役所の新しい庁舎を北東の部分に造っていきこうと。それから順次大きな宅地ができていきますので、オフィスや住宅等が順次完成していくということになります。まちが早く立ち上がっていけばいいということではありますが、横浜のみなどみらいの地区ではこれから建設される建物もあるように、全体のエリアのボリュームも違いますのでそれほど長く続くとは考えていませんが、そのようなまちづくりを進めていくという形になります。

交通についてのお尋ねをいただきました。31ヘクタール、それから藤沢の村岡地区と一体ということであちらが約8ヘクタールぐらいありまして、約40ヘクタールほどの新しいまちづくりを行うに当たりまして、交通管理者、具体的には神奈川県警察の交通の所管の方々との事前の協議をさせていただいています。その中ではこのまちづくりニュースの中でお示ししてあります。あくまで土地利用計画の案で、全てがここに書いてあるとおりにいくということではないと思っていますけれども、基本的にはこのように商業、住宅、業務オフィス等や市役所の庁舎等について、このような計画をしたときの周辺の交通について、警察からの指導をいただいています。

ただ、ご質問はモノレールだけでこちらに来る足が確保されるのかということだと思います。ご指摘の内容は他の地域での説明会等でもご質問いただくところでもあります。現状では、やはり公共交通といいますと、バスのネットワークということになってまいります。直近でも京急や江ノ電バスともお話をしています。やはりバス事業者としては需要があれば路線は当然用意してくれると。西側になりますけれども、村岡に新しい駅ができますので、こちらも始発着の起点になってくると思いますので、今の時点ではその辺りの強化を視野に入れて進めてまいりたいと考えています。

<大船ダイヤハイツ管理組合 福田氏>

道路のことで、今の土地利用計画案を見て言っているんですが、昨日電話で聞きましたら、このモノレールの下は18メートルの道路に替えるということで、坂の途中で18メートルが終わっていて、その先はやりませんということなんです。そういうことをして大丈夫なのかと思うんです。図の南側のところに湘南モノレールと書いてあるところがありますが、この右側のところは深沢小学校のほうへ行く道なんです。左側は藤沢のほうから来る宮前線という道路の延長なんですけど、ここもすごく細くていつも渋滞しているんです。交通事故がこの交差点はすごく多いところなんです。この深沢の開発する土地のところだけを道路を広げて18メートルの道路にして、それ以外は既存のままというのは非常に危険じゃないかと思うんです。

もう一つ、私がこんなことでいいのだろうかと思ったのは、市営住宅とJRの跡地の間の柏尾川にかけてくねくねした道路については、3メートルあるところもあれば2メートルぐらいいかないところもある。これを12メートルにするというんです。どのようにして12メートルにするのかと聞いたら、一部は現在の市営住宅の敷地を使うという。この道路は暗渠になっている川があるんです。それを12メートルに広げるといのはどういうことかと聞いたら、今ある住宅地のほうに広げることにはできないので、JRの今の空き地になっているほうへ広げるといって、川が道路の真ん中に来るようになるんです。何年間か工事が続く間

に、大きな車がたくさん出入りしますよね。そういう道路で大丈夫なんですか。そして、この周辺だけを開発に合わせて道路を拡げてその周りは狭いままで、今でも歩道も確保できていないような道路なのに、そのままにしておくというのはちょっと無謀じゃないかと思うんですけど、どうなっているのでしょうか。

<まちづくり計画部 林部長>

ご心配の点についてご説明させていただきたいと思います。大船西鎌倉線の北側の寺分坂のところにつきまして、途中までの拡幅ということになってしまうのは事業上大変申し訳ありませんが、間違いなくおっしゃるとおりです。その先の道路については既存の幅員のままというのがこのまちづくりをやっていく区画整理事業の中での計画となっていますので、その後についてはまた別途、道路の整備計画等の中で検討する形になると思うんですが、今の時点ではご指摘いただいたとおりでございます。

まず、この大船西鎌倉線モノレール下の道路のことについてお答えを先にさせていただくと、ご指摘のとおり水路が入っていますね。あの水路については今回の工事の中で切り回しを予定しています。場所を変えるということです。今、モノレール下に入っていますけれども、それを事業区域側に、中のほうに組み込んで水路として機能できるような整備をしていくという検討をしています。ですから、バスや車がたくさん通ることで水路が大丈夫なのかということについてはしっかりと担保があるということになります。それから、市役所の新庁舎を予定している北側の道路については、泣塔がありますけれども、こちらは12メートルになるように事業区域側に拡幅し、確定はしておりませんが、見込みとしてはこの北側に市役所の駐車場の出入りを持ってくるとなると検討されています。

東側、先ほど申し上げた大船西鎌倉線沿いは、消防署の消防車の出入り、救急車の出入りが来ると思っています。この東西の道路の真ん中のところに太い道路がありますが、20メートルの道路で、仮称ですがシンボル道路と言っているんですけれども、こちらに面して市役所のバスのアプローチなどが出てくると考えています。

それから、南側の道路ですけれども、宮前の地点とおっしゃられましたが、梶原川沿いの道路ですね。ここについても12メートルに拡幅をして整備をしていく。

それから、シンボル道路については大船西鎌倉線との交差するところについて右折レーン等の整備を考えています。それだけではなくて周辺道路、例えば深沢支所の西の交差点ですとか、あとは県道の深沢の交差点ですとか、負荷が影響してくる部分というのはあります。基本的に先ほど申し上げた交通管理者協議はクリアにはなっていますが、将来的に考えたときに、ご指摘のとおり歩道がないというのが現状でありますし、それから深沢小学校の通学路にもなっていて、片側歩道であることや、歩道が水路の上であるという現状は承知しています。

この問題の中でこのような区画整理をやっていくのかというお話になるんですけれども、今年の3月1日に都市計画決定をさせていただいて、いよいよ、ここのまちづくりを進めていきたいと思います。ということで、URをお願いをし、URのほうでいろいろ検討してこれから国との調整をしていきます。ようやくそのような見立てが立ったので、周辺道路についても先に取り掛かるべきというご意見の方もいらっしゃいますが、道路整備を先にやってもこの区画整理事業が認められなければ意味がないという部分もあるので、その部分は認められそうだということで、現在のような取組となっています。

実は深沢支所の西や深沢の交差点、手広の交差点や小学校の西側の道路など、どのように整備をしていくべきかという検討はしています。具体的に図面も描きましょうということで昨年来からやっています。ただ、大きく道路を拡げてしまうと、周辺のお住まいの方々の土地もありますので、ここは慎重に検討しな

ければいけない部分です。長い時間がかかるかもしれませんが、周辺道路の改善というものについても考えは持っておりますので、引き続き検討し、可能なところから実現してまいりたいと思っております。

<いづみ自治会 富田会長>

これまで浄化槽で下水道の代替りの対応をしてきたわけですが、十数年前に、鎌倉市で最後の地域であるから徐々に下水道を整備していきますということで、かなりの部分が整備されまして下水道に流用するようになってきています。

ところが、私の住んでいる地域について、開発会社が倒産したとかで連絡が取れないで、一部の整備の承認が取れない状態がこの5・6年ずっと続いています。去年の夏頃もこの点につきまして担当の課に、いつになったらちゃんと下水道管に替えてもらえるんですかとお聞きしたんですが、連絡がまだつかない、分かり次第ご連絡しますということで、ほぼ1年間ほったらかしの状態が続いているんですね。

このままですと、不在地主、開発会社が倒産した会社との連絡が未来永劫つかないんじゃないですか。このまま下水道未整備のまま鎌倉市はほったらかしにしていくんですかと深く感じる今日この頃です。新しい市庁舎を造ることでお忙しいかと思いますし、お金もかかると思いますが、そういう昔から住んでいるところの生活環境を改善していく、よくしていくということが一番大切なことの一つじゃないでしょうか。梶原五丁目の浄化槽関係の設備を利用する者として強くそれを感じます。よろしくご検討ください。

<都市整備部 森部長>

おそらく開発業者の承諾をもらわなければいけないということになっていきますと、担当は私どもなのかなと思っております。土地にやはり公共下水道を入れますから、承諾が必要になりますので、私も場所を確認しますけれども、引き続き業者、倒産されればその整理をしている会社もあるでしょうから、そういったところを引き続き調査して下水道に変えられるように努めていきたいと思っております。

<松尾市長>

確認して一度ご連絡させていただきます。

《後日回答 都市整備部 下水道経営課》

自治会には一度ご連絡させていただきました。

現状につきましては、土地の権利関係をはじめ諸問題について調査を行っているところです。

<深沢地区連合町内会 高井会長>

私も2、3、聞きたいんですけども、一つ目は、昨年から作っている地域の深沢会議と申しまして高齢者の福祉を見守る協議体に関して。実際にゆるやかな見守り活動の連絡場所ということで、一元的にはその各町内会の会長とか副会長、あるいは民生委員の自宅が連絡先になっているんですが、そこから次の専門的な部門である包括支援センターや市の社協につなげる必要がでてきます。このとき、包括支援センターも正式に連絡所としていいのかどうか。市社協もこうした連絡先として公にポスターなどに載せてしまっているのか。もし、そうでなければ、先ほど市長から冒頭説明がありましたような、市の相談窓口をそういう最終的な連絡場所として、そこで連絡を受けるといような方法が取れるかどうかということです。

山崎や台は道路などを挟んで地域のはざまに位置するといった問題もあるので、うまく横の連絡を取る必要があり、最終的には市でそういう専門機関としての窓口としてなってもらえるかどうかという、そういうことが一つ。

二つ目に、防災倉庫の中に市で揃えてもらった機材がたくさんあるんですが、昨年マニュアルが完成して、そのマニュアルを作る策定委員会が、防災倉庫の中に足りないものが結構あるということで何項目か備品の書き出しをしています。今まで補助金は町内からの申請だけだったのが、各ブロックで申請しても認められるようになったのですが、それはその地元で買ったものだから、防災倉庫に入れられるのか入れられないのかという話が出ました。これを入れることを認めてもらいたいということが二つ目です。

特に深沢の防災備蓄倉庫について、この前の防災訓練でもお願いしましたが、入り口が学校の反対側にあるんですね。体育館側に入り口を向けたほうが、備品や機材を運び出したりするのに便利なので向きを変えてほしいという話もしているんですが、それもなかなかいい返事をもらえないという状況でございます。

三つ目に、自治町内会を二分するような学区を見直してもらえないだろうか。市民運動会等両方に行かなければならないというようなこともあるし、通学しているお子さんも学校と避難所で別の学校となることや、町内会で回覧等回すに当たっても二分されてしまう。役員も両方に行かなければならない。いろんな面で不便を被るということで、我々も無理なお願いなんですけど、一応そういうことがあるということをおきたいと思えます。

四つ目に、ごみの問題ですが、私も前々から戸別収集をやってもらいたいと思っているのですが、今回うちの町内会で話題になったのは、クリーンステーションのごみのネットボックスを、捨てている方々が自前でお金を出し合って購入していることについて。町内会単位で補助しているところもあるんですが、その辺を市が補助できないか、逗子なんかはやっているみたいなんですよね。そういうこと検討していただけないかなと思います。細かい話で恐縮ですが、その辺をお聞きしたいと思いました。

<松尾市長>

最初の「ゆるやかな見守り活動」につきましては、深沢の皆さんで活動していただいているのは本当にありがたく感じているところです。こちらにつきましては、連絡先は、地域包括支援センターもそういう一つになると思いますが、ここで言い切れない部分もございますので、包括支援センターとも連携して連絡をさせていただきながら、確認をして進めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

<市民防災部 永野部長>

防災倉庫に共同で買ったものを入れられるかというお話でした。入れられるものだと思っていたのですが、改めて確認し、またご連絡を差し上げるということでよろしく願いします。

また、倉庫の向きですけれども、いろいろ使い勝手が悪いというお声をいただいているところがほかにもありまして、調べているところであります。向きを変えるときに、どういう手続きを踏むのか、建築基準法のどのような手続で、どのようなことをしなければいけないとかという部分の整理をしているところです。いただいたご要望を総合防災課に頂戴できればと思いますので、またよろしく願いします。

＜後日回答 市民防災部 総合防災課＞

市が設置・管理している防災備蓄倉庫は、コロナ禍における対応など、新たな資機材の整備などにより、倉庫内のスペースが少ない状況となっています。また、地域が管理する物品を同じ倉庫に置くことは、資機材の管理の面で課題も多く、現状、同じ備蓄倉庫内での保管は難しい状態です。なお、他の地域では、連合組織の屋外倉庫を学校敷地内に設置し管理をしているところもあります。

また、深沢小学校の防災備蓄倉庫はご指摘を受け、令和4年度中に倉庫入り口の向きを変える予定です。

＜松尾市長＞

学区の見直しにつきましてはなかなか難しい課題だと考えています。教育委員会で、前回平成14年ぐらいですか、一部学区の見直しを行いましたけれども、全体としては学区の見直しというのは実施できていないという状況でございます。また必要に応じて教育委員会での取組ということになりますけれども、今日いただいたご意見はしっかりと共有をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ごみの問題です。おっしゃるとおりでございます、ネットだけであれば市で貸出しをしておりますので、こちらは活用いただければと思うんですけども、ネットボックスはそれぞれで購入いただいているというのが現状です。市で補助できるかどうかということについては、引き続き市の検討課題ということで受け止めさせていただきます。

＜大平山丸山町内会 赤羽会長＞

5Gの健康被害というのを、町内で反対派の人が声を上げているんですけど、鎌倉市としてどのように考えていらっしゃるのか。例えば市で専門家を依頼し、賛成反対について町内の方に話してもらうということができるのでしょうか。うまく処理できた町内会があればちょっとご意見いただきたいと思ひますし、市としての対応の指針など、意見がありましたら教えてほしいと思ひます。

＜松尾市長＞

実は6月の市議会の中でもそういう陳情が出まして、議論になった部分でもございます。鎌倉市は従前から携帯基地局のアンテナにつきましては、皆様もご存じだと思いますけれども、自治会町内会と近隣住民の方に説明をするという形になっています。これはなかなか他市にもない条例でして、そういうハードルを設けている中で十分地域の方にご理解をいただいた上で進めるようにという仕組みをつくっておりますので、事業者が、強引には設置しないほうがいいという判断したところは設置していないという場所もあります。

ただ、行政として禁止するという事は難しいと考えている部分でありますけれども、条例の仕組みを活用していただきながら、一定程度の話し合いの中でお決めいただきたいというところがございます。総務省が示すところでは、直接的な健康被害について、直ちに影響があるものと認識しておりませんので、市としては基本的に設置を禁止するというような立場ではありません。賛成、反対という声がある中では諸外国の事例等、電波が強く出ている頃に健康被害が出たというデータもあるというのは承知をしておりますが、国としてはそこまでのデータを発表していないという認識でございます。

＜大平山丸山町内会 赤羽会長＞

専門家の方に来ていただいてお話しすると、そういうことはできるのでしょうか。

<松尾市長>

市も情報をたくさん持っているわけではありませぬので、今お聞きしているところでは難しいかと感じています。

<梶原山町内会 須藤会長>

梶原山町内会の中でも先日基地局を設置するというので、何人かの方が、反対と言いたいけど勉強不足では難しいという話が出ました。業者からの説明会は、こちらが勉強していないと一方的な説明で終わってしまう。私の場合は、家の向かい側に設置するというので、インターネットや、どこかの大学の先生が説明しているDVDをもらい、少し勉強したものですから、それを今、また別の方に回しているんですけども、根本的には国がオーケーと言っているというのは間違いではないんですが、やはり電気、電波に敏感な方というのが1割はいないにしてもおられると。そういう方が近所にいるかどうか。いたら、どうするのか。その辺が一つのポイントであるということです。

今から10年ぐらい前にグリーンハイツのほうでも大分もめたということで、そこの方からいろいろ情報をいただきました。その頃から大分変わっているとは思いますが、目の前の電柱にアンテナが立つと、やはり敏感な方には影響すると。一応、私が町内会長になりましたものですから、この話を何とかしてくれということでいろいろな検討をされている方とは打合せをするようにしています。

<大平山丸山町内会 赤羽会長>

結局5Gの普及というのは国の強い政策のようですね。それはある程度仕方ないのかなと思うんです。ただ、敏感な方に対してどういうケアをするか、フォローするかという話が全然出てこないんですね。その辺りはどんなふうにお考えになっているのか、教えていただけたらと思うんです。

<松尾市長>

行政ではこれまで、5Gについて敏感な方の訴えによっての何かの対応をしたことはありませんでした。ただ心配される方もいらっしゃるというところでは、事業者が説明するときに、そのような事情があることについて話をさせていただくというところがポイントになるのではないかと考えています。

<深沢地区連合町内会 檜山副会長>

防災部長がお見えなのでお聞きしたいんですが、富士塚地区と深沢地区の小学校のマニュアルができたということで、まず深沢小学校においては訓練を行いました。深沢小学校ではずっとやっているんですけど、富士塚小学校ではやっていないので、そこでやってみないことには住民の方々が安心しないだろうと提案しまして、今度の深沢連合町内会主催の防災訓練を富士塚小学校でやると認めていただいたところです。

防災訓練を実施するにあたって前々から感じていることは、先ほど高井会長がおっしゃったように深沢小学校の体育館の横にある防災倉庫の向きが不便であると。入口が倉庫と反対側で、搬入が不便であるということが話題になり、私どもも向きの変更を提案しました。また、富士塚小学校の防災倉庫は、3階建ての3階にあるんです。いよいよ体育館との距離が遠い上に高いところから降ろさなければいけないという不便を痛感しているんです。せっかくの機会ですから、有効な訓練をしたいのですが、その際の課題はやはり物品を運ぶのに不便だということです。

提案というのは、体育館の裏、奥に空き地があるんですけども、そこに防災倉庫を造っていただけなものか。富士塚と深沢の両方の勉強会に防災の課の方も見えているので多分お気づきだと思うんですけど、そういう提案をお聞きいただけるどうか。

<市民防災部 永野部長>

防災倉庫の設置につきまして、建築基準法上の建築確認が必要であるというような、制度が変わったという連絡を受けております。今まではそのような手続は不要でしたので、物として買ってそこに設置する、置くということだけで済んでいましたけれども、今度は、敷地の選定や、その敷地には接道がなければいけないなど、建築物と扱われてしまうために、その辺の基準が適用されてしまう可能性があるんです。

その辺が、まだ整理ができていなくて大変申し訳ないんですけども、それぞれの学校の事情や置きたい場所によって、どういう方法でその手続をクリアしていくかというのは、一つ一つ違ってしまいかもしいないと考えております。

当然、倉庫を建てるにしても予算の関係もございまして、また使いづらい、もしくは倉庫がないとか、老朽化など、そういう部分を含めて計画的に整備できるようにしていきたいと思っております。富士塚小の場所につきましては、私どもも初めて伺う話だと思っておりますので、今度具体的な場所をご相談いただければ現地を見させていただき、検討したいと考えております。

<深沢地区連合町内会 檜山副会長>

勉強会のときに富士塚は水の量は充実しているが、不便だと話題に出たんですよ。深沢も水は問題ないということなんですけど、実際に我々は大災害に遭っていませんから、起きた時のことを考えたときに不便であると。ぜひ、いろいろ条件があると思っておりますけど、幾らマニュアルを作っても行動するのは人ですから、それぐらいのことを考えていただいて、有効にみんなが働けるような状況をつくっていくのが、マニュアルが作られた後の我々の責任であると思っておりますので、ぜひ検討してみてください。よろしく申し上げます。

<大平山丸山町内会 赤羽会長>

災害対応の話になると、起きた直後にどうするかということは話題になりますが、災害後しばらく経って、水が無いことや色々物が無いという問題や避難所の問題など、災害後のフォローの仕方の部分でトラブルが起きることはいろいろあったんですね。僕は東日本大震災のときに仙台にいましたが、その時の経験では、1か月ぐらいいろい大変だったんです。そのときに行政がちゃんと動けばいいんですけど、鎌倉の場合は海岸に近いので、今の状態では消防や警察、市庁舎も機能がストップしてしまうかもしれない。そういうことも考えて、災害発生から1か月ぐらいい経った後、その後のフォローを行うマニュアルや計画というのはある程度立っているんでしょうか。

<松尾市長>

東日本大震災や熊本の地震という大災害の起きた地域の視察の中で、現地の行政職員とも意見交換を行い、鎌倉で実際に災害が起きた時にどのように対応していくかということころは、この10年間で議論を重ねてきているところなんです。そういう意味ではきちんと全体の計画はできていますけれども、檜山会長がおっしゃったように、計画どおりに本当に対応できるかどうか、この辺りは訓練等を通じながら一つ一つ充実させるところは充実させ、繰り返し様々な取組を行っています。そういう意味では、まだ様々な課題はありますけれども、訓練等を通じて課題を解決していきますが、これは行政だけでも対応できる話ではなく、地域の

住民の皆さんと連携しての取組が重要でありますので、ぜひその辺りは引き続き連携してまいりたいと思います。

<鎌倉市第六地区民生委員児童委員協議会 宮田会長>

防災の話が出てきましたので、一つ、二つ、教えていただきたいと思います。市の管轄ではないかもしれませんが、私ども大平山丸山町内会で民生委員4人が小学校、中学校の登下校の見守り活動をしている中で気が付いたことですが、先生方地方公務員は車通勤が認められているんですか。中学校を見ても、20台以上車が停まっています。オートバイも停まっています。車通勤が認められているのかどうか。なぜ校内に駐車場を設けているんですか。便宜供与ではないんですか。市が賃貸で貸せるのであれば収入になりますが、市が駐車場として職員に無断で貸しているんですか。

<総務部 内海部長>

まず地方公務員について、車での通勤が認められているのかということですが、特段禁止されていることではございませんので、通勤については車で来ている職員もいますし、オートバイで来ている職員、また公共交通機関を使っている職員もおります。

車を停める場所ですけれども、過去には市役所の職員も敷地内に止められたんですが、今これはやっておりません。学校は教育委員会の管轄や神奈川県管轄で、教職員はそちらの裁量になりますけれども、学校の敷地に停めている人がいるかについては、県職員の先生はおそらくいると思います。金額などの詳細までは把握していませんけれども、その場所に停める場合には一定の料金を支払っていると記憶をしているところでございます。

<鎌倉市第六地区民生委員児童委員協議会 宮田会長>

ありがとうございます。地方公務員の方が通勤するのに自動車が認められていると、初めて聞きました。通勤費は、公共交通機関の料金をもらっていると認識しています。特別な理由がない限り、普通の企業では車通勤しない。だから、本当に鎌倉市内の職員が正規にやっているんでしょうかということを知りたかったんですが、市の所掌外であればやむを得ないんですが、もしお調べいただければありがたいと思います。

<総務部 内海部長>

市の料金体系を説明させていただきますと、公共交通機関を使っている職員については、概ね定期券の額を通勤手当という形で支給しています。自家用車とかバイクで通っている職員については公共交通機関を使っていないので、その金額は支払っておらず、利用する距離で決めています。金額ははっきり覚えていないんですが、片道2キロぐらいが最低の単位の支給対象で、これを超える場合にはたしか5キロまでが2,000円。距離が延びていくと、例えば5キロ以上10キロ未満は4,200円、実際にそういった一定の距離に応じた金額を支給しています。そういう金額で交通費を支給しているというのが現状でございます。

<鎌倉市第六地区民生委員児童委員協議会 宮田会長>

どうも私は古いのかもしれないんですが、鎌倉市内の学校の先生方は、公共交通機関を使わずに通できないというような状況じゃないものですから、通勤費の規定でまず初めに検討すべきこととして、公

公共交通機関を使えということにはなっていると思われまので、どうもそこがあやふやになってないのかなと。この町を知らない学校の先生が車で通勤をしているから、子供たちとも挨拶するわけでもない。共生社会を推進しようとしている鎌倉市の方針とはちょっと異なると思われま。通勤費のことについてお調べしてください。

2番目ですけれども、市役所の新庁舎ビルが6階建てとなっておりますけれども、最高何階建てまでできるか分かりませんが、上部を賃貸して、その収入を得るといような方法がありますか。

<まちづくり計画部 林部長>

本日お示ししているモデルプランとしては6階ということですが、このモデルプランは、あの場所に建てられる上限の面積とはなっていないんですね。要は、余剰の床がまだ造れる可能性はあります。市役所の新しい庁舎の基本設計をしてもらう業者の選定が来年予定されているんですけれども、そこで提案をいただく中で、提案者のほうから民間に貸せる床を造るなどの提示があるかもしれません。もともとの土地については市が所有するものですので、庁舎整備の費用とのバランスや賃貸など、そういった民間の活用というものも視野には入れています。ただ、必ずしもそうなるとは限らないですので、最適な提案というものを選定していきたいと考えています。

<鎌倉市第六地区民生委員児童委員協議会 宮田会長>

市役所ができれば、それに付随する事業所が周りに出てくるのであれば必ず借りる人がいるなと思っていました。また、6階の議会室はどうしても作らなければいけないのですか。会議室が足りないのに、年間使用日数は知りませんが、議会は普通の会議室でできないのか。

<松尾市長>

おっしゃるように、いろいろな自治体で新しく議場を造るときには、議会をやっている以外のときに通常でも利用できるような形に動かせるような議場も出てきています。私もそうしたほうがいいと思います。これは議会のほうで今後検討していくということになっておりますので、市の考え方も含めて提示をしながら、議会でも議論をして、新庁舎全体として無駄がないような形で稼働率を上げられるように造りたいと考えているところです。

<鎌倉市第六地区民生委員児童委員協議会 宮田会長>

利活用できるような会議室をよろしく願いいたします。

令和4年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 玉縄地域 ＞

日 時	令和4年7月11日（月） 午後2時～4時
場 所	玉縄学習センター 第4集会室
出 席 者	自治会・町内会代表 21名 地域団体代表 7名 計28名 鎌倉市 10名
内 容	<p>第 1 部 市長からの説明 「共生社会の取組み、本庁舎整備について」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告 ① 岡本二丁目マンション跡地について ② 県道304号線、山崎跨線橋南～鎌倉武道館東側の渋滞問題 に関して ③ 市庁舎と（仮）村岡新駅について</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談 ① 本庁舎づくりと深沢地区の都市計画について ② 民生委員と児童委員の選出について ③ 鎌倉13人のPRについて ④ 玉縄支所の地域支援機能について</p>

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	台新町自治会	大嶋 一成	会長
2	鎌倉市玉縄自治町内会連合会 (新富町町内会)	高田 隆	副会長 (会長)
3	坂本町町内会	市川 要	会長
4	観音山町内会	塩田 丈嗣	会長代理
5	山王町内会	水上 浩志	会長
6	岡本町内会	岩本 優	会長
7	コスモ鎌倉玉縄自治会	小林 修武	会長(オンライン)
8	鎌倉ロジューマン自治会	都濃 由美絵	会長
9	鎌倉市玉縄自治町内会連合会 (植木町内会)	山崎 一二	副会長 (会長)
10	鎌倉岡本ガーデンホームズ自治会	鈴木 康夫	会長
11	四季の杜自治会	菅野 俊	会長
12	ラシェール鎌倉岡本ハイライズ自治会	細井 靖	会長(オンライン)
13	レックスガーデン鎌倉岡本自治会	遠藤 泰子	会長
14	鎌倉グランマックス自治会	朽津 広達	会長
15	玉縄台自治会	柳瀬 雄三	会長
16	新植木町内会	中村 賛	会長
17	関谷城廻町内会	宇野 裕	副会長
18	早雲台自治会	河口 良文	会長
19	鎌倉市玉縄自治町内会連合会 (城廻自治会)	渡邊 壽三	会長 (会長)
20	星和城廻自治会	力武 直子	会長
21	新風台自治会	山北 和之	会長

【その他の団体等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	玉縄地区社会福祉協議会	小川 サヨ子	会長
2	第九地区民生委員児童委員協議会	深見 正美	会長
3	鎌倉老人クラブ連合会	野田 憲二郎	玉縄地区長
4	青少年指導員連絡協議会(玉縄地区)	平野 守久	地区長
5	鎌倉市社会福祉協議会	和智 章宏	生活支援コーディネーター
6	玉縄地域アセスメント推進会議	曾田 健二	座長
7	青少年指導員連絡協議会(玉縄地区)	白井 克己	

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	共生共創部長	服部 基己	
4	総務部長	内海 正彦	
5	健康福祉部長	濱本 正行	
6	まちづくり計画部次長	細田 理栄子	
7	まちづくり計画部次長	永井 淳一	
8	都市整備部長	森 明彦	
9	教育文化財部長	佐々木 聡	
10	玉縄支所長	高橋 勇一	

第 2 部

地域の懸案事項に関する報告

04 玉縄 2-1	岡本二丁目マンション跡地について
04 玉縄 2-2	県道 304 号線、山崎跨線橋南～鎌倉武道館東側の渋滞問題 に関して
04 玉縄 2-3	市庁舎と（仮）村岡新駅について

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 玉縄 2-1
テ ー マ	岡本二丁目マンション跡地について
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	総務部 公的不動産活用課

議題に対する回答等

岡本二丁目の市所有地は平成 26 年に寄付を受け、子育て支援施設等の整備を計画していましたが、隣接土地所有者と土地境界について合意が得られないため、土地活用が進んでいない状況となっています。

令和3年6月までに隣接土地所有者と面談し、協議を行ってきましたが、土地境界について折り合える可能性は見いだせませんでした。

そのため、顧問弁護士と相談し、慎重に検討した結果、裁判所へ調停の申立てを行うこととし、令和3年市議会12月定例会へ議案として提案し議決を得ました。

その後、令和4年3月に鎌倉簡易裁判所に調停申立書を提出し、調停がすすめられています。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 玉縄 2-2
テ ー マ	県道 304 号線、山崎跨線橋南～鎌倉武道館東側の渋滞問題に関して
概 要	進捗状況及び今後の予定について。
担 当 部 課	都市整備部 道路課

議題に対する回答等

県道 304 号、山崎跨線橋南交差点から鎌倉武道館東側交差点の渋滞問題については、隣接する市有地である JR 引込線跡地を活用して道路拡幅及び交差点改良を行うよう神奈川県藤沢土木事務所に要望しております。県では令和 3 年度に詳細設計を行っており、令和 4 年度以降、山崎跨線橋への右折レーンの延長や、大船方面への直進車線と大船方面から跨線橋への右折車線が対面する構造の解消等の整備を行う計画となっています。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 玉縄 2-3
テ ー マ	市庁舎と（仮）村岡新駅について
概 要	歳入確保の取組みの検討状況について
担 当 部 課	市民防災部 観光課

議題に対する回答等

歳入確保の取組は重要であり、観光地図等への広告掲載や観光ガイド（「課外授業ガイド」）の販売を実施しているほか、観光施設における受益者負担の導入なども検討しているところです。そのほかの歳入確保の取組みとしては、市の公用車への広告掲載による掲載料徴収といった取組みを実施しているほか、新たな取組みとして、鎌倉に観光にきた方が鎌倉に親しみを持ち地域に共感して納税ができるよう、ふるさと納税自販機の設置の検討も行っています。

今後も歳入確保に努めてまいります。

添付資料

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

① 岡本二丁目マンション跡地について

② 県道304号線、山崎跨線橋南～鎌倉武道館東側の渋滞問題に関して

③ 市庁舎と（仮）村岡新駅について

質疑なし

第 3 部

本年度の地域の議題に関する懇談

04 玉縄 3 - 1	本庁舎づくりと深沢地区の都市計画について
04 玉縄 3 - 2	民生委員と児童委員の選出について
04 玉縄 3 - 3	鎌倉 13 人の PR について
04 玉縄 3 - 4	玉縄支所の地域支援機能について

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 玉縄3-1
テーマ	本庁舎づくりと深沢地区の都市計画について
内容詳細	<p>本庁舎づくりと深沢地区の都市計画の構想について、広報その他により、新庁舎について拝聴しております。</p> <p>完成が6年後（新駅は10年後）のため、高齢者には今ひとつ関心がありません。</p> <p>現時点での経過と今後の計画について説明してください。</p> <p>また、深沢地区の都市計画についても新駅のことも含めて、ご説明ください。</p> <p>現状でも鎌倉（深沢地区）の道路は2本の主幹線しかありません。交通渋滞等を考えると課題は多いと思います。</p> <p>更にJRの旧引込線の利用については、三菱電気の社員に早く利用させたいので工事は、いつから開始するのでしょうか。</p>
担当部課	まちづくり計画部 市街地整備課、深沢地域整備課、都市計画課 総務部 公的不動産活用課

議題に対する回答等
<p>新庁舎整備の取組は、平成26年度に策定した「鎌倉市公共施設再編計画」において、老朽化などの課題がある本庁舎について「建替え、長寿命化、移転方策について検討する」と定めた方針に基づき、これまで検討を重ねてきました。</p> <p>具体的には、平成28年度に「鎌倉市本庁舎整備方針」を策定し、本庁舎は移転して整備するとの方針を定め、平成29年度には「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」を策定し、移転先を深沢地域整備事業用地内の行政施設用地に決めました。その後、新庁舎等については、令和元年に「鎌倉市本庁舎等整備基本構想」を策定し、新庁舎のあるべき姿（基本理念）として「市民のニーズや社会情勢の変化に応えるコンパクトな本庁舎」と定めたところです。</p> <p>現在は、新庁舎の設計業務の前段階となる基本計画の策定に向けて検討を進めています。この基本計画は、新たに課題となった新型コロナウイルス感染拡大が社会に与えた影響などの社会情勢の変化も踏まえ、行政サービスのオンライン提供に対応することなど、感染症等の拡大に伴い建物（庁舎）が利用できなくなった場合でも行政サービスの提供を継続できることや利用者のさらなる利便性の向上を目指</p>

すなど、①「様々な災害に対応可能であること」、②「ユニバーサルであること」、③「リアルな場の価値をいかすこと」の3つを重視するポイントとして位置付け、検討を進めています。

今後については、当該基本計画を令和4年9月頃に策定し、令和5年度に基本設計に着手することを予定しています。その後は、実施設計や工事などを一括して行う事業者と令和7年度に契約を締結し、実施設計に着手、令和8年度頃の工事着工、令和10年度の新庁舎開庁を目指しています。

深沢地区の都市計画については、令和4年3月に土地区画整理事業区域、地区計画区域・整備方針をそれぞれ決定するとともに、新駅につながるシンボル道路の一部となる柏尾川に「新たにかける橋」となる深沢村岡線の決定及び柏尾川沿いの「県道腰越大船」の拡幅、県道拡幅に伴う鎌倉青果地方卸売市場の縮小について変更を行いました。

柏尾川沿いの県道拡幅については、土地区画整理事業による土地利用転換に対応するための歩道の拡幅や右折レーンの設置を目的としたものです。また、湘南モノレール下の市道や梶原川沿いの市道の拡幅のほか、古館橋交差点の目違い交差点の解消など、土地区画整理事業区域に隣接する道路についても、事業に併せて整備を行う計画としています。

また、平成16年策定の「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」において、三菱電機鎌倉製作所（以下「三菱電機」という。）の南側の道路について、県道腰越大船とモノレール下市道を結ぶラダー状の道路として、補助幹線道路に位置づけており、令和元年度に実施した概略設計を基に、三菱電機鎌倉製作所と意見交換を行っており、周辺道路の整備が進むことで交通渋滞が緩和されるものと考えています。

深沢地区のまちづくりは、神奈川県が定める都市計画の整備方針において、藤沢市村岡地区の新駅を中心としたまちづくりと連携を図りながら整備する旨が記載されています。新駅から深沢地区までは、新設する道路で接続し、まちづくりの中で深沢地区と村岡地区の連携を図り公共交通の利用を促進させることを検討しています。

深沢地区のまちづくりの目指す姿を描く、まちづくりガイドラインについて、令和4年度末の策定に向けて進めています。策定前には、パブリックコメントを実施して、皆様から様々な意見を頂きたいと考えています。

さらに、令和4年3月に、JR東日本、神奈川県、藤沢市、鎌倉市の4者で、JR東海道本線の大船駅・藤沢駅間に新駅を設置することなどについて、「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」を締結しました。

新駅整備における費用の負担割合は、JR東日本が15%、神奈川県が30%、そして本市と藤沢市がそれぞれ27.5%ずつを負担することとしています。

最後に、今後の予定につきましては、令和4年度中の国土交通大臣からの土地区画整理事業の事業計画認可を目指し、令和6年度にはまちの土台を整える道路等のインフラ工事に着手し、その後、令和10年度中に新庁舎を開庁する予定です。また、新駅の開業は、令和14年度頃を見込んでおります。

なお、説明会開催の御要望があった自治会町内会への説明を随時行っており、引き続き、市民への周知を行ってまいります。

引き続き、深沢地域整備事業の着実な推進を図ってまいります。

JRの旧引込線の利用について、三菱電機の周辺の道路については、三菱電機の東側に位置する道路及び南側に位置する県道腰越大船線までの道路の整備に向け、三菱電機敷地内に所在する市有地と三菱電機所有地の交換等に関して、三菱電機と協議を行っています。

現時点で、具体的なスケジュールは決まっていますが、引き続き、三菱電機との協議及び整備に向けた検討を行ってまいります。

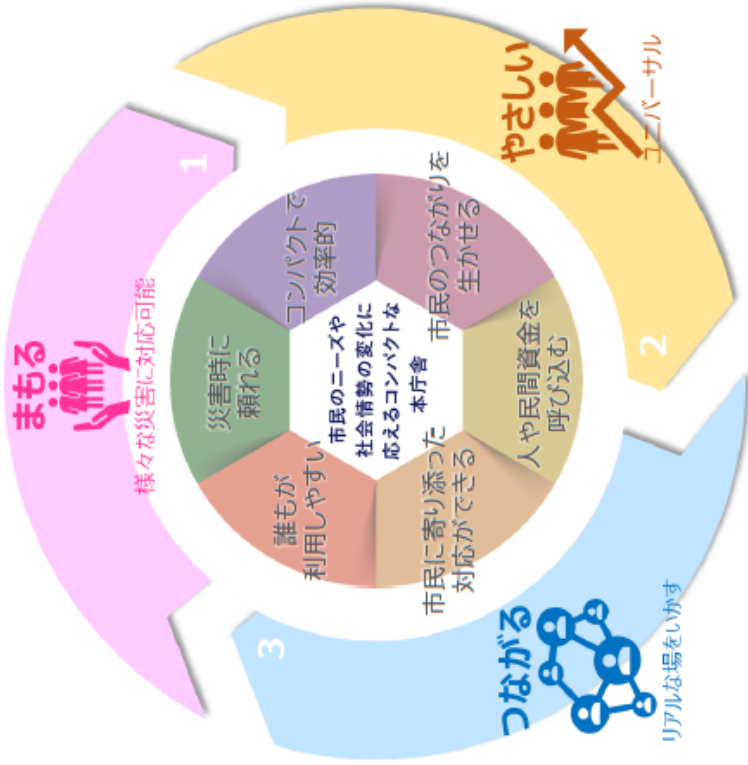
添付資料

鎌倉市新庁舎等整備基本計画（素案）概要版

基本理念  と基本計画の3つのポイント  (第1章・第3章)

新庁舎で実現を目指すこと(第3章)


次の時代を見据えた本庁舎づくりに取り組んでいます



1 **まもる** ~災害に強くなります~

<p>耐震性能を備える</p> <p>大地震発生時も災害対応拠点として機能!</p> <p></p>	<p>オンラインでの業務体制を備える</p> <p>様々な災害発生時も業務継続可能!</p> <p></p>	<p>受援力を備える</p> <p>自衛隊、支援物資などの大規模な受入れ可能!</p> <p></p>	<p>エネルギー・給水を備える</p> <p>ライフライン途絶でも概ね3日間自走可能!</p> <p></p>
--	---	--	--

2 **やさしい** ~サービスの提供方法が変わります~

<p>全ての手續・相談が原則オンライン可能</p> <p>自宅等からスマホで簡単!</p> <p></p>	<p>対面型の窓口も設置</p> <p>オンラインが苦手な人も安心!</p> <p></p>	<p>ワンストップ・サービスの導入</p> <p>一か所で全て完結!</p> <p></p>	<p>予約制も導入</p> <p>待ち時間短縮!</p> <p></p>
---	---	---	---

3 **つながる** ~市民活動スペースが充実します~

<p>深沢図書館・学習センターの複合化!</p> <p></p>	<p>カフェ等のほかフリースペースを導入!</p> <p></p>	<p>まちづくり情報などを発信!</p> <p></p>	<p>市民活動・市民交流スペースを大幅拡充!</p> <p></p>
---	--	---	---

- 基本構想策定後に発生した新型コロナウイルスの感染拡大等により、本事業を取り巻く社会情勢が大きく変化しました。
- そのため、基本構想における「基本理念と6つの要素」に沿って、環境の変化に柔軟に対応するための3つのポイントを示しました。
- 市民対話や有識者等からなる「鎌倉市本庁舎等整備委員会」などから幅広い意見を聴き、本計画をまとめました。

1～3階の構成:モデルプラン(第5章)

3階 災害に強くなります

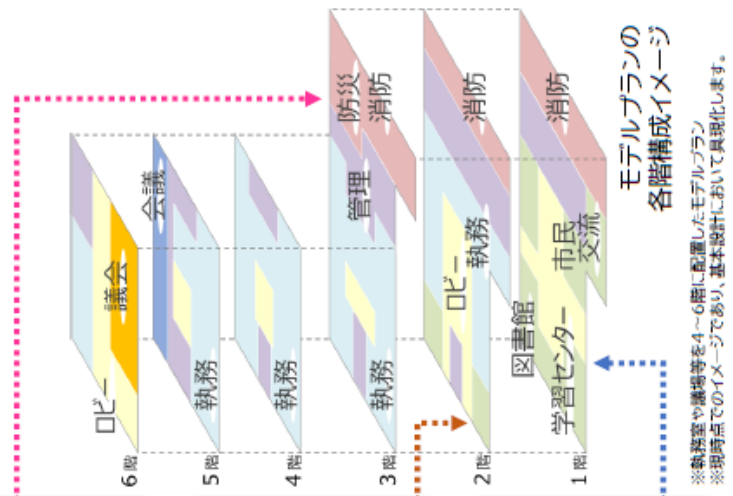
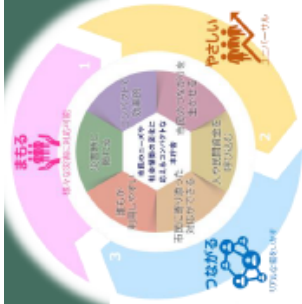
- 防災関連部署や災害対策本部室、消防本部を配置
- ▶▶▶ 非常時の迅速な連携対応
- 耐震性能を備え、災害リスクに十分対応できる施設
- ▶▶▶ 非常時も業務継続

2階 サービスの提供方法が変わります

- 待合ロビーを集約 ▶▶▶ 来庁する方にとって分かりやすい空間
- 手続と相談の窓口を広く ▶▶▶ 快適性や利便性の高い窓口
- ワンストップ型窓口の導入 ▶▶▶ 市民に寄り添ったサービス提供

1階 市民活動スペースが充実します

- 図書館・学習センターと交流・創造機能のスペースを一体的に配置
- ▶▶▶ 市民活動や市民交流の促進 / 地域課題の解決に向けた取組の促進
- 図書館等と屋外空間(駐車場等)との一体的な配置
- ▶▶▶ 屋外空間を生かしたイベント等の開催
- 災害時には活動スペースとして利用



※執務室や議場等を4～6階に配置したモデルプラン ※現時点でのイメージであり、基本設計において具現化します。

施設規模(第3章)

約24,300㎡

新庁舎	約20,000㎡
消防	約3,000㎡
図書館・学習センター	約1,300㎡

✓ 新庁舎は、デジタル化の推進等によって、基本権総時(25,000㎡)よりもコンパクトに

施設整備費(第5章)

約170億円(税込)

事業手法(第6章)

- ✓ 深い地域整備事業の進捗、行政DXに関する国等の方針、働き方改革の方向性等を踏まえた市民や職員の見解の基本設計への反映
- ✓ 民間企業のノウハウ等を十分に取り入れ、コストや事業リスク等の低減を図る

基本設計先行型 官民連携手法

(維持管理を含む設計施工一括発注等)

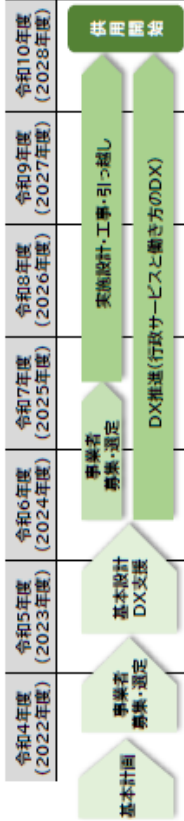
もっと詳しく知りたい方は



本編では、執務機能や環境性能などについても掲載しています。詳しくはこちらをご覧ください。
https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chousya-seibi/pubcom_keikakukousou.html

発行者:鎌倉市 まちづくり計画部 市街地整備課 庁舎整備担当
 電話:0467-23-3000(内線2687)

今後の進め方(第7章)



第3部 本年度の地域の議題に関する懇談

① 本庁舎づくりと深沢地区の都市計画について

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 高田副会長>

手広のところの手前のJRの跡地の周辺、かなり低地になっていて、昔、水が出たというか洪水で、私の身内がJRの官舎に住んでいたときに床上まで水に浸かったことがあるんです。古館橋から深沢のほうまで掘割になっているところ、あの辺が低いんじゃないのかなと思ひまして、この事業計画の中で、その地盛をするとか、何か加工するお考えはありなのか、お尋ねしたいんですが。

<まちづくり計画部 永井次長>

お尋ねの深沢の整備事業用地ですけれども、今、区画整理ということで都市計画の決定というところまでさせていただきまして、これから国土交通大臣の事業認可というのを取り、令和6年度から工事に入ってまいりたいと考えております。その工事の中では、平均すると今よりも1メートル程度地盤を高くして、洪水浸水に耐えられるような形で工事を進めてまいりたいと考えております。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 玉縄3-2
テーマ	民生委員と児童委員の選出について
内容詳細	<p>民生委員と児童委員の選出について、今回は、75歳の定年制は維持しつつ、定年者の後任が見つからない場合に限り、1期3年のみ延長することが可能となりました。</p> <p>しかし、委員が不足している状況から今後は定年制度の廃止もお考えください。</p> <p>なお、大型（100世帯以上）のマンションについてマンション毎に対応してはいかがでしょうか。</p>
担当部課	健康福祉部 生活福祉課

議題に対する回答等

近年、民生委員児童委員のなり手不足が課題となっていることをふまえ、令和3年度には以前からご意見をいただいていた深沢地区連合町内会をはじめとした地域の皆様のご意見を伺った上で、令和4年12月の一斉改選に伴う委員候補者の推薦基準を一部変更したところですが、本市民生委員児童委員協議会との協議では、実際に日々の活動をする上で、定年制は健康面や安全に活動をするために必須要件であるとの意見も挙がっています。

今後は、推薦要件の変更による影響を検証し、近隣市の事例等も参考にしながら、推薦要件の見直し及び欠員解消に向けた取り組みについて、自治町内会、地区社協、民生委員児童委員協議会及び市で協議を行ってまいります。

また、ご要望のマンション毎の地区割については、各地区の実状に合わせ、円滑な活動を行えるよう調整し、引き続き、民生委員児童委員活動をしっかりとサポートしてまいります。

添付資料

② 民生委員と児童委員の選出について

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 山崎副会長>

植木町内会は1,100世帯ですが、町内会に入っていない方が400から500いるんです。1,500から1,600世帯の中で、マンションが8から9ある。このマンションは植木町内会に加入してないんです。独立しているわけです。しかしなぜ町内会が、植木町内会に入っていないマンションまで面倒を見なければいけないのかと。そのマンションの方が今日いらっしゃるかと思います。失礼があったらお詫びします。

前の会長が7年前に何も引継がないまま亡くなったもので、2年前に私のがんになったときに、これはいけないなと思って、引継書をノート1冊に全部書きました。そうしたら1冊では足らなかったんです。私はノート1冊以上書いたにもかかわらず、ほかの役員が手を挙げて、それを俺がやるよというのは誰もいなかったんです。つまりこのボランティアである町内会長あるいは自治会長があまりにも仕事が密、密というより非常に複雑であって、全く行き当たりばったりというのが実態なんです。

民生委員、青少年指導員、現在ボランティアとして、ここに来ている皆さんも含めて、なかなかふれあいはいまうまくいいません。逆に、私は文句を言うやつは町内会から辞めてくださいと言っております。困ったことは町内会に言われるが、いいことは何も言ってこないんです。私のところへ来るのは、ごみだとか、いろんな問題ばかりです。こと民生委員に関しては、5人いるうち2人が定年だったんです。これはいけないなと思って、3年前に私も苦労しましたので、今年はスムーズに行えるように、こちらの9地区のトップである深見さんと平井さんにご迷惑がかからないように先手を打って、マンションに手紙を出しました。残念ながら誰もやってくれる人はいませんでした。

つまり、テレビであれだけ民生委員のいろんなテーマを流しても、民生委員・児童委員の役割、あるいはそういう仕事を理解しようとしている方は非常に少ないんですよ。国から県、県から市、それから我々町内会長という順序で来ても、我々は最後の行動ができないんです。

民生委員を決めることは我々町内会長、自治会長としては、現時点では非常に難しい。難しいというよりか、最近はやることをやっても駄目だったら、もう諦めよう。

玉縄地区は、多分、後からお話が出るかと思うんですが、深見さん、それから平井さんのご努力によって、多分皆さんクリアできたと思います。ほかの地区はどうか知りません。よくほかの地区は欠員が出た出ないとかということは聞いております。

深沢に関しては、懇談会を実施したんですよね。ですから、その辺をお聞かせいただきたい。今後については、個人的には町内会長に振ってくれるなど。つまり同業である民生委員の方、あるいは社協も含めて、その方たちが役員を選出することが一番望ましいのではないかということなんです。長くなりましたけれども、それが実情です。

<松尾市長>

深沢の地域の会長たちがお話に来られて、同じ趣旨のことをおっしゃってございました。今の会長にそれだけ探すだけの労力といいますか、民生委員に適任の方はいないんじゃないかと。それなのに会長に、その責任が負わされているといった趣旨だと受け止めております。

おっしゃることは分かりますし、そこは地域の違いということもあると思っています。現状はこういう仕組みでやらせていただいているんですけれども、定年制については少し柔軟な対応というところを、まず一歩進ま

せていただきました。今後、どなたがどう選ぶかというところについては、あまり変えられるものではない、変えるべきものではないと思っていますが、その地域の実情に合わせて、より見つけやすい方法、皆さんが手を挙げていただきやすい方法を、ぜひ寄り添いながら、現実に合わせて見直しできるものについてはしていきたいと、そういう姿勢でいきたいと思っていますので、ご理解を賜ればと思います。

<玉縄地域アセスメント推進会議 曾田座長>

確認をしたいのですが、大型マンションについて、マンションごとに対応してはいかがでしょうかと書いてあるんですけれども、これはどういう意味ですか。この意味がよく分からないので、教えていただけますか。

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 山崎副会長>

現在、植木町内会には、マンションが8から9あります。そういったマンションは100世帯以上あると思うので、ロジュマンの場合は550世帯ぐらいでしたか、そういったマンションごとに民生委員を設定していただければ、我々の一般の一戸建て及びアパートは大分低減されるんじゃないかという意味です。

<玉縄地域アセスメント推進会議 曾田座長>

分かりました。ロジュマンの自治会長がいらっしゃるんですけれども、これは民生委員の人数を増やしてほしいということですか。

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 山崎副会長>

私の提案は、100世帯以上のマンションは一人の選出をお願いできませんかということでした。それが、条件としては、任期は3年、あるいは世帯数が300以上など、そういったものをクリアしなければ難しいですよということなので、私の提案は、ことマンションに関してはボツになったということです。

うちのほうでそういった大型のマンションが多いもので、そういった大型のマンションを植木町内会に入っていないにもかかわらず面倒を見なきゃいけないのはどういうわけですかということなんです。

<玉縄地域アセスメント推進会議 曾田座長>

分かりました。ありがとうございます。

<青少年指導員連絡協議会 白井青少年指導員>

山崎さんがマンション100世帯以上と言っているのは、もう既に自治会を持っているロジュマン自治会やグランマークス自治会のようなマンションのことでなく、植木町内会に存在している自治会長がいないマンションで100世帯以上のマンションという意味でしょうか。

<鎌倉市玉縄自治町内会連合会 山崎副会長>

そうです。

<青少年指導員連絡協議会 白井青少年指導員>

分かりました。ありがとうございます。

<第九地区民生委員児童委員協議会 深見会長>

皆さん、多少誤解されている面があると思いますので改めて説明させていただきます。

この玉縄地区は約1万世帯で、人口が約25,000人という中で、民生委員24名、主任児童委員は2名いるんですけど、24名で担当していますので、1人当たりの民生委員の受持ちは平均すると400世帯ぐらいになると。このような状況の中で、先ほどのロジュマンとグランマークスについては単独で民生委員を出しておりますけれども、ほかに100世帯以上のマンション、例えばガーデンホームズやラシェールなど、いろいろありますけれども、民生委員が400世帯ぐらい受け持つという関係上、どうしてもそれ以外の複数のマンションとか個別世帯を受け持っているというのが現状です。また、来期12月から定員が1名増えて27名になるんですけども、現在まだ2名が決まっていないような状況なので、もう定員を埋めるというのは難しい。

私は民生委員になって19年経ちますけれども、全て定員を満たしてきたと。ほかの9地区と違って定員をずっと満たしてきた実績はあるのですけれども、そういう自治意識、福祉意識の高いところでも、もう民生委員を選出できないような社会的現象というんですか、民意の変化と一言で言っているのかどうか分かりませんが、この状況下において、欠員が生じていくのは、ほかの地区をだしにするわけじゃないのですけれども、致し方ないような状況になっていると私自身の認識も変わっております。ということで、100世帯以上のマンション単独で持つということは、今の人員の関係としては物理的にできないご相談となります。

<レックスガーデン鎌倉岡本自治会 遠藤会長>

実は私はレックスガーデン自治会長と併せまして、ただいま民生委員を仰せつかっております。このたび11月をもちまして退任をすることになってはいるのですけれども、深見さんが言われた欠員2名のうちの一つの地区なんです。自治会長にお願いをするのは止めようということだったんですけども、結局、最初のうちは自治会長に、どなたかいらっしゃいますかと聞いても、いませんという答えが返ってくるのが普通のことなんです。そこで終わらないで、その後やっぱり民生委員各自が、次期の人を探している最中なんですけれども、やはりこれには限度があるんですね。知っている人に聞いていく。知っているからこそ強く言えないとか、いろいろあるので、知っている人に聞くということにも限度があると思うんです。そういうときにやはり自治会長だったりとか行政だったりとかの力を借りなければ、どうすることもできないのですけれど。

その中で、例えば自治会含めて、行政のほうも、どこそこには何人の人が替わるというのが薄々分かってはいるんですよ。次でこの人が辞めるというのは行政のほうでは知っているんですか。もし知っているのであれば、例えばこの人はこういう面でいろんな活動をされていますよとか、市のほうから、この人はPTAにすごく力を入れていますよというのが分かる範囲でいいので情報をもらいたい。自治会長に丸投げとか、民生委員に丸投げではなくて、この辺ではこういう人を探していますといったような、いろんな情報を提供できる環境にしてもらいたいなと思います。

そうしないと、次を選ぶ人、その選んでいる人だけが大変になってしまって、その辺に住んでいる方々はどうやって民生委員を選んでいるのか、民生委員を選ぶのがすごく大変なんだということが分からないんだと思うんです。ただ、ご苦労さまですとやっている形だけではなくて、選ぶための情報を、たくさんの情報をも

raitai。市からもそうだし、教育委員会からもそうだし、町内会からでもそうだし、そのような情報をもらえるような環境を是非つくっていただきたいと思います。

私、残された任期の中で次をまだ必死に探している最中ですがけれども、この中でそのような情報を持っている方がいらっしゃったら、是非いただきたい。本当に切実な願いですので、情報をたくさん欲しい、そういう環境をつくってもらえたらありがたいと思います。

民生委員は今、負のイメージが大きいんですね。例えば、一人暮らしの方が亡くなったとか、そういうことがあったときに、民生委員に対し、何やっていたんですかという声が行きやすい立場になっているので、そういうのを聞くと、重荷ということもあるので、民生委員の仕事の内容をもうちょっとクリアになるように、社協だけではなくて市のほうからも、委託をするわけですから、市のほうからもきちんと説明をできるような、そういった場面をたくさんつくっていただくなど、そういう情報を市民に流していただけたら、民生委員はこうですよと言ったときに、ああいいなという感じになると思うので、堅苦しいイメージをなくすような努力をみんなでできたらいいと思っています。よろしくお願いします。

<健康福祉部 濱本部長>

今、多くの会長から、民生委員の推薦やお探していただくご苦勞を伺いました。本当に、福祉を含め様々な地域の市民との関わりの中で、今後も民生・児童委員の役割というのは非常に大きくて、なくてはならないものだと思っております。その中で、この推薦に関してのご苦勞を負っていただいている点については本当にありがたく感謝をしているところでございます。

今のお話の中で、遠藤会長から、情報をいただきたいというお話がございました。こちらについては、推薦をする方が得られにくい中で、市の職員の中でも福祉の部門にかかわらず様々なセクションがあり、地域の方々と情報交換をしながら行政を進めているという中で、それらの職員が人材についての情報を持っているケースも多いと考えておりますので、市の職員からも情報を吸い上げるような呼びかけをしているところでございます。そこで寄せられた情報については皆様に、地域ごとになるかもしれませんが、提供していきたいと考えている部分もございますので、一歩ずつではございますけれども、このような取組を始めているということをご報告いたします。

また、先ほど山崎会長もおっしゃっていましたが、民生委員について、お願いをしてもなかなか手を挙げる方がいらっしゃらないという話を伺うと、やはり行政のほうでも民生委員に負っていただいている職務の重要性や、その職務の内容についての周知、PRが不足している部分もあるかと思っております。こちらにつきましては、市の事業を進める上で欠かせない事業であるという要請のみならず、やりがいであるとか、そういう部分につきましても広報等の媒体を使いまして、各会員、自治会に入っている方、市民の方々に広くこのお仕事について知っていただくような機会をつくっていきたいと考えております。本当に日頃からご苦勞をおかけしていることに対しまして、本当にありがとうございます。

<玉縄地区社会福祉協議会 小川会長>

ただいま市からのお話、民生委員に関してのお話を伺いましたが、実際に玉縄では推薦委員会という会を設けておまして、町内会長のみでなく一緒に考えましょうという体制は取っておりますが、やはり民生委員を3年ごとに推薦するということが、現場にありますと本当に大変だと実感しております。町内会長、自治会長

が、今は1年交代の方がとても多くいらっしゃいますので、実際に推薦をされた町内会長が、また違う町内会長に替わっているということで、市としても、これだけ大変な民生委員の推薦方法について、何かもう少し民生委員の捉え方を改めていただきたい。

とても大事な存在ですので、これを絶やさないようにするためには、どういう形で、どんな方法で工夫しながら地域のほうに戻していったらいいのかを、ぜひ市全体で考えていただきたいと思います。3年ごとに町内会長が本当にご苦労なさって、やっと民生委員を推薦できた状況が実際ですので、そののころを市も重々分かっていたと、対応していただけるとありがたいなと思います。

それで、町内会長、先ほど山崎さんがおっしゃっていましたように、自治会は自治会費を払って自治会に加盟している方で構成されていますが、民生委員は福祉の関係は自治会に関係なく全ての人を対象に担当するわけですので、そういったところも本当に自治会に入っていない方たちに対しましても、その自治会の大切さとか、そういったものもひっくるめた形での情報というかお話し合いというか、そういうことをやっていただくと本当にありがたいなと思いますので、今後いろいろな面でよろしくお話ししたいと思います。

<健康福祉部 濱本部長>

ご意見ありがとうございました。ご推薦をしていただくに当たってのよりよい方法を一緒に考える場のようなものを設けることを考えておりました。今年8月を目途に推薦をお願いしている自治町内会様、社協の方々、民生委員協議会の方々のメンバー等で検討会を立ち上げたいと思っております。その議論の中で、例えば、ご苦労や、ご意見等をお伺いしながら議論を重ねまして、令和4年度中には一定の方向性、どのような部分が改善していけるのかという方向を出していきたいと考えております。

<鎌倉ロジュマン自治会 都濃会長>

質問なのですけれども、広報を見ていると、市や別の機関で職員に欠員がありますと募集案内が出てくると思うのですが、なぜ民生委員についてはそういう形ではなく、案内が自治会に来て、自治会が市に上げ、市から県に上げ、県から国にといった形になっているのか疑問です。

ほかの役員の推薦は広報で出てきているのに、民生委員については国からの委嘱であるはずが、自治会の人たちが探すという構造になっています。広報のようなものを出すお金もなく、口伝えや、お友達から探しながらという状況がとても不思議だと思ひながら、私も一生懸命民生委員を探しました。もちろん自治会でも探しながらではありますが、市の職員の募集のようなことができないのかなと感じました。民生委員は地元の自治会の狭い中で探すなか、市職員については広報を使って大々的に皆さんにお知らせするという違いは何なのかなと思っております。

<健康福祉部 濱本部長>

募集方法についての違いというご質問でございます。職員につきましては、確かにこの業務をやってくださいということで、広く自治体も含めて広報を行っています。民生委員に関しましては、やはり活動していただく業務の内容が地域地域に密着した内容であるということから、その地域の実情をより広く知っていらっしゃる方をベースに選んでいただいたほうが、お願いの部分や、福祉を中心とした業務として活動していただくベースとしての要件を満たしやすい部分がございます。このため、一律にやってみたい方はどなたでもという

方式での募集ではなく、地域の状況に精通されている方を町内会長などに推薦をお願いしているというところがございます。そのような違いが職員の募集と、この民生委員をお願いする、採用と推薦とは違うと考えているところがございます。

<第九地区民生委員児童委員協議会 深見会長>

民生委員の身分というのは、まずは厚生労働大臣から委嘱され、神奈川県の非常勤職員というもの。鎌倉市からは業務委託ということで、地域福祉の業務を月額5,000円ぐらいでしたか、業務委託費としてそのような金額を収受して、地域福祉の業務を行っているという形になっております。

<観音山町内会 塩田会長代理>

今の民生委員選出の話とはちょっと違うんですけども、観音山町内会では会費を払わない人がいます。払わない人も払う人も、同じように恩恵を受けられるのはどうしてなんだという話が結構よく出てくるんですね。自治会町内会は地の縁で出来上がっているものだと思います。民生委員の選出に関しても、その地縁という縁でつながっていくものかなと今は思っているわけなんですけども。それが今は、どんどん縁は薄くなってきていて、思うように選出することができないんじゃないかと私は思います。

これから先もどんどん縁は薄くなると思いますので、やはり何らかの待遇を向上させるような、例えば、一生懸命やっている方に対して、民生委員は5,000円頂けるのかと思います。この部分を手厚くしてあげないと、なかなかやってくれる人はいない。町内会の会長をやるにしても、今の観音山町内会はあみだくじで決めています。そういう現状があるので、50年ぐらい住んでいる人と10年ぐらい住んでいる人では、全く考え方が違うという部分がこれからはもっと鮮明に出てくると思うので、報酬的なものも考えていただけないかと。また、払わない人に対しては罰則とか、そういうものも考えられないのかなと私は思います。

<健康福祉部 濱本部長>

民生委員児童委員の報酬、やっていただく職務に合っていないのではないかとこのご意見かと思っております。選出しづらい状況についての意見交換等もございまして、先ほど申し上げたとおりでございます。その中で手が挙がりにくい状況というのは、報酬の部分にもあるというご意見等をその中でいただいて、それが大きな要因であるという議論の結論になれば、費用の見直しという部分について考えたいと思います。様々な要因があると思いますので、広く検討し、委員報酬についても、その中で考えてまいりたいと思います。

<市民防災部 永野部長>

自治会の加入もしくは自治会費の納入についてですけれども、確かに同じようなことを享受しているのに不公平じゃないかというご意見があるかと思いますが、何分強制的に入っていたり、強制的に収められていたということが、制度としてはなかなか難しいというところもありますので、その辺につきましては町内会加入促進のハンドブックを配付させていただいたところですので、参考にさせていただいて、町内会活動をしていただければと思っております。

<玉縄台自治会 柳瀬会長>

消防団と自治会は絶滅危惧種だという話をかつて聞いたことがあるんですが、まさに自治会も実感しております。これから先、この会長もそうだし、やり手がなかなかない状況になってきている。これを考えてみますと、やっぱり先ほど塩田会長代理がおっしゃったように、ワークシェアをボランティアでという精神が非常に薄くなってきている社会的な風潮が非常に大きいと思う。そして、パートタイマーの一般化ということもありまして、やはりただで労働対価を提供するというのは、なかなかはやらなくなってきたという背景が非常に強い。そんなふうに、今、感じます。

民生委員は私の地区でも非常に苦勞しております。人脈で拝み倒してやってもらうということ、これはもう皆さんのところ、同じだろうと思うんですね。ということは、今までの仕組みではもはやこれからは無理だということだと思います。名前だけ充足すればいいのかというと、そうではないはずで、機能してもらうためにはどうしたらいいんだというところから考えますと、意見が出ましたように、やはり労働対価として、どのくらいの労働をやってもらうことに対しては、どのくらいの対価が最低限必要であるかということ、市としても考えていきながら、民生委員というものが必要ならば、これは市が募集して、市が雇用関係を持つということぐらいやっていかないと、この機能は維持できない。自治会に推薦をしてくれということだけでは限界を過ぎていくというのが、先ほどの山崎さんの叫びかだと思います。

そこのところを抜本的に考え直すということ、厚生労働省にも考えてもらいながら、必要なか必要でないのか。必要ならばどうする。そこまで議論を踏み込んでもらいたい。そうしないと一時的な話で、いつまでたっても前に進まないと感じいたします。ぜひ市としましても、実情をよくよく捉えていただきながら、ならばどうするというスタンスで立ち向かっていただきたいと思います。

<松尾市長>

皆さんからそういった現場の悲痛な思いというところのお話をご発言いただきました。なかなか国、県、市という中で一律に制度化しているというものが機能しなくなっているというところからすると、一部に合わせると、またその逆が合わなくなるというところで、本当に難しさがあると我々も感じています。ですので、制度として地域の実情にどう合わせることができるのかということも含めて、そこはしっかりと議論を重ねていかなければならない点だと思っております。先ほど健康福祉部長からの話がありましたけれども、皆さんと、全く今の制度を維持することを目的とするのではなくて、現状に合わせる形で、よりよいものを目指していきたいという、そういう思いで、これからも進めていきたいと思っておりますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 玉縄 3-3
テーマ	鎌倉 13 人の PR について
内容詳細	大河ドラマ館の開館及び大河ドラマ館利用者にかかる鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館観覧料の軽減措置を来年夏頃まで開館を考慮してください。 人が集まる所（小町通り等）には、ふるさと納税（自動販売機）の設置を考えてはいかがでしょうか。
担当部課	市民防災部 大河ドラマ担当 教育文化財部 生涯学習課 共生共創部 企画課

議題に対する回答等	
<p>「鎌倉殿の 13 人 大河ドラマ館」は令和5年1月9日に閉館することとしています。これは、『鎌倉殿の 13 人』のタイトル等の使用・PR について、大河ドラマ放送終了以降は不可と NHK から指導があり、これを受けて閉館時期を定めています。</p> <p>鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館は、令和4年4月より鎌倉市民の観覧料を無料としています。また、市外から大河ドラマ館を訪れたかたについても、大河ドラマ館パンフレットを持参していただくと、令和5年3月31日まで鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館各々の施設を1回限り観覧料無料で入館することができます。この措置は、大河ドラマ館のご来館をきっかけに、ドラマの舞台設定とは異なるアカデミックな鎌倉の歴史や文化について感じ取っていただき、より理解を深めていただくことを目指すものです。</p> <p>今後も鎌倉の歴史や文化について、じっくりとご観覧いただけますので、是非とも博物館に足をお運びください。</p> <p>ふるさと納税自販機については、鎌倉に観光にきた方が鎌倉に親しみを持ち地域に共感して納税ができるような仕組みを目指しています。令和4年度には、他市の事例に倣い、ゴルフ場に1台設置ができるように準備を進めています。その他の場所への設置にあたっては、屋内の場合は施設所有者との調整、屋外の場合は道路法等の関係法令との調整が必要となることから、設置の有無も含めて、調整してまいります。</p>	
添付資料	

③ 鎌倉13人のPRについて
質疑なし

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 玉縄3-4
テーマ	玉縄支所の地域支援機能について
内容詳細	玉縄学習センターが令和4年10月から指定管理者になることが決定しています。 今後、玉縄支所の地域支援は、どのように展開するのでしょうか。
担当部課	市民防災部 地域のつながり課 教育文化財部 生涯学習課

議題に対する回答等

各行政区域に設置されている行政センターには、支所、生涯学習センター、図書館が併設されていますが、支所は地域コミュニティの重要な拠点であり、生涯学習センターが指定管理者による管理・運営となった後も、今までと同様に地域支援を行っていくことに変わりはありません。具体的には、従前の減免対象等について、添付資料（別紙2）「減免対象等の考え方」のとおり継続して対応してまいります。注釈にもあるように、（1）市が主催する行事等のために使用するとき（10割減免）については、市内5地区町内会連合会、市内9地区社会福祉協議会が実施する行事のために使用するときも含まれます。10月1日（土）から、時間区分が変更になりますが、2枠まとめでの申込も可能となりますのでご活用ください。

玉縄支所においても、自治会町内会連合会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など地域で活動されている様々な方と連携しながら、引き続き地域支援を行ってまいります。

添付資料	減免対象等の考え方
------	-----------

(別紙)

減免対象等の考え方

鎌倉市生涯学習センター使用料減免要綱に基づき、減免の基準を次のとおり規定しています。

- (1) 市が主催する行事等のために使用するとき。 10割
- (2) 市と共催する行事等のために使用するとき。 共催する者の区分に応じ、次に定める割合
 - ア 国又は他の地方公共団体 10割
 - イ その他 5割
- (3) 国又は他の地方公共団体が主催する行事等のために使用するとき。 5割
- (4) [社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条](#)に規定する市内の社会福祉法人又は市内の福祉活動を行っている団体が自らの行事等のために使用するとき。 5割
- (5) [社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条](#)に規定する市内の社会教育関係団体又は市内の体育・レクリエーション関係団体（当該団体に加盟し又は参加する単体としての団体を除く。）が自らの行事等のために使用するとき。 5割
- (6) 町内会館等を所有しない町内会又は自治会が自らの行事等のために使用するとき（集会室に限る）。 10割
- (7) [学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条](#)に規定する市内の学校若しくは幼稚園又は[児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条](#)に規定する市内の保育所が自らの行事等のために使用するとき。 5割
- (8) 市が100%出資する公益法人が自らの行事等のために使用するとき。
実施する行事等の区分により、次に定める割合。
 - ア 収益行事等 5割
 - イ 公益行事等 10割
- (9) その他前各号に準じ市長が必要があると認めるとき。 10割又は5割のうち市長が認める割合

※市が主催する行事には、市内5地区町内会連合会、市内9地区社会福祉協議会が実施する行事等のために使用するときを含みます。

④ 玉縄支所の地域支援機能について

<玉縄地区社会福祉協議会 小川会長>

私が質問をしたかったのは、玉縄学習センターの指定管理ではなくて、支所が数年前から支所の機能としてちょっと変わるのではないかというお話を伺っておりましたので、今後の支所の機能というところでご質問をさせていただきました。

<松尾市長>

公共施設再編計画の中で、支所の市民の方への窓口機能と地域支援機能をどうしていくかを検討してきた経過の中で、このふれあい地域懇談会の場合でも、将来的には支所の窓口を廃止し、地域支援をしていくところに力を入れていきますというお話をさせていただいてきたかと思うのですが、現時点では支所窓口を廃止するというところまでの具体的な検討までは至っていません。

地域支援機能の強化につきましては、それが仮に実現しなかったとしても、これは我々としても地域の方々の活動を支援し、皆さんに活動しやすい環境をつくっていくことは継続して力を入れていきたいところでありますので、ご意見、ご要望を賜ればと思っております。

その他

<岡本町内会 岩本会長>

全く別件なのですが、将来的には町内会・自治会がどんどん会員が少なくなっていますので、どのようにしてハード、ソフトの問題を含めて捉えていくかというのが課題ではないかなと思うんです。今の民生委員と一緒にですけど、ハード面、ソフト面、例えば、立派なハンドブックもいただいているんですけど、町内会にとっては直接町民の皆さんにご説明するチラシとかですと、むしろ実践的だと思うんです。会員についてはもちろん強制加入はできませんが、こうしたところも含めて、全体で対応していく必要があるんじゃないかなという。

もう一つ、それぞれの町内会・自治会によって違うと思うのですが、ラジオ体操がもうすぐ始まりますがコロナの第7波が云々という問題があります。岡本町内会としては、今後ラジオ体操や運動会、お祭り、玉縄祭りなど、10月、11月にかけてどうなるのかというのが非常に気になる場所です。そういったものの判断をするときには、やはり行政による何らかの指標が出れば、これは止める、これは云々という判断を我々もしやすい。この場でどうのということではありませんが、現状でどんな方向に行くのか。町民を巻き込んだの行事というのは、1か月、2か月準備がかかりますので、なるべく早めにそういう動きがあればご連絡をいただきたい。そのバックボーンがないと、やはり我々としても決断ができない。出してくださいという意味ではないんですけど、その辺が非常にデリケートな時期に来ていますので、その辺のご配慮をお願いしたいということです。それぞれの町内会とか自治会長は、そういうところに背景があるということをご承知おきいただきたいと思います。質問ということよりも思いをお伝えしただけです。

<松尾市長>

まん延防止や緊急事態宣言等々、こういうことが、これも国から情報としては来るわけがございますので、その情報をいち早く地域の皆さんにもお伝えできるようにこれまでも努めてきましたけれども、より一層注意をして進めていきたいと思えます。

<岡本町内会 岩本会長>

すぐに何か発令するというご予定はないですね。

<松尾市長>

今のところ国や県でそれらの動きは確認しておりません。

<玉縄台自治会 柳瀬会長>

通学路の交通規制を行うための具体的な手だてを教えてくださいたい件について。

関谷小学校の通学路が4メートル道路というんですが、実際には4メートル欠ける幅でして、そこを玉縄台自治会663世帯、約1,800人の自治会から約100人の子ども会の小学生が毎日通学しておるんです。この4メートルに満たない道路のうち83センチのグリーンベルトの作成を市にお願いし、数年前に描いてもらったんです。

そうしますと、自動車道路というのは、実際には3メートルしかないところを自動車が往復しているんです。この距離が大体700メートルから1キロぐらいあるんです。自治会から見守りとして10人余りのボランティアの方々が毎朝、そして下校時に見守りをやっています。見守り効果はあると思うんですけども、予防効果にはあまりなっていません。いざというときに救急車を呼ぶときには迅速に呼べるでしょうけれど、予防機能としてはあまり役に立ちません。

そこで、提案があるんですが、登校時の7時半から1時間、下校時の14時から16時までの2時間、この時間帯を車両の通行を止めていただく時間規制をやっていただくのが一番コストをかけずに子どもの安全が守れる方法だと私どもは考えているんです。このままでは必ず事故が起きるということを知っている人は痛切に感じているんです。このことを実際に具体化するためには市役所のどの部署に相談に行ったらいいのか。そして、警察も関わるマターでありますから、どういう手だてで実態の調査、通行の交通量から、それから実際の危険度の認識まで、どんなふうには動いたらいいのかという辺りをサゼッションいただけるとありがたいです。

<松尾市長>

交通規制に関しましては警察の管轄になるわけですが、小学校区ごとにそうした交通安全についての話合いの場というのが設けられています。そこには警察も入りますし、行政も入っています。その中でご提案をいただくというのが一番よろしいかと思っています。

<都市整備部 森部長>

記憶の範囲で申し訳ありませんが、小学校、中学校の校区ごとにPTAの方と学校の先生、そして道路、警察、道路だと鎌倉市道、そして県道だと藤沢の土木事務所など管理者が集まりまして、みんなで通学路を点検して、危険な場所に対して意見を言ってもらって通学路安全点検という場が1年に1回あるんです。ただ、学校区の中で参加していない学校もあります。全部の学校、公立小学校、中学校が参加しているわけではないので、市からはそういう紹介をしていますが、学校からそういう話が上がってこない学区もあります。関谷小学校はなかったかと記憶しています。

<玉縄台自治会 柳瀬会長>

ということは、まず私が関谷小学校長に会って、どういう場があるのかということを確認する必要がありますか。

<教育文化財部 佐々木部長>

私と教育委員会の学務課というところが、森部長が申し上げた会議に参加しておりますので、確認をさせていただいて、会長のほうにご連絡するというところでよろしいでしょうか。

<玉縄台自治会 柳瀬会長>

そう願えればありがたいです。

<教育文化財部 佐々木部長>

学校ごとに通学路をみんなで安全点検して、所掌が、例えば藤沢土木だったら藤沢土木に要望しますし、交通規制であれば神奈川県県の県警、警察本部のほうに要望をするという仕分をして対応しているという状況がございます。関谷小学校がどういう対応をしているのかということところは、今すぐお答えができないので、別途お伝えをさせていただければと思います。

《後日回答 教育文化財部 教育総務課》

令和4年度に実施した通学路点検においては、当該事項に関する要望は挙がっておりません。新たな交通規制に関する要望であることから、所轄の大船警察署に相談してはどうか、また、ご要望の交通規制の対象区間は広範囲にわたることから、近隣の自治会・町内会とも協議の上で要望することが望ましいと回答しました。

<玉縄台自治会 柳瀬会長>

ありがとうございました。

<青少年指導員連絡協議会 平野地区長>

今日は市長をはじめ市の役員、それから自町連の会長が皆さんいらっしゃいますので、ここで青少年指導員からのお願いを申し上げたいと思います。

青少年指導員の活動内容がよく分からないという人が結構多いと思いますけども、青少年指導員といえますのは、青少年の健全なる育成ということを目標にして活動しております。内容的には、各団体、それから各団体等の支援、学校の支援、街頭キャンペーン、それから各種イベントを行っております。鎌倉市全体としてのイベントとしましては、市長にご挨拶いただいている子どもたこあげ大会、それから子どもキャンプ、中学生の作文コンクール、こういうことを行っています。玉縄地区としましては、玉縄まつりとわくわく体験あそび場をやりますけれども、玉縄地区青少年指導員としてのイベントもあります。例えば、今週末16、17日に大船フラワーセンターの60周年キャンペーンをやっていますけれども、これにも参加します。さらに放課後子ども学校、これも青少年指導員として参加要請を受けておりますので、各学区3校ありますけれども、年に2回ぐらい、それぞれやることになっております。月に大体1回以上のイベントを行っているのが現状でございます。

ただ、ここで問題となりますのが、青少年指導員というのは定員10名です。これは各学校の学区で3名ずつ、それと地区長ということで10名なんですけれども、現在1名足りない。さらに、下期10月以降は2名辞めるということで7名になり、少なくなってしまうという問題があります。また、イベントは全部に全員参加ということもできませんので、やはり5名か6名、多くて7名がやっと出て来てイベントをやっている現状でございます。こんなような窮状をご理解いただきまして、何とか欠員の補充をお考えいただきたいということでございます。

やはり町内会の皆さん、会長も選ぶのが大変だということがあります。青指を辞める人が次の人を探してきてから辞めなさいということはかなり難しい問題です。ですから、できましたら辞める人と町内会長の二人で、いろいろ話し合っていて、新しい人というか関心のある人をご紹介いただければ、青少年指導員としま

して、私をはじめとして一生懸命勧誘に回るといいでしょうか、活動の内容を説明したいと思います。

こういう問題は、先ほどの民生委員の問題とも相通じる問題ですけれども、青指の場合は約10名のところを7名ということで3名足りないということで、これからの活動にかなり支障が出ますので、今日、聞きました民生委員以上に、実はうちは困っているという状態でございます。当然先ほどの民生委員だけでなく、青指も同じことがあるということを、一つ皆さんご理解いただきたいと思います。

<松尾市長>

青少年指導員の皆さんも、本当に様々な活動をしていただいて、後任選ぴというところについては、民生委員と同じ悩みがあるというところを受け止めさせていただいて、全体の話に及ぶことではありますけれども、少しでも、どの様な形が良いかというところについてはしっかり今後議論を重ねていきたいと思います。

令和4年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 鎌倉地域－南地区 ＞

日 時	令和4年7月25日（月） 午後2時～4時
場 所	鎌倉市役所 全員協議会室
出 席 者	自治会・町内会代表 13名 鎌倉市 7名
内 容	<p>市長からの説明 「共生社会の取組み、本庁舎整備について」</p> <p>第 1 部</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告 ① 自治会・町内会活動の今後の対応について ② 旧材木座保育園跡地を公的津波避難施設の建設用地として活用すること</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談 ① 庭木の道路上への張り出しについて ② ゴミ回収業者の変更時には引継ぎをきちんとして ③ 旧材木座保育園跡地に災害時の公的避難施設建設を求める件 ④ 高潮ハザードマップの沿岸部地域への印刷物早期配布の要望 ⑤ 青少年指導員等候補者の推薦について ⑥ 道路の注意書について ⑦ 防犯灯管理の自治会から鎌倉市の移管について ⑧ 小坪トンネル工事の鎌倉市分の早期工事着工を</p>

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	名越自治会	鈴木 孝	会長
2	大町四丁目自治会	中村 敏夫	会長
3	大町五丁目自治会	山田 光利	会長
4	辻町自治会	渡辺 寿	会長
5	松葉町内会	高野 博	会長
6	乱橋自治会	小野 健次郎	会長
7	東水会自治会	菅野 哲央	会長
8	上河原自治会	足立 良作	会長
9	材木座中央自治会	西澤 俊明	会長
10	材木座宮仲自治会	高山 一朗	会長
11	鎌倉地区自治組織連合会 (芝原自治会)	渡辺 英昭	会長 (会長)
12	仲島町自治会	鈴木 幸夫	会長
13	神明町自治会	三輪 祐弘	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	総務部長	内海 正彦	
4	こどもみらい部長	藤林 聖治	
5	環境部長	能條 裕子	
6	まちづくり計画部長	林 浩一	
7	都市整備部長	森 明彦	

第2部

地域の懸案事項に関する報告

04 鎌倉南 2-1	自治会・町内会活動の今後の対応について
04 鎌倉南 2-2	旧材木座保育園跡地を公的津波避難施設の建設用地として活用すること

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 鎌倉南2-1
テ ー マ	自治会・町内会活動の今後の対応について
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等

令和3年度（2021年度）は「自治会・町内会運営のためのハンドブック」を改訂し、自治会町内会の規模に合わせた組織形態の事例や、創意工夫して活動されている自治会町内会の事例を新たに掲載しました。また、マンションでのコミュニティ活動の参考としていただくため「マンション自治会・町内会運営のためのハンドブック」を別冊として新たに作成いたしました。自治会町内会の運営を担われている方々にぜひご活用いただきたいと思いますと考えております。

今後も、自治会町内会の課題の把握や先進的な取り組みの情報収集を引き続き行い、自治会町内会活動の負担軽減につながる工夫を検討してまいります。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 鎌倉南 2-2
テ ー マ	旧材木座保育園跡地を公的津波避難施設の建設用地として活用すること
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	総務部 公的不動産活用課

議題に対する回答等

旧材木座保育園は、「鎌倉市公共施設再編計画」や「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」において、施設の集約化や廃止等によって生じた有休・余剰資産を利活用することにより、財源を確保し、公共施設の更新にかかるコストを削減するとともに、次の世代に過大な負担を残さないことを目指していることから、売却、定期借地等の検討を進める方針としております。

現在、「休日・夜間急患診療所」として鎌倉医師会及び材木座公会堂の改修に伴う備品類倉庫として材木座自治連合会へ貸付しそれぞれ暫定利用されていますが、貸付期間終了後についても当該方針を踏まえた検討を進めてまいります。一方、市民の意見等も聞きながら慎重に行うことが必要であるともとらえており、用地の利活用の検討に合わせて、津波避難のための用地利用の可能性についても検討してまいります。

添付資料

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

①自治会・町内会活動の今後の対応について

②旧材木座保育園跡地を公的津波避難施設の建設用地として活用すること

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

鎌倉市公共施設再編計画ですけれども、いわゆる遊休の公共用地について処分していきましようということで、前も言ったと思うのですが、むしろ遅きに失したような形で計画が作られたなど。絶対必要なことはよく分かるのですが、公共施設全体を対象とするのは当然だとしても、遊休の土地、例えば地域要望がある材木座保育園のようなところは、扱いを保留にするとか。一律の扱いというのは疑問に感じています。検討から外すということではないです。市長が計画に縛られることなくやっていきますということで非常に安心しましたが、計画だからということではなくて、地域要望があるものについては、行政としても真摯に対応していただきたいという要望です。

<松尾市長>

あまり期待を持たせてしまい過ぎるような話ができないところもありますが、ただ、ご指摘のように、地域の方々のこうした津波に対する対応というところについては、引き続きご要望としていただいているところもありますし、その可能性について協議をしていくことが重要だと思っておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

第 3 部

本年度の地域の議題に関する懇談

04 鎌倉南 3 - 1	庭木の道路上への張り出しについて
04 鎌倉南 3 - 2	ゴミ回収業者の変更時には引継ぎをきちんとして
04 鎌倉南 3 - 3	旧材木座保育園跡地に災害時の公的避難施設建設を求める件
04 鎌倉南 3 - 4	高潮ハザードマップの沿岸部地域への印刷物早期配布の要望
04 鎌倉南 3 - 5	青少年指導員等候補者の推薦について
04 鎌倉南 3 - 6	道路の注意書について
04 鎌倉南 3 - 7	防犯灯管理の自治会から鎌倉市の移管について
04 鎌倉南 3 - 8	小坪トンネル工事の鎌倉市分の早期工事着工を

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-1
テーマ	庭木の道路上への張り出しについて
内容詳細	よく見る光景ですが、道路及び歩道まで枝葉が伸び、道幅を狭くし、歩行の妨げになり、かつ交通安全上非常に問題があります。ご近所の手前、躊躇しているのが現状です。(町内の声) そこで、公共の立場から、歩行安全上及び交通安全上問題あり、ということで伐採を強力に促す様、お願いしたい。
担当部課	都市整備部 道水路管理課

議題に対する回答等	
<p>民有地内の樹木が鎌倉市道に越境し交通の支障になっていることを確認した場合は、道路管理者である鎌倉市から土地所有者に対して、直接または書面にて自己所有地の樹木等の適正な管理を促す対応を行っています。</p> <p>その際には、所有されている土地が適正に管理されていないことが原因で事故が起きた場合は、土地の所有者又は管理者の責任が問われることがあることを伝えることで、伐採を促しています。</p> <p>民地から市道への越境樹木について、御近所の方が直接お声がけをすることは難しいことと思いますので、民地内からの樹木が交通の支障になっているような状況を確認されましたら、鎌倉市道水路管理課へご連絡をいただきたく思います。</p>	
添付資料	

第3部 本年度の地域の議題に関する懇談

①庭木の道路上への張り出しについて

<大町五丁目自治会 山田会長>

該当するお宅へ市の方が行って、お話をし、そして何とか剪定してもらいたいという願いはしているのかと思いますけれど、それがなかなか我々には見えていない部分があります。そういうのを継続してやっていただければ、どんどんよくなっていくはずなのですが、普段道を歩いていると、ああ、ここもまた木がすごく茂っているとか、庭から出た植物が道を狭くしているというのが、これは皆さんもこういう光景を見ておられるのではないかと思います。自治会でそれを注意してくれないかという住民の話もありますが、中々難しい面がある。お隣近所でちょっと注意してもらったらどうかという話も我々の会議の中には出ているのですが、それもやはりお互い気まずくなってしまうようなことがあるのではないかということで、躊躇をしているということなんですね。

そこでどうするのか、これは適切かどうか分かりませんが、例として三つぐらいあがってきています。

一つは、剪定をしてほしいという内容のチラシのポスティングです。それを自治会の方がポスティングするというのも、我々一緒に生活している者として言いづらいところがあります。そこで、これは非常に難しい話かと思いますが、場所はお教えますので、市の職員の方にそれをお願いできないかという話が、我々の役員から出ております。

もう一つは、各地域でこういうことが起きているのではないかという想定のもとに、キャンペーンを市のほうで行ったらどうかという話です。毎月というわけにはいかないかもしれませんが、広報にきちんとそういうのをうたって、庭木の剪定ができていないところは、交通の妨げになって、人身事故につながりかねないというような注意を促すということができないか。

そしてもう一つは、何か事故が起きれば交通災害につながるわけで、防災にも通ずることですので、防災無線を使えないかということです。防災無線で月に1回でも、こういった内容を流したらどうかという話も出てきております。何か我々の申し上げたもの、また、市役所のほうで何か考えているようなもの、そういうものがあれば、何が一番いいのかということで、実行したらどうかということです。紙を入れただけでは、中々実施してくれないお宅があります。

それから、やはり剪定をするということになるとお金のかかることでもありますので、特に若い人のところは自分でやることはできるかと思いますが、お年寄りだとなかなかできないですね。お年寄りのところにつきましては、経済面で非常に問題があるならば補助金を出しますとか。シルバー人材センターをうまく活用させていただいて、格安でできるようにするとか、何かそういうような、経済面でも補助できるようなことができれば、皆さんも積極的に剪定をしてくれるかもしれません。何かいい工夫を考えていただきたいということで、この懇談会でテーマとして出させていただきました。

我々五丁目のほうも、名越のクリーンセンター問題とか、名越坂踏切の線路に横須賀線が止まってしまったときに、にっちもさっちもいなくなってしまうと、緊急自動車も通れませんが、人為的な問題が起きてしまうというような課題もあります。それから、山を背負っておりますので、崖崩れの問題もあります。いろいろ課題を持っておりますけれども、小さいことから一つずつやっていただければなど。

これは一つの人災といいますか、交通災害につながる可能性がある。特に注意していただきたいのは、歩道に出ている木で少し背の高いもの。普段は下を通りますが、雨のときに傘を出すとぶつかってしまい、仕方がないからそこで傘を縮めるということもあるし、出っ張っていると、歩道から少しはみ出して歩かなければならない。そこへ車が来たらどうするのかというような、よく注意して見るといろいろ課題があります。小学生の通学路でもそういった場所があります。

今までは我々が市に意見を申し上げてなかなか回答が返ってこないというようなこともありましたけれど、最近は、あの話はどうなりましたかとか、ちょっと一緒にまた考えてみましょうというように市から積極的にその話を持ち出してきてくれるようなことがありまして、過去にあったことについての話が来るようになりました。そういう面では非常にありがたいと思うし、課題はたくさんありますけれども、一つ一つ解決していくためには、やはり市の方とパイプを持ちながらやっていかなければいけないんだなということを感じております。

<松尾市長>

ありがとうございます。まちの中を隅々まで色々と会長が見ていただいて、様々な危険箇所をチェックされているということだと思います。ご指摘のような通行に支障があるというようなところにつきましては、行政のほうでしっかりと直接働きかけするというのが一番有効だと思いますので、そういう形で対応してまいりたいと思います。ぜひ具体的な場所等をご連絡いただければと思っております。道水路管理課のほうで対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

<大町五丁目自治会 山田会長>

防災無線などを使うことは、検討できませんか。

<松尾市長>

広報かまくらでの定期的な掲載は行っているところですが、防災無線で流してほしいということにつきましては、色々な面でご要望は多くいただいております。市としては、命に関わる、緊急性がある内容に絞った形で防災無線は使うというルールで今は運営させていただいております。そこはご理解いただければと思っております。

<東水会自治会 菅野会長>

今のお話、東水会でもありました。すごく庭がぼうぼうで刈ってくれないと電線が切れてしまうという話が周りの方からあって、お話をしに行ったのですが、お年寄りの方で、お一人で住んでいらっしゃる。ピンポンしても出ないし、電話をかけても出なくて、回覧板や何かのときだけはポスティングしておくを取ってくれているらしくて、生活していらっしゃるって分かるのですが、全然コミュニケーションがとれなくてですね。あるとき夏の暑い日に、コミュニケーションが取れない中で、もしかして中で大変なことになっていたら困るのではないかということで、警察署の方と連携して、おまわりさんに入っていたことがあります。そうしたら普通に生活していらっしゃる、すごい気が動転して出いらっしゃる、何をやっているんだあなたたちは、という感じになったんですけれども。ただ、我々としては、周りですごく気にして

いるわけですね。もし、酷暑の中でお亡くなりになっていたりしたら、これは一大事だと思って色々やっただけでも全然駄目で、仕方がないからおまわりさんに頼んだわけです。ただ、その方が言っていたのは、刈るんだったらあなたたちがお金を出すのであればやるよ、と言うわけですね。

結局、問題はお金なのだと思はうんです。人によって状況は変わるとは思いますが、お金を出して、全部出してあげるとか、そういう話がひとつとびに行っても仕方がないと思はうんですけれども。

私は、草刈などをやる時は割と元気な人は手伝ってもいいのではないかと自治会内では話しています。ただ、話をしていると、高いところやスズメバチの巣など、プロがいないとできないことがあります。素人だけでやっていると事故があっても困るということで、尻込みされてしまうようなところがあります。なので、難しいところはプロにやっていただきつつ、刈った草とか枝をまとめたりだとか、低いところの処理だとか、そういうことは素人でもできると思はうんですね、元気がある人だったら。そういう人に、あそこのぼうぼうで有名なうちの草刈りこれからみんなでやりますよ大会みたいなのをやって、危ないところは市の方に来ていただくと。だけど、みんなも行って、ちょっと手伝いませんか、後でジュース出しますので、というような感じでやると、人は集まるんじゃないかと思はうんです。

そういうのが結局、地域の交流にもつながって、空き家の対策であるとか、それから社会福祉で見守りをするに際しても、どこのどなたがどういう状況かというのは中々掴めないというのも、そういうところに出ていくことによって、独り暮らしの、もしかしたらご老人の方は、ちょっと見学に来るかもしれないとか、いろいろな生態系みたいなのがそこでできるんじゃないかと思っています。そういうことをやることによって、庭木の剪定もできる。それからお金の面でも助かる。周りの人はうれしい。当の本人もうれしい。地域のつながりができる。というような循環が私はつくれると思っております、そういう協力を自治会と市のほうでやれたらいいんじゃないかと思っています。

今、二つの自治会のお話だけですが、もしかしたらほかでも同じような問題を抱えていらっしゃる自治会もあるかもしれないし、ほかの地域の自治会でもきっとあると思はうんです。なので、一対一で処理するのではなく、道水路管理課と本庁とかで処理するのではなくて、そういう問題が鎌倉市の中でどのように起こっているのかというのを、ある程度テーブルに乗っけてみて、それを総合的に解決するためにはどうすればいいのだろうというのを、私は考えるべきだと思はうんですね。

そのために、渡辺会長とかも先ほどおっしゃっていたような、市役所と自治会の間でもって、お互いにワーキンググループをつくって、ただ単に1年に1回のサイクルでやるのではなくて、1か月に1回ぐらいのサイクル、もっと細かくてもいいですけども、どういう進行しているのか、どのようにやったらいいのか、意見を出し合って、トライ・アンド・エラーを、PDCAをきちんと回すことによって問題解決を図っていくというような試みが、私は必要だと思っています。それをやったらいいんじゃないかということ、去年もこの場でご説明させていただいたんですけども、ぜひ実現させていただきたいです。そうしたら私もできるだけは貢献させていただきたいと思っていますし、そういうことがやっぱり地域の活性化に役に立つ。

それから、自治会に頼むとものが解決するというように地域の人が見てくれるんだと思います。自治会に頼んでも何か動かないやとか、市に頼んでくれたみたいだけど中々動かないな、とかというようなことだと、自治会の存在意義って住民の人には分からないんですよ。頼んだら動いてくれる、頼んだら解決してくれるという存在に自治会がなることが、自治会の役員の成り手とか、そういうものや何かを確保すること

にもつながるし、市民の生活の満足度を上げることに役立つということになると思うので、ぜひそういうワーキンググループをお願いしたいと思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。この鎌倉南、材木座を中心とした地域の皆様は本当に熱心に地域の活動をしていただいて、また地域のことをよく見ていただいているというのは、毎年やっていて感じます。そういう意味では、こうした課題について、少し何か知恵をいただいたり、また一緒に活動したりというようなことをやっていくことができるかなと思っておりまして、そこはぜひやりたいなと思います。ほかの地域が悪いというわけではないのですが、会長様も1年で変わって、自治会もやりきれないといった地域が出てきているのも事実です。そういうところは中々お声がけしても難しいかもしれないと思う部分がございます、ただそれを言ってもなかなか始まらないので、できる地域からそうした何か新たな一歩というところを踏み出せばなと思います。

先ほど山田会長がおっしゃっていただいたような課題につきましては、行政主導でいくと、じゃあお金を出したくなければ全部行政にお願いすればやってくれるのか、といった話になると、中々これも難しいものですから、地域主体で、行政がそこに対してバックアップするというような体制ができれば、一ついい事例にもなるのかなと思いますので、引き続き、その検討ということで動ければと思います。

<東水会自治会 菅野会長>

ぜひ、ワーキンググループを発足していただけると嬉しいと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-2
テーマ	ゴミ回収業者の変更時には引継ぎをきちんとして
内容詳細	<p>ゴミの回収業者が、2年ごと位に変わります。</p> <p>特に、ビン・カンの回収カゴの置き場所について、前任の業者から全く引き継ぎがなされていない。置くべき場所に置かれていない。今まで置いていない場所に置いていく。</p> <p>当方は事務所へ苦情の電話を入れたり、回収カゴを正しい場所へ置き直したりしています。</p>
担当部課	環境部ごみ減量対策課

議題に対する回答等	
<p>ごみ・資源物の収集運搬等業務については、複数の事業者で組織する組合に委託を しており、2年ごとに事業者を変更することはしていませんが、組合内で担当する 収集作業員が変わる場合が想定されます。</p> <p>また、カン・ビン収集運搬等業務については、一般競争入札を行い、令和4年(2022 年)4月から事業者を変更し、御要望にお応えすることができず申し訳ございませ んでした。</p> <p>市といたしましては、5,000 箇所以上あるクリーンステーションの個別の御要望 に対し、きめ細かく対応していく必要があると判断し、カン・ビン収集運搬等業務 の委託先を3月まで委託していた組合に変更いたしました。</p> <p>今後、クリーンステーションごとの実情をしっかりと掌握し、委託事業者や組合内 の収集作業員に変更があった場合は、十分な引継ぎを行うよう徹底してまいりま す。</p>	
添付資料	

②ゴミ回収業者の変更時には引継ぎをきちんとして

<辻町自治会 渡辺会長>

数百か所くらいだろうなと思ったら、5,000か所もあるんですね。それで一々細かいことを言ったらきりがないとは実際問題思いますけれども、その担当の班長は、いつものところにカゴがないよということになってしまって、班長が駆けずり回ってどこに置いてあるかを探して、というのを1か月近くやったところがあるんですよね。それで私のところに、これを絶対に市役所に言ってほしいというような経緯があります。前の業者に戻ったということは問題ないと思いますけれども、業者を変えるときは、なるべく前の人の話を聞くようお願いしたいと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-3
テーマ	旧材木座保育園跡地に災害時の公的避難施設建設を求める件
内容詳細	<p>市の津波ハザードマップでは、材木座地区は1丁目～6丁目までほぼ全域が浸水域となっている。旧材木座保育園跡地に近い芝原、上河原地域は高台にも遠く非難に時間を要する、避難困難地域である。又洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップでも浸水域となっている。</p> <p>材木座地区には公的避難施設が無い。旧材木座保育園跡地に材木座地区の災害を減らすための、公的避難施設の建設をすることを要望をします。</p>
担当部課	市民防災部 総合防災課

議題に対する回答等	
<p>材木座地区の災害を減らすため、旧材木座保育園跡地に公的避難施設を建設することについては、市民の意見等も聞きながら慎重に行うことが必要であるととらえており、用地の利活用の検討に合わせて、公的避難施設の建設の可能性について検討してまいります。</p>	
添付資料	

③旧材木座保育園跡地に災害時の公的避難施設建設を求める件

<乱橋自治会 小野会長>

材木座保育園の跡地を避難施設として活用してほしいというのは、保育園が移転する話が出たときから、材木座自治連合会として市にずっと要望していました。材木座保育園があるところは、隣に医師会の医療センターがあります。あの地域は、津波に関して高台に避難するのに非常に遠いところという問題が一つあります。更に、鎌倉市の河川の洪水の地域にもなっています。それから更に、最近できた高潮ハザードマップでも、あそこは高潮が来ると被害があるところ。

そういう意味では、災害の三重苦というか、全部固まっているところなんです。津波の避難施設を造ってくださいというのは、3.11 が起きた後からずっと言っているところです。一昨年、台風19号だったと思いますが、避難の放送等でたくさんの方が避難したんですが、あの地域の人たちは、水に対する災害が起きたときには大変なことになる地域なので、すぐ避難をしたりする動きがあるわけです。あの場所に何らかの形で公的な避難施設をつくれれば、もっと変わってくるんじゃないかと思っています。

実は、台風19号のときに、材木座地域の人で第一小学校に避難した人がどの位いるのかを調べたことがあるのですが、すごい人数が避難していました。でも、台風が来るときに、そんなにたくさんの方があの場所から第一小学校まで行ったら、相当距離があり、避難するのは危険なんですよ。でも、避難を勧告されたりすると、逃げる場所もないわけなので、そういう意味からしても、津波だけじゃなくて、何らかの形で公的な避難施設をつくるというのは、絶対に有効だと思いますので。そういう公的な避難施設をつくるというのを、津波だけではなく、もうちょっと別の視点からも考えていただきたいと思います。

それから、テーマに掲げていなかった問題、もう一つ言っていていいでしょうか。やはり災害の話と津波の話とに関係することなのですが、6年ほど前に、材木座自治連合会として、鎌倉市というよりは松尾市長あてに、材木座の一番奥のほうにあります弁ヶ谷というところの旧市営住宅跡地を避難場所に指定しているわけですが、そこを売られることがないよというので、あの場所を都市公園化してほしいと。公園になれば、売るといような話は行政としてもできない話になるはずなので、公園化について材木座自治連合会の会長名で市長あてにお願いという要望書を出してあります。

6年前なのですが、返事が来ていません。こういうのって困りますよね。これはできませんとか、やりますとかということも含めて、きちんと自治連合会として要望書を出しているのに対して、返事を出さないというのが、ちょっと市長としてよろしくないのではないかと。正確に言いますと、平成28年の10月に、市長あてに、材木座自治連合会の会長名で、弁ヶ谷の旧市営住宅跡地を公園化してくださいと出しています。住民にアンケートを取りましたら、あそこに800の方が手を挙げて、「私あそこに避難します」と言っているような場所ですので。今、返事をというわけではございませんが、きちんと結論を出していただきたいと思います。

<松尾市長>

すみません、回答がないということで、改めまして、回答させていただきたいと思います。この6年間で、特に話合いの場もなかったということですね。弁ヶ谷のところについては、分かりました、それも含めて。

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

当時、小磯副市長のときに、この都市公園化の要望に対して、回答がないのはどういうわけだろうということで、話し合いを持ったんですね。そのときに、小磯副市長のほうからは、いわゆる三大緑地を買ったために、一人当たりの公園面積はもう超えていますと。だから、何らか別の方法で、都市公園化じゃない方法で考えていきたいという話がありました。その後、都市計画課を窓口にして、材木座の防災の整備については話し合いをしましょうということになっていたのですが、コロナの関係で中断してしまっています。ですから、鎌倉市が無視したとは思っていないんですけれども、具体的な回答というのはないのが事実ですね。一応、窓口としてはつくってくれたというのが現状だろうと思います。

<松尾市長>

改めて、回答も含めて、戻りまして確認と話し合いをさせていただければと思います。よろしく願います。

《後日回答 まちづくり計画部 都市計画課》

旧市営住宅跡地の都市公園化につきましては、平成28年10月18日付けの材木座自治連合会からのご要望に対して、平成30年2月15日付け鎌管第3318号で「都市公園化は難しいものの材木座地区の津波避難対策の重要性は認識している」こと、「当該地の活用を慎重に検討するとともに、売却を進めるようなことがあれば事前に説明する」ことを回答させていただきました。

その後、平成30年度以降は都市計画課が全庁的な担当窓口となり、同会のご要望をうかがう中で、当該地については、行政財産にすることが目的である旨を要望として受けました。

平成30年度ふれあい地域懇談会（第3部）での同様の議題に対しては「鎌倉市公共施設再編計画、鎌倉市公的不動産利活用推進方針に基づき、売却等の検討を進めていく土地である」、「A用地（北東側）は、地元のご意見を伺いながら、活用の可能性を検討していきたいと考えている」、「B用地（北西側）は、今後、地域の防災まちづくりを研究する中で、地域の安全のために、この場所で何ができるのか検討していきたいと考えている」旨を回答しました。

令和元年5月24日開催の貴会会議にまちづくり計画部長、都市計画課長、公的不動産活用課担当課長が出席し、当該地の状況について「A用地（北東側）は山で、すぐの売却は難しい」、「B用地（北西側）は売却の予定だが買い手がつくまでの間、避難所として貸し出している」ことを説明し、仮に売却する場合には事前に貴会に説明する旨の説明をしました。

今後も材木座自治連合会からのご要望に対し、調整が図れるように努めてまいります。

<大町四丁目自治会 中村会長>

防災部長がみえているので、旧材木座の保育園の跡地に関して何かあれば、お願いしたいと思います。

<市民防災部 永野部長>

材木座地区、特に旧材木座保育園があった辺り、特に避難が難しいということは十分認識しているところであります。ただ一点、洪水や高潮については、気象面である程度予想ができる部分の災害だと考えており

ます。それに比べて、地震もしくはそれに伴って発生するであろう津波については、あまり時間がない。避難するのに暇があまりないというような性格の違いが大きいのかなと思っています。

人間がつくる施設ですので、ある程度の想定をして避難施設をつくったとしても、限界がおのずとあるであろうと考えておりますので、十分な時間を持って避難指示であるとか、そういう情報を発表したいと思っております。発表があった際にはできるだけ速やかに避難していただいて、避難所ができているところ、避難所を開けますよというところまで行っていただいた方が、きちんと避難ができていると考えています。地震が来ました、津波がすぐに来ます、高いところまで逃げている暇がありませんというときには、津波避難ビルであるとか、高いところ、一番近いところまでここが一番高いのではないかとこのところには逃げるしかないかと思うのですけれども、そこに施設ができたから、そこに逃げればよいという感じではないのかなと認識しているところであります。今後、避難施設を整備していくというお話はしていきたいと考えておりますけれども、その辺もご認識いただいた上で議論できればと思っています。

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

今の部長の答えを聞くと、決して嫌な質問をするわけではないんだけど、今月の18日に海水浴場で避難訓練をやりましたよね。何て言っていたか知っていますか。「津波が来ます、注意してください」だけです。市の人は旗を振っていた。丘が上がってくださいという意味でしょう。その後どうするんですか。どこに行くんですか。あれ、訓練になりますか。単なる放送訓練でしょう。だから、今ほかの会長が言っているのは、ちゃんと避難する場所がないとまずいんじゃないんですかということを行っているわけです。用意してくださいよ。何のための訓練だったんですか。

<市民防災部 永野部長>

先日実施しました津波避難訓練は、海岸に上がってくださいというところまでの訓練でした。134号をこえて、もっと高いところまで実際には逃げていただかないと、津波想定高までは逃げられない、たどり着いていないというのが実際であります。訓練の中でそこまで実施ができるかどうかということになりますと、また色々と別の課題も生じてくるところがあります。きちんとこの高さまで逃げないと駄目ですよということまでご案内して避難していただければ、訓練としては完璧なのかもしれませんが、実際にやる中で、壁がいろいろあるというところでは、ある程度お話しさせていただいたところです。津波避難フラッグというのは、今年、赤と白のチェック柄のものを出品させていただきまして、実際に上げてみたところどの程度見えるのかということも確認しながら、今後、次回以降の避難訓練を改善できればと考えております。

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

避難する場所がここですということを指示しなかったら、避難にならないでしょう。それはできっこない、だって用意していないんだから、鎌倉市が。だから放送で止まっているんですよ。住民の避難する場所すら用意できていないんですよ。そんな答えで、本当に住民の命、海水浴場に来た人の命、守れるんですか。

<市民防災部 永野部長>

津波が来れば、津波が来る可能性があるというところの情報を発信します。高いところにみんなで逃げてくださいと。

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

高いところとは、具体的にはどこを言っていますか。

<東水会自治会 菅野会長>

海水浴客がいっぱい来ているじゃないですか。本当に地震があったときに、あの人たちを収容できるだけの避難のキャパシティというのがあるんですか。それがすごく疑問なんですよ、私も。

<市民防災部 永野部長>

避難所としてはございません。

<東水会自治会 菅野会長>

ないんだったら、やばいんじゃないですか。単純に。津波が来たら死ぬということですか、観光客に。不都合な真実というのは見ていないという話ですよ。不都合ですけど真実ですよ。それをどうするかを考えなかったら、本当に起きたときに、市の責任では済まないですよ。東京電力の話と同じですよ。地震来ない、津波来ないと言って、結局来ましたよね。そういうのをどうするんですかという話ですよ。小学校まで逃げられない人もいますよ、お年寄りとか。だから、もっと近くに欲しいから、あえてつくってほしいと言っているんですよ。それを小学校まで行ってくださいというのでは、水かけ論であって、全然解決策になっていないですよ。プラス観光客です。年間2,000万人だか1,000万人だか知りませんが、その観光客が来たときに、地震が来たときに、守れない観光客が入ってきているんだったら、そのままいいんですか。そういう話ですよ。これはもっと別途時間をいただくことにしているので、ちょっと弾みで言っていましたけど、これは真面目に考えなくてはいけないと思います。

<仲島町自治会 鈴木会長>

今の問題に関連して、今コロナで中断している都市計画課とのまちづくりの打合せができていないので、そこと非常に関連していると思ってまして、具体的にどうしたらいいのかというので、以前に逃げ地図をつくろうと。逃げ地図を皆さんでつくって、それで本当に逃げられるのかと。今、避難施設が指定されていますけども、そのマンションに本当に入れるのかとか、入れないマンションが多いと思うんですけども。そういうことでは今、小野さんが言われたような、そういう施設が必要になるんじゃないかという、結論のほうで言っているわけですけど、それを実証するためにも、関係者で逃げ地図をつくって、作業をして、やっぱり駄目だなと。そういうことを再度しないと、皆さんなかなか動けないと思います。それを共同で、菅野さんの言っているワーキンググループというのはいいい話だと思うのですが、そういうような形で実際に作業していかないと、と思います。

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

市が、そのような放送の防災訓練をやるのであれば、具体的に、例えば由比ガ浜のほうだったら海浜公園まで行ってくださいとかを言わなきゃ駄目でしょう。ただ津波が来ますから注意しなさいと言われたって、何なのという話ですよ。あれで海水浴場の防災訓練をやりましたと言われたって、ピンと来るものがないですよ。だから、直ちに施設をつくれとか、そういうことではないですよ。総合防災課のスタンスとして、いつ災害アラートが来るか分からないんだから、やはりそれに備えた訓練をやるべきですよ。以前も放送訓練をやっていましたよ。でも、あれは注意喚起にはなるかもしれないけれど、具体性を持った避難訓練ではないですよ。拡声器を聞こえますかと言っているような話でしょう。

<大町四丁目自治会 中村会長>

高台にという言葉をよく使いますが、実際の現場は具体的にどこの建物の方へとか、そういうことを言ってあげないと、と思います。

<材木座中央自治会 西澤会長>

簡単に一つのお願いです。材木座の自治連合会と鎌倉市と、名越のクリーンセンターについて、確認書という名称で約束ごとを交わしております。その一つは、名越の焼却場を色々変えるときには、話し合いましょうねというのが一つです。それから避難所。保育園の跡地ですね。そういったところの避難所についても、名越の焼却場のところは避難場所に指定はされていませんが、避難場所であると。この避難所についても、材木座自治連合会と協議、打合せをしていきましょうねというお約束をしています。お願いはここからなのですが、コロナ等の影響もあると思いますが、それに関する会議の開催など、なかなかコミュニケーションが取れなくなっておりますので、できましたら、そういう会議を開くようにしていただきたいと。自治連合会のほうに一言言っていただければ、11の自治連合会、全部まとめることは可能ですので、あまりお手数をかけないで、そういう協議会を開いていただけたら大変ありがたいので、そのお願いです。よろしくお願いたします。

<松尾市長>

かしこまりました。ぜひ協議させていただきたいと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-4
テーマ	高潮ハザードマップの沿岸部地域への印刷物早期配布の要望
内容詳細	<p>高潮ハザードマップは昨年神奈川県より発表され市のHPにも掲載されているが印刷物として配布がされていない。(HPにアクセスするのが苦手な高齢者もいることから、命に係わるアイテムの市民への周知方法としては不十分である。)</p> <p>高潮ハザードマップを印刷物として沿岸地域に台風シーズン前に配布をすることを要望いたします。</p>
担当部課	市民防災部 総合防災課

議題に対する回答等	
<p>高潮ハザードマップは、令和3年5月28日神奈川県が高潮浸水想定区域等を指定したものを反映し、令和3年8月に鎌倉市ホームページ上に公開しています。ご指摘の紙媒体での提供については、作成作業を進めておりますが、部数が限られています。また現在、「鎌倉市防災情報ハンドブック」に高潮ハザードマップを掲載できるよう改訂を進めており、完成した際は全戸配布いたします。</p>	
添付資料	

④高潮ハザードマップの沿岸部地域への印刷物早期配布の要望
質疑なし

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-5
テーマ	青少年指導員等候補者の推薦について
内容詳細	<p>標記指導員や民生委員などの推薦依頼について、旧態依然としたやり方のまま、進化がないと感じています。委員が何をされていて、どう役に立っているのか、普段は見えないし、「青指」や書面の資料では、俄かには内容を理解するのは困難です。特に青少年指導員はイメージしにくく、実際の活動の様子が分かる video clip での紹介を提案しましたが、「こども未来部」の反応が鈍いのが気に懸かります。市としてのお考えをお聞かせください。</p>
担当部課	こどもみらい部 青少年課

議題に対する回答等	
<p>青少年指導員の活動内容につきましては、青少年指導員が作成した広報誌を自治町内会や子ども会に配布することで、地域への周知を図っております。この広報誌は、地域における青少年に対し、青少年指導員が実際に行った文化活動やレクリエーション活動の記録を掲載したものとなります。書面による周知のため、青少年指導員の活動内容に関する周知をより具体的にお届けできていないことは、青少年課、青少年指導員共に一つの課題として受け止めているところです。</p> <p>ご推薦をいただいている町内会長をはじめ、地域の皆様に、青少年指導員の活動内容をより一層ご理解いただけるよう、毎月開催される青少年指導員による会議にて、ご提案頂いた方法を含めた広報活動方法について、動画を用いる等改善に向けた協議をまいります。</p>	
添付資料	

⑤青少年指導員等候補者の推薦について

<東水会自治会 菅野会長>

情報を簡単に理解できるというのは、やっぱりビデオだと思うのですね。記憶の定着度というのは、映像の場合は文字の6倍、それから処理速度は6万倍という話があります。数字はさておいて、いずれにせよ、全然違うということですね、映像と文字とでは。文字だけで色々な冊子をもらっても、それを全部読んで頭の中でイメージ化して、理解して、それをさらに人に伝えるというのは、凄く労力がかかります。YouTubeに上がってれば、候補者に転送すれば済む話です。それから、候補者ではなくても普段から関心がある方が、それを見るだけで活動内容が分かって、じゃあ今度立候補しようかなと思う人ももしかしたらいるかもしれません。そういう意味で、ビデオをつくっていただくことによって、自治会のほうも楽になるし、受けるほうも覚悟しやすくなるというか、こんなことやっているのかと分かるようになる。あるいは、その中に報酬というようなものがあるのだとすれば、このような実入りもあるのだといったことも全部込みで判断できるので、そういう簡単にまとまった一つのビデオクリップがあれば活動がとてもしやすくなるし、我々の手間が省けるということなんですね。なので、ぜひそれをお願いしたいということです。

<神明町自治会 三輪会長>

青少年指導員の話が出ていますが、民生委員も同じです。前から、市役所の担当課へ行って話していますが、現在はなかなか候補者がいないんですよ。理由は明らかですね。リタイアした人でないとやるのは中々難しい。それから女性も、今は共稼ぎが盛んなので、中々難しい。私は民生委員の選出のために何軒も回りましたが、全部断られて駄目でした。そういう事情を市役所に話しても、全然理解しない。理解はしているんだろうけども、どうやっていくかという知恵は全くありません。この民生委員の制度は国から来ているものだと思うから、どうしようもないんですけどね。いつも、お宅の自治会ではないんですかと言われる。鎌倉市全体でも足りないわけでしょう。担当課でもう少し考えてほしいんです。いつも自治会に頼めば何とかかなと、もうそんな時代ではないです。そういうことを担当者自身が考えないといけないですね。いつ話に行っても同じ返事ですから。ぜひ、その辺を担当課にもよくお話ししてください。お願いします。

<松尾市長>

ふれあい地域懇談会のほかの地域でも、この課題というのはやはり出ています。鎌倉全体の問題でもあれば、日本中の問題でもあると受け止めるところです。また、おっしゃるように、色々な知恵を出しながら、何とか担い手を見つけていく必要があると思っています。現時点では、例えばほかの地域では、自治会や少し広いエリアを範囲とした人材バンクのような形でそういう方をそれぞれでストックしておく、といったことをやっている地域もございます。ただ、これも、その地域ごとのやり方というものもあるのかなとも思います。その辺り、今、青少年指導員のビデオクリップという話がございました。これは民生委員、児童委員にも使えるお話だと思いますので、そうした様々な手法というところをぜひ検討して、実現してまいりたいと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-6
テーマ	道路の注意書について
内容詳細	市内の細い道からバス通りに入る所に注意書が道路に書いてあるが古くなり見えなくなっている。新しく書き直してほしい。
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等	
<p>市では、交通安全対策として公道で見通しの悪い交差点等に歩行者や自転車に対して急な飛び出しなどを行わないよう、路面シールを設置し注意喚起を行っています。</p> <p>ご意見の詳細につきましては、令和4年6月1日に上河原自治会会長と路面シールでの注意喚起の補修等のご要望であることを確認させていただきました。</p> <p>今後、現地を確認し、対応につきまして検討させていただきます。</p>	
添付資料	

⑥道路の注意書について

<神明町自治会 三輪会長>

この間、私は材木座、神明町の光明寺の側の道路について、ここは危ないですから路面シールを貼ってくださいという話を道路課にしました。この間電話したら、道路課から道路担当課に言ってあるとのことでしたが、今日回答いただければ。そういう話、聞いていますか。

<まちづくり計画部 林部長>

都市計画課の交通安全担当で、連携をとって、対応するような形になると思います。場所については、私のところではまだ確認できておりませんので、戻りまして確認をします。

《後日回答 まちづくり計画部 都市計画課》

現場確認を実施し、ご要望がありました路面シールの補修及び新設を実施いたしました。

<神明町自治会 三輪会長>

この間、幼稚園の側を補修していたので、その時にいらした道路課の人に言ったら、そういう返事をもらったわけです。この間電話したら、道路担当課に連絡してありますから、そちらから話が行くと思いますと、こういう話だったんですね。それ以上、私は確認するのは失礼だと思っていますから、部長の方で、光明寺付近のそういう話があったのかどうか、確認していただきたいんです。

<まちづくり計画部 林部長>

分かりました。

<都市整備部 森部長>

幼稚園の側の工事は承知しております。私の方で確認いたします。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南3-7
テーマ	防犯灯管理の自治会から鎌倉市への移管について
内容詳細	<p>材木座地域の防犯灯は現在大多数の自治会で鎌倉市管轄となっている。</p> <p>少数の自治会では、過去の市への移管可能な時期に申請しなかったことで、現在も自治会管轄となっており、新設、改造、移設など補助金が1/2、又、上限もあるため、自治会の負担が継続している。</p> <p>市への移管については現在受付不可となっているが、希望する自治会には市への移管が可能となる対応をお願いしたい。</p>
担当部課	市民防災部地域のつながり課

議題に対する回答等	
<p>市では、平成27年度に市内の防犯灯のLED化を推進するため、当時賛同を得た自治会・町内会から防犯灯を移管していただき、一斉LED化の上、維持管理を行っています。</p> <p>一方、自治・町内会等の自主防犯団体が管理する防犯灯については、防犯灯維持管理費の補助制度を設けておりますが、対応に係るマンパワーや費用の面で、地域の皆さんの負担になっていると受けとめています。</p> <p>このため、新たに自治・町内会が管理する防犯灯の移管を受け付けており、その場合は、一元的な管理を行うために、市の防犯灯LED化事業実施の際に定めた統一規格に一斉交換していただく他、財産の移管にあたって、自治・町内会での決議を経たことを示す議事録の提出をお願いしております。</p> <p>これらの要件が整った段階で、市としては、速やかに移管手続の協議を進めてまいります。灯具を市の統一規格に交換する際も補助制度を活用することが可能ですので、御相談ください。</p>	
添付資料	鎌倉市防犯灯管理費補助金交付要綱

鎌倉市防犯灯管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の住民組織が設置又は維持管理する防犯灯に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民組織 自治会、町内会その他これらに類する団体（公益上の必要から市長が特に認めた場合は、個人を含む。）をいう。
- (2) 防犯灯 市内の住民組織（商店会を除く。）が設置又は維持管理する街路灯（アーチを除く。）で、犯罪及び事故の防止のために終夜点灯するもの（鋼管柱等の部分を除く。）をいう。
- (3) LED型防犯灯 光源に発光ダイオードを使用し、かつ、光源と器具本体が一体となった防犯灯をいう。
- (4) 従来型防犯灯 LED型防犯灯以外の防犯灯をいう。
- (5) 防犯灯柱 防犯灯を設置するため、住民組織が設置及び維持管理する鋼管柱等をいう。

(補助の基準)

第3条 防犯灯に要する経費に対する補助は、200ワットの蛍光灯等によるものを上限として行う。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(補助金の種類及び額)

第4条 補助金の種類及び額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 維持費補助金

ア 従来型防犯灯維持費補助金 1灯当たり次に掲げる額の合算額とする。

(ア) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第19条の規定により一般電気事業者が定める供給約款に基づく公衆街路灯の基準月における定額月額料金（総容量が200ボルトアンペアを超えるものについては、200ボルトアンペアのものに適用される料金による。以下「定額月額料金」という。）に12を乗じて得た額

(イ) 管球等の維持費として、年額800円

イ LED型防犯灯維持費補助金 定額月額料金に12を乗じて得た額

とする。

(2) 設置費補助金 防犯灯（防犯灯柱を設置する場合にあっては、防犯灯柱を含む。）の設置に要した経費の $\frac{1}{2}$ の額とする。ただし、1灯につき25,000円を限度とする。

(3) 改造費補助金 1灯又は1本当たり次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 防犯灯改造費補助金 別表に定める防犯灯の改造（補修）工事を施工した場合における当該工事に要した経費の $\frac{1}{2}$ の額とする。ただし、1灯につき年間12,000円を限度とする。

イ LED型防犯灯改造費補助金 従来型防犯灯をLED型防犯灯に取り替えた場合又はLED型防犯灯の改造（補修）工事（器具の改造（補修）を行わないものを除く。）を施工した場合における当該工事に要した経費の $\frac{1}{2}$ の額とする。ただし、1灯につき年間20,000円を限度とする。

ウ 防犯灯柱取替工事費補助金 腐食等により防犯灯柱の取替工事を施工した場合における当該工事に要した経費の $\frac{1}{2}$ の額とする。ただし、1本につき年間25,000円を限度とする。

2 前項第1号の維持費補助金の交付に係る基準月は9月とし、同号に掲げる補助金の区分に応じた補助金額に同月1日現在設置されている従来型防犯灯及びLED型防犯灯の数を乗じて得た額を補助金の額とする。

（申請の手続）

第5条 補助金の交付申請は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 維持費補助金

次に掲げる書類を基準月により作成し、防犯灯維持費補助金交付申請書（第1号様式）に添えて11月末日までに市長に提出すること。

ア 防犯灯の維持管理に関する調書（第2号様式）

イ 防犯灯の所在を示す位置図

ウ 補助金の交付申請を行う者が防犯灯の電気料金を支出した実績を確認できる書類

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 設置費及び改造費補助金

次に掲げる書類を添えて、防犯灯設置費・改造費補助金交付申請書（第3号様式）を2月末日までに市長に提出すること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、その期限後においてもこ

れを提出することができる。

ア 防犯灯の設置又は防犯灯若しくは防犯灯柱の改造（補修）に関する調書（第4号様式）

イ 設置又は改造（補修）工事施工業者の工事費内訳費及び支出した実績を確認できる書類の写し

ウ 設置工事を施工した防犯灯又は改造（補修）工事を施工した防犯灯若しくは防犯灯柱の所在を示す位置図

エ その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して補助金の額を決定し、速やかに防犯灯維持管理費補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）または防犯灯設置費・改造費補助金交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還）

第7条 市長は、不正又は虚偽の申請により住民組織が補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）の定めるところによる。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前に、廃止前の鎌倉市防犯灯管理費補助金交付要綱（昭和57年8月告示第5号）の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた申請、手続その他の行為とみなす。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

（適用）

2 改正後の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る防犯灯管理費補助金について適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年2月5日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る防犯灯管理費補助金について適用する。

別表（第4条）

防犯灯改造（補修）工事

照明器具取替工事	1 200ワットの蛍光灯等への取替工事 2 1以外で市長が適当と認める照度のもの（従来型防犯灯に限る。）への取替工事
自動点滅器に係る工事	自動点滅器の設置又は修繕についての工事
その他の工事	1灯につき年間5,000円以上の経費を要した工事

第1号様式（第5条）

防 犯 灯 維 持 費 補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日			
(宛先) 鎌倉市長			
団 体 名 _____			
申請者 代表者名 _____			
住 所 鎌倉市 _____			
年度防犯灯維持費補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。			
補助金交付申請額			円
内 訳	電 気 料		円
	蛍光管又は電球の取替等に係る経費 (従来型防犯灯のみ補助対象； $\text{㉓} \times 800$ 円)		円 ($800 \text{円} \times \text{灯数}$)
管理防犯灯数 ㉑	灯	うちLED型数 ㉒	灯
従来型防犯灯数 $\text{㉓} ((\text{㉑} - \text{㉒}))$ 灯			
補助金については、口座振替の方法により、下記の口座に振り込んで下さい。			
銀 行 名			支 店 名
口座の種類			口座番号
口座名義 (カタナ)			
添付書類			
1 防犯灯の維持管理に関する調書			
2 電気料金集約分内訳書（9月分）の写し			
3 防犯灯の所在を示す位置図			
(注) LED型防犯灯とは、光源に発光ダイオードを使用し、かつ、光源と器具本体が一体となった防犯灯をいう。			

第2号様式(第5条)

防犯灯の維持管理に関する調書

当団体が維持管理する防犯灯は次のとおりです。			
※灯数は9月1日現在設置されている数を記載			
ワット数	1灯当たりの電気料(年額) (消費税額等を含む)	灯数	合計 (1灯当たりの電気料年額×灯数)
10Wまで	円	灯	円
20Wまで	円	灯	円
40Wまで	円	灯	円
60Wまで	円	灯	円
100Wまで	円	灯	円
200Wまで	円	灯	円
200Wを超えるもの	円	灯	円
合 計		(a) 灯	(A) 円
上記のうちLED型防犯灯の灯数		(b) 灯	(a-b) 灯
電球の取替等に係る経費(LED型防犯灯は対象外) 800円×(a-b)			(C) 円
合 計			(A+C) 円

※1灯当たりの電気料の年額は 年9月の定額月額料金×12カ月で算出

団 体 名		
代 表 者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
調書についての 問い合わせ先	氏 名	
	電話番号	()

第3号様式（第5条）

防犯灯設置費・改造費補助金交付申請書

年 月 日	
(宛先) 鎌倉市長	
団 体 名	
申請者	代表者名
住 所	
年度防犯灯設置費・改造費補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。	
補助金交付申請額	円
設置 (新設)	従来型
	LED型
改造	器具取替工事(従来型)
	器具取替・補修工事(LED型)
	自動点滅器に係る工事
	その他の工事
	柱の取替工事
補助金については、口座振替の方法により、下記の口座に振り込んでください。	
銀行名	支店名
口座の種類	口座番号
フリガナ 口座名義	
添付書類	
<ol style="list-style-type: none"> 1 防犯灯の設置又は防犯灯若しくは防犯灯柱の改造（補修）に関する調書 2 工事費内訳書（見積書等）及び支出した実績を確認できる書類の写し 3 設置工事を施工した防犯灯又は改造（補修）工事を施工した防犯灯若しくは防犯灯柱の所在を示す位置図 	

第4号様式(第5条)

防犯灯の設置又は防犯灯若しくは防犯灯柱の改造(補修)に関する調書
(単位:円)

番号	工事場所 (住所)	完了日 (領収書 の日付)	工事種別	工事費	補助金申請額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合 計					
団体名				調書についての問合せ先	
代表者氏名					
住所				氏名	
電話				電話	

第5号様式(第6条)

防犯灯維持管理費補助金交付(不交付)決定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様 鎌倉市長 印	
年 月 日に申請がありました防犯灯維持管理費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付します <input type="checkbox"/> 交付しません (理由)
補助対象事業名	防犯灯維持管理費補助
交付予定額	円
交付条件	

第6号様式(第6条)

防犯灯設置費・改造費補助金交付(不交付)決定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様 鎌倉市長 印	
年 月 日に申請がありました防犯灯設置費・改造費補助費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付します <input type="checkbox"/> 交付しません (理由)
補助対象事業名	防犯灯設置費・改造費補助
交付予定額	円
交付条件	

⑦防犯灯管理の自治会から鎌倉市の移管について

<仲島町自治会 鈴木会長>

防犯灯の移管を今も受け付けていただいているというのは、いつからでしょうか。前に伺ったときは、やっておりますというお答えが窓口のお答えだったのですが、そういう手続ができるという状態になっているという理解でよろしいでしょうか。最近の話ですか。

<事務局>

防犯灯の移管については、平成27年の一斉LED化に伴ってご案内をさせていただきました。そのタイミングでは間に合わないですとか色々な事情があって、町内会で管理しますよというところが一部残っています。それ以降、例えば、新設した後の灯りの部分の移管の手続も行っております。ご相談いただいたときに移管の受付をやっていませんという話をされたというところを今初めてお伺いをしましたが、防犯灯の移管は以前から市で受け付けておりますので、随時ご相談をいただければ、お話を伺いしながら移管の手続を進めていきたいと思っております。今後ぜひご相談いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

<仲島町自治会 鈴木会長>

今のお話で、そういう道があるということですので、改めて窓口で伺いたいと思っておりますけれども、自治会としての一番の問題点というのは、経済的な方なんです。移管してもポールは自治会の財産になっていて、改造・移設に関しては、まだ自治会の負担になっていると。そもそも安心安全のための防犯灯ですから、基本的には行政のほうで管轄されるのが一番いいのかなと思います。ただ管理に関しては、住民から頻りに色々ありますから、移管に関わらず自治会が関わっていくということは必要だと思うんですね。ただ、改造費などの経済的な負担がまだまだ自治会にかかっていますので、そこをぜひ改善していただければと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉南 3-8
テーマ	小坪トンネル工事の鎌倉市分の早期工事着工を
内容詳細	<p>小坪トンネルの補修工事は逗子市管理で3月までに終了した。しかし、同一トンネルで残りの鎌倉市側の工事は行われておらず、補修工事が一部部分だけで終了しているのでは、トンネル全体の安全にはつながらない。</p> <p>トンネル全体の補修が終了しなければトンネルの安全性が保障されないので、残りの鎌倉市側の工事を早急に進めて欲しい。</p>
担当部課	都市整備部道路課

議題に対する回答等	
<p>小坪トンネルの鎌倉市側については、土地所有者との調整が整い、令和3年9月議会で道路認定され、令和4年度に法定点検を実施し、その結果によって修繕工事の必要性について判断したいと考えております。なお、小坪トンネルの工事を行う場合は、隧道内は通行止めの必要が生じることが想定されるため、教育委員会が実施予定である第一中学校の斜面の安全対策工事と実施時期について調整してまいります。</p>	
添付資料	

⑧小坪トンネル工事の鎌倉市分の早期工事着工を

<神明町自治会 三輪会長>

一つ不可解に思うのは、このトンネルというのは一体ですよ。どちらが鎌倉市側、逗子市側なんて、民間の人は一切分からないわけです。逗子市側の工事が始まったときに、鎌倉市のほうは何かやるんですかと聞いたら、鎌倉市のほうは予算がないからできませんという話だったんです。こういうトンネルを工事するのであれば、大きいトンネルではないわけですから、どちらがやるにしても、鎌倉市と逗子市で調整を取って、いつまでに終わらましようかと、これが普通の考え方ではないでしょうか。

民間企業では考えられないですよ。逗子市側はもう終わっていますから、逗子市が工事したところはきれいになっています。天井から壁まできれいになっている。鎌倉側は壁がやや崩れかかっているところから中が見えるわけです。天井も汚くなっています。トンネルの工事ですから、一体となってやるのが当たり前だと私は思います。何で最初に調整しないのかということです。これは調整できなかったのですか。

<松尾市長>

おっしゃることはごもっともだと思います。決して、お金がないからやらなかったということではございません。先ほどご説明させていただいたように、逗子のほうは緊急性があるということで、すぐに工事をしたいということです。鎌倉市としてはそういう認識を持っているところではございませんでしたので、逗子市から話があったところで、調整を始めました。過去からの経過等々も含めて、鎌倉市でやるということが必要だと確認をしまして、そこから鎌倉市の方で工事ができるように調整に入ったので、少し時間がかかっているというところを、申し訳ございませんけれども、ご理解いただければと思います。

<神明町自治会 三輪会長>

逗子市側が危険性があると見たわけでしょう。トンネル一体の危険性があるということじゃないですか。逗子市側だろうが、鎌倉市側だろうが、要するに、小坪トンネル一体が老朽化していて、危険性があるということじゃないんですか。何故最初の段階で、費用の面とか実施時期の面とか、一緒にやろうということにならないのかなど。そうでなきゃ、工事が半分終わったって、小坪トンネル工事終わったって言えないじゃないですか。ここ半分までは安全、ここから先は危ないよと、こういうことでしょうか。こういうのは誰がどうやって決めるんでしょうか。市長が指示を出せば、それで終わりじゃないんですか。

<松尾市長>

この件については、過去からの経過も一つございます。言い訳のようになってしまいますけれども、昭和47年か、49年頃に災害復旧工事を。

<神明町自治会 三輪会長>

きつと理由はたくさんあって、市長も言われたいことがあるのだと思いますけれども、私は、それは内部だけの問題であって、やるときは一体でやるべきだと思います。市長が決断して、これは一緒にやろうと。あるいは逗子の工事ちょっと遅らせてくれと。行政間で調整もしないで勝手にやっていいのかと。これが一

つです。今後の予定については、一中坂との関係で時期をずらして実施するというのは賛成なのですが、一中坂は令和5年予定とのことで、小坪のトンネルの方はいつ頃やられるのでしょうか。

<都市整備部 森部長>

一中坂は、山の崖の保安林の解除の手続きを今年行っております。令和5年度から7年度にかけて、防災工事を行います。小坪隧道に関しましては、先ほど市長が申し上げましたように、今年、鎌倉市側、市境の方を点検します。逗子市はそちら側は点検していませんから、危ないかどうかまだ分からないという状況です。

<神明町自治会 三輪会長>

逗子市は点検していないの。

<都市整備部 森部長>

小坪隧道につきましては、逗子市分しか逗子市は点検していないので、危険かどうかはこれからの判断になります。

<神明町自治会 三輪会長>

鎌倉側でしょう。

<都市整備部 森部長>

そうです。今会長がおっしゃったように、鎌倉側が危険かどうかこれから点検をいたします。令和6年度、それを元に設計をしまして、現在、第一中学校とあわせまして、令和8年度に、順調に行けば工事に着手できると考えています。

<神明町自治会 三輪会長>

逗子はもう終わって、半分きれいになっているんですよ。それをそのまましばらく放っておくと。もちろん点検とか手続はあると思いますが、放っておくということですか。

<都市整備部 森部長>

逗子市は、もともと逗子の道路ですから、法律上、昨年度までに工事をやる必要がありました。だから待ってもらえなかった。一方、鎌倉市は、鎌倉市の道路になったのは昨年9月議会（10月1日議決）ですから、これから順次手続をしてまいります。

<神明町自治会 三輪会長>

逗子市が令和2年度中にやらなければならないと分かっていたのであれば、何で鎌倉市と一緒に足を揃えてやろうという発想が起きなかったんですか。

<都市整備部 森部長>

そのために、鎌倉市の道路ではなかったものですから、鎌倉市の道路になるように手続きをするというお話し合いをまず土地の所有者としました。

<神明町自治会 三輪会長>

当然、工事を始めようと思えば、そういうことがいろいろ必要になるのは分かっているわけですよ。だから、何で前もってそういうことを逗子市と相談してやっておかなかったんですか。

<都市整備部 森部長>

平成 24 年に逗子市から相談を受けて、そこから動いているところです。

<神明町自治会 三輪会長>

平成 24 年から計画していて、いつまでにやるということを決めていないんですか。逗子がこの期間にやるから、鎌倉市もいつまでにやると、そのためにはこういう手続が必要になるという予定表を作っていればいいじゃないですか。プロジェクトなんだから。普通はそういう仕事のやり方をするんじゃないですか。今回、非常に不可解なんですよ。何でこんなことになったのか。以上です。もうやめます。

その他

<鎌倉地区自治組織連合会 渡辺会長>

一つ、市の広報のことでお願いがあるのですが、最近、紙面を見ていますと、非常に片仮名用語が多いんです。県の議会かながわを見ますと、丁寧に、ページを追うごとに用語解説というのがあるんですよ。極端に言えば、1ページの3分の1ぐらい用語解説にとっている。鎌倉市はそれがなくて、本でも読んで理解しろということかもしれないんですけども、とてもじゃないけど、使っている言葉が意味が分からないということがあります。

すぐにとっているのは無理でしょうけれども、片仮名用語というのはきちんと説明しておいたほうがいい。市長が言われる、共生社会を目指そうということであれば、情報を共有化する、その情報について正しく理解することが必要じゃないですか。とても理解できないような用語が、多々見受けられます。

例えば、市の広報で、スマートシティという言葉が出てきますよね。確かに、スマホのLINEで見れば、スマートシティはどうだという形で解説がありますけれど、広報からLINEを見てということは普通しないと思うんですよ。だから、多少記事は割愛されるかもしれないかもしれませんが、みんなが読んで分かるように、広報というのはそういうものでしょう。理解してもらうためのものなんだから、ぜひ、編集については検討していただきたいということを要望しておきます。

<松尾市長>

かしこまりました。ありがとうございます。

<上河原自治会 足立会長>

庭木の道路上への張り出しなんですけど、この間、うちの自治会でもあったんですが、もう住んでおられないお宅が結構あるんですよ。そうすると、さっきの話のように、そこへ行ってお願いするとかができなくて、実際にそれが誰の持ち物になっているのかも分からないんですけども、そういうときは、市のほうにお尋ねしたら分かるようになるんでしょうか。

<都市整備部 森部長>

土地の所有者が分からない件につきましては、道水路管理課で土地の所有者を調べます。また、空き家につきましても、都市整備部総務課が空き家関係を担っておりますので、空き家の所有者等を私どもで調べることができます。ただ、誰が所有者であるかは個人情報のためお教えできないので、空き家なら空き家の管理者、土地なら土地の所有者の方に、私どもの方から声をかけるようにいたします。

<東水会自治会 菅野会長>

私の自治会も一軒空き家があって、家の中に草が生えていて結構大変なんですけれども、持ち主は分かったので聞いてみたんですね。近所に住んでいらっしゃったので。そうしたら、やっぱり税金なんですよ。上物があると税金が安くなるので、もうボロボロなんだけど残しておいて、そこを倉庫代わりにする。こんな無駄な使い方はないかと、個人的には実は思っています。周りの人は、山が近いので、ネズミが出るだとかムカ

デがうようよいたとか、草ぼうぼうで物騒だとかということになるわけですね、人が住んでいないと。だったら空き家にしないで、更地にすればいいんじゃないかという、更地にしたら税金がかかるということらしいんです。であれば、公共目的で更地にするんだったら、税金を農地並にしてあげるとか、そういうようなことはできないんでしょうかというのを、ずっと問題提起しております。

どういうことかという、住宅地の中に家の一区画だけでもちょっとした農地があったら、そこを交流の場にできるんじゃないかと。空き地空き家として放っておくと、もうただ単にひんしゆくだけなんですけれども、税法を変えることによって、別の利用の仕方を促すんですね。税金が安くなりますので、更地にしてくださいと、その代わり、地域の人たちの農園とか菜園とか、別にそれでなくてもいいんですけれど、みんながそこに集まれるような仕組みをそこにに入れてあげたならば、周りの人も嬉しい、土地の所有者も節税になりますという形でもってコミュニティをつくることができます。

さっきも言った社会福祉や何かの観点でも、近所の人同士顔がつながる、何か困ったことがあったら、そこに行けばもしかしたらチャンスがあるんじゃないかみたいな場所が、鎌倉市の至るところにつくれるんじゃないかと思っています。東水会の中で一つ、お隣の松葉町内会にも一つ空き家があります。ということは、鎌倉市の中には多分、何十軒とか、場合によっては数百軒近くの空き家があるんじゃないかと考えたときに、そういうところを地域の人たちが集まる場として使えれば、これは結構、みんな喜ぶのではないかなと思っています。

ただ、法律面とか、そういうのは私は全然素人なので。それもさっき言ったようなワーキンググループみたいなものがあれば、そういう場でお話して、専門の方々にもそこに入っていていただいて、私の素人考えをぶつけながらも、だけどみんなが満足する、みんなが問題を解決して、価値を感じてもらえるようにするためにはどうすればいいのかというのを、市役所の人と自治会の人との知恵を持ち寄って解決できるんじゃないかなと思っていますので、そういう意味でもワーキンググループをやってほしいと申し上げているんですね。

空き家問題というのは日本全体の問題で、それができたら、鎌倉発のモデルとして他の市町村に輸出することもできるかもしれません。突飛な考えかもしれませんが、あえて突飛なところから入ることによって解決策というのはできていくと思うので、やりたいなと思っています。

<大町四丁目自治会 中村会長>

昔なのですが、近所の方で、建物を壊しただけで税率が6倍とかおっしゃっていました。だから、建物をあえて残しておくんだと。更地にするというのはぜいたく、遊んでいる土地というんですか。そんなので、6倍とか何かと聞いたことがありますね。そのために、もうぼろぼろになろうが無理矢理に建物を残している、そういう人も結構いるみたいです。

<東水会自治会 菅野会長>

問題解決をするときに、どこにいくべきかということを考えてやらないと、今あるところで立ち往生してしまっただけで進まなくなってしまうんですね。

先ほどのトンネルの問題もそうだと思います。トンネルどうなんですかって三輪会長がおっしゃっていたのは、片方、逗子側が完成しているということは、逗子が問題があると思っているから、トンネルに手をつけているわけですね。鎌倉市としては、鎌倉市の道路になったのが時間的にずれているから、まだ手をつけられ

ないんです。それは分かりますよ。

であれば、工事していない範囲が安全なのかどうかの確認はすぐにやるべきだと思うんです。当面使っているですよというようなメッセージを鎌倉市がちゃんと出せば、そのままでも、見てくれはよくないですけども、安心して使えるんだから。時間がかかって5年後位まで手をつけられないのであれば、手をつけられない5年間は今のままでも大丈夫ですって言ってもらえれば、我々は安心してあそこを使うわけですけど、逗子の考え方だけを聞いてしまうと、いつ崩れるか分からないって話ですよ。

その状況で、手順が何とかというのは、私は違うなと思うんですよ。是が非でもすぐ工事してくださいなんて言うつもりは、全然ないんです。けれども、市民が安心して通るために、調査をした上で市から大丈夫ですと言ってもらうこと、これは市のお仕事なんじゃないかと思います。

<松尾市長>

1点だけ、私の先ほどの言葉が足りなかったかもしれません。小坪トンネルの件につきましては、安全か危険か、それを確認する必要があると思っていて、今年度、それをやっておりますので、その結果、きちんとどうだったということはご報告させていただきます。

少し先走って、工事をする必要があるだろうなというところを申し上げましたけれど、まずそれを今年度確認すると。これを確認するために、昨年、市議会で道路認定の議決をいただいたという手順を踏んで進めておりますので、そこはご理解をいただければと思っております。

令和4年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 鎌倉地域一東地区 ＞

日 時	令和4年7月26日（火） 午前10時～正午
場 所	鎌倉市役所 全員協議会室
出 席 者	自治会・町内会代表 13名 鎌倉市 6名
内 容	<p>第 1 部 市長からの説明 「共生社会の取組み、本庁舎整備について」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告 ① ゴミ焼却施設を市内に建設する ② 観光行政（マナー等）について</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談 ① 浄明寺五丁目広場の井戸について ② 市道等のセットバック敷地の管理（維持）は誰か ③ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について ④ 住宅地におけるコインパーキングについて</p>

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	鎌倉地区自治組織連合会 (浄明寺町内会)	荒井 正	副会長 (会長)
2	鎌倉ハイランド自治会	鴨田 達也	会長
3	二階堂親和会	大村 貞雄	会長
4	西御門自治会	福井 敏一	会長
5	八幡宮前自治会	西山 弘	会長
6	雪ノ下岩谷堂町内会	梶田 俊夫	会長
7	横町町内会	小田切 知彦	会長
8	巨福呂坂町内会	江副 興仁	会長
9	山王台自治会	岩田 薫	会長
10	御成町末広自治会	岩沢 晃	総務
11	小町元町町内会	高橋 和雄	会長
12	泉が谷町内会	河内 正治	会長
13	扇ガ谷上町自治会	渡辺 道雄	副会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	環境部長	能條 裕子	
4	まちづくり計画部長	林 浩一	
5	都市景観部長	古賀 久貴	
6	都市整備部長	森 明彦	

第2部

地域の懸案事項に関する報告

04 鎌倉東2-1	ゴミ焼却施設を市内に建設する
04 鎌倉東2-2	観光行政（マナー等）について

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 鎌倉東 2-1
テ ー マ	ゴミ焼却施設を市内に建設する
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	環境部 環境施設課

議題に対する回答等

本市では、限られた資源やエネルギーの有効利用による環境負荷の少ない循環型社会の形成のため、焼却量や最終処分場量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざしています。

燃やすごみについては、徹底した減量・資源化（家庭系生ごみ・事業系可燃ごみ・使用済み紙おむつ）を進めた上で、第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設を中心に処理することとしています。

進捗状況及び今後の予定は、次のとおりです。

①家庭系生ごみの資源化（資源化施設の建設）

令和11年度の生ごみ資源化施設稼働を目指し、施設候補地周辺の自治町内会で構成する協議会において、施設建設に向けた協議の継続を依頼しています。また、生ごみ資源化の検証に係る御意見を受け、民間施設を活用した実証実験についても検討を行っています。

②事業系可燃ごみの資源化

事業系可燃ごみを混合ごみのまま資源化処理を行うことができる乾式メタン発酵施設での実証実験（令和3年度(2021年度)：約1,800t）を実施しました。令和4年度(2022年度)には、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行い、令和4年(2022年)6月から資源化処理を実施しています。

③使用済み紙おむつの資源化

市内の施設整備及び民間委託による資源化の判断にあたっては、引き続き、国や民間事業者の動向を注視していきます。また、事業系紙おむつは、排出事業者が限

られているため、施設整備によらない設備機器による資源化处理について、民間事業者と連携して検討を進めていきます。

④ごみ処理体制の構築

令和7年度(2025年度)以降、逗子市既存焼却施設を中心に処理を行うため、逗子市と共同処理に向けた協議を進めるとともに、民間事業者4者とのバックアップ体制を構築しています。

また、名越クリーンセンターは、稼働停止後に解体し、本市で排出された可燃ごみを集約し、大型車両に積み替えて処理施設に運搬するための中継施設を整備する予定です。施設建設候補地周辺の自治町内会で構成する協議会の了承を得て、令和4年度(2022年度)から中継施設整備に向け、施設概要や方式、施設に求められる機能・要件等の整理を進めています。

中継施設は、令和9年度(2027年度)の稼働を目指しており、整備工事期間中(令和7年度(2025年度)～令和8年度(2026年度))は、市内で排出される可燃ごみを今泉クリーンセンターに集約する計画としていることから、今泉クリーンセンター周辺の自治町内会で構成する協議会と協議を行っているところです。

引き続き、安定的かつ適正なごみ処理を推進するため、取り組んでまいります。

添付資料	
------	--

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 鎌倉東 2-2
テ ー マ	観光行政（マナー等）について
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	市民防災部 観光課 環境部 環境保全課 まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

① 観光案内表示板の設置について

観光案内表示板については、見易く交通の妨げにならないような設置場所の検討を行い、令和3年12月27日に当該交差点の角に設置してある東京電力の電柱に看板を設置いたしました。

② 観光客のマナー改善の強化

鎌倉市では、「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」を定め、歩行しながら飲食を行う行為を禁止するのではなく、マナーに対する意識向上を呼びかけることで市内における良好な環境の保全及び快適な環境を保持することに努めています。

今後も引き続き、観光協会や商工会議所など関係する団体等と連携して、国内外から多くの観光客が訪れる鎌倉において、歩行しながらの飲食による迷惑行為が行われぬよう努めてまいります。

自動販売機の設置場所への回収容器（ペットボトル等のゴミ箱）の設置については、鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例に基づき容器入り飲料の販売事業者に対して設置及び適正な管理を義務付けていることから、設置場所の確保が難しい場合などを除き、設置が進んでいました。ところが、令和3年度の設置状況調査において、設置率は88%であり、前回の平成30年度の設置率97%から約10%減少している状況であったため、未設置箇所の事業者等にヒアリングしたところ、新型コロナウイルス感染症の感染防止や不法投棄防止のために撤去したとの事例が多くありました。

今後、未設置箇所の事業者等に対して適宜回収容器の設置を指導するととも

に、回収容器の設置者に対して適正な管理を指導してまいります。また、引き続き、駅周辺での職員の巡回や鎌倉市まち美化推進委員の清掃活動等を通じて、ごみの散乱やポイ捨て防止の周知及び啓発を進めていきます。

③ 金沢街道筋替橋跡の信号を無視する自転車が多い（小町三丁目ワウ小路自治会）

信号機の設置・改良は、その地区を管轄している警察署が、交通環境の観点から必要性を判断し、神奈川県警察本部への上申などを経て決定されることから、本要望については所轄である鎌倉警察署に引き続き伝えてまいります。

また、本市としても、自転車の危険な利用に対しては、神奈川県交通安全事業計画の年間運動の一つである「自転車マナーアップ運動」に合わせた広報かまくら令和4年（2022年）5月1日号への掲載や、啓発ポスターの配架およびホームページやSNS等を活用し、自転車利用者へのルールやマナーの周知啓発に努めています。

引き続き所轄警察署と連携し、信号無視等の取り締まりの強化を要望していくとともに、自転車の交通安全対策に取り組んでまいります。

添付資料	
------	--

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

① ゴミ焼却施設を市内に建設する

② 観光行政（マナー等）について

<西御門自治会 福井会長>

前回、提出させていただいた観光案内板の表示について、私も見させていただいたんですけども、統一性というのがないんですね。というのは、観光案内の表示板というのは、ポールが建って、きちんと統一されたものが、もう各地にずっとございます。

前にそういう表示をつけるときに、寄附をしていただいたから作りますよと言って、一旦できたんですよ。それは、取付けの位置が悪くて見えないということで外されたんですよ。それで今回、取り付けましたよということのお返事を書面でいただいていたから、見させていただいたんですけども、今回、その東電の電柱の下のほうに、申し訳程度についているような形で、何でああいう形になったのかなと思って、市長は見ておられますか。

<松尾市長>

すみません。現地までは確認しておりません。

<西御門自治会 福井会長>

観光表示はあちこちについておりますね。それを基に皆さんが案内を見ておられると思うんですけども、今回の案内板は簡単なものにされたんじゃないかなと思っておりんですけども、案内表示についての統一したやり方というのを考えていただいたほうが、観光客のためにもいいし、いつもあの辺を間違っって入って来られる方がいますので、あの近くにお住まいの方は、荏柄天神はこちらですよというような看板を自分たちで作っておられるので、そういうことも考えてやっていただければありがたいなと思っております。

<松尾市長>

かしこまりました。統一的な案内板は既にあるところもあるので、どこまでできるかというのがあるんですけど、少し検討させていただきたいと思います。

<雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長>

ごみ焼却施設を市内に建設することなんですけど、私はごみの減量化の役員を15年ほどずっと続けてやっています、15年前と全く進展しない。いつも返子をお願いするなどという返答ばかりで、もっと本気でやってもらってないと困るなと思っています。

それと、この前NHKのニュースで、たしか浜松か愛知県の静岡よりの自治体でしたけれども、バイオテクノロジーを使って、生ごみを資源に変えるというような施設ができて、お金はかかりましたけれども、この形でずっと進めるというようなニュースを見ました。そのようなことを思うと、鎌倉市の狭い視野で物を見ないで、もう少しそういった進んだ自治体に市の職員を派遣して、勉強し、本気になって鎌倉市のごみ問

題を守る姿勢を上の人には持ってほしい。毎日、毎日ごみは出ますから。市民の気持ちを本当に聞いていらっしゃるのかね。その辺が何か疑問に思います。

例えば、有料化になったと同時にもう戸別収集もするんだという話がありましたけど、ある3か所か4か所のモデル地域を作ってやった結果、みんな家まで取りに来ていただいてありがたいというそういう人が多かったと。それは当たり前ですよ。でもね。そうじゃないんですよ。本当は、市民の人が、クリーンステーションにそれぞれごみを出しに来て会話を交わせる、そういう場が大事だと思うんですよ。そうすれば違法のごみはなくなる。ここは私たちが守るんだという市民の姿勢が大事だと思いますので、何でもかんでも業者に任せる、そういう行政の在り方は、私は反対です。

<松尾市長>

生ごみの処理につきましては、ご指摘のように、様々な方法があるということは、日本の中、もしくは世界的にもあるということは承知をするところです。我々としても様々な先進事例を調査している中で、鎌倉市として適している方法を選んでいきたいと考えているところです。

それから、戸別収集について賛成、反対というお声があるということは承知をさせていただくところです。従前と未来という部分での比較としては、高齢化が進んでいく中で、現在はふれあい収集という形をやっておりますけれども、なかなか分別ということが難しくなっている家庭も増えてきている実態がございます。

それから、クリーンステーションでの、特に燃やすごみにつきましては、どうしてもトラブルが多く発生をしております、近隣の課題を市役所でも様々な仲裁をしながら対応しているという案件もございます。こういうところを含めて、戸別収集によって自分のごみは自分で責任を持ち、分別をしていただくという視点から、私としては戸別収集を実現してまいりたいと考えているところでございます。

<泉が谷町内会 河内会長>

やはりごみの焼却施設というのは、基本的に市内に建設することができないという最大のネックと言いましょか。それは土地の問題なのか、コスト的な問題なのか。その辺がどうも見えてこないということと。

また、中継施設で逗子とタイアップするということの前提というのは、今のごみの量をさらに削減するという計画が出ていますけれども、その削減量を達成しないと、この中継施設方式というのは成り立たないのでしょうか。

例えば、削減する量があまり減らなかった場合、この中継施設で逗子とタイアップするというような方式というのは、頓挫する危険性はないのでしょうか。

<松尾市長>

まず、市内に焼却施設が何でできないかというところです。これにつきましては、ご案内のとおり、以前は鎌倉市として、私自身としても焼却施設を造っていくという方針として決定し、進めてきたところです。これは住民の皆さんとのご理解というところがなかなか得られないというところの問題が第一としてはあるというところが正直なところです。

ただ、いま一度この鎌倉市のごみ処理行政全般、もしくは日本の全体の状況というところを見たときに、この焼却施設ということをして市内に作らなくてもごみ処理が安定して処理ができるということが計画として成り立つと考えまして、現在の計画に至っているというところがございます。

その結果、逗子、葉山との2市1町の広域での連携という形になるんですけども、ご指摘いただいたように、ごみの削減ができなければ、これが成り立たないかという決断はそうではなくて、逗子の焼却施設で鎌倉市の焼却分を受け入れていただく限度はもちろんございますが、そこであふれた分、もし減らなくてあふれたということになれば、それは民間の施設で処理をするという形で計画をしておりますので、決してどこか行き場がなくなるというようなことではないとご理解をいただければと思います。

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

04 鎌倉東3-1	浄明寺五丁目広場の井戸について
04 鎌倉東3-2	市道等のセットバック敷地の管理（維持）は誰か
04 鎌倉東3-3	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について
04 鎌倉東3-4	住宅地におけるコインパーキングについて

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉東3-1
テーマ	浄明寺五丁目広場の井戸について
内容詳細	<p>浄明寺五丁目広場は、平成31年（2019年度）に完成し、地域の防災拠点として先日も、7自治・町内会合同の「防災の集い」を行い60名以上の参加が有りました。</p> <p>井戸は、以前から設置されており、防災時の必要な施設として使用出来るよう要望をしていますがフェンスで囲まれた中にあり、一部フェンスを切り回していただけないかと当初からお願いしていますが、実現していません。</p> <p>地域住民からも強い要望があり、今回議題といたしました。</p>
担当部課	都市景観部みどり公園課

議題に対する回答等	
<p>浄明寺五丁目広場内にある既存の井戸は、予めから災害時の活用について要望があったため、将来的な活用を見据えて井戸を存置しており、フェンスについては、市が土地を取得した時点で既に器具が破損しており使用不可能な状態であったため、広場整備の際に事故防止等の理由から設置しています。</p> <p>町内会で器具の設置に動いていることと伺っておりますので、市としてはフェンスの切り回し、又は扉の設置について検討してまいります。</p>	
添付資料	

第3部 本年度の地域の課題に関する懇談

① 浄明寺五丁目広場の井戸について

<鎌倉地区自治組織連合会 荒井副会長>

市長にもご苦勞をいただいた浄明寺五丁目広場ですが、これは浄明寺だけではなくて、東部地域の全体でもやっております。

しかし、井戸の改修について、当初設計を上げたというときに、町内会に相談がなかったんですよね。もし相談があれば、この話はそのときにもう済んでいたはずで、すぐに町内会でやるということになったはずなんです。一応係長のほうには3年間言っていたんですけども、多分、上に話が上がっていないのかなというのが私の感想なんですね。

それで、議員の要望と同じように、町内会の要望もやはり付近の住民の総意というものがありますので、なるべく上に上げてもらいたい。いざ上のほうに聞いてみると、聞いていなかったという返答が結構あるんですよ。ですので、ぜひその辺を要望があったら、必ず部長まで、案件においては市長までとか、ぜひ上げていただくような形でお願いしたいなと思います。

話が変わりますけれども、東地区の町内会では、防災について非常に力を入れてやっております。台風や地震等の災害についてということで、各東地区にマニュアルを配って、それからまた次に第二小ブロックの運営マニュアルというのも、コロナを見据えて改訂したものを2021年度に作っております。2022年度には、最初に浄明寺町内会で浄明寺防災かわら版という、地図の入った分かりやすいものを皆さんに配布しています。そういう中で、ぜひ井戸と防災倉庫の件もあるんですけども、これも一貫して協力していったらということで、検討してまいりますではなくて、即やっていただくと。それでお願いしたいと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉東3-2
テーマ	市道等のセットバック敷地の管理（維持）は誰か
内容詳細	この敷地は、道路敷として認められているのですか。また、現況での維持管理は誰がするのでしょうか。プランターを並べてあったり、砂利や碎石を敷均してあったり、ロープや杭で柵をしてあったり等をよく見掛けます。この様な個所での、通行人の転倒は、誰に連絡をしたらよいのでしょうか。この様な箇所には、連絡先などの立看板を設置したらどうか。
担当部課	都市整備部道水路調査課、都市景観部建築指導課

議題に対する回答等

セットバック敷地は、「狭あい道路拡幅整備事業」の制度により、市が所有権を取得した場合は市が維持管理をすることになります。また、所有権がそのままであれば、その敷地の維持管理は引き続き所有者が行うことになります。

もし、この様なところで転倒等の事故があった場合は、所有者とのお話合いになりますので、市が所有している場合は、道水路管理課にご連絡をいただくこととなります。

対象地が市の所有かどうかご不明な場合は、道水路調査課窓口でご確認をお願いいたします。

また、ご提案いただきました立看板につきましては、市内全域で対象が多いことや道路幅員が狭小なため、通行に支障が生じる等、道路の安全管理上、課題が多いと考えています。

道路は、車の通行や歩行など一般の交通の用に供するものであることはもちろんですが、建築基準法では、建築物の日照、採光、通風の確保など、良好な生活環境を形成するために、幅員4m以上のものを道路と定義しています。

しかし、建築基準法が施行された昭和25年当時、幅員4m未満の道沿いにも建築物が建ち並んでおり、これらの多くがいわゆる2項道路と言われているものです。2項道路は、その中心線から水平距離2mの線を道路境界線とみなし、法によ

って建築物の建築や擁壁の築造が制限され、建築物に附属する門や塀も同様に扱われます。

なお、プランターを並べること、植木を植えること、花壇の設置、車やバイクを停めるなどの行為は、広がりのある街路空間を確保し良好な生活環境を形成するという法の趣旨からも望ましくないと考えております。

添付資料	
------	--

② 市道等のセットバック敷地の管理（維持）は誰か

<雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長>

これは、いろいろな事例がありますね。プランターを置いてあったり、ロープが張ってあったり、くいが打ってあったり、砂利を敷きならしてあったり。こういった例はうちの町内会にも結構ありますので、その土地は誰が所有権なんですかというのを聞いておいたほうがいいのでしょうか。

例えばそこで転んでけがをしたということがあっても、誰に言ったらいいのかわからない。要するに、その隣接の家に聞いても、所有権が曖昧だということで、はっきりしなかったと思います。これは道水路調査課にその都度質問をするという形になりますか。

<都市整備部 森部長>

道水路調査課に来ていただければ、そこが市の土地かどうかというのは分かります。ただ、これは誰の土地ですよというのは、お教えできません。

<雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長>

市の土地じゃないということが分かれば。

<都市整備部 森部長>

それは明確にお伝えすることはできます。

<雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長>

ここは全て市の土地ではないということですね。

<松尾市長>

そういうことになります。

<巨福呂坂町内会 江副会長>

このテーマの回答は漏れていると思うんです。資料ではわからないのですが、道路として認められているのですかということで、プランターを並べたりすることは許されるんですか。

<都市景観部 古賀部長>

今のご質問なんですけれども、まだ道路になっていなくて、個人の土地である場合という想定でございませぬけれども、少なくとも違反ではないということです。ただ、ここに回答しておりますのは、いろいろな法律や、地域の皆さんの声を反映することを考えますと、望ましくはないですよねというような形で、やんわりとした表現で回答させていただいたということです。

<巨福呂坂町内会 江副会長>

特に、指導するとかそういうことは市ではなさっていない。

<都市景観部 古賀部長>

要望がございましたら、所有もしくは管理している方に、地元からのご要望をお伝えするというところはしているところです。

<二階堂親和会 大村会長>

ただいまの狭あい道路の関係について、市からの答弁を聞いていますと、積極性もないし、きちんとした42条2項道路の適用その他についての取組がほとんどゼロに近いと。こういう判断をせざるを得ない状況と私は受け止めざるを得ないというように思っています。鎌倉は、ご覧のとおり、狭い道路が一つの特徴のあった路地という良さもありましたけど、最近の建築の部分の中では、そういう道路の関係が鎌倉らしさをなくしてしまっていて、この大きな原因は2項道路であり、その取扱い。まちの状況を現地確認の段階でしっかりと認識して、都市計画の上からもどうあるべきか検討をさらに進めてもらいたいと思っています。

なぜなら、建築基準法で出されている現地確認を取って完成を見て、セットバックされた道路がそのまま何ら市のアプローチがないために、土地の所有者ですら買ってくれるのか買ってくれないのか、それすら分からないと。そういう状況でちぐはぐの道路幅員が至るところに山積しているというように思っています。この原因の第一は、行政の怠慢に尽きると思うんですけど、それで一番の根本は、土地の買収価格が条例公布されて以来、一回も変わっていない。固定資産税の10分の1が買収価格。今のこういう状況の中では、著しく不公平だなと、私自身考えていますので、それをもっと上げて、少なくとも3割、4割に近づけて、無償に近い状態で高い土地価格をとということと考えますと、持ち主も積極的にならない理由の一つだろうと思っていますので、この点は、十分検討して新しい取組を進めてもらいたいなと。少なくとも、固定資産税の10分の1は、時代にそぐわないから2割、3割が当然に引き上げて行かざるを得ないだろうと。そうしなければ、鎌倉の道路行政は、ゼロに等しいと、こういう認識に立って取り組んでいただきたい。

<松尾市長>

ご意見、承りました。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉東3-3
テーマ	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について
内容詳細	<p>いわゆるプラスチック新法では、使い捨てスプーンやフォークなど、ワンウェイプラスチックについて排出を抑制するよう定めている。</p> <p>市では、この法律の施行にあわせて、ごみの回収で変更した点があれば教えて欲しい。容器包装プラと製品プラの区分が難しいとの声もあるので、改めて違いを説明していただきたい。</p>
担当部課	環境部ごみ減量対策課

議題に対する回答等

プラスチック新法は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進することを目的として制定され、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化することとしています。

本市では、「容器包装プラスチック」以外のプラスチック使用製品廃棄物については、平成27年（2015年）1月から「製品プラスチック」として収集し、既に資源化处理していることから回収方法等に変更はございません。

排出方法の区分につきましては、「資源物とごみの分け方・出し方」の冊子のほか、市ホームページやLINEの「鎌倉ごみ調べ」などで紹介しているところですが、御要望に応じて自治・町内会の会合などで職員が説明することや、回覧等の資料を準備することも可能ですので担当部課まで御連絡ください。

添付資料	資源物とごみの分け方・出し方（抜粋）
------	--------------------

容器包装プラスチック

容器包装プラスチックとは？

容器包装リサイクル法に基づく分別品目で商品が入っていた容器・包装のことで、その商品を使用(消費)したり、取り出したりした際に不要になるものが対象です。



マークがついているものが対象です。



レジ袋・ポリ袋・フィルム類



カップ・バック類



ボトル・ケース類
(ペットボトルマークがついていないもの)



チューブ類



その他
(果物などが入っているネット、ボトルやチューブなどのキャップ類)



発泡スチロール、食品トレイなど

注意！ 次のものは容器包装プラスチックではありません。



- ペットボトルマークのあるもの
⇒ ペットボトル
ふた、ラベルは容器包装プラスチック



- 複合素材のプラスチック
おもちゃ(電池不使用)、歯ブラシ、CD、ビデオテープなど
⇒ 製品プラスチック



- 商品ではないものの容器や包装
クリーニングの袋、ダイレクトメールの封筒など
⇒ 燃やすごみ

出し方は？

①中身を空にする。



値段表示シールなど、はがれないものは、無理に取る必要はありません。

②ふき取る または 洗う。



食べ物などの汚れはふき取るか、濡め水などですすいで汚れを取る。

③透明・半透明の袋(45ℓ相当まで)に入れる。



二重袋は禁止

収集後、袋を破き選別を行います。作業に支障があるため、ごみ袋は二重にしないでください。



汚れは実際にどの程度落とせばいいの？

マヨネーズ、ケチャップなど、チューブ類は？

▶固形物が残らない程度に汚れを落としてください。

①容器の口の部分を切り離す。



容器を横にカット！



②口の部分の汚れが取れない場合は、「燃やすごみ」へ



逆さに立てておくと、中身が自然に落ちて使い切りやすくなります。



少量の水を入れて振る方法でもきれいになります。



シャンプー、洗剤、油の容器は？

洗わないで出せます。*中身は使い切ること。



汚れや臭いの取れないものは？(カレーの入った袋や容器、ラーメンのスープ、たれなどの小袋など)



カレーのレトルトパックや容器、漬物が入っていたものなど、汚れや臭いが取れにくいものは「燃やすごみ」に出してください。



水も資源です。洗剤や多量の水を使ってきれいに洗い上げる必要はありません。

汚れや異物混入が多いと、市が処理経費を全額負担することも…

収集された容器包装プラスチックは選別・圧縮・梱包された後、(公財)日本容器包装リサイクル協会によりアンモニアなどに資源化されており、資源化にかかる費用のほとんどは事業者が負担しています。

日本容器包装リサイクル協会では毎年品質検査を行っており、検査で汚れが残っていたり異物(ライターなど)が多かったりすると受取りを拒否されることがあります。その場合は処理経費の全額を市が負担することになります。



圧縮・梱包された容器包装プラスチックを無作為に取り出し、品質検査が行われます。



紙類、ライター、木片など異物混入がありました。

製品プラスチック

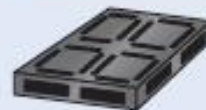
製品プラスチックとは？

「容器包装プラスチック」以外のプラスチックでできている製品が対象です。他の素材が付いていても出せます。



何に資源化されるの？

収集した製品プラスチックは、洗面器、フォークリフトの台になるパレットなどの日用品になります。



出し方は？

①汚れなどを落とす。
植木鉢やプランター
に付いた砂や泥は、
洗い流す。



②大きいものは、その
まま出す。小さいも
のは、透明・半透明
の袋(45ℓ相当まで)
に入れて出す。



注意!

製品プラスチックに出せません!

①不衛生なもの ➡ 燃やすごみ
(例) 使用済トイレブラシとケース



②一辺の長さが 50 cm 以上のもの ➡ 粗大ごみ



※50 cm 以上のもので粗
大ごみにならないもの
は、50 音順索引(P35～
P55)参照。

③塩化ビニル(PVC)を使ったもの ➡ 燃やすごみ
(ソフトビニル人形も含む)
(例)



④電気・電池を使うもの ➡ 本体部分は燃えないごみ、
電池は外して危険・有害ごみ

(例)



⑤プラマーク表示のあるもの ➡ 容器包装プラスチック ⑥ペットボトル ➡ ペットボトル



プラマークと一緒に記
載されている場合は、
「容器包装プラスチッ
ク」に出してください。



PET



⑦爆発などの危険性があるもの



➡ 燃やすごみ
(P9～P10 参照)



➡ 危険・有害ごみ
(P24 参照)

③ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について

<山王台自治会 岩田会長>

例の新法が4月から施行され、プラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律ということで、市長の説明にあったとおり鎌倉市は回収方法に変更はないということなんですが、私たち町内会自治会で、クリーンステーションで非常に混乱しているところがあります。

製品プラスチックは、月に一度の回収、容器包装プラスチックは毎週一度回収がありますけれども、特にお年寄りの皆さんがごっちゃになってしまっていて、出されてしまっている例があります。当然、駄目シールが張られて、ステーションに置いていかれるんですけど、出された方が気づいて持って帰っていただくといひんですけど、そのまま放置されている現状が私の町内会自治会でもあります。それでやむなく自治会長が自分の家に持って帰って、次の回収日までにそれを分別して出し直すというようなことや、それから袋も有料袋であったりそうでなかったりということがありますので、きちんと仕分けをしなくちゃいけないというようなことが、実際に何度か起きています。

例えば、製品プラスチックでハンガーはいいんですけど、これを金属製のハンガーを出してしまった例があります。それから、掃除機の蛇腹部分のホースのゴミも出るんですけど、どっちに出していいか迷うケースがあるので、市のほうで、今日の資料の説明を今後職員がしていったり、回覧等の資料を準備することも可能ですと書いてあるのでぜひお願いしたいと。

この法律は、プラスチックごみを削減するということが国も積極的に取り組むということなので、地方共同体も協力するということが理解をしています。鎌倉市のリサイクル率はナンバー1ですけど、やはり現場で特にお年寄りが混乱しています。それから、新しく引っ越されてきた方が東京から鎌倉に来たりすると、こっちのほうが厳しいので非常に分かりにくいという声を聞くものですから、ぜひ、分かりやすい分別の方法を説明をお願いしたい。

私たち海に潜って、由比ガ浜とか腰越の海底にどのくらいプラスチックごみがあるかということ動画をしたりしているんですけど、海底に非常に多くのゴミがあります。くじらの赤ちゃんが前由比ガ浜に打ち上げられて、お腹の中プラスチックのごみがいっぱいあって驚いたという報道がありましたけど、本当に鎌倉の海の中はプラスチックのごみがかなり出ています。ですから、これはやはりプラスチックごみを減らさないと、プラごみゼロ宣言の鎌倉としてはまずいと思いますので、取組をお願いしたい。

その中で、うちは老老介護で97歳の父親の面倒を私が見ているんですけど、毎日、宅配弁当を取っているんですね。夕食だけは、弁当のおかずを利用させていただいてまして、これは結構鎌倉市内で業者がいっぱいありまして、弁当をお年寄りの介護の家に配達するという仕事をやっている業者がたくさんいるんですけど、うちの場合は、弁当箱がプラスチックで、リターナブル容器じゃないもので、毎日弁当箱が出るんですね。これがばかにならない量で、容器包装プラスチックのときに、この弁当箱だけでも大変な量になっちゃうんですね。毎日ですから。この辺は、私からも業者に要望書をこの前書いて出したんですけど、市の指導としてもこのリターナブル容器、つまり何回でも洗えば使える容器に変えていただくとかすれば、プラスチックごみの削減になります。先ほど、市の説明でごみを減量しなきゃいけないというような話がありましたけど、特に、弁当箱のリターナブル化、つまりプラスチックの弁当箱を減らすという努力が、これは民間の方で、お店をやっている人が何件か協力して、要するにプラスチック容器をなくして、リターナブル容器

にしようというような回収箱を作ったりして、何回でも使えるようにするという試みをやっているというのは、報道があったりしました。ぜひ市もそういうことに努力をしていただきたい。

それから、トレーなんかも、これはスーパーマーケットなんかでトレーの回収を積極的にやっているところもありますけど、例えば、肉なんかを買いに行くと必ずトレーに入っているわけですね。これも、毎回容器包装プラスチックが出ますので、例えばどうするかですね。昔は、お豆腐なんかは、鍋を持って行ってお店に買いに行ったりしたものですけど、どのようにこのプラスチックごみを減らすのに、これからやっていくか。ぜひ市のほうでも、いろんな人のアイデアを使って、考えていただくと。容器包装プラスチックの回収日にクリーンステーションいっぱいになるというのは、皆さんどこの自治会でも経験されていると思うんですよ。今は、燃えるごみよりはるかに容器包装プラスチックのほうがパンパンですね。これを減らすというのは、市のこれからの課題だと思うんですよ。ですから、まだまだリターナブル容器にするとか、業者にそういう指導をすとかということでも減らせると思いますので、せっかくな法律ができたので、市のほうも今後市民の皆さんと一緒にいいと思うんですけど、アイデアを出して減らす努力をしていただければと思います。

ということで2点ですけども、この分別が製品プラスチックと容器包装で分かりにくい点をどう告知するかということの質問と、それから、今の弁当箱のようなたくさん出るプラスチック容器をリターナブル化するということに対する市の今後の取組について2点お聞きしたいです。

<松尾市長>

1番目のご質問につきましては、ここに書いてあるとおりですけども、担当課で分かりやすいご説明をさせていただきたいと思いますので、ぜひ連携して取組できればと思います。

それから事業者の容器包装ですけども、これはもちろん行政としては、しっかり指導してまいりたいと考えております。ただ、事業者からするとやはりこの行政から言われることよりも、やっぱり消費者の市民の皆さんから、こんなのを使っているんだったら買わないよ、とっていただく一言のほう効くんですよ。ぜひそこは、我々も頑張りますけれども、消費者の皆さんからもぜひ事業者にそうした働きかけ、お声がけ、もしくはそういう選択を買物のときにしていただくということが大切だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

細かいことで申し訳ないんですけども、次のものは容器包装プラスチックではありませんという中に、クリーニングの袋とかDMの封筒がある。なぜプラスチックの要件をクリーニングの袋とか封筒が満たしていないのか。何でこんなことが国で決まっているんですかと聞くと、商品を包装したものが包装プラスチックであって、クリーニングのとかDMで来るものは、これは商品ではございませんから、包装プラスチックではありませんという説明を受けたんですが、何でそういう法律ができたのでしょうか。

<環境部 能條部長>

この容器包装リサイクル法というのが、事業者のリサイクルを義務づけている法律なんですけれども、容器包装を提供したり作ったりする事業者がお金を出し合って、容器包装リサイクル協会というところに支払う形になっていて、そこがリサイクルを担っています。

市町村は分別収集をする。市民はそれに協力をさせていただく。そういうような法律の作りになっていますが、物自体がプラスチック製ではあるもので、容器包装リサイクル法の対象ではないという物もあり、そこが本当に容器包装プラスチックの分かりにくい部分だと思います。中身が商品であるというのが原則で、その商品を使ったり、商品と切り離した場合に要らなくなるようなものを容器包装と呼んでいます。

今回その分かりにくさを解消するということもあって、クリーニングの袋は、今、燃やすごみとなっているように、この辺は特定プラスチックということで、新しい法律の中では、同じプラスチックとして使うのを減らしていこうという、枠組みの中には入っています。非常に分かりにくいんですけども、説明もあまりうまくできなかったかもしれませんが、素材はプラスチックであることは間違いありません。ただ、その法律の対象というのと、その事業者の負担というところでの整理になっています。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

そうすると、それはプラスチックでは出したらいかんということ。

<環境部 能條部長>

そうですね。燃やすごみとして出させていただく。

<西御門自治会 福井会長>

知らないな。これ全部知らないんですよ。

<環境部 能條部長>

その辺も含めて分かりやすくご説明できるような、例えば書面だったり説明会だったり、その辺を会長のご希望も踏まえながらやっていきたいと思っています。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

それより法律を変えていただいて…。

<西御門自治会 福井会長>

プラスチックですね。見たらプラスチックと一緒にだもんね。あれ。素材はプラスチックでしょう。

<環境部 能條部長>

そうです。素材はプラスチックです。

<西御門自治会 福井会長>

原点はプラスチックだから。プラスチックに出せばいい。本当は。

<環境部 能條部長>

分かりにくさも少し解消するというので、製品プラスチックと容器包装プラスチックを合わせて収集するようなこともできるとなっているんですけども、その中でも相変わらず分かりにくさが残ってしまっている部分もあります。

<西御門自治会 福井会長>

収集できるということになっていたら、これをプラスチックに入れ込んで出しても問題はないということになるのか。

<環境部 能條部長>

そこまでは申し上げられないんですけども、鎌倉市では、今は燃やすごみでお願いしています。まだこれからの課題だと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉東3-4
テーマ	住宅地におけるコインパーキングについて
内容詳細	住居専用地域の一車線ぎりぎりの道路沿いにコインパーキングが2か所も出来、車がバックで出てきて人や車との接触事故、深夜の騒音等迷惑をした。現在は2か所ともなくなったが、今後コインパーキングの許可を場所によっては厳しくする等ご検討をお願いしたい。
担当部課	まちづくり計画部土地利用政策課

議題に対する回答等

鎌倉市内でコインパーキング（24時間営業、不特定多数の利用が出来る部分があること、出庫時に利用した時間の料金を支払う仕組みのもの）を設置しようとする際には、「鎌倉市まちづくり条例」の中規模開発事業による事前周知の方法及び「鎌倉市特定土地利用における方法及び基準等に関する条例」の方法及び基準等が必要であり、条例に規定されているコインパーキングの設置に係る協議や所轄警察署との事前協議を義務付けています。

手続では、自動車の出入口における安全性の確保や計画の段階で皆様に土地利用計画が分かる標識を設置して周知し、住民への説明の機会を設け、ご懸念の点などを事業者の確認等出来るものとしております。

今後、新たにコインパーキング計画がある場合には、条例の方法及び基準等に基づく説明の機会を活用していただき、懸念される点等について確認していただきたいと思っております。

市では、住民の皆様からの御意見等に事業者が対応しているかを確認し、不十分と認める場合は事業者へ改善を求めてまいります。

添付資料

④ 住宅地におけるコインパーキングについて

<山王台自治会 岩田会長>

今日は、出した方が欠席だそうですので、ぜひお聞きしたいんですけど、やはり鎌倉で結構特定の業者だと思んですけど、タイムズのコインパーキング、市役所もそうですが、ものすごく増えている。小町にも幾つかできていますね。ホテルメトロポリタンの裏なんですけど、狭い道で特に土日にコインパーキングが満車になるんですね。

それで、観光で来た人が、コインパーキングに入れられないもので、道路に空くのを待って止めて片側一車線をふさいでしまうということが今週も先週も毎回あるんですね。そうするともう片側の道に車が通ることになるので、歩行者や、特にバイクや自転車の方が危なくて、これは業者にも連絡したんですけど、対策がなかなか難しい。

空車になるのを待たないよという張り紙はしていただいているんですけど、でも観光できた人は、止めるところがなくて、困って待っているような状態というのは毎日曜日、特に見かけます。それで、これは市の条例で届出になっているんですけど、その業者がコインパーキングを新たに特に駅の近くに作りたいというときは、そういう空車待ちの対策もきちんと対策を取るといってもなかなか難しいんですけど、張り紙等を入り口にするとか、とにかくそういう指導をぜひまちづくりの計画部のほうでしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

<まちづくり計画部 林部長>

特に今お話のあったメトロポリタンホテルの南側のところですね。私も状況は見させていただいております。コインパーキングについては、24時間で行っているものについて基本的に指導をしていくのですが、昨日もある事業者とは面談の場をもちまして、課長等が維持管理、管理運営指導等をさせていただいているところでございます。今、ご質問の中でも張り紙をというようなお話もありましたし、また、条例の中でもコインパーキングの管理運営上の措置という中で、周辺施設の交通安全に十分な配慮を行う。また、管理運営に対する要望に適切に対応することということを記しておりますので、今、岩田会長からご質問をいただきましたけれど、本日まで参加いただいている皆様の中でも、このコインパーキングどうなんだというようなご懸念とか交通安全上の不安とかありましたら、交通政策担当のほうにご一報いただければ必要な指導を事業者等にしていきたいと思います。

また、観光で来られて車を止めたいんだけど止められないという方たちのご苦労もあると思うんですけども、やはり駐車待ちをしないでくださいと、そういう喚起も行っていきたいと思っています。そうはいつでも、必要な駐車場以上に多くの方が来られてしまうと、そういったような事態が発生してしまうということですので、引き続き、車ではなくて公共交通等を使って、鎌倉においていただいで歩く観光というものをずっと何十年も推奨しておりますので、それら観光行政とも連携をしながら対策を図ってまいりたいと思います。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

コインパーキングが非常に増えたりして、これは緑の鎌倉にヒートアイランド現象が起りかねない状況だと思います。ぜひ、駐車場の広さによって植樹をすると。ちょっともう古いんですけど、逗子の景観計画

ガイドラインの中では、駐車場は、木を植えるとかそういうガイドラインもできているようですが、鎌倉にはそういうのはないのでしょうか。私は、条例とか法令に関しては全く知りませんので。

それと、何年もかかって令和元年にやっとまちづくり読本ができましたけど、この中には、土地利用とか建物についての記述があるんですけども、コインパーキングとかそういうものに対しては何も書かれていないんですよ。建物だけの話に終始している。何で入っていないんですかね。

<まちづくり計画部 林部長>

緑化につきましては、条例の中で協議を行ってくださいということも書いてあるんですけども、例えば、一定規模以上の共同住宅であったりとか、商業施設であったりとか、そういう場合には、緑化の数値というものを20%以上などと定めているものがあるんですけども、コインパーキングについては、実は昨日も議論をしたんですけども、数値基準というものを設けていないんですね。ですから、そこは事業者任せじゃないんですけども、やってくださいというお話はするんですが、そのところは、ヒートアイランドというお話もありましたように、数値としては定めていない状況ですので、これについて、今後どのように対応していくのか。あるいは緑化をしていただいたコインパーキングも、その後の維持管理が全然できてなくて、ただの土のコンクリートの枠が残ってしまっているようなところもあるんですね。そういったところもありますから、昨日なんですけれども、担当の方には、現状というものをしっかり把握しなきゃいけないんじゃないかと、それを踏まえて、コインパーキングの事業者との協議、それから今後の方向性というものを決めていかなければいけないよね、現状把握をまずしっかりしようねという指示をしたところです。

それから、まちづくり読本、これは地区の自主まちづくり計画や地区計画というものに特化しているものでございますので、そこにはコインパーキングは入れていない状況でございます。それについては、今の答えでご理解いただければと思います。

その他

<雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長>

2、3あるんですけど、例えば、喫煙者の締め出し、これをやってもらいたい。それで、今、小町通りの東側については、規制ができないということになって西側の横須賀線側は、みんな観光客が平気でたばこを吸ったりしています。そういうのを条例なり何か作ってやってほしいなど。私も3回ほど担当の課には電話しましたが、鎌倉市全体で考えてみたいと思います。とか言っちゃって、そんなことだったらいつまでもできやしないよと私は思っています。

それで、あと鎌倉市は、この頃自転車で回る人がかなりいます。自転車の置く場所がないですね。その辺も含めてちょっと考えてほしいなというのがもう一つ。

もう一つ、私がいつも思っているのは、こういう会議だとかというので役員をやっていると、市役所に来る機会が多いです。もう私も80を過ぎていますから、自転車で来ます。自転車で来るので、いちいちコインを入れるスタンドに停めるようになっちゃって、なんでこんなことをするのかと思って。私は、市民の一人として市のために一生懸命来るのに、何でこんなことをやりやがって、本当にそんな金を使うんだったら、ほかのものに使ったらいいんじゃないかとも思っています。それで、そのコインをまた担当の課かで貰って、そんなくならないことをやめてもらいたいなと私は思っています。だから、何か裏があるからそういう事をしているのではないかと。業者にOBか何か就職して、仕事が欲しいからやったんじゃないかなと思って、悪いほうに考えちゃって、申し訳ないんだけど、とにかくやめて、あれ全部撤去して普通に止められるようにしてもらいたいと私は思っています。

<松尾市長>

自転車置場につきましては、今、おっしゃっていただいたような、何か天下り先とか業者と癒着とかいうそういう理由ではなくて、勝手に止めてしまう方たちが増えてくると本当に必要で市役所に止めに来る方が止められなくなるという。こういう課題です。じゃあ、それをどのように解決するかとしたときに、やはりきちんと市役所に来ていただいたことを証明していただくということで、コインをお渡ししてということで、手間はかかってしまうんですけども、決してお金をかけないように、こういう仕組みにしましたので、ぜひご理解をいただければなと思っていますところでございます。

それから、喫煙者につきましては、ご指摘のとおり、これは担当が申し上げたように、何とか市内全域でこうしたいわゆる歩行喫煙というところはなくしていきたいと考えています。現在は、駅周辺というところを重点地域ということで、パトロールをして指導する取組をしておりますので、この辺りをご指摘のような、どのように現実的に締め出しができるかというところは引き続き鋭意検討をしているところでございます。何とか、受動喫煙ということの被害が起きないような仕組みとして作ってまいりたいと考えております。

<山王台自治会 岩田会長>

市長がおられるのでぜひ本音でお聞きしたいんですけど、私たちこの鎌倉地域東地区なので、本当に今の現庁舎に近い地域に住んでいる、自治町内会の会長ばかりだと思うんですけど、先ほど市長の説明で本庁舎

の新庁舎移転の話、それから現庁舎の利活用の話ということで、先日パブリックコメントが締め切られたので、その話がありましたけれども、前回、自治会長たちが集まったときに特に大町、材木座地区の自治会長から、津波の対策が全くないと。本当に今住んでいる方たちは、大きな地震があったときに必ず津波が来るので、それに対する対策をきちんとしてもらいたいです。私たちは見捨てられたような気がするというような話をされていた自治会長がいて、市役所を移転することにばかり予算を使わないで、ぜひ津波対策にもっと予算を使ってもらいたいという話があったんですが、市長としてはどうなのか、ぜひお聞きしたい。

それから、老朽化している施設が本当に多くて、この庁舎だけではなくて、学校施設も本当に雨漏りがひどくて、私青少年指導員で鎌倉地区の小・中学校に先日も訪問したんですけど、校長室まで雨漏りしていて、バケツが置いてあって天井からビニールが引っ張ってあると。教育委員会では、順次直していく予定だという話は聞いたんですけど、気の毒で、雨が降るたびに先生方がバケツをもって校舎の中を走り回っているんですね。第二小学校なんかは、避難所の体育館のトイレの前が雨漏りしていて、あそこに避難したときにトイレに行くのにびしょりになっちゃうと。そのような話も聞いているんですね。それで、市役所を立派にすることもいいですけど、本当に学校施設の建替え、改修をどうするのかという問題が、今鎌倉の喫緊の課題だと思うんですね。そういうことに対する市長の考えをぜひお聞きしたい。

それと、この本庁舎、私はまだまだ使えると思うんですね。筋交いもやっていますし、倒壊はしないと。しかし、大きな地震があったときには、執務ができなくなるという話だったんですけど、さらに筋かいを入れればできる話で、そうすると執務スペースが狭くなるから無理ですという説明は受けたんですね。しかし、先ほどの話だと、スマートフォンとかを利用すれば、市役所に行かなくても、もう市の業務は済みますというような話があったり、そうするとそんなに広い執務スペースは要らなくなるわけですね。それから、コロナで在宅ワークが増えて、市の職員も結構自宅で仕事をするような流れもできていますので、そんなに広いスペースが本当に要るのかどうか。

この新庁舎の施設規模が24,300平方メートルと書いてありますけど、今の現庁舎、本当に壊してしまって、こんなお金を使う計画に対して市長はやる気十分なんですけど、ぜひお聞きしたいので。だって今コロナ問題がすごいでしょ。それで予算が必要だし、それから、ウクライナの戦争で建築資材が高騰して、さらに市役所の新しいのを作るともっと予算がかかりますよね。

財源的に大丈夫なんですかね。しかも浸水地域でそれに対しても説明会では、600ミリの100年に一度の雨に対応したときは洪水が起きるけど、300ミリの雨では起きないので大丈夫ですという話なんですけど、しかし、今日も雨がすごかったですけど、今、500ミリなんていう雨はざらになっているんですね。線状降水帯が各地で発生して、温暖化の現象で非常に大きな雨が降る災害というのは日常的になっているので、この前熱海で土石流災害がありましたけど、盛土はできるだけやめるようにという国土交通省の見解が出て、新しい法律もできて、盛土規制法ができて、盛土はできるだけ開発でしないようにと。しかし、深沢は盛土をしないと、洪水が発生しますので駄目な地域ですね。そこに市役所を持っていくわけですね。ですから、数々の矛盾を感じてしまっているんじゃない。

市長がおられるのでぜひお聞きしたいんですが、それでもこれを強行するわけですか。私たちとしては、この本庁舎がなくなるということに対して、自治町内会長としては、非常に魂がここから抜けたような気持ちになってしまうので、これは大きな課題なんですね。ましてお年寄りばかり増えていきますから、市役所に行く足が深沢まで行かなければならなくなるということで、非常に懸念しているわけです。

そのことに対して、市長の本音をぜひお聞きしたい。そして、ここは悪いようにはしない。ここにホールを作ります。それから図書館も持ってきますという話なんですけど、しかしここは埋蔵文化財の包蔵地域で、御成小学校であれだけ二層のすごい遺跡が出てしまったので、ここは大きな建物を作るには、この埋蔵文化財が非常に問題になって、構造上、地下を掘るといことはなかなか厳しい地域だと思うんです。そこにホールや図書館を持った大きな建物ができるとはとても思えないんですけど、そういう数々のリスクや疑問点があって、私もパブリックコメントに書きました。

市の見解を聞いた限りでは、全然すっきりしないですね。でも、やるという考えなので、ぜひ市長の本音をお聞きしたいということなのです。よろしくお願いします。

<松尾市長>

幾つかありましたから一つ一つ、漏れがあればまたご質問をいただければと思うんですけども、津波の被害というところについては、材木座地域の皆さんにも日頃から、そうした懸念というところはお伝えをいただいているところです。我々としりしても、東日本大震災以降、材木座の皆さんの命をどう守るかということで、一緒に避難訓練をしたりですとか、もしくは近隣の高い建物について避難ビルに指定したり、どういう避難ルートとするかという逃げ地図を作ったりとか、いろんな取組をソフト、ハードと両面でやってきたところです。現在とすると、やはり避難タワーのような、そういうものがあるべきじゃないかというのが材木座の地域からの声を多くいただいている部分ではあります。これはどのように作るかという課題はありますので、具体的にまだこうできるところまではいっていませんけれども、市が持っている土地なども含めてどうできるかということは検討しております、ここは引き続き行ってまいりたいと思っています。もちろん、この市役所のこの場所につきましても災害時における避難という場所としての活用ということも十分考えられますし、そういうことを入れていかなければいけないと思っております。

それから、小中学校の学校の老朽化につきましては、本当におっしゃるとおりのところでありまして、我々としても計画的に進めてはいるんですけども、なかなか全体が一気に老朽化しているという状況の中で、雨漏りがあるというところが解消しきれていないというのは認識するところです。これについて、子どもたちにとっては日々のことでもありますので、できる限り修繕の対応は、行っていくということと、また新たに建て替え、もしくは大規模修繕ということをやっけていかなければいけないと思っております、これは、手をつける学校というところを早急に決定しながら、取り組んでまいりたいと考えています。

それから現庁舎ですけども、このまま使えるのではないかというご意見ですけども、繰り返し申し上げておりますが、現在は筋交いを入れ、何とか大きな地震が来ても即倒壊しないというこういう状況になっていますけれども、もしこれを大きな地震が来ても継続して使えるということになると、さらなるこの筋交いを入れていかなければならないということになります。

すると、この建物の中は非常に使いにくい建物になります。現在でも、大変使いにくい状況があります。空調も一括管理になっていまして非常に古いということや、地下に電源があるということで、これもリスクとして大変大きいということなどからすると、これをこのまま使い続けるというのは、選択肢にはないと結論として出ているものだと考えています。

そんな中で、新しい市役所、どこに作るかということを検討した結果、深沢ということに最終的になったわけなんですけれども、なので、決して新しい市役所を我々として作りたいということよりも、やはりこの

公共施設再編計画の中で、今の鎌倉市役所は老朽化しているものを、その場で全部新しくするという事はできませんので、何とか複合化、統合しながら今の公共施設、皆さんになるべく不便をかけないように、計画をしていく必要があると考えているところです。

ですので、一つ懸念としてこの場所から遠くなるというところについては、一般的な手続については、現在のこの場所でするようにというところ、ここは、しっかりと実現をしていくということは繰り返し申し上げておりますので、お近くの方が、深沢に市役所の本庁舎が行ったところで、不便になるというところはなるべくないようにしてまいりたいと考えています。

このコロナですとか、ウクライナの状況というところで、確かに先行き不透明なところというのはあります。また、いつの時代にも必ずリスクはありますし、懸念というのはあります。もちろん、この物価高騰、人件費の高騰というのは予測されることですので、そのリスクもできる限り織り込みながら、実現できるように着実に進めていくということが、必要なことだと考えているところです。

<山王台自治会 岩田会長>

もう一つ、文化財があるかもしれない現庁舎に本当にできるかどうかという点についても。

<松尾市長>

おっしゃるように、今小路西遺跡という、大変貴重な遺跡が、この庁舎の建っている部分は掘ってあるので恐らく壊してしまっているの、恐らく駐車場のほうは残っているんだろうという予測があるところです。これは、実際に見ないと分からない部分がありますけれども、あるだろうという状況からすると、そこはしっかりと守っていかなければいけませんので、その上に大きな建物というのはやはりなかなか難しいだろうと思っています。

そういうことからすると、この場所にそんなに大きな強固な建物というところは、建たないのではないかなと思っています。ただそうだとすると、先ほど申しあげました中央図書館ですとか、生涯学習センターのできる限りの機能、ホールとかですね。あとは市民活動をするようなそういう機能というのをこの中に入れていくということは十分可能だと考えています。

<二階堂親和会 大村会長>

簡単に2点ばかりお尋ねしたいということと、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということからお話し申し上げたいと思います。まず、第1点、一の鳥居から二の鳥居の街路樹の扱い、所管は藤沢ですか、県ですね。藤沢土木がやっています。

鎌倉のメインストリートで県が何をやっているかということ、年に2回松の根本の雑草取りぐらいで、そういう流れの中で今日まで来まして、鎌倉のメインストリートがこれでいいのか。ビワの木があったり、梅の木があったりするけど、松と松の間は1メートル、松と桜の木が50センチとか、無規則というか無計画です。何で鎌倉の大事なメインストリートがそういう程度になっているのか。市の行政としてはどう考えているのか。県がやっているから、県に任せている。それは間違いではないかもしれませんが、鎌倉市民の共通のメイン道路だという意識が何でわかないのか。

一の鳥居は国宝ですけど、その前後の植栽何かはみんなない。下馬からこちらに立っても、すごい状況ですね。これで鎌倉のシンボルとしての位置づけがないから、やはり鎌倉市民としての意識も低いのかなと。こういうがった見方もできますけど。これは強硬に県に要請する話ではないかなと。段葛があれだけきれいになって、それで海に行くと。鎌倉のイメージとしては、それでいいのかと。これは、鎌倉市民として本当に考えなければいけない。雑草は誰も手入れをしない。管理はめっちゃめっちゃ。県と市のこの調整機能が失われていると私は考えておりますけど、その点について、県の管理だから県に任せていると、こういう方針で果たして鎌倉を大事にしよう、愛する鎌倉市にしろというのは、無理があるだろうなと、こういう考えになります。

もう一つ、私が住んでいる二階堂、周りはすばらしい緑で豊かなまちになっていますけど、今、災害との絡みで伐採を進めていかなければならない状況に立ち至っています。40年前は緑を守れということで、さんざん私どもは叩かれましたけど、今は、そういう人たちも切ってくれ、切ってくれと状況は変化しました。東部地区はそういう面で谷戸の奥の良さも、朝・夜の日照時間が少なくなって、切ってもらいたいんだけど。だから、私は正直言って、今切るということはあなた方もみんな金を出せよと。守ると言った人が、そして地主がそれで苦労されてきた経緯を考えると、切ってくれというのなら、あなた方がみんな5万、10万出してやらなければ駄目だと。私はそうやって市の補助金をもらいながら、毎年木を切っていますけどね。鎌倉の東部は、そういう時期に入ってきましたので、60万の補助金が100万になったというのも一つの前進で評価していますが、さらにこの緑深き谷戸のよさを維持しながら伐採に積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますけど、この辺についてお尋ねしておきたいと思えます。

<松尾市長>

若宮大路は、まさに鎌倉のまちのメインストリート、中心になりますので、その大切さというのは、会長のおっしゃるとおりだと思います。その中で、市で何ができるかというところをしっかりと考えろというご提案だったと思います。基本的には、全て県の管理になってきますので、その中で将来どういう若宮大路の形を作っていくか。そういうところから、まずは始めていく必要があるのかなと思います。もちろん、短期間でできる雑草とかですね。歩道が非常に凸凹になっているとか、そういうところはしっかりと県のほうにもすぐお伝えをして、きれいに整えておくということはあるんですけども、全体として将来どうしていくかというところは、ぜひ前向きに検討しながら、県とも連携して実現をしていきたいと思えます。

それから、災害におけるところでの樹木の管理については、ご案内いただいたように、市としても大変大きな課題だということで、補助金の拡充を努めて、現在それも予想を上回る活用もいただいているところであります。しっかりと維持管理というところに力を入れてまいりたいと思っています。行政でできる部分ということもより一層力を入れていきますし、今回神奈川県でも県管理のところというのは、今年度集中してやるということのお答えもいただいているところですので、国と県と市と、そして民間で持っている皆さんにもそういう補助金の活用ということも含めて、全体としては、災害に強いまちづくりということを目指して取り組んでまいりたいと思えます。

<横町町内会 小田切会長>

私のほうからは、町内会としての取組をどうのこうのではなくて、商店街の街路灯について、老朽化に伴う撤去の促進、特に私どものところは小さい小さい町内会で、横小路振興会という商店街があるんですけども、そちらも名ばかりでもう名前だけ残っているような感じで、その商店街が所有しております街路灯が、もう朽ちていつ倒れるか分からない。いわゆる横大路、由緒ある道路に何本か朽ちた街路灯があつて、その横を多くの車、観光バス等々が入り込んできているんですね。

ですから、鎌倉全体に言えることかと思しますので、そういった老朽化、商店街としては、老朽化で予算的にもほとんど何も持たない。その街路灯の撤去に対しては、1灯当たり例えば20万とか30万円とかえらいお金がかかるようなことを聞いておりますけれども、それは、私どもの町内だけの問題ではなくて、鎌倉市内のいろんなところに商店街が所有している街路灯がそういう状況になっているか調査をしていただいて、老朽化に伴う撤去の促進を考えていただけたらありがたいかと思っています。いつ事故が起きてもおかしくないような状況が、私どものところでは出てきております。ですから、町内会の防犯灯はLED化によっておかげさまで非常にきれいになっているんですが、私どものところでは、裏に入ると明るいですけれども、商店街のところ、いわゆる県道が非常に暗いという逆の現象が起きておりますので、ちょっと外れたことかも分かりませんが、その辺を要望させていただけたらと思います。

<市民防災部 永野部長>

今、会長がおっしゃったように、ほかのところの商店街でも商店街そのものが潰れてしまって、管理していた街路灯の管理についても、当然なくなってしまったわけですから、その後どうするんだというような問題が実際に出ている商店街がございます。実際には、そこは、たまたま隣の商店街のご協力などもいただき、何とか管理をしているような状況ですけれども、大分そういうところが出てきているのかなというのが、認識しているところです。今、この場でこういう制度があるから、こういう撤去とかができますとか、市のほうですぐにできますよというお答えはなかなかできないんですけれども、商工課でそういうこともご相談いただければ対策というか、できるようなことを検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

<御成町末広自治会 岩沢氏>

先ほど、市長からもお話がありました。市の市庁舎、現在地の利活用のイメージ、スペースの構成が出ていますけれども、大事なものが抜けていると思います。防災です。御存じのとおり、鎌倉は三方を山に囲まれております。

一方、先ほど津波の話がありましたけれども、トンネルや切通しで囲まれた市街地がもし災害があった場合、防災拠点となるものは全て深沢に移動して、この利活用のイメージである現在の場所に防災の拠点となり得るべきものがなくなった場合に、さてどうなるのでしょうか。外部から観光客がたくさん押し寄せ、商店街があり、住宅地があり、そういった地域の中で、孤立する状況が生まれるおそれが多分にあるような気がしてしょうがないんですね。これがやはり抜けているということは、もう一度ここを十分考えていただいて、防災というところをまずどう拠点として使っていくのか。というところを考えていただく必要があると思いますので、十分この部分のご検討をよろしく願いいたします。

<松尾市長>

確かに利活用のイメージのところ防災という言葉がないというご指摘、我々としても、この場所は防災の拠点として当然活用して行く必要があると思っておりますので、このあたり、ご意見を賜りまして、今後基本計画を作っていく中では、そうしたところをもう少し分かりやすく表現をしてみたいと思います。

<まちづくり計画部 林部長>

本日の市長のご説明の資料の中には、大きく記載はしてございませんけれども、災害時の一時避難場所であるとか防災備蓄保管場所であるとか、鎌倉地域の防災に寄与する機能等については、ということについては、この構想の冊子の中ではお示しはさせていただいているんですけども、これについてもしっかりと検討していかなければならないということについては承知しております。実際に、東日本大震災のときに、市役所の庁舎には630名の方が避難をされていて、翌日になってもその人数の方がいらっしゃったという事実がありますので、観光客の方等々のいらっしゃる中での災害ということについてもしっかりと目を向けて検討をしていきたいと思っております。

令和4年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 鎌倉地域－西地区 ＞

日 時	令和4年7月26日（火） 午後2時～4時
場 所	鎌倉市役所 全員協議会室
出 席 者	自治会・町内会代表 15名 鎌倉市 6名
内 容	<p>第 1 部 市長からの説明 「共生社会の取組み、本庁舎整備について」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告 ① 由比ガ浜四丁目開発計画について ② 観光地における交通渋滞の解消について ③ 可燃ゴミの減量・資源化事業について</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談 ① 長谷（大仏方面）銭洗弁天方面観光客用公衆トイレの新設 ② 住民を主体とした陸・海での行政展開を市内の交通問題と総合的に観察して ③ 空き家対策について ④ 鎌倉海水浴場運営について</p>

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	佐助自治会	岡田 富男	会長
2	蔵屋敷自治会	石川 隆	会長
3	由比ガ浜自治会	山崎 巳之吉	会長
4	塔之辻自治会	加藤 孝彦	会長
5	若宮ハイツ自治会	藤田 雅子	会長
6	若宮町内会	藤島 節子	会長
7	長谷自治会	太田 正和	会長
8	長谷仲町町内会	三橋 聡	会長
9	長谷上町町内会	川村 久雄	会長
10	長谷大谷戸町内会	河合 泰男	会長
11	坂ノ下自治会	三留 定男	会長
12	極楽寺自栄会	高橋 純信	会長 (オンライン)
13	鎌倉地区自治組織連合会 (馬場ヶ谷親和会)	仲島 孝	副会長 (会長)
14	稲村ガ崎自治会	和久井 君雄	会長
15	北稲村ガ崎自治会	山下 澄美	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	環境部長	能條 裕子	
4	まちづくり計画部長	林 浩一	
5	都市景観部長	古賀 久貴	
6	都市整備部長	森 明彦	

第 2 部

地域の懸案事項に関する報告

04 鎌倉西 2-1	由比ガ浜四丁目開発計画について
04 鎌倉西 2-2	観光地における交通渋滞の解消について
04 鎌倉西 2-3	可燃ゴミの減量・資源化事業について

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 鎌倉西 2-1
テ ー マ	由比ガ浜四丁目開発計画について
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	都市景観部 都市調整課（まちづくり計画部 都市計画課）

議題に対する回答等

令和3年度の文書回答では、事業者から商業施設の規模を約2分の1に縮小する旨の説明を受けましたが、依然として交通問題が解消されたとは言い難いことから、三者協議会の開催には至っていない状況です。

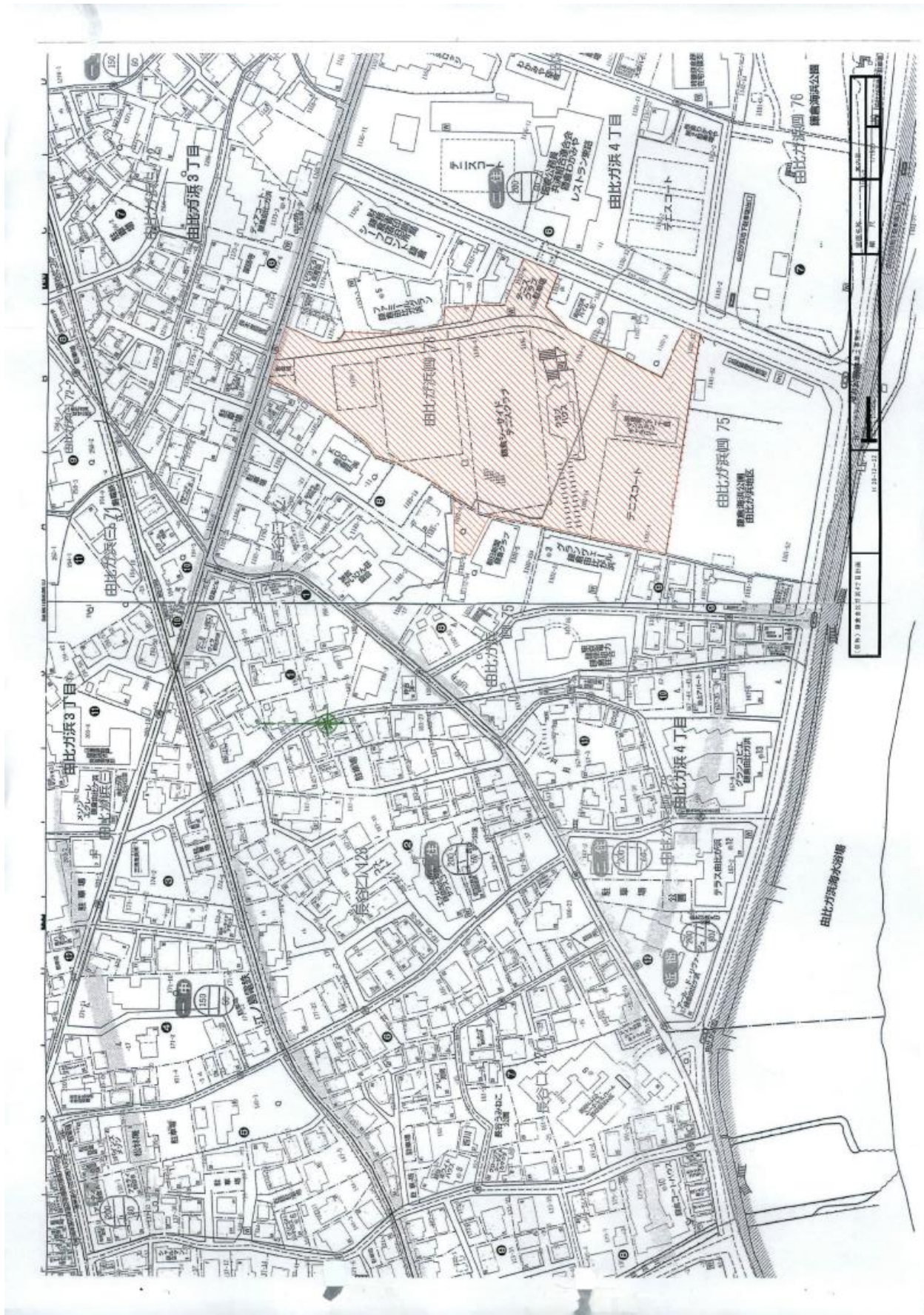
市といたしましては、商業施設の規模が縮小されたとしても、事業区域北側の市道に係る交通安全対策について一定の方向性を見出す必要があり、事業者に対し、今後も引き続き三者協議の枠組みによる議論・協議の継続を強く要請していくことを報告いたしました。

その後の当該開発計画の進捗状況及び今後の市の対応方針について報告いたします。

令和3年度からの検討の結果、事業者は交通問題の解消について理解が得られる方向性を見出すことが出来なかったため、商業施設計画を断念し、事業区域内南側の共同住宅計画を含め、総合的に計画を見直しています。

市といたしましては、商業施設計画の断念を受けてどの様に計画を見直すのか、引き続き事業者の動向を注視していくとともに、三者協議会の運営方針等について地元自治会、市、事業者と協議して参ります。

添付資料	案内図、土地利用計画図
------	-------------



令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 鎌倉西 2-2
テ ー マ	観光地における交通渋滞の解消について
概 要	進捗状況及び今後の予定について。
担 当 部 課	まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

交通渋滞の解消に向けては、公共交通への転換策である「パークアンドライド」や「鎌倉フリー環境手形」などの交通施策を実施してきています。

令和3年度は、パークアンドライドの利用促進を図るため、芝浦工業大学と協定を締結し、令和4年2月から6月までの間、スマートフォンアプリ「スイスイ旅」を活用した利用実態の把握やドライバーの行動変容等について検証する実証実験を行いました。

また、令和4年1月から3月までの土日祝（計31日間）に、鎌倉地域に限定した道路交通情報をFM横浜の番組内で放送し、パークアンドライドやスイスイ旅の実証実験について周知を行うほか、ホームページ上でアンケート調査も実施しました。

（仮称）鎌倉ロードプライシングの実施にあたっては、規制改革も視野に入れ、スーパーシティの枠組みの中で検討できるよう、政府が推し進めるスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書を令和3年（2021年）4月16日付けで内閣府に提出しましたが、今回は選定されませんでした。

引き続き国土交通省等の関係機関と交通渋滞の改善に向け協議して取り組んでまいります。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第2部） 回答票

番 号	04 鎌倉西 2-3
テ ー マ	可燃ゴミの減量・資源化事業について
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	ごみ減量対策課、環境施設課

議題に対する回答等

本市では、限られた資源やエネルギーの有効利用による環境負荷の少ない循環型社会の形成のため、焼却量や最終処分場量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざしています。

燃やすごみについては、徹底した減量・資源化（家庭系生ごみ・事業系可燃ごみ・使用済み紙おむつ）を進めた上で、第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設を中心に処理することとしています。

進捗状況及び今後の予定は、次のとおりです。

①家庭系生ごみの資源化（資源化施設の建設）

令和11年度の生ごみ資源化施設稼働を目指し、施設候補地周辺の自治町内会で構成する協議会において、施設建設に向けた協議の継続を依頼しています。また、生ごみ資源化の検証に係る御意見を受け、民間施設を活用した実証実験についても検討を行っています。

②事業系可燃ごみの資源化

事業系可燃ごみを混合ごみのまま資源化処理を行うことができる乾式メタン発酵施設での実証実験（令和3年度(2021年度)：約1,800t）を実施しました。令和4年度(2022年度)には、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行い、令和4年(2022年)6月から資源化処理を実施しています。

③使用済み紙おむつの資源化

市内の施設整備及び民間委託による資源化の判断にあたっては、引き続き、国や民間事業者の動向を注視していきます。また、事業系紙おむつは、排出事業者が限られているため、施設整備によらない設備機器による資源化処理について、民間事

業者と連携して検討を進めていきます。

④ごみ処理体制の構築

令和7年度(2025年度)以降、逗子市既存焼却施設を中心に処理を行うため、逗子市と共同処理に向けた協議を進めるとともに、民間事業者4者とのバックアップ体制を構築しています。

また、名越クリーンセンターは、稼働停止後に解体し、本市で排出された可燃ごみを集約し、大型車両に積み替えて処理施設に運搬するための中継施設を整備する予定です。施設建設候補地周辺の自治町内会で構成する協議会の了承を得て、令和4年度(2022年度)から中継施設整備に向け、施設概要や方式、施設に求められる機能・要件等の整理を進めています。

中継施設は、令和9年度(2027年度)の稼働を目指しており、整備工事期間中(令和7年度(2025年度)～令和8年度(2026年度))は、市内で排出される可燃ごみを今泉クリーンセンターに集約する計画としていることから、今泉クリーンセンター周辺の自治町内会で構成する協議会と協議を行っているところです。

引き続き、安定的かつ適正なごみ処理を推進するため、取り組んでまいります。

添付資料	
------	--

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

- ① 由比ガ浜四丁目開発計画について
- ② 観光地における交通渋滞の解消について
- ③ 可燃ゴミの減量・資源化事業について

<稲村ガ崎自治会 和久井会長>

私たち自治会としまして、まち美化パトロールというのを月に1回、幼稚園の園児と共に自然の場所の美化のためにいろいろと活動しています。その活動の中で特に、先日の日曜日と感じたのがいろんなごみが海岸に押し寄せてきています。そこでどのくらいのプラスチックがたどり着いているかが一番気になったので、注目して皆さんに掘り起こしていただいたんですね。そしたら、すごい驚くほどのプラスチックの破片が海岸に押し寄せてきているんですね。

以前、私もあるところでどれくらい海がプラスチックに汚染されているかについて大学の先生に来ていただいて相談セミナーを開いたことがあります。そこで先生がお魚のお腹の中、それから野鳥のお腹の中を調べ、本当に想像を絶するくらいのプラスチックの破片がお腹の中に詰まっている状態を見せていただき、愕然としました。

それ以来大変な状況になっているなというのを感じ、鎌倉市としても海岸、海というものを大事にしていかななくてはいけないと思うんですが、そういう取組というのが感じられていない。マイクロプラスチックという非常に人に害するものがあるわけですね、人間がつくりだしていつているわけなんですけれども、そういう人工的につくられたごみを鎌倉市としてどれくらい注目して対応していただけるのかお聞かせいただければと思います。

<松尾市長>

鎌倉市としましても、このプラスチックのごみを削減していくということで、鎌倉プラごみゼロ宣言ということを実施しました。まずは、身近なところからということで市役所の中でペットボトルをなくしたり、鎌倉駅の西口に、県のほうからですがウォーターサーバーを置いていただきました。

こういうものを活用しながら、また市役所公共施設の中にも給水機を設置しておりまして、なるべくペットボトルを使わない、発生させないと、取組んでいるところです。この鎌倉駅周辺のレストラン等も、テイクアウトのときにプラスチックの容器がたくさん出るということがあるので、共通の器を作って、それを皆でどこにでも返却できる取組も始まっているところです。できる限りプラスチックごみが出ないようにというようなところを行っています。

市民の皆さんもゴミフェスゴミニティのような市民活動や、量り売りもこの市役所の1階で行ったりなど、このようなことを通じながら市民の皆さんの啓発も含めてプラスチックごみを中心に発生させない削減していくということを行っているところです。海のごみの7割から8割は河川からというようなデータもあり、これは海だけではなくて、やはり陸、川から落ちてくる、そういうごみをなくしていかなくてはならないという、こういう問題意識ももっておりますので、海岸沿いの自治体のみならず、やはり内陸の自治体にも、こうした海にごみを流さないように意識啓発を一緒になって取組んでいく必要があると思ってやっているとところです。

<稲村ガ崎自治会 和久井会長>

行政の方が、どのくらい危機等を感じていらっしゃるのか、ぜひ行政の方にもごみを掘り起こしてみたときに私たちが感じた愕然とするという体験をしていただいたら、またもっと進んだ対策ができるんじゃないのかなんて思うんです。お願いしたいのは、ぜひ現状を、見ていただけたらと思っております。

<松尾市長>

今週日曜日、私海に行きましたけれど、南風で大量のごみが流れ着いていて、集めると本当に集めきれないほどのごみがあったところを目撃しています。市の職員もさまざまな海岸の清掃ですとか、市内の一斉のクリーンキャンペーンというように、適宜さまざまな活動にも参加をして現状というのは把握をさせていただいています。しっかりと連携をしてプラごみゼロに向けた取組ということも力を入れて取組んでいきたいと思えます。

<稲村ガ崎自治会 和久井会長>

私たち海岸の周辺に住んでおりますので、ぜひご協力いただければと、できることがあれば、お声をかけていただければ、お力になれるのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<長谷自治会 太田会長>

今ご説明のあった表の②の事業系可燃ごみの資源化について、今年の6月から実際の処理を始めていると言われていましたけれど、例えばこれによる事業系可燃ごみの発生量の何%が処理できているのかとか、例えばこれは鎌倉市内でやっているんでしょうから、運び込むときに周りの住民の人たちから車が増えて困るだとか、あるいは臭いが出て困るだとか、そういったような実施状況みたいなのはどうなんでしょうか。

<環境部 能條部長>

事業系可燃ごみの資源化ですが、今年度6月からで、年度内で大体7,000トンぐらいを予定していて、5年間の長期継続契約で埼玉県にありますオリックス資源循環株式会社というところと契約をしております。先ほど市長からの説明で事業系ごみ1万トンとご説明をしたんですが、コロナ禍で事業系ごみが減っておりまして、今年度から事業系可燃ごみ全量を資源化、この乾式メタンという方式で全量資源化をするという予定になっております。

埼玉県のその施設は、県が整備したりサイクルの施設がかなり集約された土地にある施設でございます。周りの住民もほとんどいないようなところで特段苦情というものもきておりません。去年8月からほぼ1年かけて実証実験もやっておりますので、きちんと処理できることも確認しておりますし、運搬上の問題もないということも確認した上で契約をしておりますので、特段の問題は生じておりません。

第 3 部

本年度の地域の議題に関する懇談

04 鎌倉西 3 - 1	長谷（大仏方面）銭洗弁天方面観光客用公衆トイレの新設
04 鎌倉西 3 - 2	住民を主体とした陸・海での行政展開を市内の交通問題と総合的に観察して
04 鎌倉西 3 - 3	空き家対策について
04 鎌倉西 3 - 4	鎌倉海水浴場運営について

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉西3-1
テーマ	長谷（大仏方面）銭洗弁天方面観光客用公衆トイレの新設
内容詳細	5年程前にも提案しましたが、駅又は笛田方面からの、標記トイレ不足（店舗少）による空地等での用足し行為が未だ見られるとの情報が寄せられています。駅西口にも公衆トイレが無いものの、周辺は商店街なので不便は感じるが、住宅地域に入ってしまうと公衆トイレが殆んど皆無。ついては税務署、市役所敷地内に公設トイレの設置をお願いしたい。いずれも管理上、認知上の有利さがあると考えます。
担当部課	市民防災部 観光課

議題に対する回答等	
<p>市役所敷地内への公衆トイレ設置につきまして、市役所の開庁日だけではなく閉庁日においても、本庁舎内のトイレはご利用いただけることから、現時点では、市役所敷地内に新たに公衆トイレを設置する予定はございません。</p> <p>また、鎌倉税務署敷地内における公衆トイレの設置や、鎌倉税務署内のトイレを公衆トイレとして利用することについては、出来ない旨の回答をいただいています。</p>	
添付資料	

第3部 本年度の地域の議題に関する懇談

① 長谷（大仏方面）銭洗弁天方面観光客用公衆トイレの新設

<長谷自治会 太田会長>

たしかに、税務署なんかは嫌がるというのは分かるんですけど、ちょっと話が逸れますが、長谷の実感として、例えば長谷の公会堂を管理している関係で、ときどき中学とか小学校の小グループの遠足みたいなので、ちょっとお弁当を食べるとかトイレとかで貸してくれないかという依頼があるんですよ。やっぱりコロナ禍であまりなくなったんですけど、以前は、例えば昼の1時間ぐらい一休みできるような場所ということで、公会堂を利用していないときにはいいですよと言って使わせてあげていたんです。今回の質問の趣旨というのは、大きなバスで行くような団体の遠足みたいなものではなくて小グループでぐるぐる歩いて回っている場合には、結構切実な問題かもしれません。だから公衆トイレを国が何もしないんだとかそんなことより、例えば海岸でも公衆トイレを整備したりとか、もうちょっとこまめにやったほうがいいのかもしれませんね。という感想です。

<松尾市長>

この具体的な場所以外に長谷地域、この佐助から長谷地域全体をみた中での公衆トイレのバランスというところ、しっかり考えるようにというところだと思いますので、今一度、そうした全体のバランスというところを見ながら検討してみたいと思います。

<佐助自治会 岡田会長>

4、5年前にグループで来た女子が野外で排泄行為をされていて、あれはいかがなものだろうと。文化的な鎌倉で、特に市役所から佐助及び常盤方面については、土日休みの日のグループでの比較的年齢層の若い人たちの観光客が目立つんですよね。特に佐助の2丁目というのは、皆さん見た人しか分かりませんが、へたすると行列で待つような場合があります。市役所からこちら方面といいましても、市役所通りから佐助2丁目、常盤方面で、お店というのは10本の指で足りないくらいしかないんですよ。お店に伺ったら、やっぱりお店にお客のような顔して入って来られてトイレにぱっと入ってぱっといなくなってしまいうのはままありますよと、これも何軒かから聞いているんですよ。

それから、場所については、国の税務署は自分のところのトイレを使わせるのはいやだというでしょう。そういう意味ではございませぬ。あそこの土地も借地ですから、30年貸借契約延長が今年できておりますし、似たような形で例えば準公用地として、税務署の地べたの一部とか、何も国のところを使わせろという意味ではございませぬ。それから例えば児童ホームの道路際のところの敷地の借用も検討なさるとか、あるいは市から貸与になっている佐助保育園の脇の青地の木を数本切れれば5個や10個のトイレがつくれるというような指示が残っていますし、公用地としては可能性が十分あると思うので、そういう意味では、酷な言いかたになりますけれども全く無回答です。

先ほど太田さんが応援、説明していただきましたように、もう少し文化的な、日本人の排泄場所を提供する努力もしたらどうなんですかね。女子が、昔懐かしい排泄行為を、人からへたすれば見えるところでやるというのも、私何十年聞いたことがなかったんですけど、鎌倉市で初めて聞きましたけど。田畑が多い

ところは、陰に隠れてやるというところもありますけれども、佐助の2丁目なんていうのはもう完全に住宅地ですよ。実際、今年になってからも自治会の役員会で住民からそういうのを見まして、何とかならないものでしょうかねとありました。若い女の子が、考えてみたら恥ずかしいと思うんですけどね。そんな恥ずかしいことをやらざるを得ないなんて、文化的な歴史的な地域とは、私にはとても思えない状況だと認識しておりますので、ぜひご検討をよろしくお願ひしたい。

それから市役所のトイレが土日使えるという書きかたになっていますけれど、土曜日が2週に1回使えるというような話で制限はあるんじゃないかなかったです。受付で毎休み使えるんですかと聞いたら、いや毎休みは使えませんよと先ほど説明を受けたんですけども。その辺もぜひご配慮を。道路から奥まったこんなところに、わざわざ飛び込んで来るというのもなかなか難しいと思いますよ。よろしくお願ひいたします。

<松尾市長>

恐らく、土曜日の2週間にいっぺんというのは、市役所の窓口を開けているので、そのときは通常の正面から入って使えるという、状況になっているということで、それ以外の土日週末全て閉庁しているときも、奥側のところから入り、トイレは使えるようにしておりますので、少しその辺りも分かりやすくするというところも合わせて検討していきたいと思ひます。

<佐助自治会 岡田会長>

それでもう1点。すみません。補足だけ。銭洗弁天も中にトイレがそれなりにございます。女子のトイレなんていうのは10席くらいあるんでしょうかね。でも土日以外は閉めているんですよ。要するに、土日の集中したときに足りなくなるということのようでして、団体が市役所のほうに増設してもらえないかという話をしたら、源氏山とかのほうにトイレがあるから増設できませんと断られたということも聞いております。そういったことでニーズはあるんだろうと思ひますよ。それはよろしくご調整いただいた上でご検討いただきたいと思ひております。

<長谷大谷戸町内会 河合会長>

トイレの問題なんですけれども、長谷5丁目は多分ご存じのとおり、佐助から大仏に抜ける道になっておりまして、やはりシーズンになると結構観光客が行列しているような状態で。道沿いのお宅にはトイレを貸してほしいとか言ってくる方が結構いらっしゃると。子どもたちはかわいそうだから貸してあげたりするけれども、最近はトイレを貸してくれと言って居直り強盗になるような、そういうケースも見られると、ちょっと不安でなかなか貸すこともできない、そういう話も聞きます。

トイレを新たに新設するのは当面無理なのであれば、一体どこにトイレがあっていつ利用できるのかとか、そういったトイレマップをもう少し充実したらいかがですか。観光客が歩いてきてトイレ行きたくなったときに、どこまで歩けば大仏にトイレがあるのかなとか、そういうことが分かるようにしてやるのがやっぱり第一じゃないですか。私はそのように思ひます。

<松尾市長>

市の観光マップには、トイレを掲載しているんですけども、そのあたりも分かりやすくというところを大事だと思っておりますので、いただいたご意見、参考にさせていただいて検討してまいります。

<鎌倉地区自治組織連合会 仲島副会長>

トイレの問題、これは市民というよりも観光客用ですけども、切実なる問題だと思います。今日は極楽寺地区、私以外には出席されていないと思いますけれども、もう4、5年前、江ノ電の極楽寺駅のトイレの問題さんざんやりとりをさせていただきました。

その辺の経過、当時このメンバーでない方はご承知でないと思いますけれども、まず江ノ電の就業時間中、これは開けられます。要は駅員のいる時間しか開けません。これ何時かというところ朝8時半から9時、夕方は5時半くらいがせいぜいいいところ。あとは、トイレ閉めちゃっているんです。これ新しくできた公衆トイレなんですけど、これは江ノ電の極楽寺の駅舎が新しくできた、我々住民のほうは駅舎にくっついてあるトイレなものですから、当然江ノ電の資産だと思っていたわけなんです。たしかにそのようだったんですけども、そこに対する助成金が市から出ていたわけなんです。特に住民としては交通機関として江ノ電の極楽寺駅を利用するしか方法がない場所なものですから、地域から声もあげて、おかげさまで今無事に市のほうの協力のもとに、江ノ電も最終的に折れて、観光客も含めて住民もというところで使わせてもらえるようになりました。

また、すぐそばには極楽寺のお寺がありますけれども、このお寺の公衆トイレ、一応境内の中に入りますけれども、これもお寺の開いている時間内であれば利用できると。先ほどの長谷のほうのトイレ問題ありましたけれども、長谷のほうも最近常盤のほうも含めて、大型バスで来る観光客ばかりではないんですね。極楽寺のほうはバスで来る観光客よりも少人数で、ときどき50人くらいのグループもいますけれども、そういうグループ単位で歩いてくる人がいると。そうするとトイレが必要不可欠な問題になるわけです。これは観光都市として一応名を馳せているわけですから、しかるべく場所にしかるべく大きさのトイレ、これはもう絶対的に必要だと思います。

先ほどお話がありました見知らぬ人を家にあげる、これもちょっと問題がありますから、その辺を重点的に、どこか場所がないかというのを調べながら、市のほうでも何とか、今後の観光都市の名前に負けないようお願いしたいと思っています。私スマホではなくて、ガラケーなものですから、鎌倉市の公衆トイレということで検索したことはないんですけども、そのマップが正しいものであれば、その辺りを観光客に周知してもらおうべく、宣伝が私は必要だと思います。ですから、市役所は、一応トイレを解放されている。それ以外に、どこでそういう解放されている場所があるか、肝心の東口はありますけれども、西口にはトイレがないわけです。市の方に言わせると、コンビニと契約しているから問題はありませんという話もありましたけども、やはりこれが、行政として、駅前にトイレの一つぐらいはというのは、一般的な観光都市ではないかと思っております。

<松尾市長>

仲島副会長、ありがとうございました。おっしゃるとおり、鎌倉駅では西口につきましては、公衆トイレと、喫煙所、この二つについて、実はそれぞれ用地を探しているという、これは長年の懸案事項になってい

ます。何とか、ご提案のとおり、そういう用地が確保できれば、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

<若宮町内会 藤島会長>

女性のためのトイレということで、何かすごく取り沙汰されている、とてもありがたいことなんですけれども、先ほど、河合さんがおっしゃったように、トイレマップの中に、利用可能時間を入れたらどうですか。仲島さんがおっしゃったように、例えば市役所もあるけれども、平日の何時から何時までとか、例えばグーグルとか何かで調べたときに、それが分かるように随時更新していく。そうすると、今ちょっとおなかの具合がおかしいなと思ったときに、ぱっと調べてここが今利用できるとなるので、その時間を書いておくといいんじゃないかなと思います。

それから、さっきの仲島さんの極楽寺の駅の利用可能時間もあったんですけども、それもやっぱり利用可能時間が書いていないと、やっぱり困るので、観光地ということを意識して、もうちょっと観光客の人に分かりやすいアナウンスをされたらどうですか。それはそんなに莫大なお金がかかるわけでもなく、とにかくそれを周知していってほしいなと思います。

<松尾市長>

そのような形にできるように検討させていただきます。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉西3-2
テーマ	住民を主体とした陸・海での行政展開を市内の交通問題と総合的に観察して
内容詳細	①ロードプライシングの検討継続②パークアンドライドの現実的結果を車輪に対して交通渋滞の解消に向けての妙案はあるのか。また、電動キックボードやスケートボードの横暴な動きや悪質な水上バイクの横行等々に対し、規制強化を行政として如何対応するものか具体的な回答を希望します。
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課 市民防災部 観光課 環境部 環境保全課 都市整備部 農水課

議題に対する回答等

①ロードプライシングの検討継続について

令和2年（2020年）1月15日に「ロードプライシングの早期実現に関する要望書」を市から国土交通省に提出し、ロードプライシングの早期実現を目指した、より一層の制度的、技術的な支援策等を要望しました。

また、制度面については、これまで関係機関と協議を重ねてきていますが、現行法では課題があると考えており、規制改革も視野に入れ、スーパーシティの枠組みの中で検討できるよう、政府が推し進めるスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書を令和3年（2021年）4月16日付けで内閣府に提出しましたが、今回は選定されませんでした。

引き続き国土交通省等の関係機関と交通渋滞の改善に向け協議して取り組んでまいります。

②パークアンドライドについて

パークアンドライドについては、利用促進を図るため、芝浦工業大学と協定を締結し、令和4年2月から6月までの間、スマートフォンアプリ「スイスイ旅」を活用した利用実態の把握やドライバーの行動変容等について検証する実証実験を行いました。

また、令和4年1月から3月までの土日祝（計31日間）に、鎌倉地域に限定した道路交通情報をFM横浜の番組内で放送し、パークアンドライドやスイスイ旅の実証実験について周知を行うほか、ホームページ上でアンケート調査も実施しました。引き続き、パークアンドライドの利用促進、周知を行い交通渋滞の改善に向け取り組んでまいります。

③電動キックボードやスケートボードの横暴な動きや悪質な水上バイクの横行等々に対し、規制強化を行政として如何対応するものか

電動キックボードやスケートボードの走行については、ルールやマナーの周知啓発のため、広報かまくら令和3年（2021年）11月1日号で「道路上のスケートボード走行」や「電動式キックボード」について道路交通法等のルールを紹介するとともに注意喚起をしました。

また、規制強化につきましては、道路交通法を所管する警察へ伝えるとともに、引き続き警察署と協力しながら、広報かまくらや市ホームページなどを活用し、市民の交通安全意識の向上に取り組んでまいります。

水上バイクについては、海水浴場を開設する際には、神奈川県海水浴場等に関する条例（以下「県条例」といいます）に基づき遊泳区域、水上バイクの専用出入り区域などのエリア分けを行っております。この遊泳区域内における水上バイクの操縦は、「県条例」により禁止されており、違反者に対しては、関係省庁による科料の罰則が科せられます。

海水浴場の開設以外の時期及び場所における水上バイクの操縦につきましては、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」により、遊泳者等の付近での操縦は禁止されており、違反者は違反点数が付され、累積点数によって行政処分が科せられます。

その他、市では、市民、来訪者（マリンスポーツ愛好者等）、漁業関係者などとともに、海、浜を一体とした海浜利用者のルールを「海・浜のルールブック」としてまとめ、漁業関係者を含む海浜利用者が安全で快適に利用できるよう、市ホームページ等で周知啓発しています。

市が管理している腰越漁港につきましては、鎌倉市腰越漁港管理条例第3条第1項に基づいて定める維持運営計画において、各漁港施設を適正かつ円滑に維持管理するための内容を定めています。その中で、漁船以外の船舶については、利用を制限することにより、漁業関係者の安全を図っています。

引き続き、海岸利用者へのルール等の更なる周知及び誰もが安心して楽しめる海水浴場となるよう、努めて参ります。

添付資料

② 住民を主体とした陸・海での行政展開を市内の交通問題と総合的に観察して

<鎌倉地区自治組織連合会 仲島副会長>

ロードプライシング、私非常に興味があることで、以前から申し上げていますように、私の経験上、これが交通渋滞の解消の一つの手段として有効だだと思います。お金を取るばかりが能ではありませんけれども、それによって交通渋滞も防げるのであればと。これは、当然皆さん一緒の意見だと思いますけれども、観光客の車の乗り入れによる住民の生活の不自由さというのが、買物一つするにも、本当にまちなかに住んでおられる市民の方はまだ何とか耐え忍べますけれども、車がなければできないような場所、最近ではデリバリーとか、いろいろと方法はありますけども、少なくとも日常生活ができる、営めるような交通環境がやっぱり住民にとっては必要ではないかと思って、非常に期待しておりました。

初めてアイデアを出されたのは結構前だと思いますが、いまだに、最終段階というか、目鼻はついていないんですね。目鼻がついていなければ、何かほかの方法でも副案として、渋滞の解消に向けて何らかの模索をしていただいているものかどうか伺いたいです。

松尾市長からのお話がありましたパークアンドライドも、以前私が申しあげました準備したバスに乗っている人数が非常に少なかった。最近、私もそれを今では当たり前だと思って気にしていないんですけども、パーキングから駅に向かうバスの乗っている人数を見ると、乗用車1台分ぐらいしかないのかなというような記憶がありますので、これが果たしてどこまで、今パークアンドライドが有効的に使われているのかどうかという点もございます。

それと、電動キックボード、後はスケボーと言われる類いのもので、この中ですと、坂ノ下と長谷がその辺の自治会としては大いに絡むところだと思うんですけども、134号線の歩道をサーフボード片手に、スケボーで歩道を走り回る人がいるわけです。ご承知のとおり、スケボー、電動キックボードもそうですけれども、危ないと思ったら足を離せば、乗っている人自身は助かるんですけども、周囲に、そのスケボーがすっ飛んで行ってしまうとか、非常に危険極まりないというのが散見されています。

海のほうの水上バイクでは数年前にクルーザーか何かの乗り込んできて、どうのこうのとありました。あれは特殊な例だと思うんですけども、それ以外でも水上バイクを運んでくる、車で牽引する、牽引されている水上バイクを被牽引車というんですが、被牽引車は、本来ナンバープレートがなきゃいけないはずなんですよね。ブレーキランプも必要はずなのに、あまりついている様子を見たことがないんですね。ですから違法だというのは、間違いのないと思います。先ほどの電動キックボードも 마찬가지ですけどね、これは違法になっています。この辺りの水上バイクの件は、ほかの水路の取り締まり、ちょっと前に明石がどこかで問題に上がって、結構強引に市長がやられている条例もあったと思います。それぐらいの熱意があつていいと思います。

要は命に関わることで、一民間の人が海岸を占有とは言いませんけれども使って、なおかつ危険な行為をしている。まかり間違えば命に関わると、これはもっと規制強化をしていただくしかないのかなと思います。

それに併せて、海の家も、海開きから最後まではいいんですけども、その前後、これは海岸のそばの自治会の方がどう感じられているかなんですけども。まず、海開きの前の海の家を造る、この期間の海岸が散歩できないんですね。建設中のトラックが右往左往していて、結構スピードを出して走り回っている。今回解体のときには、一応、解体した資材はもちろん持ち帰っていますけれども、散歩をしていると大きい釘

や、かすがいなどが落ちています。誰が掃除するんだろう。怪我でもしたらどうするんだ、だれが責任を持つんだと思っています。

最近見ませんけれども、海の家を造るときに、時期的に6月末、砂浜から上がってくる真っ黒い大型セダンが道路に出るときに、若い人たちが134号線を通りかかっている車の道路のど真ん中に出て、車を止めさせて、深々と頭を下げて見送っている姿というのを私は、相当前に結構見えています。どういう人が、その辺の海の家背景にいるのか、その辺は行政のほうがどこまで調べているのか分かりませんが、ちょっとおぞましい社会が何かそばにいるような感じがした次第です。

今、ちょっと話がそれていきましたけれども、いずれにせよ、外部が見ていけばいいですし、ましてや警察がもっとしっかり目を光らせていてくれれば、さらに安心安全な我々の鎌倉が維持継続できると思っています。

<松尾市長>

おっしゃるように電動キックボードにつきましては、警察等との連携が及ぶところでは取り締まり、それから水上バイクにつきましては、海上保安庁と密に連絡を取りながら連携をして対応していくところもございします。

この夏にどういうトラブルがあるかというところ、大変注視をしているところでありますので、しっかりと市民の安全安心を守るように対応してまいりたいと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉西3-3
テーマ	空き家対策について
内容詳細	鎌倉市の空き家対策を具体的に説明してほしい
担当部課	都市整備部都市整備総務課

議題に対する回答等	
<p>「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、空家等とは、「概ね1年間を通じて居住や使用がされていない、戸建て住宅や全室が使用されていないアパート等及びその敷地」と定義されています。</p> <p>空き家対策の担当課が把握している市内の空家等の総数は、令和4年(2022年)4月1日時点で1291戸です。</p> <p>管理不全の空家等について、市にご相談が寄せられますが、空家等は個人の財産であるため、所有者または管理者の責任で適切に管理することが前提であり、行政としてできることは限られているのが現状です。</p> <p>従って、本市の空家等対策においては、市民からの通報等があった際は、職員が現地調査を実施し、「空家等」であることが確認でき次第、所有者等の連絡先を調べ、適切な管理をするよう書面にて指導しています。</p> <p>また、空家等の発生を抑制するために、弁護士会や不動産団体等の専門機関と「空家等対策に関する協定」を締結し、空家等の所有者に対する相談体制を構築しています。</p>	
添付資料	令和4年度空き家対策リーフレット

あなたの家は 適正に管理されていますか？



令和6年4月から不動産の相続登記が義務化されます。

相続した不動産は、相続登記して所有者を明確にしましょう。



相続(遺言含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。(不動産登記法：令和6年4月1日施行)

家の点検ポイント



空き家になっている場合は、雨漏りの確認と換気もしよう！
点検の際には、ご近所に挨拶すると、ご近所の皆さんも安心するね。



家の点検項目

- 樹木、生垣、雑草が繁茂していませんか？
- 屋根や外壁が破損していませんか？
- スズメバチが巣を作っていませんか？
- ごみ等を放置していませんか？
- ポストが郵便物等であふれていませんか？
- 塀にヒビが入っていませんか？
- 窓ガラスが割れていませんか？
- 雨樋が詰まっていますか？
- 敷地内のがけが崩れる心配はありませんか？

スズメバチの巣
駆除費補助金交付制度
個人が所有する建物等に営巣したスズメバチの巣の駆除を事業者へ依頼し実施した場合、その費用の一部を市で補助しています。
環境保全課…内線2282

危険なブロック塀等の
除却費用補助制度
危険なブロック塀等の除却及びフェンス設置工事に係る費用の一部を市で助成しています。
建築指導課…内線2528

既存宅地等防災工事費
資金助成制度
がけ崩れ災害を未然に防ぐために、木の伐採・防災工事資金の一部を市で助成しています。
みどり公園課…内線2579

あなたの家について専門家が相談に応じます

住宅の空き家化の防止や空き家となった住宅の適正管理などの取組みを推進するため、市と各専門家団体とで「空家等対策に関する協定」を締結しています。

各団体では、空き家の売買、相続、改修、登記、法律等に関する相談を行うことができます。



法律に関するご相談

神奈川県弁護士会
横浜市中区日本大通9番地
Tel.045-201-1881
<https://www.kanaben.or.jp/index.html>



売却や賃貸等に関するご相談

公益社団法人全日本不動産協会
神奈川県本部湘南支部
藤沢市朝日町5-7藤沢市建設会館3階
Tel.0466-28-1445
<https://kanagawa.zennichi.or.jp/shouan/>



相続に関するご相談

神奈川県司法書士会無料電話相談
司法書士相続ホットライン(鎌倉エリア対応)
Tel.050-5212-0628
受付時間：平日13時～16時
<https://www.shiho.or.jp/>



公益社団法人
神奈川県宅地建物取引業協会
鎌倉支部
鎌倉市大町2-1-10
Tel.0467-23-2085
<https://www.kanagawa-takken.or.jp/chiiki/a-21.html>



神奈川県行政書士会鎌倉支部
鎌倉市小町1-3-7大石ビル301
Tel.0467-84-7499
<https://gyosei-kamakura.com/>



改修に関するご相談
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
鎌倉支部
鎌倉市大船5-2-4 Tel.0467-43-1431

不動産登記、境界に関するご相談

神奈川県土地家屋調査士会
横浜西区楠町18番地
Tel.045-312-1177
<http://www.kanagawa-chousashi.or.jp/>



ご相談の内容によっては有償になる場合や、相談先が異なる場合があります。

その他の空き家に関するご相談

被相続人居住用家屋等確認書 (3,000万控除)に関するご相談

鎌倉市役所都市整備総務課
市役所本庁舎4階
Tel.0467-23-3000(内線2824)



家財整理に関するご相談

公益社団法人
かながわ住まいまちづくり協会
横浜市中区太田町2-22
神奈川県建設会館4階
Tel.045-664-6896



空き家に関するご相談全般

- ・所有している空き家などを福祉や地域活動に活用したい方
- ・その他、空き家の管理でお困りの方

鎌倉市役所都市整備総務課 Tel.0467-23-3000(内線2824)



市の空き家対策のホームページで、過去に配布したリーフレットを掲載しています。
http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kenchiku/akiya_taisaku.html

ご相談ください!



③ 空き家対策について

<若宮町内会 藤島会長>

地域の住民の方たちが空き家を活用してやっているというのは具体的にどの辺か教えていただけないでしょうか。

<松尾市長>

一つは今泉台の町内会の中で空き家を活用しているというところがあります。それから個別になりますけれども、城廻で空き家のところを、これは所有者の方が地域の方とつながっていて活用につながったという例があるんですけども、本当に安い、固定資産税相当額ぐらいでお貸しをされて、地域の方が1回の利用で100円か、200円ぐらいか利用料をお支払いすると、そこで一日過ごすことができるという形での活用をしているところがございます。

<若宮町内会 藤島会長>

その管理は、城廻であれば、管理は誰がやっているんでしょう。管理としては、1回100円頂くじゃないですか、その管理というような部分。

<松尾市長>

今泉台の中でNPOを作っておりまして、そのNPOが借り上げをしていると記憶しております。

城廻のほうは、地域の団体の方がそこを運営をされているということで、あるいは自主的にそういう活動をされているという中で活用という事例になります。

<若宮町内会 藤島会長>

ということは、この鎌倉地区の中では1回もないということでもいいんでしょうか。

<松尾市長>

今確認できているところはありません。

<若宮町内会 藤島会長>

何かこの辺りの方で事例があったら知りたかったのですが。こちらのほうは比較的、この今泉台とか城廻に比べると土地代がちょっと高いから、そういうのもないのかなと思ったんです。

<北稻村ガ崎自治会 山下会長>

空き家を使いたいと思って、市役所のほうでお伺いをしたんですけども、結局最初の1年間は実績をつくって、自治会というか、借りるほうでお支払いとか何か全てをして、その実績をもって、その次の年から補助金を出しますという言われ方なんですよね。だから最初から補助金が出るわけではなく、その1年間実績を積まないと補助金はいただけないんです。そうなりますと、うちのようなどとも小さい自治会ですと、そんな予算も組めないの、結局スタートできないということがございました。

<若宮町内会 藤島会長>

今の山下さんの発言から、やっぱり町内会有一些程度小さいと、その費用も結構かかるとは思いませんか。だから、北稲村ガ崎自治会館のような施設とか、そういうところももちろんないですよ。それでうちの若宮町内会は600世帯あるんですけども、やっぱり町内会館がないんですね。それで、公共的な施設で、例えば消防署とか、それから裁判所があるんですね。それで前に、裁判所を一部貸してくれないかと言ったら、秘密の文書がたくさん置いてあるから、それは駄目だということを言われました。消防署の方は、会議はもちろん使っているんですけど、ただ、皆さんが集うような場所にはならないんですよ。あれだけ空いているのにいつも思うんですけど、今、通信システムが全部大船に行っちゃったんですね。

<松尾市長>

そうですね。

<若宮町内会 藤島会長>

だから、その点で、どうしてもっと有効活用できないのかなと思うんですよ。消防署の会議室を、月に一度申し込むのも、自転車は裏の方に停めてとか、前のほうに停めたら駄目だとか、何かすごく前よりも厳しくなっているというのが現状なんですよ。私たちはプライベートで使うわけじゃないので、市の持ち物なのに、なぜかと思うんですよ。だから、みんなが幸せになれるようにしてほしいなと本当に思います。

裁判所も危ないところは、もちろんあると思うんですけども、北稲村ガ崎の山下さんがおっしゃったように、例えばコミュニティのような感じで、もちろん費用はかかるかもしれないんですけど、使えるようにしていただきたいです。その辺のところ、自治会館を持っている佐助や長谷とかからすると、運営は大変だと思うんですけど、すごくその点はいいと思います。これから高齢化社会に移るので、そういう集う場所というのはとても大事だと思うんですよ。例えばちょっとベンチが置いてあるだけでも違うなんて思ったりするんですけど、そこら辺のところ、市としてなるべく協力していただきたいなと思います。

<松尾市長>

消防の活用については、昨年のご意見、ご質問をいただきまして、できる限り活用はしていただきたいという考えではあります。セキュリティーの問題ですとか、コロナの感染拡大の心配など理由がありまして、なかなか思うように使えていないというところがあるんですけど、できる限り活用していただけるようにということで挑戦してまいりたいと思っております。

<事務局>

公会堂の賃借料の補助金の要件については、おっしゃっているように、最初の1年間の契約のあと、補助金のお支払いをするという形になっているので、そのことをおっしゃっていただいたのかなと思います。

<北稲村ガ崎自治会 山下会長>

補助金は、要するに最初の1年間はないということですよ。

<事務局>

そうですね。

<北稲村ガ崎自治会 山下会長>

それが、要するにスタートが切れないということなんですね。うちは、とにかく300世帯しかないんですね。いつも、稲村ガ崎自治会からお借りするんですけども、かなり距離がありまして、お年寄りなんかは使えない。きしろというホームをお借りしていたんですけども、今はコロナで一切使えない。そうすると、場所が本当に何もないんですね。それで、調べ始めたところ、結局1年間実績を積むのは、結局無理だなということになります。私たちもどのように活用できるかというのは、1年間やってみないと分からないですよ。私たちがこういう会をしたいと思っても、住民の皆さんが最初から受け入れてくださるわけではないので、浸透するまでに1年や2年はかかると思うんですけども、そこで最初の1年間は自分たちで出さなきゃならないとなると、大きい自治会は大した額ではないのかもしれないですけども、ちょっとスタートはできませんでした。

<松尾市長>

そうですね。どういう理由で、そういう要綱になっているのか。あまり明確な理由やデメリットがないようでしたらこちらの課題にもなりますから、ご指摘のとおり、1年目から補助金が出せるというところで検討してまいりたいと思います。

<北稲村ガ崎自治会 山下会長>

よろしくお願いします。

<若宮町内会 藤島会長>

今、借りようとしている固定資産税というのは、年間どれぐらいなんですか。

<北稲村ガ崎自治会 山下会長>

20万弱です。

<若宮町内会 藤島会長>

そんなにあるんですか。そうすると、1か月で15,000円ぐらい。それを例えば、集まりのときに集めるといったら大変ですよ。市長、何とかしてあげて。

<北稲村ガ崎自治会 山下会長>

自治会館があればね、問題はないんだけど。

<若宮町内会 藤島会長>

せめて半額とかね。

<鎌倉地区自治組織連合会 仲島副会長>

空き家について、私から1点だけ。今、この4月1日で空き家1,291戸、何か全然少ないように私は感じましたですけども。今この数字を聞いて想定したのは、私ども町内会も、人が住んでいないのを空き家というのであれば、7~8%はあります。ということは、この数字、恐らくお年寄り、独りで住まわれている、もしくはご夫婦で住まれて、施設に入ったまま、家は残したまま、防犯上からいくと、ちょっとこれは格段に少ない数字だなと思っているんです。ですから、この辺の表現はどう言ったらいいかわからないんですけどね。同じ空き家でも。

<都市整備部 森部長>

数1,291戸、5年前は1,100戸だったので、少し増えているところですが、この数字自体は、1年間電気メーターですとか、水道メーターが動いていないという家を空き家として、一つ捉えております。ですから、仲島副会長がおっしゃるように、お年寄りがひとりで暮らしていて、入院してしまっていると、1年間開け閉めがない、水道とかがないと、そこは1戸空き家としてカウントしております。ただ、建物の所有者は、ほかのところに住まわれているというのも承知はしているところですが、空き家としての捉え方のカウントは1年間という形で捉えております。

<若宮町内会 藤島会長>

電気もガスも全部止まっているということでしょうか。

<都市整備部 森部長>

外から見るとしかないので、メーターが動いているなど分かるのが、水道が一番分かりやすいですね。庭に水道メーターがあったりするのです。

<若宮町内会 藤島会長>

電気ではなく。

<都市整備部 森部長>

電気とかも併せて見ます。ガスは、すみません、分からないので、そういったものを利用して確認しているところです。

<鎌倉地区自治組織連合会 仲島副会長>

ということは、たまに親族の方が家の様子を見に来られるというとき、電気が来ていない場合でも実際には空き家になっている。対して、施設に入っていて、親族の方がたまに様子を見に来るぐらいでも、電気もなく、真っ暗じゃ困るから、そのまま継続していれば、この中には入っていないということですかね。

施設に入ってそれっきりというのが、皆さん方の中でもそうなんだろうけれども、いつの間にかお年寄りの最近の姿を見ないと言っているうちに、いやいやどこか施設に入っていますよというのが結構あつ

て。駐在所の警察官には、最近あそこが空き家みたいだから、よく見ておいてちょうだいねというのは言うてはありますけれども、防犯上は、この数字がどこまで有効かというのは、出てくると思います。

<都市整備部 森部長>

今おっしゃるとおり、1年間我々も、空き家1,200軒についているわけにはいきませんので、ある程度、定期的な、皆さんからの通報ですとか、委託、頼んで確認をするという、限られた期間の中で、1年間に限って確認をしたりするものですから、仲島副会長がおっしゃるように、潜在的に我々が行ったときには、たまたま動いたとか、都会に行っている息子さんたちが掃除をして帰ったとか、そういう場合もあります。数字は、我々が確実に空き家だと認識しているところがこの1,200軒と捉えていただければありがたいです。

<鎌倉地区自治組織連合会 仲島副会長>

分かりました。地元としては、一番肝心なのは、その空き家、要するに防犯上の空き家というのが一番問題点で、誰かがこっそり夜中に住み着いているとか、火事が起きたとか、これが一番の心配のもとなんです。恐らくここに集まっていたらいる会長の皆さんも、どのぐらい軒数があるのと聞けば、このぐらいという回答は、数百人を超えていれば難しいでしょうけれども、ある程度数字はつかんでいると思います。その辺いちいち市の職員の方が、時間を費やしてやるのも大変だなと思いますが、少なくとも私のところはそういう質問があれば、こういう内容ですよということぐらいはお答えできます。

<松尾市長>

ありがとうございます。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉西3-4
テーマ	鎌倉海水浴場運営について
内容詳細	今年度より、海水浴場対策協議会が発足されましたが、世界的パンデミックを経て、これからの鎌倉の観光とはどうあるべきかを鑑み、長期的スパンで捉え、これからの海浜地域（海岸を含めた）の運営のビジョンをお聞かせください。
担当部課	市民防災部 観光課

議題に対する回答等

鎌倉市では、海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図り、誰もが安全、安心に利用できる海水浴場を目指しています。

これからの鎌倉の海水浴場はどうあるべきかを長期的スパンで捉え、海水浴場運営のビジョンを明確にするためにも、今後、鎌倉市海水浴場対策協議会において、地域住民の皆様をはじめ、海の家を営業する海浜組合、漁業者やマリンスポーツ関係者など多くの利害関係者の皆さんと一緒に、ビジョンを考えたいと思います。また必要に応じて様々な分野で専門的な知見を有する方々の意見も聞きながら協議したいと考えているところです。

鎌倉の海水浴場は多くの方々の関わりの中、長い時間の積み重ねを経て、現在の姿が形づくられてきています。一方、海水浴場に対する市民の皆さんの考えや、取り巻く環境に変化があることも認識しています。海水浴場の様々な課題について、多くの皆さんの考えをすり合わせ、合意形成を図ることは容易ではなく、時に時間のかかることもあります。一つずつ丁寧に進めていきたいと考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。

添付資料

④ 鎌倉海水浴場運営について

<若宮町内会 藤島会長>

31日に松尾市長がパトロールしていただけるということでとても期待しております。ただ、くれぐれも刺されないようお願いしたいと思います。今いろんな事件がありますので、海の家イベントの審査会でも、私たち海の家に関連の組合の人とかも、もちろん一生懸命そういうことが起こらないようにしているんですけども、来る方のモラルが一番問題だから、やっぱり何が起こるか分からないので。その辺は、パトロールするのも、もう本当に第二の安倍さんにならないようにしていただければと思います。よろしく申し上げます。

<鎌倉地区自治組織連合会 仲島副会長>

私が伺っている限り、市長が、広報の時間はもちろん、休みのときもこまめに見聞をして歩いていただいているということは承知しております。その辺り、今後隙間なく見ていっていただいて、実際はこんなものだということを、少しでもご理解をいただければと思っております。

その他

<塔之辻自治会 加藤会長>

市長にお願いというか、私の希望なんですけれども、これはバス会社のほうに言ったほうがいいかもしれませんが、羽田と大船なり、鎌倉、あるいは藤沢まで、バス路線があるわけですよ。京急バスと江ノ電バスですかね。今後バスの路線をこのコロナが落ち着いたら、いわゆるインバウンドという、外国人が日本に入ってくる。羽田に入ってくる。この方々をぜひこの鎌倉観光に誘致していただきたいと、そういう活動を鎌倉市で立ち上げてほしいなと思っております。簡単に言うと、インバウンドを鎌倉にもっと呼び込めというお願いをしたいです。

<松尾市長>

今、こういうコロナの状況ですから、なかなか難しさがあるんじゃないかと思います。今後将来的に、コロナの前を考えると、また多くの外国人観光客が来られると考えます。我々局地的には、大分住民の皆さんにもご迷惑をおかけする状況も生まれておりましたので、目指すべき方向とすると、多くの方の誘致と、観光客日本人も含めてですけれども、多くの方に来ていただくということよりも、観光基本計画の中では、観光の質を高めていくという、こういうことを考えています。

特に、外国人観光客の方は、かなりお金を使われる、それは自分たちの貴重な経験のためというところで、鎌倉はそういう歴史文化がたくさんあり、そういう方々を引きつけるだけの魅力がたくさんありますから、やはりそういう大勢というよりも、質の高い観光客の方を、どう鎌倉としては誘致をして、この鎌倉の中で落ち着いて観光していただくか、こういうところを計画としては目指している姿であります。今、加藤会長がおっしゃっていただいたようなところも含めて、今後のインバウンド戦略というところは、しっかりと取組んでまいりたいと思います。

<佐助自治会 岡田会長>

ちょっと話題は飛びますが、実は、私の息子、嫁が、藤沢の小学校の先生をしております、最近よく話題になりますけども、小学校ってブラック企業なんですよ。もう私なんか、うちの息子は体を壊すんじゃないかと。毎日、今は夏休みですけども、普通ときは9時前に帰ってくるのがほとんどありませんし、下手すれば11時なんですよ。というのはヒントで、鎌倉はそういう問題は起きていませんか。先生に無理な勤務をさせるということが、最近ニュースでも聞く話題なものですから、一応情報を。鎌倉は全体としてそういう問題が出ているということはございませんか。

<松尾市長>

ありがとうございます。全体としては、そういう傾向があります。先生の多忙化というところは大変あって、しかも今、教員の数足りないというところも相まっております。これは教育委員会、特に県の管理ということもありまして、どれぐらいの勤務時間になっているかというのは、今手元に詳細がないんですけれども、それは大きな課題として捉えておりまして、教育委員会でも解消に向けて積極的に取組んでいるところでございます。

<佐助自治会 岡田会長>

ありがとうございました。ということは、努力はしていらっしゃるということなんですね。

<松尾市長>

はい、解消のために。

令和4年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 腰越地域 ＞

日 時	令和4年8月4日（木） 午後2時～4時
場 所	腰越支所 多目的室
出 席 者	自治会・町内会代表 13名 地域団体代表 6名 計19名 鎌倉市 8名
内 容	<p>第 1 部 市長からの説明 「共生社会の取組み、本庁舎整備について」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告 ① 諏訪ヶ谷の崖について ② 腰越なごやかセンター周辺道路整備について ③ 不法に駐輪する自転車の対策について ④ 津西一丁目31番のT字路での危険防止措置について ⑤ 民泊業者への規制について ⑥ 青少年広場の滑り台の撤去及び新設について</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談 ① 公共エリアにおける防災井戸の新設について ② 神戸川沿いの閉鎖道路の開通について ③ 地域活動活性化のための補助金の創設について</p>

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	中原町内会	山崎 一雄	会長
2	土橋町内会	伊東 久夫	会長
3	神戸町内会	松本 隆	会長
4	腰越地区町内自治会連合会 (浜上町内会)	野村 修平	副会長 (会長)
5	腰越地区町内自治会連合会 (津町内会)	新津 豊	会長 (会長)
6	津町内会	田中 良作	副会長
7	七里ガ浜町内会	中原 攻	会長
8	浜上山自治会	羽原 誠	会長
9	七里ガ浜二丁目自治会	白井 誠一	会長
10	腰越地区町内自治会連合会 (七里ガ浜自治会)	村谷 宏三	副会長 (会長)
11	諏訪ヶ谷町内会	梶原 秀夫	会長
12	鎌倉グランドエステイツ自治会	鍋島 久和	会長
13	鎌倉白山坂自治会	石松 秋男	会長

【その他の団体等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	腰越地区社会福祉協議会	小川 和治	顧問
2	腰越地区社会福祉協議会 第四地区民生委員児童委員協議会	和田 恒夫	会長
3	腰越まちづくり市民懇話会	檜本 利夫	会長
4	みらいふる鎌倉	池田 隆明	腰越地区長
5	腰越中学校 PTA	池原 康二	PTA 会長
6	鎌倉市社会福祉協議会	高橋 寿美	生活支援コー ディネーター

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	共生共創部長	服部 基己	
4	健康福祉部長	濱本 正行	
5	まちづくり計画部長	林 浩一	
6	都市景観部長	古賀 久貴	
7	都市整備部長	森 明彦	
8	腰越支所長	青木 達哉	

第 2 部

地域の懸案事項に関する報告

04 腰越 2-1	諏訪ヶ谷の崖について
04 腰越 2-2	腰越なごやかセンター周辺道路整備について
04 腰越 2-3	不法に駐輪する自転車の対策について
04 腰越 2-4	津西一丁目 31 番の T 字路での危険防止措置について
04 腰越 2-5	民泊業者への規制について
04 腰越 2-6	青少年広場の滑り台の撤去及び新設について

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 腰越2-1
テ ー マ	諏訪ヶ谷の崖について
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	都市整備部道路課 都市整備部道水路管理課

議題に対する回答等

前回のふれあい地域懇談会では、令和3年（2021年）5月27日に横浜地方裁判所から、崖地所有者に対して期日までに崖地の対策工事を実施することを命ずる仮処分決定が発令され、崖地所有者の対応次第で通行再開時期の見込みが異なる旨のご回答をいたしました。

その後、仮処分決定の期日である令和3年（2021年）9月27日までに崖地所有者による崖地の対策工事が実施されなかったことから、仮処分決定に基づき崖地所有者に代わり市が施工することとし、令和3年（2021年）9月30日に作業センターにて工事用バリケード設置等に着手し、工事準備を進め同年11月26日に施工業者と契約を行いました。

通常、市の発注工事においては、発注前に測量・調査等を行うため、施工業者との契約締結後1ヶ月程度で構造物の築造等を開始しますが、本件につきましては、測量・調査等を含め発注を行い、この業務に時間を要しております。

また、当該地の地質調査業務にあたり、伐採作業を行ったところ、崩落箇所上部に浮石等があり、近接して行う調査に危険が伴うことが判明し、追加のボーリング調査が必要となるなどの契約内容の変更が生じており、当初の想定よりも時間を要しております。

通行規制等、長期間にわたりご不便をおかけしておりますが、今後、調査結果等を基に決定する工事の方法や実施時期等について適宜地元町内会等にお知らせいたします。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 腰越2-2
テ ー マ	腰越なごやかセンター周辺道路整備について
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	都市整備部道路課

議題に対する回答等

腰越なごやかセンター周辺における神戸川沿いの転落防止柵設置につきまして、全長約360mのうち令和3年度に一部区間約60mについて工事を実施し、令和4年度に残る約300mの設置工事を予定しております。

一方で当路線のアスファルト舗装のご要望につきましては、道路形態の一部に民有地が存在しているため、全区間での実施は難しいと考えておりますが、実施可能な範囲は順次対応させていただきたいと考えております。

施工範囲等につきましては、今後貴町内会と調整させていただきます。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第2部） 回答票

番 号	04 腰越2-3
テ ー マ	不法に駐輪する自転車の対策について
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

江ノ電腰越駅周辺につきましては、神戸川沿いの市道上に自転車などが放置されている状況が長年続いており、市としても放置自転車は大きな課題であると認識しています。しかし、駐輪場用地を周辺に確保することが難しいことから、ほぼ毎日監視員を派遣し、放置自転車等に警告札の貼付を行うとともに、放置自転車の防止に取り組んでいますが、抜本的な解決には至らない状況です。

また、放置自転車改善には地域の協力も不可欠であるため、現在、江ノ電腰越駅周辺町内会と具体的対策について協議を行っています。

引き続き、駅周辺の放置自転車の改善に向けた取り組みを進めるとともに、江ノ島電鉄(株)との連携や駅周辺の土地利用などが把握できた際には、駐輪場設置に向けて土地所有者に働きかけを行うなど、様々な可能性を探りながら、改善に向けた取り組みを検討します。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第2部） 回答票

番 号	04 腰越2-4
テ ー マ	津西一丁目31番のT字路での危険防止措置について
概 要	解決済みの内容について
担 当 部 課	都市整備部 道水路管理課

議題に対する回答等

この議題については、令和3年度のふれあい地域懇談会の第3部テーマにて、貴町内会から御要望を頂き、懇談会前に貴町内会と現場立会いを行い、令和3年（2021年）6月11日に既存のカーブミラーの支柱に新たなカーブミラーを追加で設置しました。

このことを令和3年（2021年）7月8日のふれあい地域懇談会にて報告したところ、新たに設置したカーブミラーの視認性の向上のため、直近の電柱を移設できないかという旨の相談をいただいたものです。

電柱の移設について、東京電力に問い合わせたところ、

- ・この電柱は私道上に設置されたものであることから、私道の土地所有者からの希望であれば移設対応可能だが、鎌倉市など第三者からの希望で移設する場合は有償での対応となる。
- ・ただし、土地所有者の了解があれば、地元町内会が土地所有者に代わって東京電力と移設について調整することは可能。

との説明を受けました。

これを貴町内会にお伝えし、貴町内会内で御検討いただいた結果、電柱を移設しても、カーブミラーの視認性について大きな向上が見込めないため、電柱の移設については私道土地所有者と東京電力に要望しない旨の御回答をいただいたことで、このテーマについてカーブミラーの追加設置によって解決済みとさせていただいたものです。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第2部） 回答票

番 号	04 腰越2-5
テ ー マ	民泊業者への規制について
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	共生共創部 地域共生課

議題に対する回答等

「民泊施設」（住宅宿泊事業法による届出住宅。以下「民泊」という。）の届出及び事業登録について、神奈川県鎌倉保健福祉事務所（以下「保健所」という。）が所管しており、保健所では昨年度同様、近隣住民とのトラブルを未然に防ぐため、民泊を開設しようとする事業者に対して近接住宅への配慮や注意事項等を周知するとともに、地域の自治・町内会に開設する旨を連絡するよう伝えているところです。

市においても、昨年度同様、民泊施設を開設する事業者に対し環境部職員が個別訪問し、ごみの分別指導を行うとともに、騒音等のトラブルに対しては保健所につながる、条例等により住環境の保全への誘導を図りつつ、市ホームページ等により利用者へのマナーやモラルの周知について、取り組んでいきます。

また、民泊の新規開設については、一定の地区内の建築物等について用途を制限することのできる「地区計画決定」という都市計画法上の手続きがあり、関係課において、昨年度から引き続き、一部の地域における地区計画決定の手続きについて、住民と調整を進めています。

今後も都市計画法上の協議内容等について庁内共有するとともに、保健所等関係機関と連携し、住民の方が安心して生活できるよう対応してまいります。

添付資料

令和4年度ふれあい地域懇談会（第2部） 回答票

番 号	04 腰越2-6
テ ー マ	青少年広場の滑り台の撤去及び新設について
概 要	実施予定内容について
担 当 部 課	都市景観部 みどり公園課

議題に対する回答等

諏訪ヶ谷青少年広場の滑り台は、令和4年度更新実施に向けて予算を確保したところではあります。

今後、撤去と新たな遊具の種類等について地域の皆様の意見をうかがったうえで、令和4年度末までに設置を完了させる予定でありますので、御理解、御協力をお願いいたします。

添付資料

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

① 諏訪ヶ谷の崖について

＜諏訪ヶ谷町内会 梶原会長＞

この崖については、もう3回目ぐらいですかね。今年の7月に完成する予定だということで進んでいたんですが、今年に入ってもあまり進んでなく、7月になって市から、契約ができたので12月までに完成しますということをお覧物でいただきました。非常に残念だったことが、遅れるという説明が町内会に全くないままだったこと。7月は無理だよと分かった段階でいち早く知らせていただきたかったというのが、町内会長としては思うところです。ぜひ12月までに工事が終わることを願っています。

② 腰越なごやかセンター周辺道路整備について

＜津町内会 田中副会長＞

津町内会にある、なごやかセンター周辺の川沿いの道路について、皆様もご存じのとおり、一般的に生活道路になっておりまして、全長が大体600m、神戸川に沿って細い道があるわけでございますけれども、昨年来ずっと転落防止柵の嵩上げとか、道路面の整備、いろいろお願いをしてまいりました。一部この図面の中では2021年に施工のところ、この部分は1m10cmぐらいの高さで約70mにわたって施工していただきました。それについては本当に感謝しております。残る部分については、フェンスの改造計画ということで、高さが足りないの、つまりいた場合には転落してしまいそうな高さでございますので、それも、70mしていただいた高さに嵩上げをしていただければありがたいと思っております。

それから、2点目といたしましては、道路の舗装の関係です。現在、平板って四角いコンクリートのブロックで敷き詰めていただいておりますが、歩ける面積としては道路の幅員が大体1mしかございませんので、雨が降りますと非常にぬかるんでしまっています。ここを利用する町内会の会員、もうみんな高齢者が多いです。そして、お互い通行する際、大変邪魔になります。片方がよけないと通れないという状況でございますので、現在の草の生えているところ、あるいは泥の部分のところ、ここを遊歩道でも結構ですので、対応していただければ非常にありがたいなと思っております。

なごやかセンターの周辺の道路の整備について、以上お願いしたいと思っております。

＜松尾市長＞

まだ60mぐらいの区間でのフェンスということでございまして、まとめて実施できていないというところは大変心苦しく思うところなのですが、順次対応してまいりたいと考えております。アスファルトのところにつきましても、民有地についてはなかなか難しい面がありますが、市のところについては、こちら順次進めてまいりたいと考えております。

③ 不法に駐輪する自転車の対策について

＜神戸町内会 松本会長＞

何回か、この会で話をさせていただいております腰越駅の手前の神戸川の市の所有している土地に、不法に自転車が放置されているということで、通る人が危険だということと、災害時、逃げる道でもありますので、

何とかならないかということで市にいろいろお願いをしていたわけですが、4月、自町連の中でも腰越に関係する人たちが市の担当者との現場を見学しました。そして、幾つか市のほうに要求をしましたけれども、実現可能な対応策ということで、フラワーポッドとそれから回覧板を回すということをお願いしたと。

幾つかある中で、実現が一番できそうなものという形をお願いしたわけですが、その中で担当者の方からは回覧板の件が出てきて、7月に担当の方から案をいただき、自町連の理事会と町内の役員にも話をしました。一応できることからということで回覧を回して、置かないようにしてもらおうという、啓発をしていこうという形で進めていこうということで、市のほうにお願いして、話を詰めているところでございます。いろいろご協力ありがとうございました。さらに、なくなるように取組のほうも継続してお願いをしたいと思っております。

<松尾市長>

毎回テーマとして上げていただいておりますが、根本的な解決というところにつきましては新たな駐輪場の設置ということだと考えております。近隣になかなか適当な土地が見つからないということでございますが、引き続き、情報収集をしながら、適当な土地が見つければ、ぜひそこに駐輪場を設置したいという中で対応していきます。また、今お話がございましたようにできることから着手していくということで進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

<腰越地区町内自治会連合会 新津会長>

私知らなかったんですが、この腰越駅に自転車を置いているのは関係町内会で5、6個あるんですね。今回関係者が集まってディスカッションしたのは初めてであるということですので、それについてだけでも価値があったかなと、結論として解決するのは結構難しいのかなという感じがしておりますけれども。

④ 津西一丁目31番のT字路での危険防止措置について

<腰越地区町内自治会連合会 新津会長>

手前から、このT字路に入るときに左側に駐車場があって、これが結構高いんですね。1mぐらいの高さがあり、左側が全然見えないということで市にお願いしまして、カーブミラーを新たに設置していただきました。ほかに右側につければいいんですけども、右側は個人の住宅で、とてもできないということでここに付けていただいて、ただ、それでもなかなか見づらく、停止線で止まれば何とか見える状態です。我々、町内会として停止線でストップ、左カーブミラーで確認という看板をここに付けて、停止線でストップしてもらうようにしたんですけども、そのうち市のほうから、ここにある電柱が邪魔だから、電柱をどかしたらどうだろうという提案をいただきました。いろいろ検討しましたが、電柱を取り除き、移してもたいして影響がないということで、今期はこれでこのテーマを終わりとさせていただきたいと思っております。

<都市整備部 森部長>

今、会長おっしゃったように、電柱移設というものもございまして、カーブミラーをつけるところが結果的にここしかなかったというのも実情でございますので、それについてご理解していただきまして通行の際には十分注意していただければありがたいと思っております。

⑤ 民泊業者への規制について

質疑なし

⑥ 青少年広場の滑り台の撤去及び新設について

<諏訪ヶ谷町内会 梶原会長>

これは去年、市から令和4年度の予算を申請するという話を聞きまして、今これ見ると予算が確保できたと、しかし令和4年度末までに本当にできるのかというのが心配です。まだ私の町内会にも何の話もありませんし、この青少年広場自体、ボール遊びを禁止して3年たっています。この青少年広場の全体について、今のままでいいのかどうか、検討する時期にきているのではないかなというのを町内会としては感じております。ボール遊び禁止に関しては、町内会にアンケートを回しまして、6月第1日曜日に町内会の理事会で今年度の役員といろいろ話し合いました。その結果は、6月の中頃だったと思うんですが、みどり公園課に私からメールでご連絡を差し上げました。それに関して何も返答をいただかないまま今日に至っています。一番の課題はこの滑り台について、去年のこの場で、たしか今の基準でいくと長さが足りないというような話が出ていたと思うんですが、それも含めて、青少年広場自体のことも今のままでいいのか、長さが足りないのであれば、伸ばすしかないと思うんですが、ぜひ滑り台は新設を考えていただきたい。近隣住民の方、私ども町内会だけじゃなくて、ほかの町内会の子どもたちも、この滑り台をととても楽しみにしているみたいなので、そここのところひとつよろしくお願いします。

<都市景観部 古賀部長>

まず、ボール遊びの件につきましては大変申し訳ございません。長年の課題になっていると私も引き継いでおります。改めてご相談、または一緒に検討していきたいと考えております。

それ以外につきましては、予算が確保できてございますので、元あった滑り台と同じ程度のものを同じような形で復旧したいという考えで変わっておりません。今メーカーと調整をしている最中でございます。めどがつかましたら、また改めて説明をさせていただきたいと思っておりますので、いましばらくお時間をいただければと思います。

<七里ガ浜二丁目自治会 白井会長>

同じく滑り台のことで、七里ガ浜二丁目には公園が三つあるんですけれども、その中の一つの滑り台は3年ぐらい前に、公園協会の方だと思うんですけれども、黄色いテープを張って、危険だからこれを使わないでくださいと。じゃあ撤去して新しいの建ててくださいとお願いしているんですけれども、全然先に進んでいない。それで、今年私は市役所のみどり公園課に行って、どうなっているんですかというようなお話ししたら、撤去費用だけはできました、撤去はしますとのこと。新設はどうなるんですかと言ったら、それは予算がまだ全然ついていないから分かりませんというような話だったんです。子どもたちは日頃そこで遊んでいるわけですが、少なくとも撤去は早くしないと危険ですよ。そここのところを十分に認識いただいて予算化してほしいなと。早く工事なりを進めてほしいということをお願いしたいと思っております。

<都市景観部 古賀部長>

撤去につきましては、まさに今ご指摘いただいたとおりでございますので、前倒しして早急に撤去するという形で予算のほうを確保したところでございます。復旧につきましても順次ということになってしまいますが、これも前倒しでできるように計画を練っているところでございますので、めどがつかましたら、また改めて地元の方とご相談したいと思っております。

<腰越地区町内自治会連合会 新津会長>

この滑り台等は、確かに諏訪ヶ谷町内会なんですけれども、津町内会の子どもたちも相当遊ばせていただいているんですね。最近ちらっと聞くのが、やはりボール遊びについて、変にボールで遊ぶと警察が来ちゃうんだよというようなお話を聞いているんですけれども、現実になんかあるのかどうかということと、それからボール遊びというのは、全ての公園についてどうなのか、全体的な方針としてボール遊びを禁止していくのか、それともケースバイケースなのか、その辺お答えいただければと思います。

<都市景観部 古賀部長>

まさにケースバイケースでございます。それなりの広さと、それから防球ネットなどの施設が必要になってきますが、最近はいろんな方がいろんな遊び方をするというので、ボールがどうしても外に出てしまうという、迷惑が既にかかっているというケースが多くなってきていますので、どうしても設備を強化すればするほど、またいろんな影響が出てくるという悪循環に陥っているところがございます。ルールも含めて、場所場所で、どういう形が一番いいのかというのは地元の皆さんや実際に遊ぶ方も含めて、一件一件調整をしていくというような、地道な努力が必要になってくると感じているところでございます。

<腰越地区町内自治会連合会 野村副会長>

確か市長から、新庁舎ができた暁には、腰越行政センターが複合されるという話がありましたけれども、その後行政センターがどうなるのか。人間は少なくなるのか、そのままの機能をその後生かせるのか。その辺の問題も大きく市民の間で割れているんですね。この建物も台風で地下に水が入ったりして機能しなくなったりしたこともあるし、幾つかの課題が相当あると思うんですね。防災に使えるようになるのかどうか、市民の意見を全部聞きながら、この行政センターの今後の在り方を一度再検討する必要があるのかなと思うんですけど、その辺のところのお考えを教えてくださいませんか。

<松尾市長>

誤解を招くような発言したかもしれませんが、腰越の行政センターはなくなりません。深沢に新しい市役所ができたときにも、腰越行政センターはこのままで維持をしていくということになります。

そして以前に、支所の窓口を廃止していくという方針を出ささせていただいたことがありました。それは、この新しい市役所とは別に、全体の市内の支所の窓口は新しくできる学校に複合化していくという、公共施設再編計画の中での計画というのはあるんですけれども、こちらはなかなか新しい学校をつくるというところまで至りませんので、現時点では支所の窓口機能についてもそのまま存続をしていくという形です。ですので、現状のまま継続していくということでご理解をいただければと思います。

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

04 腰越3-1	公共エリアにおける防災井戸の新設について
04 腰越3-2	神戸川沿いの閉鎖道路の開通について
04 腰越3-3	地域活動活性化のための補助金の創設について

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 腰越3-1
テーマ	公共エリアにおける防災井戸の新設について
内容詳細	<p>昨今より地震など防災への意識が高まり、自治会の会員からも防災用の水の確保への心配の声を聞いています。</p> <p>令和4年現在、市内では災害時に利用できる井戸が「36件」とHPに記載がありますが、ほとんどが個人宅のもので、災害時に使用するにはハードルが高いのではないかと思います。</p> <p>井戸以外の飲料水対策として、鎌倉中央公園や今泉小学校、深沢小学校、腰越地区も七里ガ浜小学校が該当しますが、遠方の地区の住民や高齢者には、更にハードルが上がるのではないのでしょうか。</p> <p>そこで、近隣の公園など公共の場の分かりやすい場所に新規に井戸を設置することができれば、災害が長期化した場合でも市民の安心につながるのではないかと考えます。</p> <p>藤沢市では、「防災井戸の指定補助制度」による推進が見受けられますが、本市では災害時の生命線となる水への対策が十分かどうか検証を行っていただき、ご回答いただきたいと思います。</p>
担当部課	市民防災部 総合防災課

議題に対する回答等	
<p>現在、災害時に利用できる井戸として、市ホームページに公表している36件（令和4年4月更新）の井戸は、災害時に付近住民の方々に使用させてもらえるように所有者に協力をいただいております。1年に1回、市が水質検査を実施しています。また、市が設置した4か所の耐震性貯水槽のほか、県水道局が3か所の配水池を災害用として指定しています。</p> <p>災害時の飲料水の確保については、自助・共助の取り組みも大変重要であり、市民一人一人の備蓄を合わせてお願いしています。</p>	
添付資料	

第3部 本年度の地域の議題に関する懇談

① 公共エリアにおける防災井戸の新設について

<鎌倉グランドエステイツ自治会 鍋島会長>

このテーマの発端は会員からのご心配の声を聞きまして、テーマに上げさせていただきました。阪神・淡路大震災のときの彼の経験から、災害時は飲み水も大事だけど、トイレなど、そういった生活に必要な水の確保が心配だよねという話がありました。我々の自治会だと日坂あかね公園が近くにありまして、そういったところに井戸とか掘れないかねみたいなことで、会話をしていました。それを調べていくうちに、鎌倉市で災害時に利用できる井戸が36件あるとホームページに記載がありましたので、その辺を調べていました。基本的に、ほとんどは個人宅のもので、そこをお借りして災害時に利用するということです。井戸水以外の飲料水に関しては、鎌倉中央公園、今泉小学校、深沢小学校、腰越地区だと七里ガ浜小学校が100トンずつ飲料水を抱えているというのを見ました。

公共井戸は36件ということですが、災害時のトイレなど生活に必要な水というものを、そもそも確保するキャパはあるのか。また飲料水についても100トンずつありますけれども、それが実際、災害が何日続いたときに使える量なのかという想定であったりとか、某サイトのマップでは、古い土地には井戸があるんですけども、割と新しい住宅地であったり七里ガ浜住宅地とかは、地形の問題もあると思うんですけども、ほとんど井戸がない。

一応、私のほうでも新津会長のほうでも調べていただいたんですけど、藤沢市では1,341件の防災井戸を確保しているとのことで、内訳的にはほとんどが個人の井戸だそうです。公共で設置しているのは一つだけ。阪神・淡路大震災のような実際に被災したような地区は今どうしているかというと、各小学校や中学校に井戸を設置してあって、それなりの数になってきているそうです。その辺の公共の場所に井戸があると、単純にやっぱり使いやすい、利便性がいいのかということ踏まえて今回のテーマとして掲げてみました。この辺について、市のほうからご説明いただければと思います。

<松尾市長>

現在市で持っているところについてはお調べいただいたとおり、今あるようなところにございまして、基本的に災害が起きたときに全市民における、その必要な水が行政のほうで蓄えられているかということ、それはないという、そういう答えにならざるを得ません。まずはそれぞれのご家庭で飲料水もそうですし、もしくはトイレ等にも使うような水というところの備蓄もお願いをさせていただくところであります。

また、井戸の活用ということにつきましては、ご質問にあるように藤沢市でこうした補助制度を持っております。鎌倉市では、藤沢市と全く同じではないですけども、自主防災組織が井戸の検査ですとか消毒するような場合、もしくは新規でポンプを設置するというところにつきましては、防災資機材としてこれも認めているということで2分の1の補助が使えるというようにしております、そうしたことはご活用いただきたいと考えております。

<腰越地区町内自治会連合会 新津会長>

井戸が今36か所と言われていましたけれども、腰越地区に多いんですね。

次の耐震性貯水槽について、今4か所あるということですが、総合防災の方に来ていただいて、七里ガ浜小学校でマンホールを開けていただきました。説明していただいたんですけども貯水量は100トンあって、貯水しているわけではなくて、ほとんどパイプがぐるぐる回っていると。何かあったときには、そのパイプを閉じて飲料水その他にするとということのようです。いろんな水に使っていると言っておられました。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 腰越3-2
テーマ	神戸川沿いの閉鎖道路の開通について
内容詳細	<p>津西一丁目7番の神戸川沿いの腰越なごやかセンターに抜ける道は、かつては通行が可能でしたが、現在は立木が邪魔をして通れなくなっています。</p> <p>いつから通れなくなったかは不明ですが、立木の上流側は市の管理地、下流側は国有地です。</p> <p>ここを通行可能にいただければ、周辺の住民にとって便利な生活道路となることから、道路として整備していただくようお願いします。</p>
担当部課	健康福祉部高齢者いきいき課

議題に対する回答等	
<p>腰越なごやかセンターから続く神戸川沿いの敷地につきましては、市有地と国有地があり、以前から道路法上の道路として管理されていませんでした。腰越なごやかセンター建設時の近隣住民の方との協議では、市有地に不特定多数の人が立ち入らないように管理することとしています。このことから、現在の状況においては、市有地を通行可能とすることは難しいと考えています。</p>	
添付資料	

② 神戸川沿いの閉鎖道路の開通について

<津町内会 田中副会長>

先ほどの神戸川沿いの道路の話でございますが、今のこの図面でいきますと橋があるんですが、その手前で今、道路が止まっております、国有地と市有地、この間が大体約70メートル弱ぐらいだと思うんですが、今までは通行できていたらしいんです。今は通行が不可能になって、そこにけやきの大きな木がございまして、全く人は通れない状態になっております。それと、けやきの向こう側ですが、個人のお住まいになっている方が道路上というか、国有地の中に物干し竿を設置しております、もう完全にご自分でお使いになっているというような状態でございます。こういうことで、我々としてはなごやかセンターへ行くのに、一度クリエイトのほうへ出てからいかないと行けないわけですね。もしこの道路を整備していただいて通行可能にもらえるれば、我々としては非常にありがたいなと思っておりますので、ご検討いただけないかということで挙げさせていただきました。よろしく願いいたします。

<松尾市長>

国有地、市有地のところですけども、今ご指摘いただいたような、国有地のところに何か私物が設置されているということについては、それは認められるものではありませんので、そこは何らかの対応が必要だと認識をさせていただきました。

一方で、この市有地のところなんですが、近隣の方々との話合いの中で、こちらについては通行をしないという話合いの中で、なごやかセンターの設置をご理解いただいたという経緯があるものですから、現時点で市のほうでここを整備するという段にはなっていないと、こういう状況でございます。

<腰越地区社会福祉協議会 小川顧問>

この道路の関係については、フェンスの嵩上げとか路面の整備とか、それからここを通り抜けできるようにするというような話も出て、なごやかセンターがあそこにあるという話があった当時から、お願いしてきたわけです。もう6、7年はたっているわけですけども、一部スペースの嵩上げとかやっていたいているわけですが、国有地のところ、それから市有地のところ、これが通行できれば、共有地になれば、なごやかセンターも便利ですね。なごやかセンターがない頃には、これは道があってもなくてもよかったんです。ずいぶん昔、この市有地のところには交番があったんですね。だから、この道路は、昔は通れたんですよ。現場に行ってみたら分かりますけども、国有地の部分については川沿いのフェンスが市で設置されているんですね。それから、市有地のところは近隣の方と話合いで立ち入らないということに約束されているようですけども、あれだけのところで近隣といっても向かい側のところは個人の家が建っていますね。前を通るのでせわしいとか、迷惑になるとかというような、そういう状況では現実にはないと思うんですよ。

先ほどからお話ありますけども、現状では国有地の下のところから右手のほうにずっと出てきまして、それでセブンイレブンの脇を通って出なきゃいけない。何とかできないかなということでも来たんですけども、ここで今の市の回答のように、市有地はそういう約束があるから、あそこを道路にすることは難しいと。あるいは国有地がどうかということになると、もう結論が出ているんですね。できないということは、もうこれはできないと思うんですけども、何かできる方法を考えてもらえないかどうか。

もう当初の話からすると6年も7年もたっていて、今ここにきて、今さらのように、これは市が市有地につ

いては不特定多数が出入りするとか、国有地は一般道路として今まで扱っていなかったとか言うけれども、では何で市がそのところにフェンスをやって、その国有地と市有地の間のところに2軒家があるんですけども、では国有地を道路にして建ったかどうか、道路でないなら建てられないはずなんですよ。

そういうようなことからすると、現状と市の説明とが、うまくかみ合っていないというか。どうもお話を聞いていると、できればやらないほうがいいなという話が先にきているようで、何とかできる方法を考えてもらいたいということをお願いしました。結論としてはもうできないというお話ですから、これ以上話してもだめかもしれませんが、何か方法はなかったのかなと。わずか3、40メートルのところは国有地というだけ、それからもう一つは市有地の立入りができないということだけで、その国有地の部分と市有地の部分がつながって道路にならないのかどうか。

<健康福祉部 濱本部長>

今おっしゃられた市有地となっている部分の通行に関しては、市長が申し上げたとおりでございます。ご要望のある、国有地の区間を抜けて、なごやかセンターに行くのが便利になるという部分は、建設当時もまさに市有地の部分に不特定の人が通るということについての懸念に関して、市が当時、協議の中でその部分は通行をしない形ということで合意した部分です。まさに我々の理解としてはぶつかる部分になってまいります。建設当時のものなので、もう一度言うということもございますけれども、現在お話を伺う中では、この市有地についての通行にご理解をお願いできるという状況ではございませんけれども、それが未来永劫かどうかという部分については、なごやかセンターの施設の利用者の人数などの部分もあるかとは思いますので、地元の意向というのを機会のごとに確認していくというようなことは、なごやかセンターを運営していく中での地元の方へのご意見を伺うということと合わせて、機会を見てやっていきたいと考えております。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 腰越3-3
テーマ	地域活動活性化のための補助金の創設について
内容詳細	<p>昨今、デジタル化が急速に進んでいく状況の中で、スマホやオンライン環境を使った自治会会員共通の情報手段を持つことが、地域活動の活性化につながると考えています。</p> <p>そこで、デジタル活用に不安がある高齢者が最低限のスマホの操作ができるよう「スマホ教室」の開催を計画していますが、講師謝礼や設備の借用等の経費がかかることが想定され、実施をためらうところではあります。</p> <p>平成31年に「つながる鎌倉条例」が制定されましたが、自治会・町内会の活動はこの条例の市民活動には該当せず、鎌倉エール事業等の市からの支援は得られない状況です。</p> <p>地域住民の活動のさらなる活性化を図るためには、地域活動の主な担い手である自治会・町内会が先駆的な事業に取り組む際に、市からの支援を受けられるよう、新たな補助金の創設を望むものです。</p>
担当部課	市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等

「つながる鎌倉条例」における「市民活動」とはいわゆる公益的な活動をさし、自治会町内会活動の構成員の親睦や共益、互助のために行われる活動は該当しません。一方、自治会町内会の活動であっても、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものは、本条例の市民活動に該当します。例えば、地域の清掃活動や、対象者を自治会町内会員に限定しない地域活性化のイベントなどであれば、市民活動に該当することとなります。

つながる鎌倉エール事業は、設立3年以内の団体が地域課題の解決に取り組む事業に対して10万円を上限として補助金を交付するスタートアップコースと、市との協働による事業に対して50万円を上限として事業費の負担を行う協働コースがあります。

スタートアップコースは、設立3年以内という条件の部分で多くの自治会町内会が対象外となってしまいますが、協働コースは公益的な事業であれば自治会町内会

として応募することができます。市との協働による事業をお考えの際にはご相談ください。今年度の募集は終了しておりますが、来年度も4月から6月頃に募集を行う予定です。

自治会町内会が単独で取り組む事業に対しての補助制度については現状ございませんが、自治会町内会や地域のご意見を伺いながら、地域活動が活性化するための使いやすい制度・仕組みを検討してまいります。

添付資料	つながる鎌倉エール事業チラシ
------	----------------

市民活動団体と市による相互提案協働事業が
令和4年度から生まれ変わります！

つながる鎌倉 エール事業

市民活動の活性化や協働による市と市民活動と団体の連携強化により、市民ニーズの充足や地域課題の解決を図ります。



募集

スタートアップコース

地域課題に取り組もうとする
設立3年以内の団体を対象
として、選考を経て、補助金
の交付が受けられます。

1事業あたり上限10万円

募集期間

令和4年5月27日

17時まで

協働コース

市民活動団体等から事業の
実施プランを市に提案し、両
者が提案内容を協議しながら
協働事業に取り組むもので
す。

1事業あたり上限50万円

募集期間

令和4年6月24日

17時まで

●スタートアップコース

申請できる団体

- ・市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体
- ・構成員に3人以上の市民を有する
- ・申請時点において設立3年以下である
- ・規約等に基づき運営されていること（規約等がない場合、規約等を作成すること）
- ・鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は申請時に利用登録を行う

対象となる事業

- ・市内で実施される事業であり、地域や社会の課題解決に寄与するもの
- ・団体の自立を促進し、活動の軌道に乗せるための事業
- ・地域のニーズを捉えて団体が自発的に取り組む事業
- ・予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら実施するもの

●協働コース

申請できる団体

- (1) 市内に事務所が所在するNPO法人
又は
- (2) 鎌倉市市民活動センターの利用登録団体のうち、市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有するもので次の条件を満たすもの
- ア 代表者含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民を有すること
 - イ 1年以上継続して活動を行っていること
 - ウ 会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っていること

対象となる事業

- ・市内で実施される公益的な事業
- ・協働で取り組むことにより、地域や社会の課題解決につながるもの
- ・市民サービスの向上のために、具体的な効果や成果が期待できること
- ・役割分担が明確かつ妥当であり、協働の相乗効果が期待できること
- ・先駆性、専門性、柔軟性等の市民活動団体等の特性を活かし、新たな視点から実施するもの
- ・予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら実施するもの

<お問い合わせ先> 鎌倉市 市民防災部 地域のつながり課 地域のつながり担当
鎌倉市御成町18-10 第3分庁舎1階
電話：0467-23-3000（内線2582・2311）FAX：0467-23-9900 メール：npo@city.kamakura.kanagawa.jp

③ 地域活動活性化のための補助金の創設について

<腰越地区町内自治会連合会 村谷副会長>

ご覧いただいていますように、高齢者対策としていきいきスクールというのを、運動を中心に月1回。それから、いきいきサロンという教養講座を中心にした講座を15年間継続、年間300人ぐらい参加して、高齢者が家に閉じ籠もることのないように、出かける場を提供しています。

会議のZ o o m化とか、スマホの活用、こういったデジタル化を進める中で、高齢者のスマホ操作試験というのが必要だと考えております。高齢者の方も携帯を持っておられて、お孫さんとLINEなんかで使っておられるんですけども、その先はとも使っていないのが実態だと思います。そこで自治会としては、この先、費用などをかけず、会員による会員のためのスマホ教室を計画しております。そういった講座を9月から半年、大体10人くらい集めて6、7回計画しております。そういったことが進んで、幅広くLINEが使えるようになっていけば、鎌倉市LINEのような自治会LINEというのを使って、情報伝達活動に使っていけると考えております。

ここに書いているのは大風呂敷で構想がないんですけども、スマホを使って、夏祭りや文化祭で遊ぶときはみんなで遊んで、人材はいますので、これを活用してスマホ教室なんかやっている。最終的には共生社会実現を目指して、ビジネスの成り立つ小さな地域社会をつくっていきたい、そういうのが我々の夢というか、構想なんですけど、こういうことを計画しています。

本題ですけれども、最終的には今申しましたような七里ガ浜スマートタウンというのを目指そうと思っております。第一段階としてはLINEなどを活用した広報活動が簡単にできるように、そういった伝達方法をやっていきたいと。子ども会LINEというのを設けておまして、これは無料でやれるようになっていて、子ども会の連絡事項が非常に簡単にできるようになっています。そういったことを含めて、我々の自治会事業活動への助成金を創設していただきたいというのが希望でございます。

<松尾市長>

様々な面で活発にご活動いただいております、感謝申し上げます。こうした活動というのが非常に地域の元気、一人一人の元気につながっていくということかと思っておりますので、できる限り支援をさせていただければと思います。

今回いただいた提案としては、「つながる鎌倉条例」についてのご要望ということでございます。ここに書いてあるとおりではあります、自治町内会活動でありまして不特定多数の方を対象にする事業ということでありましたら、この「つながる鎌倉条例」の対象になってまいりますので、ぜひその辺りはご活用をいただければと考えております。

その他

<腰越地区社会福祉協議会 小川顧問>

先ほどの件について、民有地と市有地が混在しているために舗装が難しいということが書いてありますが、民有地でない市有地のところもあります。川沿いのところ、狭いですが、市有地だと思うんです。あそこだけでも、路面の舗装を何とかお願いしたいと思います。先ほど田中副会長がおっしゃっていましたが、四角いコンクリートを敷いてあるんですけども、あの凸凹を何とかなくして、路面だけでも整備していただきたい。私も正確に利用状況を調べていないから分からないんですけども、電動アシスト自転車でお年寄りが結構あそこを通るんですよ。一部宅地造成したところはきれいに舗装されていますが、ちょうど手前のところ、およそ200mが凸凹していて、舗装整備をお願いしたいと。

それともう一つ、繰り返しですけども、5年も6年もたって、今さらになってあそこは道路として管理されていなかったとか、市と約束でここは人が通れない所だとかという話にならないように、もう少ししっかりと回答できるように対応してもらいたいと思います。とても残念です。当時は市の土地がどこまであるのか分からないということから始まって、それでようやくここまで来て、この回答ですから。私たちが先ほど申し上げたとおり何とか、これからまたいろいろ工夫をしていただいて、できることを前提に、どうしたらできるかを確認いただいて、お願いしたいと思います。

<都市整備部 森部長>

長期的に時間がかかるものもあると思いますが、先ほどおっしゃった、橋の位置から左側ですね。今年度、先ほど市長が申し上げましたが、残りのフェンスを大体300m工事する予定です。併せて、全部舗装ができればいいのですが、小川様がおっしゃったように民有地が入り組んでいるところなんです。ある程度まとまるところを見繕っているところなんです。例えば、5m舗装して、3m未舗装で、また5m舗装というのはあまりにみっともないですから、何十mとまとまるようなところをフェンスと一緒に今度工事で実施したいと思っています。部分部分によって民地が入っている場合などで異なりますから、ここはある程度まとまる場所を、今年調査しておりますので、またその辺決まりましたら会長にお声をかけまして、何としても、ある程度はフェンスと一緒にまとめていきたいと思っています。

<神戸町内会 松本会長>

今年、由比ガ浜の海水浴場が3年ぶりですか、開設されましたけども、海の家が営業するという話を伺いました。たしか海開きは7月1日ですよ。ということは、1日になると海水浴の目的で人が集まってくる。その割には海岸が整備されていない。ベニヤは敷きっ放しで工事の後みたいで。海の家自体も7月1日にはまだ完成していない。もう少し整備をしてから開設すべき、または開設する前にはもうある程度整っていないと、と思います。海ですからどうしてもサンダルとかゴム草履、はだしに近い格好で行きますよね。そこに段ボールかベニヤが敷いてあるなど、子どもを連れていくのは、2か所ある海岸の降り口のところが、そういう状態になっていますから、そこは市のほうとしてどうかと思っています。その辺どうでしょうか。

<松尾市長>

海の家の方は手続の開始がそもそも遅かったということもありますけれども、海開きとは時期が合わなかったというところでございまして、ご指摘のようにそういう状況の中で安全に海水浴場を運営していくためという意味では、動線のところを、きちんと安全に保つようなに、もう少し丁寧に見なければならぬというところでございました。来年度以降、その辺りは注意をしまいたいと思います。

<神戸町内会 松本会長>

今年もまだ海水浴場が開かれていますので、今からでも何とか手を打っていただかないと、これからまだ土日ありますし、子どもも行きますから、来年というわけではなくて今年もできることはやらないと、けがが出てからじゃ遅いと思っていますので、早めをお願いします。

<松尾市長>

失礼いたしました。市長の私が現場をちゃんと認識していなくて。今もそういう資機材があるとのことですね。

<神戸町内会 松本会長>

はい。これ1週間ぐらい前の話ですから、また、急にどうなっているかは分かりませんが。

<松尾市長>

それは現場確認して、しっかり対応させていただきます。申し訳ございません。

《後日回答 市民防災部 観光課》

ご指摘を受け、直ちに海の家に状況の確認を行い、8月6日（土曜日）に撤去完了いたしました。

<みらいふる鎌倉 池田腰越地区長>

現在、新型コロナがまた猛威を奮ってきているわけですが、この3年間コロナの状況が続いてきて、いわゆる自粛要請で高齢者が家の中に閉じ籠もっているという状況がかなり続いております。現在も、高齢者はできるだけ出ないほうがいいとか、自粛しろという話があるんですけど、一方で、いわゆるフレイルですが、ご存じのとおり健康な状態から介護状態になる、ちょうど弱っていく状態をフレイルと言うわけですが、フレイルになってどんどん要介護になるような人たちが増えている状況があるようですね。

ついこの間、日本人の平均寿命の発表がありましたが、年々増えていた平均寿命が減っているんですね。フレイルの予防というのはまさに健康寿命の延伸につながるわけですが、健康寿命を延ばすというのは、これは日本全体としての目標になっておりますね。

鎌倉市としても、もちろん目標として挙げていると思うんですが、そういうことで我々高齢者、みらいふる鎌倉としてここ3年間、ずっとフレイル予防活動というのをやってきています。もう延べ数百人の方が参加して、元気でやっておるんですけども、一方やはりフレイルになってきている人も増えていると。そういう人たちがなかなかフレイル予防に対して積極的に参加できていないという問題があるんですね。フレイルの

予防活動に参加してもらうためのモチベーションの一つとして、交通費、足の問題があります。どこかに出て行って何かに参加しようと思ったときに、交通費の問題がある。交通費の助成は5年か10年前にはありました。バスの一部、高齢者に対する補助金があったと思うんです。この補助金制度の復活をぜひ検討していただきたい。

これは今までは高齢者福祉のための、お年寄りのためのお情けのお金というような感じだったかもしれませんが、もっと前向きに、そのフレイル予防といいますか、健康寿命を延ばすことによって、まさにその医療費、介護費、こういったものが削減されるわけです。ですから、鎌倉市、国としても、あるいは鎌倉市としての予算、お金の面でも大きなメリットがあるわけですね。そういった面から、積極的に補助金を出していただきたい。たしか昔は、やはり予算の面でかなりお金がかかるので、取りやめになったと思っているんですけど、これ対象者を高齢者といった場合、今、60歳以上高齢者になっていますが、60歳、70歳ぐらいまではものすごい元気なわけですね。この方たちには、まだフレイルというのは、そう心配しなくていいんですけど、70以上超えてきますと、フレイルというのが非常に心配なんです。そういった面で、バスの補助金だとか、交通手段を確保してあげるということを、積極的にやっていただけないかということ、ぜひ要望したいと思うので、ぜひその辺に対してお考えをお聞かせいただきたいと思います。

<松尾市長>

みらいふるさん、積極的にフレイル予防の事業というのを展開していただきまして、寿命だけではなくて健康寿命をしっかり伸ばしていくということが元気に地域に住み続けられる大変重要なポイントだと思いますので、そこは行政としてもしっかりと連携をして、そして展開がさらに広がっていくようにと考えています。

そこについて交通費の補助というところでは、現時点では、補助金の復活というのは、市としては考えていない部分ではあるんですけども、補助金だけではなくて様々な、社会福祉協議会がまず、老人センターのところですね、送迎をしていただくことですか、地域の介護施設の移動する車を活用させていただくなど、そういうことを行政のほうも働きかけをしながら、地域の中での移動というところができるような形を取ってまいりたいと考えております。

事例は出ていなんですけれども、オンデマンドモビリティという形で一つの地域の中を走っていくような、バスより全然小さいのですが、そういう方たちが乗れるような仕組みというのを、検討しているところではありますので、何らかの形でそうした地域での移動の仕組みというところがあればと考えてございます。

<みらいふる鎌倉 池田腰越地区長>

補助金が廃止された理由はなんだったんでしょうか。

<松尾市長>

市全体の財政的な課題というところから、様々な予算を切り詰めるという中でやめたという経過がございます。

<みらいふる鎌倉 池田腰越地区長>

そうすると財政的な理由で今回も難しいという話になるわけですか。まだ考えておられないという。今後は

前向きな形で、今までと同じような理由じゃなくて、もっと積極的に、これは財政的にマイナスなんじゃなくて、むしろ成功すればプラスになるという。要するに医療費、介護費用が消えるというところまで考えれば、そういう効果があるかもしれない。そういうところまで考えていただいて、再考願えないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

<松尾市長>

そういう意味では外出支援のための一つの手段での補助だったというところでもありますけれども、ご要望いただくように、確かに高齢者の皆さんの外出がよりしやすくなるように、なかなか外に出られないという方が出やすいようにということについては、我々としても積極的に関与できるような仕組みづくりをしていきたいと考えているところでございまして、既存のバス網ということよりも、地域の中での移動の円滑化の視点から、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

<みらいふる鎌倉 池田腰越地区長>

ありがとうございました。今おっしゃられたように総合的に考えていただいて、将来そういったトータルの高齢者が出やすい、外へ出ていろいろ動きやすいようなことを考えていただくということを、ぜひお願いしたいと思います。東京や横浜は補助金が出ていますよね。これが、どうしてあそこでやっているのに、こっちはないんだというような話があるんですね。結構差があるんじゃないか、こちらでも考えたらできるんじゃないかという話が結構あるものですから。何か工夫して、考えていただけないかということのを要望したわけなんです。ぜひ今後も、続いてご検討お願いしたいと思います。

<健康福祉部 濱本部長>

市長が申し上げた通り、交通費補助の復活ということを前提に置いたものではございませんけれども、令和4年度におきましては高齢者の方の移動支援ということについて、高齢者福祉計画の見直しを来年度実施するという中でアンケートを行う準備をしております。その中で、高齢者の方からの声を聞いていくという機会を設けてまいりますので、この中に成果を反映させていきたいと考えてございます。

<浜上山自治会 羽原会長>

七里ガ浜の方の言ったデジタル化、スマホ、オンライン環境ということに関して、正直言って私どもの自治会も進めようと思っても、はっきり言って役員の中でもスマホを使えないというのが半分。実は私もそうです。そういった状態なんですけれども、一つはうちの自治会だけじゃなくて腰越地域そのものがデジタル化に遅れていると。

現実を申し上げますと、神奈川県が主催しているかながわPay、これが使える店は腰越にほとんどないです。そして10月から始まる鎌倉キャッシュレス、これもどのくらいあるのかわからないですが、いろいろ聞いてみますと、うちはやりません、というお店がほとんどです。なぜやらないのと言ったら、参加しても収入的には同じようなものなんだけれども、機器の操作などの手間とか覚えるといういろんなことが非常に面倒くさいと。だからやらないんだということなんです。それに対して、鎌倉キャッシュレスは鎌倉市が全面的にバックアップしていますよね。商工会議所が主催でしょうけども。そういったバックアップの仕方、お金を出す

というんじゃないくて、そういった個々のお店だとかなんとかに、どのように働きかけていくのかって、それも重要だと思うんです。

特に腰越地区はATMがほとんどないんですよ。コンビニが二つしかありませんし、金融機関も信金が一つ、ATMは残っていますが、それ以外は信金と郵便局のATMしかない。やってきた人が非常に不便で、現金を持ち合わせてないというのが結構多いんですよ。東京から来る人はみんなSuicaです。そういった状態で、個々のお店にどのくらいのサポートできるのかと。今後の鎌倉市の方向にあると思うんです。皆さんがスマホを使えるようになって、そのスマホが生かせない状況では意味ないと思う。これに関していかがでしょうか。

<松尾市長>

まさにデジタル化のところにつきまして、どうそれを活用いただけるかというところは市としても課題でございまして、できる限り、使い方が分からないという方については寄り添った形で、使えるまでしっかり伴走してお手伝いしていくということが重要だと思っています。

前回、縁結びカードという形でやらせていただきました。そのときは、やはりスマホがないと使えないというものでしたので、スマホをお持ちでないという方はお貸しして実施する形でやりまして、費用負担というのは基本的にはお店にはほとんどないという中でやっておりますので、後は使い方が分からないというところはご相談いただければ、そこはきちっとご説明をさせていただくという丁寧な対応でやってきました。

今回の鎌倉応援キャッシュレスでは、いわゆるPay Payですとか、様々な電子マネーを使うことができる、その機器というのは、無料で配送するという仕組みの中でございますから、お店側にもそういう意味でのハードルというのはない中で使えるということがございます。

一方で、やはりスマホを使うようなことをやりたくないということについては、その心理的な壁の部分はどう解消していくかということなんですけれども、できる限り、使い方などは丁寧に对应してまいりたいと考えておりますので、今職員がお店を回るというところまでは予定はしていないんですけれども、もしお店のほうで、例えば、商店街等でもまとめて説明をしてほしいとか、何かそういうことがあれば出向いていってご説明の場を設けて進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひご相談いただければと思っております。

<鎌倉グランドエスティーツ自治会 鍋島会長>

先ほどの質問の続きなんですけれども、市長からご説明いただいておりますが、飲料水の確保については市民一人一人の備蓄をお願いするというご回答いただいておりますが、今利用できる防災の井戸が36件ありますけれども、例えば、自治会レベルでもマップを作るなりなんなり、災害時にどれを使っていいものなのかという。そもそも近所に井戸があっても、災害時に勝手に人の家に入って行って、井戸を使うということにはなかなかハードルが高いと思います。また、藤沢市では1,341件使ってもいい井戸があるということで、鎌倉市もおそらくそれなりの数の井戸があるんじゃないかと。今後、これを使用できるように許可を取っていく活動をしていくのかどうか。飲料水以外の生活水の確保が結構重要だと思っております。トイレとかに使う水が足りなくなってくると、みんなトイレに行かなくなってくる。そうすると結構我慢して、それでだんだん体調が悪くなっていくという、健康への被害も考えられると。飲料水だけじゃなくて、生活水の確保の方法みたいなものを、もう少し市のほうで検討いただけないものかというところを、意見させていただきます。

<松尾市長>

おっしゃるように、災害があった後の対策は、様々な方法を検討していく必要があると思っております、井戸は一つ有効な手段であります。民間の、個人所有のものは、まずはその方のご理解がなければ使えないですが、その辺り、ご理解をいただく中で、この仕組みというのが成り立ってございますので、今後も使えるというところがあれば、基本的にはその地域の自主防災組織との連携というところが一つ補助対象ということで考えているんですけども、地域の中でも、ぜひそうした連携の中で取り組んでいただきたい部分ではございます。

繰り返しになりますけれども、市としては、あくまでもまずは個人でのしっかりとした備蓄をしていただきたいというところが基本的なところですので、飲料水のみならず、おっしゃるようにトイレについても、それ用の水を備蓄していただくこと。もしくは災害のトイレみたいなものもございますので、そういう準備というのをさせていただく中で、いわゆる共助の部分で井戸の活用というところは、可能な限り、行政としても広げられるような方法について一緒に検討してまいりたいと考えています。

<腰越地区町内自治会連合会 野村副会長>

腰越駅の自転車の関係ですが、市民にとっては便利なんですよ、置かせてもらえると。ただし、3日置いておくと撤去して、大船のほうへ持っていくんですね。不法に置いてあるというか。1日置いておくと、市民にとっては朝電車に間に合うから、あそこに置いて行く。帰りにまた乗って帰ればいいと、そんなような状況がずっと今も続いていて、なかなか解決策がないんですね、今まで。いろいろ市のほうでもやってくれて、神戸町内会ともよく話し合っているんですが、解決策が見つからないんですよ。今後またずっと、そういうのが続くと思うんですが、何が問題解決になるかと私は思うんですけど、その辺のところをいま一度考えてくれればありがたいなと思います。もう解決策がないんでしょうか。その辺のところをお聞きしたい。

<まちづくり計画部 林部長>

端的に申し上げて会長がおっしゃっていただいたとおり、便利なんですよ、あそここのところが。車も通らないし。

市としては、やはり土地利用転換ですね。新しい建物が建ちます、ホテル、結婚式場が建ちますといったときに、駐輪場を造ってくれませんか、どうですかというお話をしているんですけど、もちろん必要ならばお金を出してということも考えていくわけなんですけど、全然テーブルに載らせていただけないというのは現実です。

江ノ電の駅も、あれ以上の対応というのは、民家も隣接していて非常に苦しいという中では、今のところは台数が少しでも減っていただくように、まずは副会長にもご連絡を取らせていただいていますけども、呼びかけていくしかないのかなというところなんです。

一つ懸念されるのは、ここ4か月ぐらいで月の合計で100台ぐらい増えているんです。3月の不法の駐輪の台数、検査している日の台数は、大体平均で月に20日から22日ぐらい調査していますが、3月は430台だったんですね、1か月に。6月は531台で、100台ぐらい増えています。近くの方は実感されていると思うんですけども、3月のときは多くても30台いくかいかないかぐらい。6月は30台超えの日が何日かあって、そのところが悪くなっているというのが一番懸念される場所なので、チラシをお配りして、どれだけ効果がある

のかというのもあるんですけども、正直に言って今、打つ手がないというところでございます。大変申し訳ございません。適地を見つけて、前に進んでいけばいいんですけども、そのような状況としか今申し上げられないです。スピードを出して、高校生とか若い方は体力もあるし、危ないというのを聞いていますので、そこのところは今、この20数日くらいは監視員をつけている、それしか今打つ手がないというのが現状でございます。申し訳ございません。

<腰越地区町内自治会連合会 野村副会長>

了解です。市のやっている状況を町内会にいろいろと説明すると納得すると思うんですよ。それがどうも足りないの、私どももそうですけれど、何やっているのというのは常にありますので、状況こうしました、あしましたということ報告してもらおうと、状況的には助かると思います。その辺のことはやっていただいているんでしょうか。

<まちづくり計画部 林部長>

そのように共有に努めさせていただきたいと思います。

内部で意見交換をしている中で思ったことですが、昔は、近所の住民の方から、そこを止めちゃ駄目だよ、みたいに言ってくれることもありましたが、今そういう時代じゃないのが現状ですよ。そういうことを言って逆に訴えるぞ、みたいな時代にもなってしまったので、そういうところも皆さん苦しいところがあるのかなと思っております。それを申し上げて何かできるかということではないんですけども、協議等々努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

<七里ガ浜町内会 中原会長>

今の駐輪の問題は、もう皆さん10年以上こういう話していると思うんですよ。川に橋かけて、そこへ止めるというのはできないんですか。ある程度の幅で、暗渠にしてそこを駐輪場にするというようなことはできないんですか。そうすると大分違ってくるんじゃないんですか。これは素人の考え方で、そうやったら少しはスペースできるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

<都市整備部 森部長>

川自体は神奈川県が管理しているんですけど、やはり川を管理する立場、我々は上流側を管理しているんですけど、できるだけ川の上には障害物を置きたくない。水の流れを障害したくないというのがあります。

それと神戸川自体は溪谷断面自体が小さいものですから、本来は川を大きくしなければいけない川です。その上を狭くしますと、やっぱり水の障害になってくる可能性があるの、やはり上部に駐輪場を置くというのは河川管理者としてはなかなか認めてもらえないだろうと思っております。ですから、やはり、川の5m、10m上であったらいいんでしょうけども、道路と同じような高さで川に蓋をするというのはなかなか難しいと思っております。

<まちづくり計画部 林部長>

ご意見いただきましたので、その方法とか、相談はさせていただきたいと思います。

<腰越地区町内自治会連合会 新津会長>

法律的に駄目なんですか。

<都市整備部 森部長>

基本的な考え方です。法律ではないです。維持管理上です。

<七里ガ浜町内会 中原会長>

いずれにしても何か方法を考えてあげてください、早急に。

<松尾市長>

これまでも神奈川県には上部にできないかというご相談はしてきたんですけども、なかなかそこは認めてもらえなかったという経過があるものですから、ただ折を見て何度もそこはやってまいりたいと思います。

令和4年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 西鎌倉地域 ＞

日 時	令和4年8月5日（金） 午後2時～4時
場 所	腰越支所 多目的室
出 席 者	自治会・町内会代表 8名 地域団体代表 5名 計13名 鎌倉市 9名
内 容	<p>第 1 部 市長からの説明 「共生社会の取組み、本庁舎整備について」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告 ① 防犯カメラ設置費補助申請の問題 ② 電動車椅子が走り難い歩道の改善要望</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談 ① 市道における制限速度遵守への働き掛け ② 地域の空き家と崖のリスクについて ③ 小中学校の統合計画の現状と今後の進め方（西鎌小、手広中学が腰越小学校と腰越中学校へ統合？） ④ ふれあい地域懇談会のあり方と市の広報のあり方・全市的あるいは地域別の行政課題の集約と対応等の発信方法整備 ⑤ やまゆり坂のがけ地（市有地部分）の防護 ⑥ 手広4丁目30-6下水道占有料の納付についての疑問 ⑦ 道路のフェンス更新依頼</p>

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	西鎌倉地区町内・自治会連合会	芹澤 幸彦	会長
2	新鎌倉山自治会	岡村 博之	副会長
3	御所ヶ丘自治会	西田 哲治	会長
4	南鎌倉自治会	河村 美子	会長
5	西鎌倉山自治会	川口 伸	会長
6	手広町内会	内海 直和	会長
7	谷際自治会	川原 祐紀	会長
8	手広片岡町内会	笠嶋 輝雅	会長

【その他の団体等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会	千代 美和子	会長
2	保護司会	前川 昌子	
3	西鎌倉地区高齢者団体	池田 隆明	代表
4	西鎌倉地区スポーツ振興会	和田 護	会長
5	鎌倉市社会福祉協議会	高橋 寿美	生活支援コーディネーター

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	総務部長	内海 正彦	
4	共生共創部長	服部 基己	
5	まちづくり計画部長	林 浩一	
6	都市景観部長	古賀 久貴	
7	都市整備部長	森 明彦	
8	教育文化財部長	佐々木 聡	
9	腰越支所長	青木 達哉	

第2部

地域の懸案事項に関する報告

04 西鎌倉 2-1	防犯カメラ設置費補助申請の問題
04 西鎌倉 2-2	電動車椅子が走り難い歩道の改善要望

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 西鎌倉 2-1
テ ー マ	防犯カメラ設置費補助申請の問題
概 要	補助制度の見直し等の進捗状況及び今後の予定について。
担 当 部 課	市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等

市では、地域住民の防犯意識を高め、地域と一体となった、安全・安心のまちづくりを進めるため、自治・町内会等の自主防犯団体が防犯カメラを設置する際、経費の一部を助成する制度を設けています。

当該制度は設置費の4分の3を神奈川県と市で助成するものですが、市ではこれに加えてカメラ機器の更新費や故障時の修繕費についても、令和4年度から、新たに補助対象とし、補助要綱の改定を行いました。

設置費（更新費を含む）については、従来どおり補助率を4分の3とし、補助上限額は23万円です。

修繕費については、補助率が4分の3で、補助上限額は10万円です。

現在、制度開始後に補助対象となった防犯カメラの設置台数は計79台で、引き続き自治会・町内会からの新規設置要望が多く寄せられており、市としては、現段階の喫緊の課題は、新規設置の推進と捉えております。

一方で、既に防犯カメラを設置して維持管理を行う団体に対する積極的な支援として、機器の更新や修繕に対しても補助対象を拡充することで、更なる地域防犯力の向上と犯罪抑止をはかってまいります。

添付資料

神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金交付要綱
鎌倉市地域防犯カメラ設置費補助金交付要綱

神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成16年神奈川県条例第65号）第2条第3項及び第9条の規定に基づき、地域が行う主体的・継続的な安全・安心まちづくりのため、市町村が行う地域防犯カメラ設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 地域防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であつて、録画機能があるもの。

(2) 安全・安心まちづくり団体

県民又は事業者により組織された団体であつて、継続的かつ計画的に地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動を行う団体

(3) 地域防犯カメラ設置事業

県内市町村が、当該市町村の区域における地域防犯力の向上を目的として実施する地域防犯カメラの設置事業を補助する事業であつて、当該市町村が策定した地域防犯力向上計画に基づき行われるもの。

ただし、地域防犯カメラの設置を補助する事業にあつては、市町村が交付する補助金の額が、別表1により算定される県の補助額を超える事業であること。

(4) 地域防犯力向上計画

市町村が、関係機関・団体と連携して実施する、当該市町村の区域における地域防犯力を向上させるための施策・事業についての当該年度の計画

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域防犯カメラ設置事業とし、当該事業に要する経費から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額に対して交付するものとする。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額、補助対象経費等は、別表1のとおりとする。

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第3条第1項の規定による地域防犯力強化支援事業補助金交付申請書（第1号様式）の提出期日は、知事が別に定める期日とする。

- 2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、別表2のとおりとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあつては、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する暴力団員に該当する者があるもの。
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの。
- 2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助対象事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更をする場合には、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業者が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合

は、同条第6項に規定する間接補助事業者に対し、第13条と同一の条件を付さなければならない。

(5) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第8条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、地域防犯力強化支援事業変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、地域防犯力強化支援事業実績報告書(第4号様式)に次の書類を添えて、事業完了から30日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 地域防犯力強化支援事業結果報告書(第5号様式)
- (2) 地域防犯カメラ設置事業収支決算書(補助事業)(第6号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助対象事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、年度消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支部等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

防犯カメラ、録画装置その他防犯カメラの機能を発揮させるために必要な機器 5
年

(書類の整備等)

第13条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助対象事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第14条 補助対象事業者は、申請内容に変更があつたときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

(書類の経由)

第15条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課を経由しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 神奈川県安全・安心まちづくり団体事業補助金交付要綱は、廃止する。

3 廃止前の神奈川県安全・安心まちづくり団体事業補助金交付要綱に基づき交付決定した当該補助金に係る実績報告等の事項については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

（補助額等）

地域防犯カメラ設置事業

補助対象経費	地域防犯カメラの新設に要する経費 (機器等の購入費及び設置のための工事費に限る。)
補助額	安全・安心まちづくり団体が地域防犯カメラを設置する事業を補助する事業 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て)と当該事業により設置される地域防犯カメラの台数に4万円を乗じて得た額のいずれか低い額 ただし、補助額は、補助を受けようとする場所ごとに算出するものとする。
補助金の交付時期	補助対象事業の完了確認後 (精算払い)

別表2（第5条関係）

（提出書類）

地域防犯カメラ設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯力向上計画・収支計算書(補助事業)(第2号様式) ・その他知事が必要と認める書類
-------------	--

鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全安心まちづくり推進のため、自治会・町内会等の自主防犯活動団体が設置する地域防犯カメラの設置（機器の更新を含む。以下同。）に係る費用及び修繕に係る費用に対する補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地域防犯カメラ 地域における犯罪の抑止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるものをいう。
- (2) 自主防犯活動団体 自治会・町内会など地域住民で組織された団体であって、地域の安全安心まちづくりの推進に係る自主的な防犯活動を行う団体（以下「団体」という。）をいう。

(設置基準等)

第3条 補助の対象となる地域防犯カメラの設置は、次の各号に定める基準によるものとする。ただし、市長が特に必要であると認める場合にあつてはこの限りではない。

- (1) 団体が設置する地域防犯カメラであること。
- (2) 個人のプライバシーの保護に十分配慮し、目的の達成に必要な撮影範囲に限定されるものであること。
- (3) 交通等の妨げにならない場所に、設置するものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、市内において設置し、又は所有する地域防犯カメラに要する費用のうち、保守費用、電気料金等の維持管理費等を除く次の費用とする。

- (1) 地域防犯カメラの機器購入費用及び設置工事費用（地域防犯カメラの設置を示す看板等の設置を含む。）
- (2) 修繕費用（団体が所有する地域防犯カメラに限る。）

(補助金の額)

第5条 設置費に係る補助金の額は、1台につき、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）と、230,000円のいずれか低い額とする。

2 修繕費に係る補助金の額は、1台につき、修繕費に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）と、100,000円のいずれか低い額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、交付申請の前に地域防犯カメラの設置場所、設置時期及び撮影範囲等について、市長と事前協議を行うものとする。

(交付申請)

第7条 設置費に係る補助金の申請を行う団体は、地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域防犯カメラ設置費等補助事業計画書（第2号様式）
 - (2) 地域防犯カメラ設置費等補助事業収支予算書（第3号様式）
 - (3) 団体調書（第4号様式）及び団体規約の写し
 - (4) 地域防犯カメラ設置見積書
 - (5) 地域防犯カメラの仕様が分かる書類（仕様書等）
 - (6) 地域防犯カメラ設置場所の図面（地図等）及び写真
 - (7) 地域防犯カメラ設置に関する管轄警察署との協議報告書（第5号様式）
 - (8) 団体が定めた地域防犯カメラの設置及び運用要領
 - (9) 団体が地域防犯カメラの設置を決定した資料
 - (10) 団体役員名簿
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 修繕費に係る補助金の申請を行う団体は、地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 団体調書（第4号様式）及び団体規約の写し
 - (2) 施行場所の図面（地図等）及び写真
 - (3) 地域防犯カメラ修繕費用見積書
 - (4) 当該防犯カメラがこの要綱に基づく補助金の交付を受けずに設置された場合は、その所有者が当該団体である事を証する書類
 - (5) 団体役員名簿
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定)
- 第8条 市長は、前条の規定により、補助金の交付申請があったときは、審査の上、適当と認められたものについて、補助金の交付の決定を行い、地域防犯カメラ設置費等補助金交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めたときは、地域防犯カメラ設置費等補助金審査結果通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。
- (交付条件)
- 第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする際は、次の各号に定める指示又は条件を付するものとする。
- (1) 別に定める「鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った適切な管理・運用を行うこと。
 - (2) 地域防犯カメラ管理責任者に変更があった場合は、届け出ること。
 - (3) 市長が調査又は資料の提出を求めたときは、誠意を持って対応すること。
 - (4) 犯罪捜査等のため、警察等から地域防犯カメラの画像の提供を求められたときは、「鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って適切に対応すること。
 - (5) 申請者は、ネットワークカメラ（有線または無線でインターネットに繋がるネットワークを通じて、撮影した画像を確認できる地域防犯カメラ）を設置する場合は、パスワードを適時・

適切に更新するほか、不正アクセスを防ぐため、プログラム等を最新の状態に更新するなど、適切なセキュリティ対策を講じること。

(変更の承認)

第10条 申請者は、地域防犯カメラ設置等の事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに地域防犯カメラ設置費等補助事業計画変更申請書(第8号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、地域防犯カメラ設置費等補助金変更交付決定通知書(第9号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、地域防犯カメラ設置費等補助事業実績報告書(第10号様式)に次に掲げる関係書類を添えて、当該年度中に市長へ報告しなければならない。

(1) 地域防犯カメラ設置費等補助事業結果報告書(第11号様式)

(2) 地域防犯カメラ設置費等補助事業収支決算書(第12号様式)

ただし、修繕の場合は省略とする。

(3) 地域防犯カメラの設置等に要した経費の支払い領収書の写し

(4) 地域防犯カメラ設置(修繕)場所の確定図面(地図等)及び設置(修繕)後の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該実績報告書及び添付書類等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、地域防犯カメラ設置費等補助金額確定通知書(第13号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による審査をした結果、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合していないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを申請者に命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 申請者は、設置費に係る補助金により取得した防犯カメラを市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、申請者が交付を受けた補助金の全部に相当する額を市に納付した場合又は5年を経過した場合は、この限りではない。

(関係書類の保管)

第15条 申請者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(暴力団の排除)

第16条 鎌倉市暴力団排除条例の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
- 2 市長は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止又は変更したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (5) 前条第1項に該当するとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

2 市長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金返還を命ずるものとする。

(その他)

第19条 地域防犯カメラの設置に係る費用及び修繕に係る費用に対する補助金については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式 (第7条関係)

地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請書 年 月 日	
(あて先) 鎌倉市長 所在地 団体名 代表者氏名 電話番号	
次のとおり交付していただきたく、鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第7条の規定により申請します。	
1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
3 申請金額	円
4 添付書類	<input type="checkbox"/> 地域防犯カメラ設置費等補助事業計画書 (第2号様式) <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラ設置費等補助事業収支予算書 (第3号様式) <input type="checkbox"/> 団体調書 (第4号様式) 及び団体規約の写し <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラ設置 (修繕) 見積書 <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラの仕様が分かる書類 (仕様書等) <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラ設置場所の図面 (地図等) 及び写真 <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラ設置に関する管轄警察署との協議報告書 (第5号様式) <input type="checkbox"/> 団体が定めた地域防犯カメラの設置及び運用要領 <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラの設置を決定した資料 <input type="checkbox"/> 団体役員名簿 (氏名、住所、生年月日が明記されたもの) <input type="checkbox"/> その他 ()
5 鎌倉市暴力団排除条例に基づいた照会について	<input type="checkbox"/> 鎌倉市暴力団排除条例に基づき申請書類に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することに同意します。

第2号様式 (第7条関係)

<p style="text-align: center;">地域防犯カメラ設置費等補助事業計画書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 鎌倉市長</p> <p style="text-align: center;">所在地 団体名 代表者氏名 電話番号</p>	
1 設置場所	
2 設置台数	
3 撮影範囲	
4 予定工期	(着工) 年 月 日 (完成) 年 月 日
5 予定事業費	
6 防犯活動の内容	
7 期待される効果	
8 備考	

第3号様式 (第7条関係)

地域防犯カメラ設置費等補助事業収支予算書

内 訳	予算額	備 考
1 収入の部	円	
収入合計	円	
2 支出の部	円	
支出合計	円	

第4号様式 (第7条関係)

団 体 調 書

1 団 体 名	
2 団体代表者氏名	
3 団体の所在地	
4 担当者連絡先	(住所) (氏名) (電話)
5 設 立 年 月 日	
6 構成員数 (会員数)	
7 団 体 の 目 的	
8 主な活動内容	
9 年 間 予 算	年度 円

※団体規約の写しを添付してください。

第5号様式 (第7条関係)

地域防犯カメラ設置に関する管轄警察署との協議報告書

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

地域防犯カメラの設置等について、次のとおり_____警察署と協議した結果、問題は認められなかったので報告します。

1 実施日	年 月 日
2 設置予定場所	
3 設置台数	
4 備考	

<p>地域防犯カメラ設置費等補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">鎌 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">鎌 倉 市 長 印</p> <p>年 月 日付で提出のあった交付申請については、次のとおり決定したので、鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。</p>	
1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
3 交付金額	円
4 交付条件	<p>(1) この補助金は、鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。</p> <p>(2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。</p> <p>(3) 不正な方法により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。</p> <p>(4) 補助事業が完了したときは、事業実績報告書に必要書類を添付し、市長に提出すること。</p>

第7号様式 (第8条関係)

地域防犯カメラ設置費等補助金審査結果通知書	
鎌 第 号 年 月 日	
様	
鎌 倉 市 長 印	
年 月 日付で提出のあった地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請については、審査の結果、次のとおり、不交付となりましたので通知します。	
1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
3 不交付理由	
4 備 考	

第8号様式 (第10条関係)

地域防犯カメラ設置費等補助事業計画変更申請書 年 月 日	
(あて先) 鎌倉市長 所在地 団体名 代表者氏名 電話番号	
次のとおり事業計画を変更したいので、鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第10条の規定により申請します。	
1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
3 変更の内容	
4 変更年月日	年 月 日
5 変更の理由	
6 添付書類	
7 備考	

第9号様式 (第10条関係)

<p>地域防犯カメラ設置費等補助金変更交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">鎌倉市長 印</p> <p>次のとおり 年 月 日付で提出のあった補助事業計画変更申請書について、審査の結果、適当と認められますので通知します。</p>	
1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
3 変更の内容	
4 変更年月日	年 月 日
5 備考	

地域防犯カメラ設置費等補助事業結果報告書	
年 月 日	
(あて先) 鎌倉市長	
所在地 団体名 代表者氏名 電話番号	
次のとおり結果を報告します。	
1 事業実施内容	
2 事業実施後の効果	
3 事業実施後の課題	
4 今後の団体の 活動展望	
5 備 考	

第12号様式（第11条関係）

地域防犯カメラ設置費等補助事業収支決算書

内 訳	決算額	備 考
1 収入の部	円	
収入合計	円	
2 支出の部	円	
支出合計	円	

地域防犯カメラ設置費等補助金額確定通知書

鎌 第 号
年 月 日

様

鎌 倉 市 長 印

次のとおり決定したので通知します。

補 助 金 額 円

この補助金は、他の用途へは使用しないこと。

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 西鎌倉 2-2
テ ー マ	電動車椅子が走り難い歩道の改善要望
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	都市整備部 道路課

議題に対する回答等	
<p>昨年11月に腰越支所へ掲示いただいた「発見！危険箇所！」マップにつきましては、本市職員も拝見し、全箇所について現場確認を行いました。</p> <p>歩道が狭く通行し辛い箇所の改善につきましては、拡幅のための用地の買収等が必要なことから、早期の対応が難しい状況です。</p> <p>また、車道から車庫にかけて歩道が傾いている箇所の改善につきましても、隣接敷地との高低差が決まっていることから、車道を含めた当該路線の大規模な改修が必要となり、早期の対応が難しい状況です。</p> <p>横断側溝の補修及び横断歩道の境界ブロックの切り下げ等につきましては、順次改修を実施してまいります。</p> <p>なお、県道でのご要望箇所につきましては、県道の管理を行っている神奈川県藤沢土木事務所に情報提供を行っております。</p>	
添付資料	

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

① 防犯カメラ設置費補助申請の問題

② 電動車椅子が走り難い歩道の改善要望

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

昨年ですかね、今お話しくださいました計画について行っていた者なのですが、道路課の方が見てくださいますと、全部をチェックしましたと、そのお話を伺ったときにチェックしたものは、県に送るべきものは送る、それから、民間の土地に関しては、それぞれ対応をしますという話は伺っています。その結果、どのような形になったのかを書面でいただくお話になっているのですが、5か月近く経ちまして、まだいただいてないので、その後どうなっているのか。やっつけて下さっているとは思いますが。そのような話も報告もいただいておりますので、その後どういった形なのかということをお話いただけたらと思います。

<都市整備部 森部長>

すみません。私は現場を確認して、それぞれ順次手配しているというところは伺っております。その結果につきましては、確認して千代会長にお送りするようにいたしますので、よろしく申し上げます。

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

04 西鎌倉 3 - 1	市道における制限速度遵守への働き掛け
04 西鎌倉 3 - 2	地域の空き家と崖のリスクについて
04 西鎌倉 3 - 3	小中学校の統合計画の現状と今後の進め方（西鎌小、手広中学が腰越小学校と腰越中学校へ統合？）
04 西鎌倉 3 - 4	ふれあい地域懇談会のあり方と市の広報のあり方・全市的あるいは地域別の行政課題の集約と対応等の発信方法整備のお願い
04 西鎌倉 3 - 5	やまゆり坂のがけ地（市有地部分）の防護
04 西鎌倉 3 - 6	手広4丁目30-6 下水道占有料の納付についての疑問
04 西鎌倉 3 - 7	道路のフェンス更新依頼

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 西鎌倉 3 - 1
テーマ	市道における制限速度遵守への働き掛け
内容詳細	<p>当自治会の区域内におけるメイン道路として、鎌倉消防署深沢出張所から豊島屋笛田工場近辺で県道32号線に合流する市道がある。</p> <p>この市道は、度々渋滞となる手広交差点を通らずに県道304号線と32号線を相互に行き来できることから、多くの自動車が抜け道として使う傾向にある。制限速度は30km/hであるが、これを守らずに走行する自動車が後を絶たず、一昨年には歩行者と自動車の接触事故も発生している。</p> <p>昨年は、当該市道における制限速度表示や横断歩道の塗装が薄れてきており、自動車からも見難くなっていることを各方面へ働き掛けた所、道路標示の再塗装や標識の更新、横断旗の設置などをして頂き、安全運行に向けて一歩前進した。但し、当該道路を制限速度超過で走る自動車が無くなったわけではなく、引き続きどのように制限速度を遵守させる施策があるかを模索して行きたいと考えている。</p>
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等	
<p>県道32号線と304号線を結ぶ市道などの生活道路における通過車両の速度超過対策につきましては、神奈川県警に対し移動式（可搬式）オービスによる取り締まりを要望しております。</p> <p>今後、地元や鎌倉警察署と連携しながら対策について検討してまいります。</p>	
添付資料	

第3部 本年度の地域の議題に関する懇談

① 市道における制限速度遵守への働き掛け

<谷際自治会 川原会長>

道路の塗り直しとか、そういうことをしていただいたという実績があるのですが、先日その道路を歩いていると、タクシーがすごいスピードで走り去って、多分60キロくらい出ていたと思います。これは個々の運転者のモラルとかの問題というのにもかかってきまして、道路の施策だけでは何ともならないところがあるというのは私も重々承知しております。ただ、例えば、道路に凹凸を付けて速度が物理的に出ないようにできないかとか、あるいは、もっと何か警告のようなものを書けないかとか、そういった要望が自治会内で出ているというのも事実です。

この速度取締りをやるということは、毎日行うとはいかないでしょうから不定期に抜き打ち的にやるということだとは思っておりますが、そのような情報を発信していただきたいと思っております。私がおのように思ったのは、この場所は速度取締りをやっているところですか、高速道路なんかは、よく速度取締りを実施しています、という内容の看板がありますけれども、そのように周知ができないものかな、と思いました。また、この問題は、谷際自治会だけではなく、手広片岡町内会でも同様に起こっています。今日手広片岡町内会の笠嶋さんもお越しになられていますので、何か補足説明等ありましたら。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

いえ、手広片岡町内会では大体、どのような対策を講じようか、という方向性が決まりましたので。

<谷際自治会 川原会長>

実は、手広片岡町内会ではバンクをつけるといった話がありましたが、バンクを付けてしまうと、坂が多いため、低速で通行する車に対して問題が出るのではないかと、ということで、見送りとなったと聞いております。速度制限をしていただくということは、一応、前向きなご回答だと思っておりますので、今後もその方向に向けて進めていただければと思います。特に私から何かそれに対して言うことはないのですが、先ほど申し上げたように、速度制限について施策を実施していますという情報を積極的に発信していただけるといいな、と思っております。

<松尾市長>

わかりました。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

確か、何か速度制限の塗装とかが見えにくいとか、その辺りは解決したはずですよ。

<谷際自治会 川原会長>

多少は解決しましたが、一部まだ薄れているところはあります。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

要するに30キロ制限とか横断歩道とかも薄れていて見えないとか。

<谷際自治会 川原会長>

横断歩道手前にある表示がありますけれども、一部薄れているところがある。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

その辺りのところを引き続き対応していただきながらやるしかないですよ。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 西鎌倉3-2
テーマ	地域の空き家と崖のリスクについて
内容詳細	<p>①新鎌倉山住宅地のガスト側の入り口にある川沿いの崖が大変危険なので、対策をお願いしたい。</p> <p>②住宅地内で、自治会脱会している、空家が朽ちてる段階での周囲へのリスクを改善していただきたい。空家のオーナーは既に自治会員ではないので、自治会としては何も手を打つことができない一方、自治会員へのリスクを軽減しなければならない状況。</p>
担当部課	都市景観部みどり公園課 都市整備部都市整備総務課

議題に対する回答等	
<p>① 新鎌倉山住宅地のガス都側の入り口にある川沿いの崖について、現場確認を行うとともに、地権者等の調査を行い、必要な対応策等について検討していきます。</p> <p>② 空家等は個人の財産であるため、所有者または管理者の責任で適切に管理することが前提であり、行政としてできることは限られているのが現状です。</p> <p>しかしながら、自治会内に空家等がある場合は、空家対策の担当課である都市整備総務課へ通報を頂ければ、職員が現地調査を実施し、「空家等」であることが確認でき次第、所有者等の連絡先を調べ、適切な管理をするよう書面にて指導いたします。</p>	
添付資料	令和4年度空き家対策リーフレット

あなたの家は 適正に管理されていますか？



令和6年4月から不動産の相続登記が義務化されます。

相続した不動産は、相続登記して所有者を明確にしましょう。



相続(遺言含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。(不動産登記法：令和6年4月1日施行)

家の点検ポイント



空き家になっている場合は、雨漏りの確認と換気もしよう！
点検の際には、ご近所に挨拶すると、ご近所の皆さんも安心するね。



家の点検項目

- 樹木、生垣、雑草が繁茂していませんか？
- 屋根や外壁が破損していませんか？
- スズメバチが巣を作っていませんか？
- ごみ等を放置していませんか？
- ポストが郵便物等であふれていませんか？
- 塀にヒビが入っていませんか？
- 窓ガラスが割れていませんか？
- 雨樋が詰まっていますか？
- 敷地内のがけが崩れる心配はありませんか？

スズメバチの巣
駆除費補助金交付制度
個人が所有する建物等に営巣したスズメバチの巣の駆除を事業者へ依頼し実施した場合、その費用の一部を市で補助しています。
環境保全課…内線2282

危険なブロック塀等の
除却費用補助制度
危険なブロック塀等の除却及びフェンス設置工事に係る費用の一部を市で助成しています。
建築指導課…内線2528

既成宅地等防災工事費
資金助成制度
がけ崩れ災害を未然に防ぐために、木の伐採・防災工事資金の一部を市で助成しています。
みどり公園課…内線2579

あなたの家について専門家が相談に応じます

住宅の空き家化の防止や空き家となった住宅の適正管理などの取組みを推進するため、市と各専門家団体とで「空家等対策に関する協定」を締結しています。

各団体では、空き家の売買、相続、改修、登記、法律等に関する相談を行うことができます。



法律に関するご相談

神奈川県弁護士会
横浜市中区日本大通9番地
Tel.045-201-1881
<https://www.kanaben.or.jp/index.html>



売却や賃貸等に関するご相談

公益社団法人全日本不動産協会
神奈川県本部湘南支部
藤沢市朝日町5-7藤沢市建設会館3階
Tel.0466-28-1445
<https://kanagawa.zennichi.or.jp/shounan/>



相続に関するご相談

神奈川県司法書士会無料電話相談
司法書士相続ホットライン(鎌倉エリア対応)
Tel.050-5212-0628
受付時間：平日13時～16時
<https://www.shiho.or.jp/>



公益社団法人
神奈川県宅地建物取引業協会
鎌倉支部
鎌倉市大町2-1-10
Tel.0467-23-2085
<https://www.kanagawa-takken.or.jp/chiiiki/a-21.html>



神奈川県行政書士会鎌倉支部
鎌倉市小町1-3-7大石ビル301
Tel.0467-84-7499
<https://gyosei-kamakura.com/>



改修に関するご相談
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
鎌倉支部
鎌倉市大船5-2-4 Tel.0467-43-1431

不動産登記、境界に関するご相談

神奈川県土地家屋調査士会
横浜西区楠町18番地
Tel.045-312-1177
<http://www.kanagawa-chousashi.or.jp/>



ご相談の内容によっては有償になる場合や、相談先が異なる場合があります。

その他の空き家に関するご相談

被相続人居住用家屋等確認書 (3,000万控除)に関するご相談

鎌倉市役所都市整備総務課
市役所本庁舎4階
Tel.0467-23-3000(内線2824)



家財整理に関するご相談

公益社団法人
かながわ住まいまちづくり協会
横浜市中区太田町2-22
神奈川県建設会館4階
Tel.045-664-6896



空き家に関するご相談全般

- ・所有している空き家などを福祉や地域活動に利活用したい方
- ・その他、空き家の管理でお困りの方

鎌倉市役所都市整備総務課 Tel.0467-23-3000(内線2824)



市の空き家対策のホームページで、過去に配布したリーフレットを掲載しています。
http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kenchiku/akiya_taisaku.html

ご相談ください!



② 地域の空き家と崖のリスクについて

<新鎌倉山自治会 岡村副会長>

ガストの崖は、市の区画ではなくて一般の方の所有地ということなのですね。危なくないようによろしくお願いいたします。

あと空き家ですけれども、私、勉強不足ですみません。市にご相談できる窓口があることを知りませんでした。我々の自治会の中は、別荘的に住んでいる方が過去、結構いらっしゃっていて、そのような方がそのまま住まなくなって放置していると。表札も外れてしまっていて、私みたいな後から入ってきた人は住所も分からなくて、住所も分からないとどう記載したらいいだろうなというところに悩みを持っておりますが、市に連絡をさせていただいて、現地確認に至るように進めさせていただきたいと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

空き家は今、全国的に話題になっていますよね。鎌倉市全体としてもかなりこの問題は大きいかと思いますが、何か全体としての対応、個別対応等があるのでしょうか。

<松尾市長>

全体としての対応というところですが、基本的な対応は、このような形で所有者・管理者の方にということになります。ただ一方で、これを活用していくということにつなげられればいいとも思っております。一部、今泉台の自治会ですとか、城廻のほうで空き家の所有者のご厚意で自治会、地域の方の集会場所として使っていたりですとか、居場所として使っていたりという事例も出てきていますので、そのようなところもご案内させていただきながら、何か地域に貢献していただけるように促すようなことも、ぜひ、積極的にやっていきたいと考えています。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 西鎌倉3-3
テーマ	小中学校の統合計画の現状と今後の進め方（西鎌小、手広中学が腰越小学校と腰越中学校へ統合？ https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/facility/documents/kamakura_saihen_djt1.pdf のP.18)
内容詳細	<p>今後の進め方についてお伺いし、懇談いたしたいと存じます。 具体的にどのように進めていくのが住民と行政にとってハッピーな結果となるとお考えでしょうか？このテーマは御所ヶ丘のみならず、同様の懸念を抱いている他の市民の皆様の懸念事項であると思います。</p> <p>また、細かなことで恐縮ですが https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/facility/documents/kyo_senteinokangaekata_2903.pdf のうちP.10,P11のH33（2021）年度推計値と実数の比較もご教示願います。</p>
担当部課	総務部 公的不動産活用課 教育文化財部 学校施設課

議題に対する回答等

鎌倉市公共施設再編計画（以下「再編計画」という。）では、公共施設にこだわらない公共サービスの提供を図るために、学校を中心とした再編、複合化を検討することとしており、各行政地域内に地域の拠点となる学校を1校選定し、教育環境の維持向上や安全性に配慮した上で地域活動支援機能等を統合した地域拠点校として整備していくこととしています。

今後、地域拠点校となる学校建替え等に合わせ、学習センターや老人福祉センター、図書館等の機能のうち、各行政地域に必要な機能を精査した上で、地域活動の場や多世代が多目的に利用できる多世代交流スペースとして機能を集約していきます。

また、現在、令和5年度を目途に、学校施設の改築や長寿命化改修の方向性等を示す学校施設計画の策定に取り組んでおり、これを踏まえて老朽化した学校施設の計画的な整備を行っていきたいと考えています。

なお、再編計画ダイジェスト版（P18）では、長期的な小中学校の数を設定し検討を行っていますが、この数値は将来のコスト試算のための仮定であり、現時点で、将来の学校数等が決定したものではありません。

地域拠点校選定の考え方（P10, 11）におけるH33推計値（児童生徒数及び学級数）に対する、令和3年（5月1日時点）の実数は、下表のとおりです。

腰越地域の小中学校

学校名	児童生徒数（人）		学級数（学級）	
	H33 推計値	令和3年 実数	H33 推計値	令和3年 実数
腰越小学校	363	379	12	14
西鎌倉小学校	583	673	18	20
七里ガ浜小学校	238	276	8	11
腰越中学校	320	335	9	9

深沢地域の小中学校

学校名	児童生徒数（人）		学級数（学級）	
	H33 推計値	令和3年 実数	H33 推計値	令和3年 実数
深沢小学校	704	740	20	22
山崎小学校	691	670	22	21
富士塚小学校	228	206	8	9
深沢中学校	492	513	14	15
手広中学校	282	294	8	9

添付資料	資料1 鎌倉市公共施設再編計画ダイジェスト版（抜粋） 資料2 地域拠点校選定の考え方（抜粋）
------	---

鎌倉市公共施設再編計画
(ダイジェスト版)

平成27年3月

鎌 倉 市

地域拠点校選定の考え方

平成 29 年 3 月

鎌倉市

② 腰越地域

腰越地域には現在4つの小中学校があります。

図表 2-6 腰越地域の小中学校と公共施設について

学校名	児童・生徒数（人）					学級数（学級）					面積（㎡）	
	現況		H29-33 推計 最大値	H33 推計値	H33 推計値 － 現況（普 通学級）	現況		H29-33 推計 最大値	H33 推計値	H33 推計値 － 現況（普 通学級）	敷地 面積	延床 面積
	全体	普通学級				全体	普通学級					
1 腰越 小学校	407	401	405 (H29,31)	363	-38	16	14	12 (H29-33)	12	-2	14,266	6,470
2 西鎌倉 小学校	665	661	670 (H29)	583	-78	23	21	20 (H30)	18	-3	19,714	7,527
3 七里ガ浜 小学校	303	303	310 (H29)	238	-65	11	11	11 (H29)	8	-3	16,464	4,923
4 腰越 中学校	352	352	343 (H29)	320	-32	10	10	10 (H29)	9	-1	18,228	6,745
主な公共施設	腰越行政センター（H10築）、腰越地域老人福祉センター（H29利用開始予定）、腰越保育園（S43築）など											

図表 2-7 腰越地域の小中学校の位置図



凡例 腰越小：腰越小学校、西鎌倉小：西鎌倉小学校、七里小：七里ガ浜小学校、腰越中：腰越中学校（以下、同様）

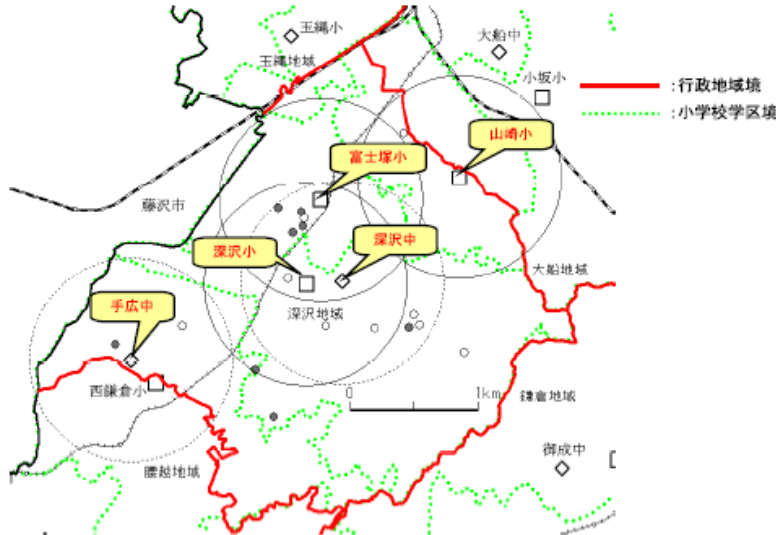
③ 深沢地域

深沢地域には現在5つの小中学校があります。

図表 2-8 深沢地域の小中学校と公共施設について

学校名	児童・生徒数 (人)					学級数 (学級)					面積 (㎡)	
	現況		H29-33 推計 最大値	H33 推計値	H33 推計値 ー 現況 (普 通学級)	現況		H29-33 推計 最大値	H33 推計値	H33 推計値 ー 現況 (普 通学級)	敷地 面積	延床 面積
	全体	普通学級				全体	普通学級					
1 深沢 小学校	838	838	839 (H29)	704	-134	26	26	24 (H29)	20	-6	16,852	8,466
2 山崎 小学校	696	696	714 (H30)	691	-5	22	22	22 (H32,33)	22	0	11,948	5,740
3 富士塚 小学校	259	242	234 (H29)	228	-14	14	11	8 (H31,33)	8	-3	17,733	7,649
4 深沢 中学校	461	454	492 (H33)	492	38	14	12	14 (H33)	14	2	39,399	7,363
5 手広 中学校	332	324	303 (H32)	282	-42	11	9	9 (H32)	8	-1	31,829	6,911
主な公共施設	深沢行政センター (S55築)、深沢こどもセンター (深沢保育園 など・H19築)、 教養センター (S56築)、あおぞら園 (S52築) など											

図表 2-9 深沢地域の小中学校の位置図



凡例 深沢小：深沢小学校、山崎小：山崎小学校、富士塚小：富士塚小学校、
深沢中：深沢中学校、手広中：手広中学校 (以下同様)

③小中学校の統合計画の現状と今後の進め方（西鎌小、手広中学が腰越小学校と腰越中学校へ統合？）

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

これについては何か、地域で噂になっているのですか。

<御所ヶ丘自治会 西田会長>

いえ、地域拠点校という表現の仕方をされていたものですから。このダイジェスト版を読んで私は質問したのですが、地域拠点校という表現は統合するという意味ではない、という理解でよろしいですね。

そこに統合してしまうのかなと思ひまして、そのようなことではないかと。あくまで拠点校と普通の学校がある、そのような理解でよろしいでしょうか。

<松尾市長>

そうですね。地域拠点校の考え方につきましては、再編計画の中では、地域拠点校を鎌倉地域、腰越地域、深沢地域、大船地域、玉縄地域、それぞれに設けて、現在のこの生涯学習センターを地域拠点校の中に入れていくという、このような考え方を持って進めているものです。

ですが、なかなか地域拠点校を新しくつくるところは、まだ計画としてもありませんし、年度といえば先になるような話でもありまして、すぐに何かそうなるということではないというご理解でいただければと思います。

<御所ヶ丘自治会 西田会長>

理解は十分しているつもりなのですが、もちろん、行政がいろんなところを合理化していくことも大切だと思います。ただ、学校が持つ意味は地域にとってすごく大きいと思いますので、そのような面で地域をどう活かしていくのか、ということとリンクすると思いますので、ぜひ。

今日いただいた資料ですと、鎌倉は児童数のほうも順調に増えているようですので、ますます今の学校を大切に、地域も大切にしていけるだろうということを明言していただければ安心して帰れるんですけれども。

<松尾市長>

そうですね。もちろんこの学校と、そして地域というところについては、大変重要であるという認識です。現在、むしろ短期的に進めているところで、教育委員会のほうではコミュニティスクールという形で、地域と学校との連携みたいなところを進めています。

<教育文化財部 佐々木部長>

手広中学校と西鎌倉小学校のほうで、ちょうどお話をさせていただいていると思いますが、コミュニティスクールとして、手広中学校と西鎌倉の学校運営委員にお願いしつつ、今年度先駆けとして地域の方々と学校運営をしていくということと、地域の方々に参画していただいて学校を一緒になってつくり上げていただくということを、やらせていただくということになっております。

本日まで出席の方も委員として何人かはご参画いただくというような形になろうかと思ひますが、そういった形で、今年度から取組を進めてまいりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

まだ全く動いていないですね。それで私のほうも手広中学校の校長に呼ばれて、ぜひ委員になってくれと先日頼まれました。

あと、この話を聞いて思っていたのは、今、日本全体が人口減少問題を抱えていて、こういうことが将来的には発生しますよね。どんどん人口が減ってくると。そこに対して鎌倉市としては、このまま万が一どんどん人口が減るようになったときに、どういう問題を予測されるかということも含めて、何か検討するような部署というのはあるのでしょうか。

<松尾市長>

まさに公共施設再編計画は、その辺りを着眼点として進めているものであります。人口というより、むしろ子どもの数ですね。東京ですとかも、かなり学校の統廃合なんかは進んでいるところもありますし、近隣ですと横須賀市も、統廃合は進んでいるという状況でございます。鎌倉も今の16校、そして中学9校、これを維持できるかという、実はなかなか難しいと考えている部分ではあります。統廃合する難しさというのも同時にありますので、地域の考え方なども大切にしながら、そこは協議を進めてまいりたいと考えています。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番号	04 西鎌倉 3-4
テーマ	ふれあい地域懇談会のあり方と市の広報のあり方 全市的あるいは地域別の行政課題の集約と対応等の発信方法整備の お願い
内容詳細	<p>本懇談会（以下、本会）の過去の記録を拝見いたしますと、類似案件、例えば、ゴミ問題、崖地対策、深沢まちづくりの在り方、空き家対策、等々が見受けられます。</p> <p>重要行政課題に対する継続的な取組み状況の定期的なモニタリングと市民への広報、また、その中での地域懇談会についての在り方に関し、お考えをお伺いいたしたいと存じます。（本会のような貴重な場を設定していただいていることに感謝し、ご担当およびご参加の皆さまには敬意を表します。）</p> <p>なお、先程の例示に関しては、本テーマのための例示ですのでこの場面でのご回答は不要です。ただ、申し添えておけば</p> <p>ゴミ問題に関しては「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画がまとまりました。【令和2年(2020年)8月3日】」とあり、計画も公表されていますが</p> <p>https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/skensetsu/gomishorikou/ikika.html</p> <p>その後の経過は？同2020年度に実施されたパブリックコメントと回答に関し2021年度では何がなされたのか？</p> <p>崖地対策に関しては補助金制度に関しては見えるものの</p> <p>https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gake/gake/index.html</p> <p>根本的な解決に向けて出来ること、検討していること、限界があるもの？等について市の見解が見えませんか？あるいはどこかで広報されているのであれば教えてください。</p> <p>深沢まちづくりの在り方に関しても過去のパブコメ等に対して2021年度では何がなされたのか？</p> <p>「深沢まちづくりニュース」は素晴らしい試みだと思いますが、1回/年程度になりつつある？残念です。</p> <p>空き家対策も2017年の鎌倉市空家等対策計画策定後の効果について計測と市民への広報はなされているのでしょうか？</p>

	等々が明確であれば本会ではより踏み込んだ懇談が出来るのではないかと思います。
担当部課	共生共創部 企画課 共生共創部 広報課 市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等	
	<p>ふれあい地域懇談会は、地域の皆様と双方向で意見交換ができる場であり、地域で抱える様々な課題について皆様から直接お話を伺える貴重な機会、また、お互いの理解をより深められる場であると考えております。</p> <p>地域のまちづくりにおいて重要な役割を担っている自治会町内会長や地域で活動する団体の代表者の方々との意見交換を通じ、そこで出される提案や要望を市政の運営に活かすことを目的とし、開催するものです。</p> <p>テーマの選定については、限られた時間の中で全ての自治会町内会等からのテーマを取り上げるのは難しいことから、各地域で選定していただいているところです。第2部の継続課題については、前年度の第3部のうちご報告が必要と考えられるものを全体の時間を鑑みて市の方で選定しておりますが、継続課題として選定しなかったものについても、その後の進捗をご報告する方法を検討してまいります。</p> <p>(地域のつながり課)</p> <p>重要行政課題への対応も含めた事業の取組状況に対するモニタリングについては、毎年度、行政評価という手法を用いて、市の最上位計画である第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の進行管理を行う中で確認しているところです。この行政評価は、市内部による評価だけでなく、市民も交えた外部の評価を行っており、その結果は、報告書として作成し、行政資料コーナーでの配架及び市ホームページで公表しているところです。</p> <p>合わせて、各種課題に対しては、幹部職員の定例会、当初・補正予算編成、人事評価などの過程を通じて、理事者と職員が共通認識を持ち、随時、事業の進捗状況を共有しているところです。(企画課)</p> <p>重要行政課題に対する継続的な取組状況の市民への広報に関し、広報かまくらについては年間計画を立て、特に重要な課題等は、1面を中心とした特集を組むと共に、中面の第2特集でも随時お知らせしています。また、各課での作業が可能なホームページの充実や、フェイスブック、LINE、Twitter及びYoutubeなどSNSの活用も行っています。令和3年度においては新たに公式noteを市及び教育委員会でそれぞれ開設し、課題や事業の背景や取組状況が分かるような情報発信をしています。(広報課)</p>
添付資料	

④ふれあい地域懇談会のあり方と市の広報のあり方・全市的あるいは地域別の行政課題の集約と対応等の発信方法整備のお願い

<御所ヶ丘自治会 西田会長>

個々の課題は、今日、回答をいただけると正直思っておりませんので、先ほど市長もおっしゃいました経過のところを、多分部長、課長、ご担当の皆さんもいつも同じようなことを聞かれて、検討しているとか同じような回答しかできないと、多分、じくじたる思いをお持ちではないかと思えます。

今どきインターネットの世界ですから、DXを市のほうもいろいろ考えていらっしゃるようですがけれども、地域の課題項目もずらっと書いていただいて、今年は何をした、できなかった、来年はこうする、といったところを、非常にお立場的には公開するまで厳しいかもしれませんが。多分、市の皆さんも鎌倉を良くしようと思って働いていらっしゃると思いますので、市民と一緒に協働するという意味で、この懇談会も全然知らなかったところなので、こういった良い交流をやっていらっしゃるのであれば、あの中に地域別テーマが過去のを見ても出ていますので、毎年同じようなことを書くのはしんどいかもしれませんが、そこはお互いオープンにしていくのは、多分、良いことではないかと思えますので、ぜひよろしくをお願いします。

あと、正直言いまして広報かまくらも自治会長になって真面目に読むようになったぐらいの程度のもので、多分、今どきの若者たちにはヒットしていないと思います。広報かまくらは大切な文書として配っていたほうがいいと思うのですが、いろんな市の中で困っていらっしゃる方をオープンにしていれば、市民のほうもいいケアをしていけるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

<松尾市長>

ありがとうございます。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 西鎌倉 3-5
テーマ	やまゆり坂のがけ地（市有地部分）の防護
内容詳細	<p>やまゆり坂（通学路、避難路、バス通り）側面のがけが、昨年一部崩落した。原因は昭和時代のコンクリート吹きつけによる防護膜が経年劣化し、植物の根張りにより崩落が始まったためである。該当するがけのうち、私有地部分については、所有者による鋼鉄製の落石防止網で覆う防護工事が昨年行なわれた（その際、市の既成宅地等防災工事費資金助成制度で援助いただいた）。ただ、その隣り合う市有地のがけについては、未だ対策がとられていない。市有地のがけの状態は、もともと対策を取った私有地がけと同じ状態であった。やまゆり坂は自治会の住民の通学路、避難路、バス通りであることから、早急な防護工事をお願いしたい。</p>
担当部課	都市景観部みどり公園課

議題に対する回答等	
<p>当該地は市が管理するがんだがや北公園の区域になりますので、安全確保に向け、状況を把握したうえ手法等について検討を行いたいと考えております。</p> <p>今後の対応については報告したいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。</p>	
添付資料	

⑤ やまゆり坂のがけ地（市有地部分）の防護

<南鎌倉自治会 河村会長>

実を言いますと5月くらいから問題になっていて、昨年、私有地のほうから崖崩れがあって、それで小学生が怪我したら大変だと、石の大きさにするとお弁当箱くらいのが落ちていたので、所有者の方が自費でネットを張り補修してくださいました。ただ、すぐその隣の鎌倉市の市有地のほうがなかなか同じように直してもらえないということで、不公平ではないかということもあって、年初から動き始めて、そして担当者の方には6月の頭に来ていただいたのですけれども、なかなかその後お返事をいただけないので、今度は崖地ではなく、みどり公園課のほうに来ますとおっしゃったのですけれども、今に至るまで2か月くらい何もお返事がないものですから、なるべく早くいただきたいなと思っています。

そして、これのついでに裏側で屋根のことがあるので、お伝えしたいと思うのですが。

その前に一つだけ、私は今年自治会長になったのですけれども、市のホームページを拝見しました。私は、すごくよくできていると思って感謝しています。例えば、この懇談会の議事録なんかも全部見ることができますし、いろんな補助金の手続もとても分かりやすい。それから用紙も全部ダウンロードできますし、とてもいいなと思って感謝しましたので、最初にそれだけ申し上げます。

では、この本題に戻ってなんですけれども、まず、私がこの悩みを関係者の方から聞いたときに一番問題だと思ったのは、崖地を含んでいる土地を持っている所有者の人ってどうしようもなく苦しいです。何かあったときのために補修してくれといえ、全部自費でやります。もちろん、市から半額補助という制度があって、とても感謝しています。ただ、その崖地を知らずに知ってか分からないのですけれども、最初所有してしまうと相続放棄しても管理責任から逃れられない、そうするとずっとついて回ります。

今回、うちの自治会内の崖を去年補修してくださった方、1,000万円かかりました。これ500万円を市から補助していただきました。ただ、普通は最初に1,000万円出せる家はそうそうないのではないかと思います。この崖に関しては、皆さんそうなるのが怖くて、どうしよう、そうなったら夜逃げしかないみたいのところまで追詰められているようなところがあって、本来でしたら市にレッドゾーンを買取ってもらうとかそういうのがあるようですが、鎌倉市はなかなか財政的に厳しく、その結果として半額補助しますよという施策を取っているといると思うのです。

このままですと夜逃げじゃないですけれども、そういうこともあるのではないかなと。皆さん、積極的にもう目を向けたくない、とても1,000万円の現金は出せない、たとえ後で半分返してくださるにしても。そういう問題が裏にあるというのは、ご理解いただきたいなと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

こういう話を聞きますとね、前、逗子で高校生が亡くなったじゃないですか。実際にもしそういう事故が起こっちゃったらどうなるのでしょうかね。

例えば、そこは小学生が巻込まれて大怪我をされた、万が一ということもありますよね。そうなったらやっぱりその土地の持主が罰せられる。そんな土地を買っちゃったのが悪かったということですよ。

だけど今おっしゃるように、これが1,000万とかの単位でかかると、それが出せるか出せないかといったら出せない、そうすると夜逃げしなさい、もしくは、そこを退去したほうが楽ですよということになっちゃうというのが怖いんですよね。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

自己破産しかないんじゃないですかね。退去できないですから。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

そういうことが全体的に何か解決する方法というのを見つけることが出来ないと、1,000万もかかるのに、その半額出しますよっていったって、500万が出せない人はきついですよね。例えば、お年寄りで年金だけで暮らしている方に500万出せというのは。だから何か考えてあげないといけないですよ。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

全国的な問題ですよ。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

例えばそこは、子どもはもう通れないようにするとかね。通学路になっていたら、市のほうから、強制的に通学路からは外しなさいと。それはできますよね。でも本人たちはそこが楽だから近いからということで行きたい、使いたい、だけどそういう危険性があるということですね。

<南鎌倉自治会 河村会長>

わざわざこの案件を出したのは、私たちの自治会にとっては、この道は本当にここに書いてあるように通学路であり、避難路であり、バス通りです。道幅としても決して細くはないです。本当に避難するときはここを通って行かざるを得ないということがあるので、去年、私有地として補修してくださった方は、その責任感から補修してくださったのですが、皆さん、責任感があってもお金はないという問題があって、なかなかここでクリアにはお答えできる問題とは思っていません。

鎌倉市にも、すごく財政的に豊かであつたらレッドゾーン全部買いますよ、みたいな話があるのかもしれませんが、ないですよ。だからその中でも半額出してくださいというのは、すごいことだと思いますが、なんせ今回は、私も相談を受けたときに、いの一番に相続放棄とかいろんな法令関係調べたのですが、逃れる手がないというのが、持主にとっては地獄みたいなもので。

ですから、今後、本当にどうしようもなくなったら放棄してしまうみたいな方も出るかなということで、将来的にそういうケースが起こりうるという危険をはらみます、ということをお伝えしたかったということです。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

参考になるかわかりませんが、手広片岡町内会は、その以前に「手広片岡自治会」という形で雇用促進住宅というのがあって、そこに崖地があって、その崖地がうちの自治会の持ち物でした。それが崖崩れを起こしたときに、おっしゃるとおり、その補償というのは、私たち自治会の全員で払い、それでもって誰かが亡くなったとか、家が潰れちゃったという、そこも全て自治会が負うということになります。

これもいろいろ弁護士にも聞いたのですが、それは逃れられない、ということで、うちが取った手段は、解散でした。自治会が法人だったので、法人会員を解散すると全ての財産は地方自治体が引取らねばならないと

いう法律もあります。ただし、今の話は個人の話でしょう。そうするとそれは財産放棄というか、自己破産するか何かして、支払う能力がないというところまで追詰められないと、それでも国有化とかそういうことしてもらえるのでしょうか。

参考になればいいですが、その自治会とか町内会がもしも土地を持っているなら解散すればいいです。法人化して解散する。そうすると法律でその解散して残った財産は、全て市が引取るということになりますから。市にとっては心地よくない話ですけどね。そういう手はあります。ただし、それは法人に限る。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

今回、個人ですからね。問題としては、そこを通学路とか何とかで一般の人たちを巻き込まれることを、公的なところで何とか防ぐことはできないかという、そういう観点ですよ、問題は。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

恐らく、この西鎌倉地域だけではなくて、鎌倉中にそういったところがあるのだらうと思います。ですから市として調べて、このみどり公園課ですか、担当するのかどうか分からないけれど、鎌倉中にどのくらいの、個人所有で、こういう状況というの、恐らく経年劣化ということが一つキーワードなのかなと思いますけれども、調べていただいて、どのくらいあって、それによってどう対応ができるか、市としての対応を検討していただくと。ここでうちもそうです、あそこもそうでした、とお話をしていても仕方がないことなので、調べていただくということができるのでしょうか。いかがでしょうか。

<都市整備部 森部長>

先ほど、逗子の話が出ましたが、逗子で崩れて事故があった後ですね、鎌倉市の道路課で、道路に関わる斜面が道路にかかっているところの市有路線、バス道路だとか、ある程度大きな道路に関してだけですが調べました。ただ、所有者まで調べるのに1年半くらいかかっています。

鎌倉市全域ではなくて、今回のようなレッドゾーンだけです。イエローまで本来は調べないと危険の回避はできない。先ほど、そういう主要路線だけを調べるのに1年半ですが、その結果、何ができたかという、土地の所有者に対して危険な状況ですから何かあるとあなたの責任になってしまいますから安全対策をやってください、木の伐採をしてくださいというお願いをすることはできましたが、やはり、おっしゃるように調べて、お知らせはしたいのですけれども、鎌倉市ご存じのとおり山ばかりなので、現実的になかなか、それは全部所有者を調べていくというのは、こちらが積極的にやっても追いつかないというのが正直なところでございます。危険なことが分かれば、こちらから所有者に対して連絡はしているところですが、そのレッドゾーンですとか、イエローゾーンを含めて全て調べて所有者へというのは今現状では難しいところです。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

難しいとは思いますが。恐らく、時間もかかってお金の面でも大変なことだと思いますが、それだけ危険なところもありますから、難しいから無理ですねではなくて、やはり調べるだけのことは調べていただいて、その対応が今の状況ではできなくなっていて、では鎌倉市としてどうするのか、何かできるのか、あるいは特例というのでしょうか、何か対応策を考えていただかないと、想定外の雨が降ったり、地震が頻繁に起きたりと

いうと、恐らく、早晚何か起きるのではないかとこのことを心配されますので、それに難しかったからできませんでは市の対応としてはまずいのかなと思いますけれども。

<都市景観部 古賀部長>

都市景観部です。みどり公園課を所管しておりますのと、崖地の防災工事、伐採の助成を所管しております。

今レッドゾーンの話が出てきましたので補足いたしますと、レッドゾーンに指定された土地というのは、土地所有者の方全員に通知がいております。レッドゾーンに指定されたということは、土地所有者の方は一義的にはご存じであるというように認識しております。

それから次に危険かどうかという話と、それから危険な場合どの程度やらなければいけないかという話に移っていきますけれども、これはまず、個人の土地に対してでございますが、レッドゾーンに指定されたから危険だということでは一概には言えないというように思っております。レッドゾーンの指定の基準といいますのは、例えば高さが5m以上ですとか、崖の角度が30度以上ですとかといった要件に合致したところを一律、数字で捉えて、それ以上のところを自動的に指定しているという制度でございます、その趣旨というのは、本来はそういうところに住まないようにということがスタートだったようではありますが、今、それは現実的ではないということで、例えば崖崩れですとか、倒木が起こった場合、危険な状況になる可能性がありますよという危険を周知するという意味で、レッドゾーンの指定ということ年全国的に踏み切ったというように認識しております。ですので、レッドゾーンイコール危険だということではなく、レッドゾーンの場合ですと何かあった場合、被害がどうしても大きくなってしまおうという認識でいただいたほうがよろしいかと思います。

最近、崖の状況ですけれども、やはり、いろんな場所によって様々な状況でございます。市内もたくさんこのような崖の場所がございますけれども、岩盤であったり、岩盤もいろんな種類がございますから、傾斜ですとか、高さについても5m以上から何十mというところもございますから、木の生え方なんかもございますので、そこは全て危ないと何か全部手立てをしなければいけないということになりますと際限なくなってしまうので、市が持っている土地についても同じでございますけれども、これにつきましては、その場所によって、どういう状況であって、例えば崖崩れがあった場合どういう影響が予想されるのか、その場合どういう対処をしていかなければいけないのかということ、個別、具体的に1箇所1箇所、考えていって、その土地を持っていらっしゃる方の経済的な事情などもあると思いますので、総合的に勘案して最良の方法を取ることしかないかなというように思います。

その中で崖の助成制度というのは、これは鎌倉市の場合、全国的にトップクラスの助成制度を持っていると自負しておりますけれども、こういった制度をフルに活用していただきたいというようには願っているところです。技術的には、いろんな工事のやり方がございますので、場所によって市の職員も含めて、いろんなアドバイスができるかと思います。ご心配・ご不安を感じている方は、まずはご相談にきていただきたいなと思っております。

<南鎌倉自治会 河村会長>

レッドゾーンに関しては、私もネットで全箇所確認しました。参考にしたいと思って全部載せていらっしゃるのを知っています。今回挙げた、やまゆり坂というのはレッドゾーンに入っていません。ただ、うちの自治会としては、キーになるところなので挙げたわけですが、今回お尋ねしたいのは、その所有者の方に、

あなたのところも危ないですよと、どう考えてもこの間工事したところと同じ状態なので工事してくださいと、自治会としてはなかなか言いにくい部分であります。このときに市にご相談して、市のほうからそろそろやったほうがいいですよといったことを、そういうお助けはお願いしてもいいものですか。

<都市景観部 古賀部長>

まさに、今回議題に挙げたのは、ガストのところの坂から同じケースでございまして、これはいろんな諸事情でこういう回答内容になっていますけれども、具体的には直近では7月の上旬に実際に上の4件の方、訪問してこういう要望が出ておりますので、制度も拡充しておりますからいかがですか、というような説明を市のほうからいたしております。こういうことで余程のことがなければ確かにしてはいないですが、ご要望の内容に応じては、そういったご説明も兼ねて制度の説明をいたしているところです。その辺のところもご相談いただければと思います。

やまゆり坂の今回の件につきましては、私も上の公園から崖を下りて見ようと思いましたが、ちょっと今の時期、草がかなり生えていて、コンクリートの吹付けの様子ですとか分かりませんでした。決して放置しているわけではないので、ここもお隣の民有地のところみたいに完璧に工事ができれば一番いいんですけども、かなり範囲が広いので、できればコンクリートの吹付けがやってあるところを狙って工事をやりたいなと今考えているところです。ですので、もうちょっと涼しくなってから改めて現場を全般的に調査して、その結果をご報告にまいろうというように考えておりますので、今しばらくお時間をいただければと思います。

<南鎌倉自治会 河村会長>

ご回答、ありがとうございます。ただですね、いらっしゃったときには、実は私たちは何枚も冬の間の草がないときの写真をお見せしています。それが上に伝わらなかったのがちょっと残念ですが、今のような回答ですと、また必ず見に来ていただけると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

<都市景観部 古賀部長>

大変申し訳ございません。ありがとうございます。

<西鎌倉山自治会 川口会長>

私どもは、連合会に入っていないものですから、団体では参加させていただいていないので、今の話に乗らせていただきたいのですが。今、コンクリートの吹付けの崖のお話だったと思ったので、私もずっとそれはちょっとうちの問題とは違うかなと思っていたのですが、西鎌倉山自治会の自治区のトンネルがあるような住宅地の中に、住宅地で緑が豊かでとてもすばらしいところがあります。

やはり、ものすごくうっそうとしてきていまして、やはり、西鎌倉山自治会の自治区のトンネルのすぐ横の木が今年5月かな、落石がありまして、被害はなかったのですが、そこから自治会が動き出しまして、ずっと話し合いをみどり公園課の方にさせていただいている状況ですけれども、多分、市がやってくださる整備というのは、道路から何メートルとか、あと出てきた木という、わりと表面的な処置しかできない、鎌倉中そういう状況ですし事情は何となく理解しているつもりですけれども、やっぱり全体的な風通しだったり、コンクリートが張られることで、一番崖崩れ・土砂崩れの原因であるような水はけが悪くなり、そこに溜まってくると

によって土砂も崩れてくるというように認識しています。そのため、コンクリートを張っていくことが本当にいいことなのか、張ってしまっているところも、そこからいきなり全部止めるということもできない、きっと大変な思いをされていると思いますが。

西鎌倉山自治会の地区では、そのままわりとむき出しなままの状態で本当にうっそうとしています。NPO法人の緑のレンジャーが見に来ていただきました。もし、住民の方でそのような整備をしていただけるやうな気がある方がいらっしゃれば、レンジャーさんが協力して下さって、その指導の下に、緑地の整備を、全体的な地区をやるということもできなくはないと思うよと、そういうことをレンジャーさんたちもやってらっしゃるといことで、今年8月28日ですけれども、一応、勉強会みたいなことをやって、セミナーを自治会で開くことにしております。レンジャーさんに来ていただいて、うちの自治会のほうでも環境系のお仕事をされている方がいらして、今SDGsという部分でも緑地の問題、温暖化とそういう木々がものすごく生き茂るところとか、いろんなことが元の根っこにはあって、表面的な、もちろん対処していかなければ間に合わないという状況はあるとは思いますが、もっと深く、みんなでそういう土砂災害だとか崖崩れがないような、私は水の流れというものが、多分ものすごく大事なんじゃないかと思っていますけれども、雨も多いですしね。なので、その水はけであったり、そういうことも鎌倉市の方にも、こちらの住民も、みんなで協力し合いながら土砂崩れを事前に防げるような何か活動というのをしていけたらいいのではないかとすごく思っています。

皆さんもいろいろ、そういうお悩みを、鎌倉って抱えていると思います。崖の問題。でも突き詰めて、水が溜まってしまうことによる土砂の崩れ、コンクリートのところに溜まってしまふ、水はけをちょっとよくしていくことだけでも多分防げるのではないかと思います、そのような対応というか、対処療法的ではない、もうちょっと入り込んだ鎌倉市としての対応というのはお考えなのかなというところ、考えていくべきと思っらっしゃるのかということも、私も気になっているところではありますが、いかがでしょうか。

<都市景観部 古賀部長>

今の、おっしゃっていただいているように、水の流れというのがすごく重要でございます。市の土地は、私どものほうで工事をする場合は、当然、岩盤ですとか地盤の状況と加えて、水の流れがどうなっているのかというところをおさえた上で、工事・設計をするというようなことをしております。同じように個人の方が防災工事をやられる前についても、そういったアドバイスをしております。ですので、今のポイントというのは、どのケースにおいても重要なところになってくるのかなと思っています。例えば、市が持っている土地を市が工事する場合ですと、表面上というよりも、そういった安全の観点から今ある程度の範囲をやっておかないといけないという範囲まで設定した上で、木の切り方ですとか、崖の保護の仕方ですとかというところを踏まえて、工事のやり方を決定していくというようなプロセスを経ております。先ほどのやまゆり坂のところについても、同じようなプロセスを経て、工事のやり方を決めていきたいと考えているところです。

あと木の切り方ですね。あとコンクリートで覆うということご懸念されているというような、受取り方をしましたけれども、今、吹付けというやり方はあまりやっておりません。場所によっては、ご存じでしょうか、山肌にワッフルみたいな碁盤目のコンクリートでベタっとやっているところがありますけれども、あのやり方が今一般的でして、一律全部こう吹付けて膜で覆うというやり方は今ほとんどやっておりません。でもあれをやってしまうと土地が息できなくなってしまうので、場所によってはあのやり方を反対される方もいらっしゃるったり、元の姿に戻るような余地を残しつつ、そういった工事をやるという場所もあります。それですと、

また何十年後かにはまた元に戻ってしまうという懸念もございますので、その辺りは致し方なしかな、というところですね。

<西鎌倉山自治会 川口会長>

やっぱり、こまめなメンテナンスというか、ちょっとした水はけが、例えば、何か詰まっていて、枯葉が詰まっていることで何か滞ってしまったり、何かが溜まっていくことで、といったこともありますよね。

<都市景観部 古賀部長>

そういう場合もございますけども、主に地下水の動きですね。これはどうしても地下の中だと動きが見えませんので、表面にどういう形で水が湧いているのかというのを抑えるしかありません。ただ、その湧いている水を止めるということはできませんので、それをいかに安全な形で下流のほうに流していくかというのが工事の一番のポイントになってくるということがございます。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

技術的・客観的なデータで分析することと、例えば、今もやまゆり坂でいろいろ出ているような声を全体の町内自治会から集めて、そこに対して調べてみるというところから出発してもいいような気がいたしました。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番号	04 西鎌倉 3-6
テーマ	手広4丁目 30-6 下水道占用料の納付についての疑問
内容詳細	<p>毎年鎌倉市役所は個人が占有している下水道占用料を徴収しております。しかし、本案件はどう客観的に見ても個人の占有とは認識できないと町内会では判断しました。過去の経緯をみるとこの地に営業所を構えていた菱三商事株式会社（現YKアクロス株式会社）が自社所有車の駐車のためにこの橋を申請をしたようです。その営業所が撤退し、その土地を購入した赤井氏が下水道占用料が課せられる事実（このことは重要事項の説明義務がありその当時の不動産会社の過失と考えられます）を知らずに購入してしまいました。赤井氏もこの橋を10軒の方々が毎日使っているのになぜ自分だけが下水道占用料を支払わなければならないか疑問を感じ市に問い合わせています。しかし市の見解は規則がそうなっていますとの返答で赤井さんに6000円/年を請求します。不服なら裁判をしてくださいと冷たい対応も取っておられます。多くの市民が使用しているのに市は勝手に住民が作った橋なので撤去してくれても良いとの見解を表明しております。問題は二つあります。一つは規則だからと言いながらその規則の具体的内容を明らかにしていないこと。第二は市役所の対応は市民生活の向上を全く考えずに一市民の犠牲により支出を拒んでいることです。市の暖かい対応を期待します。下記に通行実態調査を載せております。子供の通行人数は少なくなっていますが、今まで便利な道路として使っておりましたが今回の件を知った交通指導員の方が万が一の事故の発生を懸念し迂回するよう指導しているとのことでした。</p>
担当部課	都市整備部道水路管理課

議題に対する回答等

当該橋は、2本の橋が隣り合って設置され1本の橋のように使用されていますが、北側の橋は鎌倉市が所有する道路橋で、南側の橋(占用橋①)は個人が所有する占用橋です。

北側の道路橋につきましては、鎌倉市にて維持管理を行っており、市道(鎌倉市道040-019号線)の幅員に合わせて整備し、一般の道路と同様に利用していただいています。

占用橋①につきましては、以前の所有者が水路対岸の宅地への通行の利便性の向上を図るために、水路上に設置したものです。

そのため、鎌倉市下水道条例第22条に基づいて、橋の所有者の方に対して占用料を請求しています。

なお「道路に出入りするための橋」は、鎌倉市下水道条例施行規則第17条に基づいて、幅3mまでのもので1宅地1本に限り占用料を徴収しないこととしています。しかし、この橋の南側10m程離れた場所に、同一宅地への占用橋(占用橋②)がもう1本かかっており、合計2本の占用橋があるため、1本分の占用橋の占用料を請求しているものです。占用料の徴収について、職員による説明が不十分であったことにつきまして、御詫び申し上げます。

なお、占用橋②を撤去された場合は、占用橋①については、占用料を徴収しないこととなります。

また、占用橋①は、もともと、土地の所有者の方が水路を横断して道路に出入りするために設置された橋ですが、他の方も使用されることについては、橋の所有者の方と使用者の方々と話し合っていたいただきたく思います。

添付資料

現場状況写真

現場状況模式図

現場状況 写真

道路橋及び占用橋①



現場状況 写真

占用橋②



現場状況 模式図



⑥手広 4 丁目30-6下水道占有料の納付についての疑問

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

たまたま、私も手広でこの案件に関わりがありますので、補足説明をいたしますと、基本的にご本人からすると、この重要事項、私も不動産会社に勤めていたので当たり前のことなんです。けれども、ご本人が認識していないという事実があって、そこを本来ならばご本人と不動産会社の重要事項の不説明ということで、そのやり取りにまずはなるということなんですよね。

ただ、本人の記憶がないというところから出発していますので、市役所に相談した。そしたら、ちょっとこれ、かわいそうだなと思ったのは、市役所の悪口にみたいになってしまいますが、この橋を壊してもいいですよと言われたとおっしゃるんです。要するに、その橋さえ使わなければいいということになるのですが、実際は、その奥に10軒家ができてみんな使っています。そこに調査がありますように、これも実際何人が使っているかという140名。こども子どもたち危ないから使うなということで、ここを使わないようにしてこの人数です。そういうことで、実際使っちゃっているから本人も壊してもいいよと言われたって壊せるわけじゃないと。

そして、ここを売りたいということで売りに出そうとしたら、そういうものがあるところは買う人がいないということで不動産会社も二の足を踏むということになって、そして、ほかの10軒からみんな負担してもらったらいいのではないかとということで、その方は78歳、いちいち10軒訪ねて、私が6,000円負担しているからって2、3軒当たったらみんな断られちゃったと。そういう状況でご本人がほとんど困って、町内会のほうに相談に来たという経緯があります。

ここのところで私が感じたのは、もう少し我々も78とか80近くになって、やれ橋を壊してもいいよとか、あなたがみんなに10軒に頼んで出してもらえばいいじゃないかと言われても、それは無理だろうなというのはよく分かります。だから、そういう中で、何が本当の解決方法になるかというのは見えないのですが、ご本人がもうここから出て行きたいというような鎌倉市であってはいけないなど、私は思いました。

そういうところで何か一緒になっていい解決方法を見つけてあげる。例えば、市の職員が一緒になって、ほかの方々、10軒だってね、1軒600円ですよ、年間。それくらいだったらもっていき方では出してくれるとは思いますが。そういったところで何かうまく解決してあげたいなということで、あえてこれは私の町内会として出させていただきます。

市役所の方々はこの問題が起こっていて、何となく心苦しいところではあるのですが、実際はどのようなのでしょうか。

<都市整備部 森部長>

個人の方が架ける橋というのは、鎌倉市内たくさんございます。町内会で使われて、何人かで使われているところ、多くが私道で、私道で何人かで持たれている方がいらっしゃるのですが、何万橋もこういう橋があるものですから、代表者を決めてくださいというのは必ずお願いしているところです。その中で、皆さんで費用の負担なり代表の方にあるのかというのは、我々としてはそこまで踏み込めないところもありますので、その代表の方と市という形でのやり取りをさせていただきたいと思っております。このケースも写真も一緒に添付はしているところですが、皆さん、元々はそんなに多くの家がなかった、社宅のようなところで、駐車場、車を入れたくて広げたような形も見受けられておりますので、ほかの場合もございますので、何とか代表の方

としてをお願いをしたいと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

この場合、本人が代表という自覚を持ってないことに問題があると思っています。そういう形であれば何の問題もない。本人は、ただ知らないうちに私が払っていたと。だから私が代表という自覚も全くないですね。多分、その問題だと思っています。

<都市整備部 森部長>

そうですね。当初にそういう説明も市のほうからすべきだったと思っております。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

一応、やり方としては、相談者の方に、例えば代表でということで、私どもがお手伝いするから残りの10軒のところへ声かけてみましょうとかね、何かそういうことであれば、ほんの2、3日で解決したと思うんですよ。こんなところでよろしいでしょうかね。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 西鎌倉 3-7
テーマ	道路のフェンス更新依頼
内容詳細	手広4丁目20番地付近の道路と水路を隔てるフェンスが腐食し、破損し転落の恐れがあるため、補修・更新をお願いいたします。
担当部課	都市整備部道路課 都市整備部道水路管理課 都市整備部作業センター

議題に対する回答等	
当該地のフェンスについては、6月3日に作業センターにて補修作業が完了しました。	
添付資料	

⑦道路のフェンス更新依頼
質疑なし

その他

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

W i - F i 環境の整備ということで、実はこの行政センターのこの部屋も今 Z o o m を使っているのですが、非常に環境が悪いです。鉄筋コンクリートで、私もここで Z o o m を使っていますが、最初は古い W i - F i を使っていると全くだめ。それで最新のものを使って一つでしたら対応できましたけど、何人が使うとだめになってしまう。今、もう Z o o m って当たり前じゃないですか。市の施設、特にこういう古い建物って鉄筋が厚くて電波が通りにくいですよね。多分、こういう施設いっぱい抱えていらっしゃると思うのですが、そこに対して今のような D X とかいろんなことが言われている中において、市役所としてどんなお考え方をなさっているのか、どういう方向にいかしているのかというのを聞きたいなと思います。

<教育文化財部 佐々木部長>

今年の10月から生涯学習センター、ここの施設もそうですけれども、指定管理を導入することになりまして、生涯学習の集会室は W i - F i が使えるような環境を指定管理の業者のほうで整備をしていただくようにはなっていますので、こういった集会施設については大丈夫ですけれども、今、課題となっている図書館とか行政センター全体のところについては、まだ課題かなというところがあります。学習センターのところについては、今、お話したように業者にやっていただくように調整してまいりたいと考えております。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

西鎌倉地区社協としては、このコロナの状況でオンラインによるイベントをいろいろ企画しています。なかなか皆さんに集まっていられない状況の中で、やはり、この多目的室を使ってオンラインで繋ぎながらとか、あるいはランチ会を開いたりしていますけれども、スクリーンを広げてオンライン旅行をうつしながら皆さんに見ていただいているような企画だとか、それから個々にいろんな方とつながってというような、例えば子育てサロン等でも Z o o m で入っていただいて保健師さんのお話を聞くとか、いろんな企画をオンラインでやるようになっていきます。

今、芹澤さんからもお話ありましたように、1階のフロアはなかなかつながらないですね。私どもも、やるときにはポケット W i - F i を三つ、四つ、借りたりして使っています。こういう公共施設で、腰越だけではなくて、やはりネット環境は Z o o m だけではなく、いろんな意味で一刻も早く整備していただきたいと考えます。

というのは、一つは、そういうイベントのときの不便さというのがありますけれども、去年、一昨年でしたか、ここの行政センターが避難所になったことがあります。そういうとき、これからも恐らく小学校が主に避難所として使われていたかと思いますが、行政センターに避難しましょうということもこれから増えてくると思いますので、こういう場合、人が集ったときに、やはりネットによる情報収集ということは必然だと思いますので、そのためにも幾分早く、こういう公共施設がネット環境を揃えていただきたいと思います。

この話、今までこの場だけではなく何度かしているのですが、検討します、考えます、徐々に始めていますというような話を伺いますが、それを一刻も早く、各行政センターで揃えていただきたい。これだけの昨日、今日の雨が降って、いろんなところで避難、災害がひどくなっていったり、恐らく避難するという場面も増え

てくると思いますし、このコロナの状況がなかなか終息しない中では、やはりネットの導入で情報交換というのは必然だと思います。

ぜひとも、これは一刻も早く整備していただきたいと考えます。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

市役所で、今、いろんな企業でも在宅勤務とかも当たり前で、そして、ほとんど社員全員がオンラインで、Zoomでやっていますが、市役所はその辺ができているのでしょうか。

<松尾市長>

市役所は順次拡大しているという状況で、仕事で使っているパソコンですね、これにLTEの回線がつながるようになってきているものですから、それでどこに持って行っても仕事ができるという状況で、まだ基本的には管理職、プラスアルファぐらいですけども、今後それを全体に広げていくという、そういう段階です。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

今のお返事としては、徐々に考えますということですか。

<松尾市長>

肝心の返答ができておらず、すみません。

そうですね、一つは今、先ほど教育部長が申し上げたように、業者がやってくれるという一つ提案をいただいていますので、そこでやらせていただく、その状況をみながら検討したいというところは一段目としてはあります。

会長のおっしゃるように、必要だということの認識は持っております。社会福祉協議会、福祉センターのほうも、やはりそういう活動からのご要望がありまして、整備したという経過もございます。実際に使って、どれくらい使われるかということも含めて検討しているところでございますので、今日いただいたご要望を受けまして、すみません、検討という言葉になってしまいますけれどもしてまいりたいと思います。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

急いでいただきたいです。

<谷際自治会 川原会長>

今、その避難所というお話が出ましたが、先ほどもお話を伺った学校のお話。当面、腰越と西鎌倉が統合されることはないということだったのですけれども、その中で再編していくことを考えねばならないといったときに、今の学校というのが必ずしも子どもの教育のためだけではなくて、高齢者の避難のためのものになっているところをぜひ加味していただきたいなと思っております。

というのは、いろんな人に申し上げますが、谷際という地区は学区としては西鎌小です。ですが、西鎌小に行くためには細い坂道を上がって行かなければいけません。子どもはいいです。県道304号線の歩道を歩いて上って行って下りてくるというのは、子どもにとってはそれほど苦ではないかもしれませんが、何か災害

が起きたときに、お年寄りがあそこを上っていけるかという非常に辛いのかなと思います。特に大雨、そういったときに避難路というのがあそこしかない。実際、西鎌小に避難してくれといってもなかなか避難できる状況にないと思っています。

谷際の近くにはもう一つ、深沢小があります。そこは平地で歩いて行けます。距離はたしかに西鎌小より遠くなる場所もありますけれども、逆に、東側の深沢交差点近いほうの地区からいけば深沢小のほうが近い感じ。ですから、学区で分けて、今、西鎌小が避難場所ということに指定されているかもしれませんが、防災という目でみた場合には、避難場所として西鎌小が本当に適切かどうかという話はいつも出てくる話です。

ですから、今後その再編ということ考えた場合に、もちろん距離的に近いほうが子どもの学区としてはいいという考え方はあるとは思いますが、同時に、学校が防災拠点となるのであれば、お年寄りの導線ということも考えていただきたい。これは、うちの地区の中で結構話題に上っていますので。これは、今すぐということではなくて数年来の長期的な課題だと思いますけれども。教育文化財部、それから市民防災部と、両方に関わってくると思いますので、お互いに協力し合って考えていただければいいかなと思っています。

<松尾市長>

ありがとうございます。その点につきましては、実は少し柔軟に考えていきたいというのが基本的な姿勢になります。必ず学校へ避難をしなければならないということではなくて、様々な、例えば大地震の場合と風水害と、これは基本的に考え方を分けて様々な避難も考えておりますので、今、風水害のことでお話させていただきましても、ある程度、風水害の場合はそういう災害が起こりうる、事前に分かるということから早めに避難をしていただきたいと。

それも、決して小学校だけではなくて、ホテルですとか、あとは知人・友人・親戚、そういう方のところに避難をしていただくのも方法としてはありますし、そういう意味ではその方自身の避難しやすい場所というところを考えていただくという基本的な考え方があります。とはいえ、最終的に避難せざるを得ないというとき、学校しかないという場合には、安全に避難していただくということになるわけなのですが、基本的に相当の雨が降っているという状況になった場合には、屋外に行くというよりも垂直避難と申し上げて、2階、もしくは崖から遠い場所に、家の中で避難していただくという、こういう考え方でおりますので、その辺りは個々に、その方その方の状況に応じながら考えていただきたいというのが基本的なところ。という前提の上で、今、会長おっしゃっていただいた避難所としての学校の役割というのも、これはもちろんありますので、その辺りはきちんとそこも想定しながら考えていく場合には検討してまいりたいと思います。

<西鎌倉山自治会 川口会長>

西鎌倉小学校前の交差点のことですけれども、リソ側、本当、目の前に信号の交差点ですが、横断歩道と点線、全部消えている状態です。実は、今年度の我々の自治会の安全環境と西鎌小の校外委員と兼任されている方が、兼任してくださっている状況で、校外委員の方のほうからもそのことをこの間、合同点検のときにお伝えしましたところ、まだそれに対応できないと。

まず道路の舗装ができていないので消えている状態を直すことができない。まず道路の舗装から先にやるというようなお話で、その市の対応がまだ目途が立たないというような回答をいただいたということでした。学校前の交差点だということと、一応、そのホームページのほうを調べましたら2011年以降着手するという

ようなことだったようなので、随分時間が経っているなと思っているのですが、あそこはかなりたくさんの方が通りますので、早急なお答えをよろしくお願ひしたいというところです。

<松尾市長>

ありがとうございます。県道が、こう、海に向かって走っていて、要はロイヤルホストのほうに向かうところは県道で、縦に学校側は市道ですけども、恐らく横断歩道の消えているのは県道ではないかと思ひていて、舗装ができないと線が引けないというのは、市ができるところは早くやりたいと思ひているのですが、県道ですと県になってしまいますので、ちょっとそこは確認させてください。

また、これは神奈川県全体の問題にもなっているのが、横断歩道の停止線、これが消えていて見えないというのが大きな問題になっています。これは神奈川県長の市長会の中でも知事に対して強く要望を昨年申入れをして、早くやっていただきたいということで、順次やりますよ、というお答えはいただいている状況ですが、県警のほうも相当予算がなくてできていないという、そんな状況はあります。ただ、そこは我々も強く要望はしておりますので、しっかりとやっていただくように進めたいと思ひます。

<西鎌倉山自治会 川口会長>

よろしくお願ひいたします。

《後日回答 都市整備部 道路課》

西鎌倉山自治会 川口会長に改めて要望内容を確認しました（令和5年(2023年)1月16日聴き取り）。

その結果、要望箇所は鎌倉市道におけるものであることから、これについては令和4年度内に舗装の修繕と併せ横断歩道の復旧について実施を予定しております。

<南鎌倉自治会 河村会長>

すみません。これはもう、この議題では落とされてしまった意見です。実は、今、防災のことを考えると本当にもう不安で不安でという状態で今役員やっています。それでその中であるアイデアとして防火水槽が必ずどの地域にもあって、うちの地域にも公園の中に防火水槽があります。もちろん防火水槽、触ってはいけないし消防署の管轄だと思ひますが、ほかの自治体によってはあそこの蓋に工夫をすることによって防災時に生活用水とか、飲料水ではもちろん無理ですが、そこはいつも水量の統計が取られて必ず上まで満水になっているようなので、あれは何らかの方法で本当に困ったときに使えるような方策を鎌倉市でも考えてくださったらいいなと思ひています。今どうこうというわけではないのですけれども。防災担当の方、どうぞよろしくお願ひします。

<市民防災部 永野部長>

消防のほうで管理しておりますので、特に災害のときに地震災害とかですと火災が起こることも想定できますので、どんな使い方ができるのか、すみません、今、私お答えできないのですけれども、逆にある程度安定した後に、また水の面で何か困っているというようなときに、防火水槽の水がうまく利用できないかというような工夫につきましては、消防のほうにも提案をして、どんなことができるのかという話をしたいと思ひ

ます。そこに多分、立ち会って管理とかいろいろ出てくると思います。何ができるのか、どうしてなのかという辺り、検討させてください。

<南鎌倉自治会 河村会長>

他の自治体も実際やっているようなので、どうぞよろしくをお願いします。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

今日は非常に議題が多いということで、もう前もって、今まで多分2回のふれあい懇談会で取り上げられてきていた手広片岡4丁目、先ほどもスピードの問題に関しまして2回やられていたんですけども、今回、その議題に入れられなかったのも、もしも時間が空いたということで、既にもう文書でお出ししているんですが、結論から申し上げますと、バンクを付けて速度制限を付けるというのが私たちの希望だったんですが、いろいろテクニカルなことで検討した結果、坂道を含んでいるもので国交省とか鎌倉警察も含めまして、あと市役所の道路課とは6回くらい打合せしまして、もう結論が一応出ていまして、バンクを付けるとかえって危険を及ぼす可能性があるということでバンクは諦めました。

ということで道路上の先ほどの横断歩道のマークが消えちゃう云々というお話ございましたけれども、そういった形の舗装面に色付けをして注意喚起をすることによってスピードを下げていこうという方向に進めましょうということで、道路課とは既に方向性が決まって、最終的にどういうデザインになりますかというのは、それは昨年度12月1日に私、道路課にそろそろ進捗状況により今後どうされるかという説明会を開催してくださいということでお願いしてまして、そういう意味でその技術的な方向が決まりました。道路課も説明会をやりましょうということで、本来なら今年の1月くらいに開催する予定ですが、このコロナ騒ぎでもってずっと延び延びになっているのですが、説明会の開催ということに関しまして、行うということは決まったのですが、道路課のほうから実はこの道路安全対策については道路側のテクニカルな面には責任を持てるのですが、道路行政、安全行政に関しては、まちづくりのほうも同席してもらわないと説明会が成り立たないということで、私に対して、まちづくりのほうの同席もお願いしていただけませんかという要請が担当の方からありました。

ということで私はまちづくりのほうに電話で、こういうことで道路課のほうから説明会に当たってはまちづくりのほうからも出席いただけませんかというお願いをしたのですが、それに対してかなりお役所的なというか、署名捺印した正式行政文書を出してくださいというようなことがありまして、私はこの10月1日に説明会を開催してくださいということに関しては、道路課のほうもまちづくりのほうの林部長のほうにもCGでそのデータはお回ししているのでもう既に出しているから改めて行政文書出すつもりありませんということで、私はお断りしました。それに関して、その後どうなったのかというのはよく分からないのですが、その点に関しては、私が8月5日の今日、ここで林部長含めてお話ししよう、ということで電話を切っているのですが、それに関しての今日の私の質問は三つありまして。

一つ目は、道路課が言っている森部長からのご回答として説明会はやっていただけますかということは一つ目。

二つ目は、林部長のまちづくりのほうで正式な文書を出さなくても説明会には出席していただけますかというのが2番目の質問。

三つ目の質問は、私がすごく今回不愉快だったのは、道路課の人が私に対して、まちづくり課のほうの参加を要請していただけないかというのを私に要請がきました。これは市役所内部の問題だから森部長のほうから林部長に対して、そういうことをやるから、林さん、そっちからも出てよと言えればそれで終わったはずなのに、わざわざ私に対して担当者が、そういうまちづくりのほうの出席の要請してくださいという、市役所の内部の話を外部の私に要請してくるとするのは、何か縦割りというか、市役所の中の風通しが悪い、要は連携ができていないと私は感じました。

そういうことで3番目の質問は、市長に対して、こういう市役所の中のその内部的な連携がうまく取れていない、わざわざ私に署名捺印した正式要請文書を出せということが、本当に市としての私に対する要請ですかというのを、私、市長に聞きたいです。ということで、この三つの質問に対してご返答いただきたいということとでよろしくお願いします。

<都市整備部 森部長>

最初のご質問の進捗報告です。一昨年からお約束していることですので、日程等の調整は市の道路課で行いますので、お約束どおり報告会はさせていただきたいと考えております。

<まちづくり計画部 林部長>

本件につきましては、令和2年くらいからずっと長い経過があって、逐一、報告を受けて確認をしています。それから今年のやりとりの部分についても確認はさせていただいていますが、署名捺印文書のお話もあった。前段の話等々ありますけれども、端的にお答えさせていただきますと、道路課が都市整備と調整をいたしまして、まちづくり計画部の都市計画課の担当の職員も交通計画に関して説明が必要であれば文書いただかなくてもその場に参加するように、私のほうから指示はさせていただきたいとこのように考えております。

<松尾市長>

ご指摘いただいたような行政の縦割りですね、また市民の方に何か要請するというようなことは、私自身、市役所の在り方としては全くそういう在り方を目指しておりませんし、そんなことあってはならないという立場です。そんな中で、いろいろとこれまでのやりとりの中で失礼があったら大変申し訳なく思いますし、そこは信頼関係の基で仕事を進めていく必要があると思っておりますので、きちんと今後に向けてはその辺りを注意しながら進めてまいりたいと思います。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

市役所の中に、階段の昇り口に書いてありますよね。鎌倉市はこういうことをやりますということで、縦割りをやめてどうのこうのという、その謳い文句に書いてあるのですが、それが職員の人たちに全く徹底されていないと私は感じます。ぜひ、その辺の改善をお願いします。